

多摩川・秋川合流地域の歴史的研究

1 9 8 9 年

多 仁 照 廣

多摩川流域史研究会

財團法人とうきゅう環境淨化財團助成報告書・一九八九年

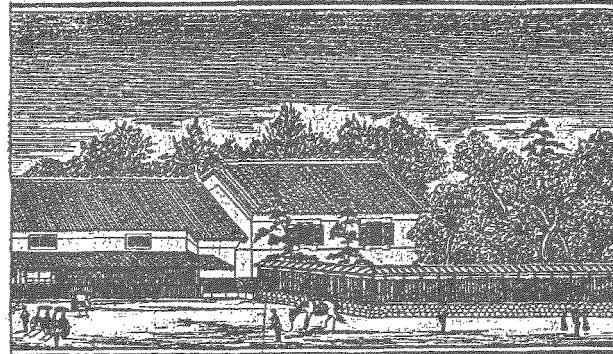
多摩川・秋川合流地域の歴史的研究

多摩川流域史研究会

多仁照廣

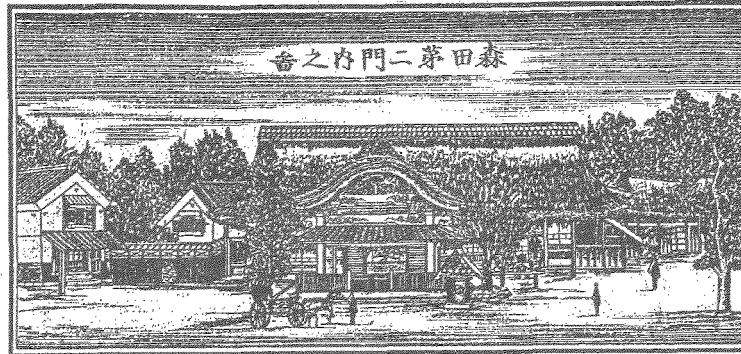


神奈川縣下武藏國
酒造町西多摩郡小川村
質舗 森田儀左門

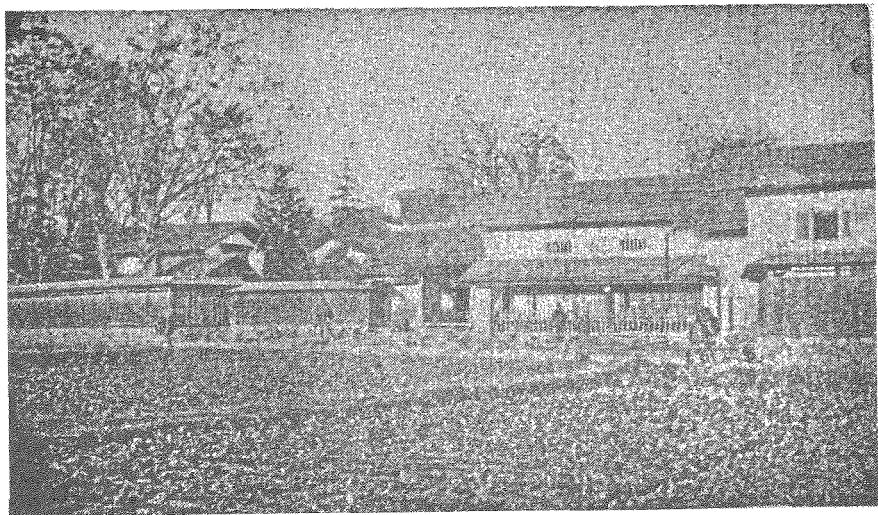


明治十七年『日本名家繁昌圖錄』

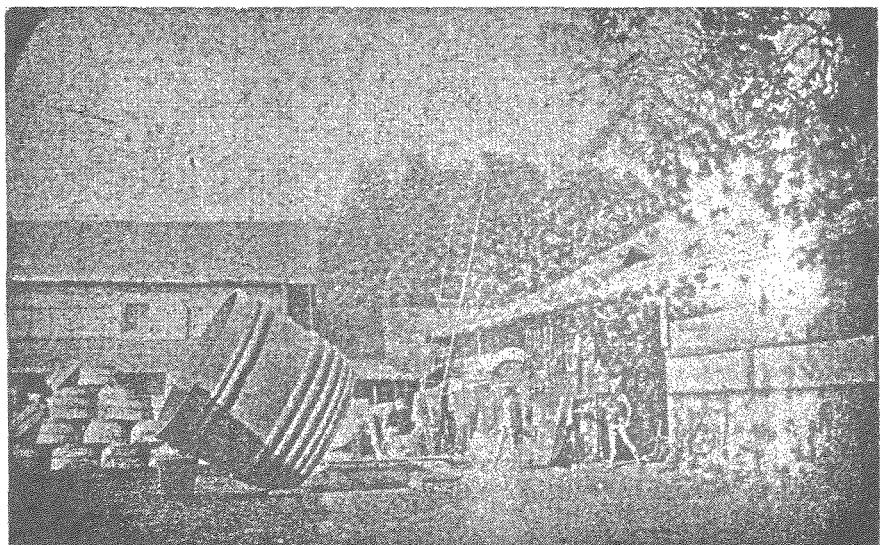
森田茅二門之内之番



明治期の森田家



明治期の森田家の酒造蔵風景



多摩川・秋川合流地域の歴史的研究（第一次研究報告）

目 次

『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究』

(第一次研究報告)について

一、研究の目的	代表研究者 多仁 照廣	三	一
二、研究の経過			
三、『研究報告』(第一次)について		四	三五
四、今後の計画		六	三九
第一章 川と土地		七	四五
近世後期の小川村の川除普請	牛米 努	九	五一
はじめに		九	五五
一、古田跡の再開発		一〇	五七
二、小川村の国役普請		一一	五九
三、国役普請の請負人		一二	六一
おわりに		一二	六三
近世多摩川流域村落における用水と土地問題		一二	六五
米崎 清実	多仁 照廣	六七	六七
はじめに		一三	六七
一、村落内部の土地問題と用水		一三	七一
二、用水組合と周辺村落		一八	七八
おわりに		一八	八四

おわりに

明治初期神奈川県の地価創定事業

—西多摩地方秋川筋の地租改正経過を中心に—

一、本稿の目的と史料の概要

二、地引絵図の作成

三、反別・等級の調査

四、模範村方式の適用

五、地価の決定

第一 chapter 森田家の酒造

森田家の経営と地域経済

多仁 照廣

はじめに

一、森田酒造の創業

二、元禄期の森田酒造

三、天明以後の森田酒造

四、化政期以降の森田酒造と酒蔵貸与

おわりに

近世における森田家の土地集積について

はじめに	酒井 民樹	八六
一、森田家の土地集積状況		八六
二、森田家の土地經營		九二
おわりに		九五
維新时期全国紡績生産の動向と多摩川中流域の織物基盤		
はじめに	鈴木 芳行	九七
一、全国的な紡績生産の動向		九七
二、多摩地方の織物生産		九七
三、絹業基盤の新動向		一〇五
むすび		一〇五
第三章 社会とくらし		
旗本水谷氏家政の一断面	田渕 正和	一一九
一、水谷氏の系譜		一一〇
二、勝里・勝賀期の水谷氏の家内状況		一一〇
三、寛政十一年の御用金		一一三
四、まとめと今後の展望		一一五
維新时期多摩郡の管轄替えと行政区画		一一九
はじめに	安藤 陽子	一一一
一品川県を中心に		一一一
はじめて		一七六

一、多摩郡の管轄沿革

二、県内行政区画の変遷		一一一
三、まとめ		一三六
近世期小川村の組をめぐる問題について		
はじめに	桜井 昭男	一四八
一、百姓名の組について		一四八
二、「庭場」について		一四五
三、明和期の「庭場」間争論について		一五三
おわりに		一五六
熊野神社をめぐる諸史料について		
北村 澄江		一六〇
一、はじめに		一六〇
二、二つの熊野神社と森田家文書		一六一
三、祭礼面に関する史料		一六二
四、宮の造営や修復に関するもの		一六三
五、社木一件ならびに祭礼に関する史料		一六六
六、おわりに		一七一
近世玉川の漁場利用関係について		
富田 满		一七六
一、近世玉川の漁場生産		一七六
二、享保七年の拝島村と熊川村の漁場争論		一七七

(1) 御菜鮎上納御用役の赦免と復活	一七八
(2) 幕府の漁場政策	一八〇
三、寛保元年の伊奈村と代継村の漁場争論	一八〇
(1) 玉川瀬田村御川狩鷹匠御用役	一八二
四、宝曆七年の伊奈村と高尾村他四ヶ村の 漁場争論	一八三
(1) 漁業運上の賦課と負担方法	一八三
五、弘化四年の留原村と伊奈村他六ヶ村の 漁場争論	一八四
六、嘉永四年の戸倉・乙津村と小中野村の 漁場争論	一八五
七、要約	一八六
多摩川・秋川合流地域の若者仲間	一八八
多[一] 照廣	二三五
はじめに	二三五
一、多摩川・秋川合流地域の若者仲間の活動	二三五
二、若者仲間の規制	二三九
三、牛沼の若者仲間	二三三
おわりに	二四〇

『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究』

(第一次研究報告)について

『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究』

(第一次研究報告)について

1、研究の目的

川が行政の分界線となり、川に背を向けて生活している現在、川を生活に取り込まなくては生活できなかつた時代の歴史を明らかにすることは、川をもう一度われわれの生活に取り込むことにつながる。川を分界線とする地方自治体の歴史編纂では、川を中心とした両岸の地域を広域的に研究することはなかなか難しい。多摩川流域史研究会は、こうした地域研究の欠点を克服する目的で、多摩川・秋川合流地域の研究に着手した。

2、研究の経過

一九八五（昭和六十）年六月、東京都秋川市小川森田幸司氏所蔵文書（以後、森田家文書と略す）調査が開始された。森田家文書は、会員の一部によつて一九八三（昭和五八）年十二月より編纂作業が開始された福生市熊川石川弥八郎氏所蔵文書（『多満自慢石川酒造文書』第四巻まで既刊、続巻中）の調査の過程で発見された。

森田家文書は、秋川市史の編纂事業のさいに一部の文書は整理されていたが、殆どの文書は未整理のままであった。森田家は、武藏七党の山口氏の系譜を継ぐという家伝を持つ。もともと、江戸中期に甲斐武田の家臣であつた森田氏より系図を買った史料があり、いまだその

出自を明確にすることは出来ない。森田家は、江戸時代前期より酒造業をはじめ、八王子の市の織物買い、継ぎ商人として富を蓄え、大地主となつていった。また、代々名主の家であり、宝永以後は旗本水谷氏の勝手掛を勤めるなど、有力な豪農であつた。

将軍家の鮎の献上名主で郡中名主でもあつた石川家の文書と、森田家文書という、多摩川を挟んで対岸の村に所在する数万点の文書を研究材料とすることができるようになつたため、一九八五（昭和六十）年十一月、十三名の会員で、多摩川・秋川合流地域の歴史研究を目的に、『多摩川流域史研究会』が組織された。

一九八六（昭和六十一）年度にとうきゅう環境浄化財団の研究助成を受けたことによつて、同年夏に、熊川南会館において北原 進立正大学教授、新井勝紘町田市史編さん室史料担当主査、中央大学文学部国史学科学生、外苑近世文書の会会員の協力を得て、森田家文書の整理を行なつた。炎暑の中での作業が三次にわたつて実施された。その結果、約六〇〇〇点の文書が整理された。

整理された文書は、すべてをマイクロフィルムに撮影し、その数量は、四五二六〇コマに及んだ。また、整理カードをもとに文書目録を編集した。

マイクロフィルムからの引き伸ばしは、一九八六年度と一九八七年度に分けて全量を国際マイクロへ発注した。一九八七年度と一九八八年度には、引き伸ばしたものの中から必要と考そられる文書を解読した。

また、小川の堀部恒衛家、堀部精一家、青木正男家、牛沼の坂本謙

郎家、二の宮の静原家、八王子市高月町沢井克己家、沢井織物など、関連の文書調査を行なった。

立川市高松公民館を主に利用して月例で研究会が持たれたが、一九八七年十一月の例会からは会員各自が研究調査を報告した。

研究報告一覧

八七／十一月例会	多仁照廣	森田酒造について	七月例会	小松 修	幕末多摩川流域をめぐる治安問題
九月例会	安藤陽子	近世前・中期の小川村について	九月例会	安藤陽子	近世前・中期の小川村
十一月例会	鈴木芳行	小川村の川漁について	十一月例会	鈴木芳行	寛延三年（一七五〇）の小川村
北村澄江	牛米 努	多摩川中流域の織物業	十一月例会	多仁照廣	西多摩地方の地租改正について
十二月例会	田渕正和	熊野神社について	十一月例会	鈴木芳行	田畠名寄帳について
一月例会	池田 昇	小川村の水系	一月例会	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
二月例会	桜井明男	小川村の領主水谷氏について	二月例会	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
三月例会	牛米 努	大久野村・平井村周辺の入会山について	三月例会	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
四月例会	酒井民樹	元和六年の小川村検地帳について	四月例会	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
五月例会	米崎清実	近世後期の小川村の川除普請について	五月例会	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
牛米 努	史料紹介 熊野社木一件	年貢増徴政策と川除普請の増大、文政期の小川村の国役普請	牛米 努	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
牛米 努	森田家の土地集積状況	より、私領の国役普請と普請負人の関係を検討した。	牛米 努	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
牛米 努	宝曆期小川村における芝地問題について	近世、多摩川流域村落における用水と土地問題	牛米 努	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
牛米 努	明治初期神奈川県の地価創定期事業	拝島九ヶ村用水村々と、小川村の場合から、宝曆期における幕府年貢増徴政策と流作場の問題を検討した。	牛米 努	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
牛米 努	多田仁一	多摩川中流域における村方俳人の交流について	牛米 努	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
牛米 努	延享年間、名主甚右衛門欠落をめぐる史料	一西多摩地方秋川筋の地租改正経過を中心の一	牛米 努	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間
牛米 努	牛米 努	関東地方のいわば模範県として地租改正の先導的役割をはなした神奈川県の改租過程について、日の出町平井の「公用留	牛米 努	牛沼の若者仲間	牛沼の若者仲間

類」と森田家文書を用いて明らかにした。

第二章 森田家の経営と地域経済

森田家の酒造

多仁照廣

西多摩の穀倉地帯に江戸前期に成立した森田酒造について、元禄酒運上、郷倉米問題、十分の一役米、に見られる領主との密接な関係。文政以降の借感と経営の変化について述べた。

近世における森田家の土地集積について

酒井民樹

宝永二年（一七〇五）より明治八年（一八七五）の森田家の土地集積を知ることのできる「田畠山林買受入控」と、寛永二十年（一六四三）からの質地証文により、文化期を頂点とする森田家の土地集積状況を見た。

維新时期全国紡織生産の動向と多摩川中流域の織物基盤

鈴木芳行

明治十年代の官庁統計より、幕末開港以後の当該地域の織物は、西多摩の綿織物、南多摩の絹織物に区分されることを確認した。また、南多摩が、養蚕技術の導入により開港以後急速に製糸業を発展させたことを検証した。

第三章 社会とくらし

旗本水谷氏家政の一断面

田淵正和

小川村の領主であった水谷氏の財政状況を見て、寛政十一年（一七九一）の急御用金の史料から、旗本の獵官運動と領地との関係を検討した。

維新时期多摩郡の管轄替えと行政区画

安藤陽子

一品川県を中心に

品川県による寄場組合の廃止と番組の設定、戸籍法による区、神奈川県による戸籍区の再編成と区・番組への変遷を述べ、相給の解消との関係を検討した。

近世期小川村の組をめぐる問題について

桜井昭男

明和期の庭場間争論から、村請制と「百姓名の組」の浸透により、むしろ“先天的”であった共同体的組織の「庭場」が村の中で表面化してくることを指摘した。

熊野神社をめぐる諸史料について

北村澄江

小川村には二つの「熊野神社」がある。庭場の問題とも関わり、また村の形成とも関わるものと考えられるので、祭礼面、宮の造営と修復、社木一件と祭礼とに関係史料を分類して今後の検討の基礎とした。

近世玉川の漁場利用関係について

宮田 満

－享保七年の熊川村と坪嶋村の漁場紛争－

熊川村が地先漁場への坪嶋村の入会を拒否した享保七年（一七二二）の争論から、漁場従事者の増加による漁場利用関係の変革を検討した。

多摩川・秋川合流地域の若者仲間

多仁照廣

江戸時代後期の当該地域の若者仲間の活動、それに対する規制を述べ、特に牛沼の場合を検討して、庭場を舞台に「若者役」として存在したことを指摘した。

4、今後の計画

今次の研究報告をまとめるために、昨夏一か月間、五日市町に家を借り、史料をまとめて見られるようにした。そして、一九八九年（平成元年）一月二十九日に検討会を行なって報告書がまとめられた。各自がまとめるのにわずか四五ヶ月しかなかった。したがって、検討がまだ不十分な点が多い。また、テーマも欠けているものがある。

今後は、今次に調査出来なかつた寺院や周辺地域での史料調査をはじめ、地域史として完成させていきたいと考えている。

一九八九年四月三十一日

代表研究者 多仁照廣

第

一

章

川

と

土

地

近世後期の小川村の川除普請

牛米努

はじめに

本稿の課題は、小川村における川除普請の実態を明らかにすることにある。小川村は三方を玉川・秋川・舞知川（藍染川）の大小の河川に挟まれ、玉川・秋川の氾濫に悩まされてきた地域である。ここでは、宝暦期以降の玉川・秋川付の古田跡の再開発とそれとともにう川除普請の変化を中心に分析していくが、まず背景にある幕府の治水政策を簡単にまとめておきたい。

近世治水史の研究によれば、幕府の川除普請政策は、国役普請制度が定められた享保期を境に大きく二つの時期に分けられている。⁽¹⁾享保五年（一七二〇）幕府は、堤川除の普請について、「一国一円」および二十万石以上の大名はこれまで通り白普請とし、それ以下の領主で自力で普請ができない場合は国役普請とし、費用を「国役割」で負担させることとした。そして同九年には、国役普請の対象となる河川と費用を負担する国を指定し、併せて国役普請を指導・監督する普請役を勘定所に新設した。このとき普請役に任命されたものの多くは、元紀州藩の技術者達であった。

これにより国役普請費用は、その九割を御料・私領を問わず一国単位の国役割とし、残り一割を幕府が支出することとなつた。また藩や旗本領などの私領から国役普請を願いでた場合は、領地高百石につき

十両を領主出金とし、残りの一割を幕府が負担して、残りを国役割とした。相給の村の場合、一方が国役普請となつたときは他方も領主出金を負担した。国役普請制度の新設は、定免法の採用や新田開発政策などと軌を一にした年貢増徴政策の一環と位置付けられている。

しかし幕府の支出削減を意図したこの制度は、新田開発の奨励と相俟って各地で川除普請を活発化させた。殊に従来自然堤防の役割を果たすとともに、林場ともなっていた流作場の開発は、堅固な堤防の構築を必要とし、現実には幕府の支出を増大させる結果となつた。そのため享保十七年には畿内を除いて一時中止となり、再開されるのは宝暦八年（一七五八）になってからである。以後、幕府の政策の基調は財政削減の方向で一貫し、普請日論見や費用見積もりの適正化、自普請や領主普請の奨励などの法令を繰り返し布告していくことになる。以上が、幕府の治水政策の概要であるが、本稿が分析の対象とする小川村は、旗本水谷・青木両氏と法林寺の相給村落であり、治水政策は幕府の方針を踏襲したものとなつてている。

* * *

一、古田跡の再開発

近世の小川村は、寛政十一年（一七九九）の村高が五百一石九斗五升七合余で、そのうち四百四十五石八斗九升九合が旗本水谷氏、二十七石が旗本青木氏、二十五石が法林寺を領主とする相給村落である。小川村の大部分を領知する水谷氏の知行地となつたのは、宝永二年（一七〇五）のことである。幕府代官所から水谷氏へ引き渡されたときの知行反別は〔表1〕のとおりで、田方二十九町四反七畝十六歩、畠方は屋敷地を含め十町七反七畝二十八歩、総反別四十町二反五畝十四歩であった。このうち洪水などで川欠引となつていた反別は、田方八町五反二畝二十歩、畠方三反七畝十四歩で、田方反別の約二十九パーセント、畠方反別の約三パーセントを占めていた。

宝暦十一年（一七六一）、幕府は勘定所の普請役を派遣して、玉川・秋川合流地域の芝地・空地の見分を行つてゐる。幕府は既に享保期に「水行悪敷相成」事を理由に「川通之付寄洲」へ萱や真菰等を植出することを禁じていた。しかし同時に付寄洲の新田開発も命じており、これまで高請地の対象外であった河川敷きにも貢租を賦課し、幕府の収入とすることを意図していた。小川村では〔図1〕のように、玉川付の字谷後崎と宇平田崎、秋川付の字久保前が見分の対象となつたが、この地域は小川村の古田川欠跡に連なる場所で、「古田川欠跡と申場所も空地と申場所も、芝生地続ニ而不相分候」という状態であった。また、この三ヶ所は、小川村の重要な耕場であり、享保期の流作場開

〔表1〕 宝永2年小川村水谷氏知行反別表

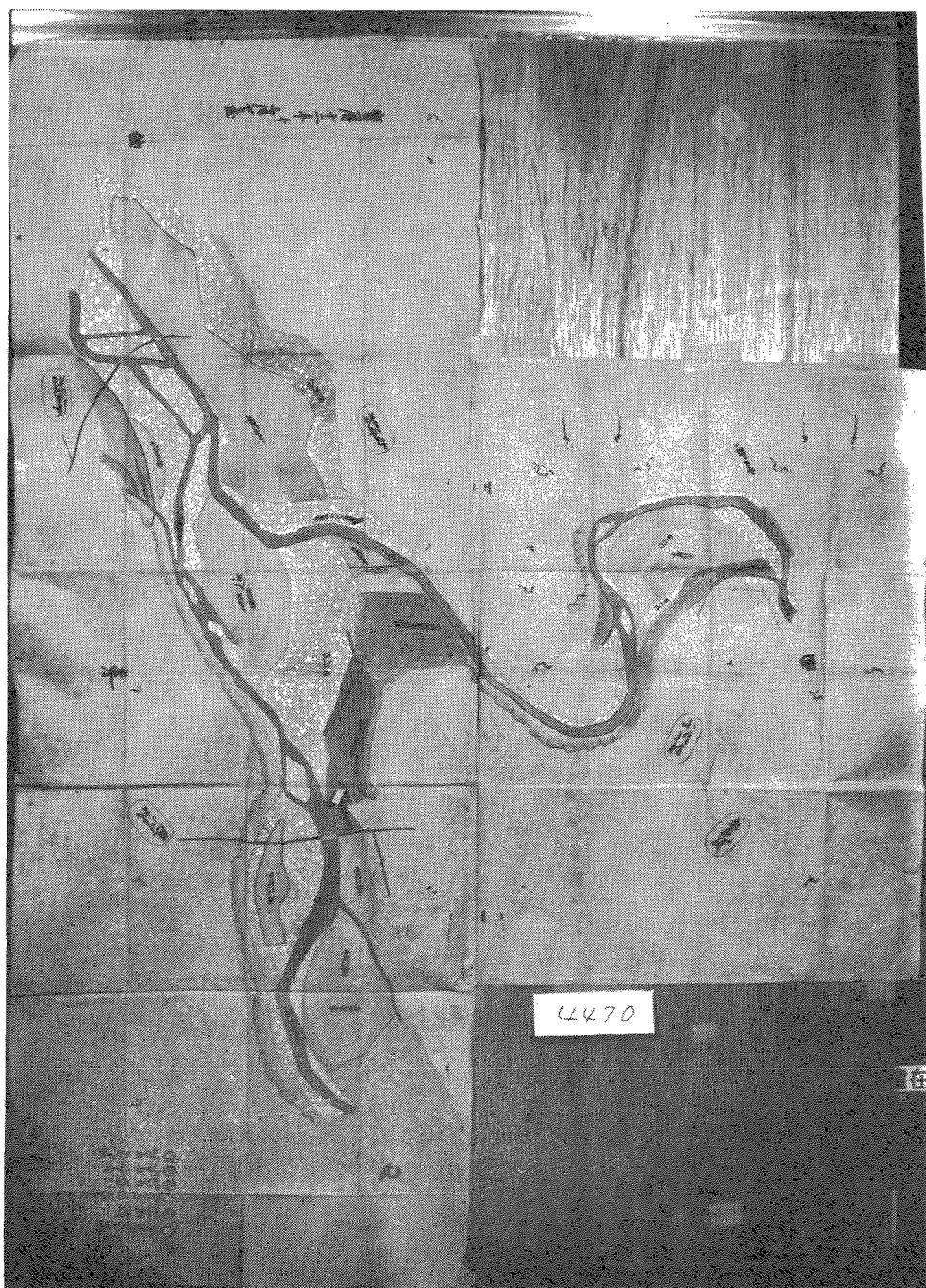
(単位: 畝)

地目	反別	前々川欠	差引
上田	899.10	95.19	803.21
中田	997.16	453.06	544.10
下田	360.28	187.19	173.09
上新田	137.17	37.01	100.16
中新田	124.05	15.13	108.22
下新田	428.00	63.22	364.08
小計	2947.16	852.20	2094.26

(森田家文書No.3669)

地目	反別	前々川欠	差引
上畠	140.03	—	140.03
中畠	196.19	6.03	190.16
下畠	185.13	31.11	154.02
上新畠	10.15	—	10.15
中新畠	26.25	—	26.25
下新畠	323.08	—	323.08
屋敷	195.05	—	195.05
小計	1077.28	37.14	1040.14

[図1] 宝暦12年 芝地・空地見分絵図



発の際にも、⁽³⁾こゝ以外に株場がないことから「御見捨ニ相成候場所」

であった。

しかも小川村では、水谷氏の領知以前に検地帳を失っており、貢租の賦課は名寄帳に基づいて行われていた。そのため見分の対象となつた三ヶ所の地域については、古田川欠分の反別が判明するだけで、個々の名請人の所持高は不明となつていて。そこで幕府は、芝地の検地をし、古田川欠反別を差し引いた残りの反別に芝錢を課し、開発を命じたのである。これにより宇久保前の八町七反三畝歩、宇平田崎の九反三畝歩、合計九町五反三歩が割渡され、久保前には冥加金二両三分と永二四九文八分に株永二貫三九九文九分、平田崎には芝永一一一文六分が課せられたのである。熊川村と入会の宇平田後崎は五反九畝二十三歩、芝永七一文余りであった。なかでも宇久保前は古田起帰り地と地続きであるため、他の二ヶ所と異なり見取場とするよう申渡されている。しかし小川村では、この地が株場として重要であり、また川除自普請の費用もかかるとして反対し、株永を上納することとなつたのである。さらに村方から水谷氏に対して、将来幕府への芝永が増額となつた場合の年貢の減免願いも出されている。⁽⁴⁾

この宝曆十一年の芝地見分は、芝地や空地だけでなく古田川欠跡の再開発をも促すものであつた。そのため小川村では水谷領・青木領・法林寺領⁽⁵⁾との反別を定めている。次の史料は、古田川欠跡の再開発にあたつての村内での取決め書である。

* * *

古田跡割取候御請書証文之事

一 小川村古田跡芝地之儀は前々川欠跡ニ而御座候、古來⁽⁶⁾村例を以田地主小前之分川欠ニ罷成候得ハ、御上江川欠御訴仕御見分御引之上、高役之儀持主小前ニ而勤候時ハ高役之及難儀候所ヲ勘弁仕、川欠高之分は惣村にてになひ合ニ仕惣高割ニ勤來候、然は古田跡割候ニ付イ而ハ高割ニも可仕意味御座候得共、左様仕候而ハ小高之者地所ニ有付候儀難成ヲ了簡仕、惣村無差別ニ家別ニ御割渡可被成之旨、畢竟小高之もの御るたわり之所至極御尤千万ニ奉存候、万事御非分無御座候

一 村方古田跡芝地之内ニ法林寺領 御朱印地川欠入込有之候へは、

一 御朱印反歩相除斬割取可申之事

一 青木弥太良様御分も右古田跡之内ニ川欠跡入込有之候、是又相除

ケ所是は村地ニ相願可申之事

一 右芝地之内ニ而村方相談之上工所之鎮守熊野分ニ致、村方若イ者

ども切開候場向後熊野田ニ相願可申候、且又久保前ニ致、野芝地毫

ケ所是は村地ニ相願可申之事

一 芝地割ニ付、先用水堀場有来候通用道ハ不及申、田畠ニ罷成候節

通道又ハ稻薙揚千場等之儀、都合宜敷所御除可被成之事

右芝地御割度之御相談及數度候所、漸々今般村中相談相極り御請仕候

ニ付、御割度之趣被仰聞御尤ニ奉存、右逐一月中得心之上相談極り候

得は、何ニ而も御非分ケ間敷筋毛頭無御座、芝地割ニ付向後一言之申

分無御座、割取候上工御地頭様江御訴被成、田畠ニ相成候分ハ当年中

早速切開キ可申候、割取候分付之儀惣村中家別數ニ御割、天運を以闇

取り可被成之旨被仰聞御尤至極ニ御座候、萬一惡場所取候共天運之闇々任セ候得ハ少も御恨後悔仕間敷候、併田畠ニ不成場所取候分ハ御見分之上芝地ニ成共雜木山ニ成共相應之御見立御了簡を請可申候、右一々承知被仰聞次第相背申間敷候、芝地割人足諸入用万子何ニ而も違背仕間鋪候、為後証請書証文仍而如件

宝曆拾四年申三月

市良右衛門
(外村中連印)

勘兵衛殿

(外六名)

この議定書は、古田跡の割渡しについて、小川村全村の百姓が水谷領の名主・組頭に宛てて差し出した請書である。もつとも特徴的な点は、古田の割渡し基準を、高割ではなく家割りとしている点である。古田跡の高役は惣村で負担しているが、高割では小高持の百姓への割渡しが出来なくなるという事が理由である。その他、村の鎮守の祭礼面を設定するなど、この取決め書には村人の平等性や村の共同性が全面に押し出されている。

〔図2〕は、安政三年（一八五六）の宇平田ヶ崎古田跡の割渡し絵図である。この図でも明らかのように、古田跡の割渡しは、この議定書どおりに総反別を家数で割った均等な区画になっている。また文政四年（一八二一）には、同様に久保前古田跡が立帰新田として高入れされている。しかしこれらの立帰新田は、例えば「久保前新田年来ニは相成候得共、地あさく砂地ニ御座候而十分ニ実入不仕候」という状

〔表2〕 水谷氏領小川村川欠反別表

（単位：畝）

年号	上田	中田	下田	上新田	中新田	下新田	小計
宝永2年(1705)	940.11	1029.21	396.20	164.14	124.13	408.27	3046.16
前々川欠	107.28	451.23	170.12	52.09	61.21	123.18	967.21
明和3年(1766)		0.02			0.04	2.04	2.10
明和4年(1767)		0.06			0.01	1.16	2.20
明和8年(1771)		0.02				2.08	2.10
明和9年(1772)		0.01				3.28	3.29
安永4年(1775)	0.05	0.01				0.01	0.07
安永5年(1776)		2.18				3.09	8.07
安永9年(1780)		10.12				0.22	23.23
文政6.7年(1823, 4)	12.19	0.23		1.18	1.26		4.07
文政8年(1825)					10.03		10.03
文政9年(1826)					1.24		1.24
文政11年(1828)		6.05		6.01	11.15	83.07	106.28
天保2年(1831)					3.19		3.19
天保3年(1832)				2.01			2.01
天保4年(1833)				2.21			2.21
天保6年(1835)				11.14			16.02
天保7年(1836)				32.24			42.07
天保11年(1840)				0.13			0.13
天保15年(1844)				3.09			3.09
弘化3年(1846)		14.06	17.08		10.02		27.10
嘉永2年(1849)			34.12				14.06
安政3年(1856)			16.19				37.20
安政4.6年(1857, 8)	102.25		5.07				210.15
文久2年(1862)		4.15					5.07
文久3年(1863)		2.00	2.01				4.15
元治元年(1864)			1.00				4.01
慶応元年(1865)		12.09	2.00				1.00
慶応2年(1866)		43.14	5.23				14.09
慶応3年(1868)	0.20		0.15				49.27
年号不明				0.22			1.07
小計	226.19	548.17	256.27	115.28	111.29	314.00	1574.00
差引	713.22	481.04	139.23	30.16	12.14	94.27	1472.16

※ 森田家文書 No.3843 より作成した。

態で、位付けも上田は上新田というようにランクが落とされている。

高入れされたとはいえ、これらの新田は生産性も低く、なによりも洪水の危険性に脅かされた不安定な耕地で、高入れされるまでには何度も洪水の被害にあっている。また高入れ後の安政年間の洪水により、久保前の立帰新田は約三分一が「川欠堤成」になつていて。⁽⁶⁾

このような古田跡の再開発は、開発そのものは勿論のこと、今まで以上に川除普請に多くの労力と費用を費やす結果となる。

〔表2〕は、水谷領となつて以降の小川村の田方分の川欠反別表である。これ以外に、久保前立帰新田が三反一畝六歩、下川原立帰新田が六反六畝三歩、それに四反六畝二十歩が高入れされているが、安政六年に合計一反三畝十歩が川欠引きになつていている。「前々川欠」は、水谷領となる以前の幕領時代からのものである。この表を一見しただけで、近世の小川村がいかに玉川と秋川の洪水に見舞われていたかがわかる。もともと不安定な耕地に設定されている上・中・下新田は、いずれも壊滅状態といつてよい。慶応四年には、田方の総反別の過半数が川欠引きとなつているのである。

このような耕地の川欠の増大は、水谷氏の財政窮乏に拍車をかけ、村方への御用金がしばしば命ぜられる一因ともなるのである。しかも領主が支出する川除普請金は増大せざるを得なかつたのである。

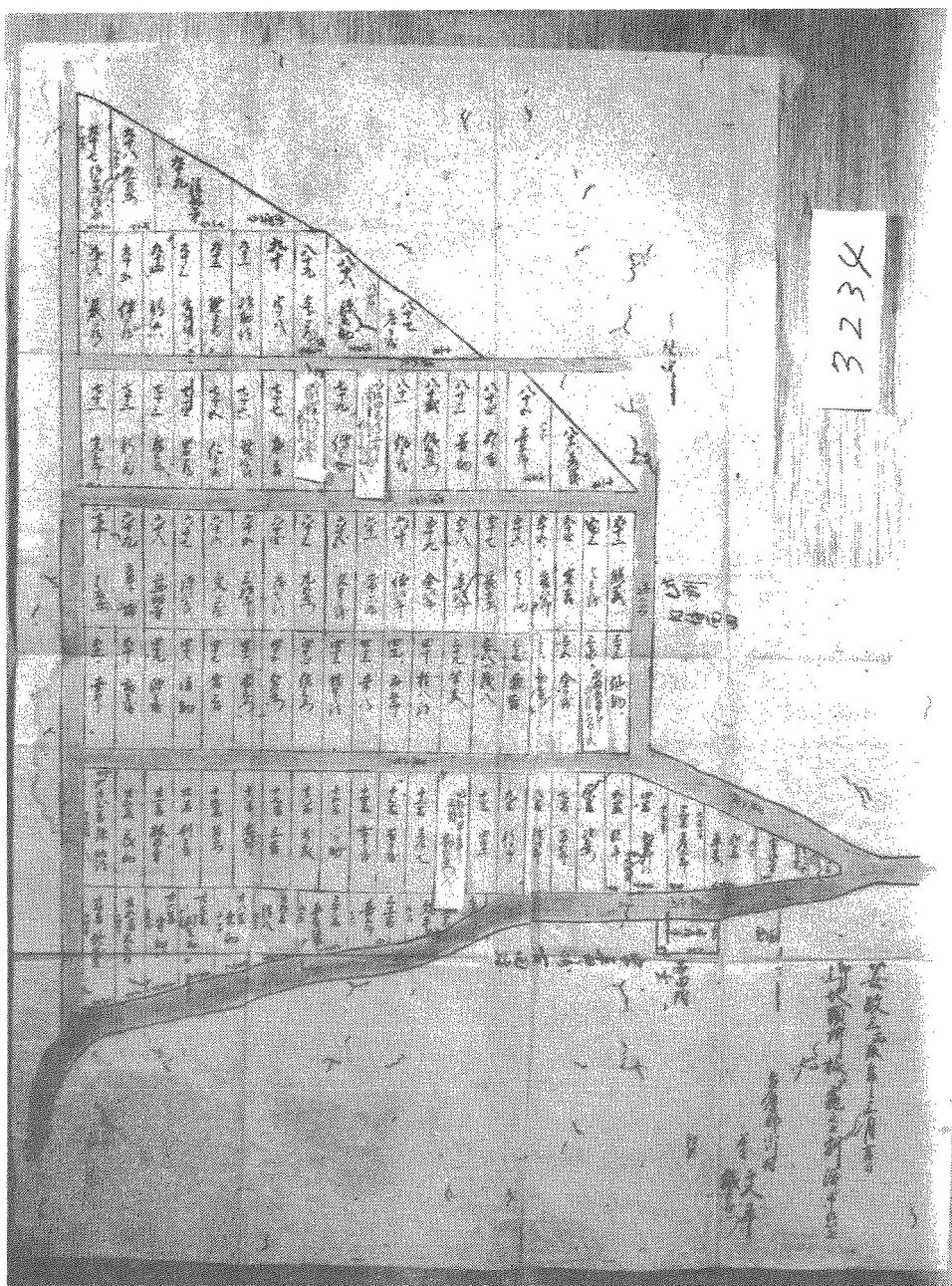
二、小川村の国役普請

小川村には、水谷氏の領地となる以前の幕領時代から、川除扶持として米や錢が支給されてきた。そのため水谷氏が領主となつても、「当村之儀は玉川秋川兩堰場ニ而難澗之村方ニ付、古来占人足扶持米ニ御下ヶ被下置候」として、年貢米のなかから一石一斗九升六合五勺二才（後には金一両）が村方に下げ渡されている。毎年の扶持以外は、村方の負担で川除普請が行われてきた。水谷氏への所領引き渡しの書類に記されていた普請所は、玉川端で百間余りであった。⁽⁷⁾

安永九年（一七八〇）の史料には、「四月朔日、三日正月之遊仕舞、川除普請被仰付候間、惣村中へ右申渡シ仕候」とあり⁽⁸⁾、小川村では田捨えの前に村休みをとり、四月一日から川除普請に取り掛かっていることがわかる。同七日には、「川除石取」の作業をしている。また時代は下るが、文久元年（一八六一）には、小川村の「若者」から「川除人足等無質ニ而、若者共成丈出精致し相勤メ」ることを条件とした「にわか」（俄狂言の踊り）の開催願いが出されるなど、村中でも定期的に川除普請が行われている様子がわかる。

しかし先の〔表2〕でも明らかなように、天明期から断続的に洪水の被害に見舞われ、特に文政年間に大きな被害を蒙っている。天明期は毎年のように長雨が続いた年で、浅間山の噴火による火山灰が江戸にも降つたりして、全国的な凶作の年であった。小川村でも秋川の出水で久保前と平田崎が川欠となり、伊奈代官所へ川除人足の扶持米願

〔図2〕 安政3年 平田ヶ崎古田跡割渡し絵図



いが何度も出されている。⁽¹⁰⁾

小川村の場合、毎年の川除扶持が領主から下渡されているが、毎年のように洪水の被害がでているため、村方の負担だけでは対応しきれなくなってくる。〔表3〕は、小川村で行われた水谷氏による領主普請と国役普請の一覧である。文政年間から天保年間にかけて国役普請が行われているが、この時期に村方における川除普請のありかたが、領主普請から国役普請へと依存していくのがわかる。文政十三年と天保七年にも、水谷氏領・青木氏領から国役普請願いが出されている。天保期以降に国役普請が行われていないのは、天保改革により緊縮財政がしきれ国役普請の制限が厳しくなったためで、これにより領主による「御手切普請」が増加することとなる。

小川村から最初の国役普請願いが出されたのは、文政五年（一八二二）十月である。五月晦日と六月十二日の二度の大霖で玉川と秋川が氾濫し、両川付の字合後・下夕川原・久保前の三ヶ所の立堀新田等に大きな被害を蒙ったためである。十月九日、名主堀部勘兵衛が江戸の水谷氏の役宅に、勘定所への国役普請の進達願いを提出している。しかしこの願いはなかなか届けられず、同二十七日、今度は組頭と百姓代も出府して再度願書を提出している。これには、秋川付の隣村である牛沼村（旗本領）で国役普請が許可されていることや、玉川や秋川よりも小河川である平井川流域の村々からも国役普請の願書が出されていることが上げられている。小川村では、水谷氏への進達願いだけで、組頭・百姓代が十一日間、名主は四十五日間も江戸に出府している。

〔表3〕 水谷氏領小川村川除普請費用一覧

年号	御手切普請（総額）	同（領主出金分）	国役普請	史料番号
文化6年(1809)	16両	638文	10両	1257
文政7年(1824)			175両 2分 永 230文 2分	1245
文政9年(1826)	不明		21両余	2600
文政10年(1827)			113両 3分 永 21文 5分	2039
文政12年(1829)			129両 3分 永 39文 9分	2141
天保3年(1832)			117両 永 486文 5分	2198
天保5年(1834)	20両 2朱	鑑 216文	20両(2ヶ年渡)	2156
天保9年(1838)			201両 1分 永 215文 1分	2097
弘化3年(1846)	37両 1分	鑑 266文	20両	2153
嘉永6年(1853)	30両 2分 2朱	鑑 705文	15両	2837
安政2年(1855)	30両 1分	鑑 1貫 390文	不明	2107
安政4年(1857)	40両程		20両(2ヶ年渡)	1838
安政6年(1859)	46両 1分 2朱	鑑 417文	25両	1576, 2077

さらに水谷氏から幕府への国役普請が出されるのであるから、はじめての国役普請の許可を得ることはなかなか容易なことではなかったのである。⁽¹¹⁾

水谷氏が国役普請の幕府への進達を許可したのは十一月であるが、⁽¹²⁾

小川村では十一月に大里郡小泉村の田所彦三郎と国役普請の請負議定書を取り交している。

水谷氏が幕府勘定所へ国役普請願いを提出したのは、後述するように、国役普請金の領主出金分を村方が負担する（実際には請負人が負担）という条件が付いていたからと考えられる。しかし出願はすぐに受理されず、河川と人家の距離など、願書の内容が吟味されていたようである。その間小川村では新たな出水による被害が出ており、玉川・秋川両用水の堰口の破損、玉川村古田立帰新田や本田の川欠により、年貢の減免願いが出されている。⁽¹³⁾

そのため水谷氏は翌文政六年八月に国役普請の再願いを提出し、漸く十二月になって若年寄植村駿河守から許可を申渡されたのである。翌文政七年正月には、水谷・青木領の村役人が、「百姓一同出精荒地起返し、聊之地所たり共當仕付御年貢上納可仕」と、勘定所普請掛りの役人へ申しでている。⁽¹⁴⁾

こうして三年越の願いが叶って国役普請となり、文政七年三月に玉川に八十間と三十間の堤二ヶ所、秋川に百三十間の堤一ヶ所が完成した。国役普請の費用は百七十五両二分余で、このうち領主出金分の四十七両一分余を除いた、百一十八両一分余が勘定所より下渡されている。⁽¹⁵⁾これらの普請の一切は、文政五年の議定どおり彦三郎の請負で取

り行われたのである。

国役普請の完成後、小川村の村役人が水谷氏へ国役普請願いのお礼に出向いており、長期間の出願にかかる費用二十二両のうち半分の十一両を上納することになった。しかし国役普請完成後の出水による被害や修繕費用の負担を理由に、先ず四两三分を他村より借り入れて上納し、残りは翌年に延期することを願っている。この願いは翌年にも再び出されており、国役普請が一切村方の負担とならないように請負とした村方にとって、出願費用の出費は大誤算だったようである。しかしこのような事例をみると、少なくとも私領から国役普請を願い出した場合、出願費用も村方が負担する慣行であったようで、領主出金の規定はあっても、結局領主自身の国役普請に関する負担は全くなかつたといってよい。⁽¹⁶⁾このことは、文政十年の国役普請の過程をみるとより一層鮮明となる。

国役普請が完成した文政七年は、七月・八月・閏八月と三度の出水があり、国役普請所が決壊し、玉川・秋川両用水の堰口も破損する被害を蒙った。そのため小川村からは、川欠永引き願いや年貢減免願い、それに堰普請願いが出されている。

とくに用水普請は、これまで水を引き入れていている田の耕作者の負担で行われてきた。だが、今回の出水の被害は甚大で、玉川用水の堰口を変更する工事が必要であった。玉川用水は、取り入れ口の下草花村、それに熊川村・平沢村と、水谷氏領の二宮村・小川村の五ヶ村用水であつたが、他の三ヶ村の田地は悉く川欠となり、二宮・小川の二ヶ村で工事を負担しなければならなかつた。そのため両村では、文政八年

三月に水谷氏に手当金三十七両一分の下渡し願いを提出し、内十両を三ヶ年に渡って下渡されることとなつた。⁽¹⁸⁾

さらに四月には、玉川の川除普請費用を四十八両一分二朱余に見積もつて願い出ているが、水谷氏は二十両の下渡しを認めたのみである。そして「武拾両之金高ニ而村方ニ而も骨折出金仕、堤川除出来可仕哉」と問うてはいる。これに対しても村方は、「御金減し候上は普請も減し不申候而是致方無御座候」と答えてはいる。それに続けて小川村の名主は、「風と存付候」として手当金の下渡しと国役普請願いを伺いでいる。この伺い書には、小川村と同年に国役普請をうけた玉川付の草花村と秋川付の牛沼村の両村では今年も国役普請が許可されていること、両村の村役人からも「小川村は初之御普請出水ニ而御普請所多分之川欠ニも相成候事、定而相願候事哉」と問われたが、前回の国役普請でできた借財の返済に窮しているため出願できないとも記されている。⁽¹⁹⁾つまり近隣の村では国役普請所の決壊を理由に再び国役普請が許可されており、これらの村役人からも出願を勧められている。しかし村方では借財のために国役普請にかかる一切の費用を捻出することはできない。ただ、手当金を国役普請の出願費用に充てたらどうかというのが、「風と存付候」の内容であった。国役普請に対する村方の姿勢が端的に示されているといえよう。

結局水谷氏は国役普請の出願を許可せず、翌文政九年四月に手当金を下渡して普請を行っている。普請費用は二十一両余であった。しかしこの普請も、九月の出水で統一組を残して全て流失してしまうのである。⁽²⁰⁾

文政十年六月、小川村から国役普請願いが提出される。そして村方では、同時に入間郡上奥留村の志村正兵衛と国役普請の一式請負を結んでいる。請負の内容は文政五年の時と基本的には同じである。ただ、前回の国役普請の出願費用のうち、未納となつてはいた四両一分も正兵衛が引き受けることとなつていて、これで村方には借財はなくなり、水谷氏も出金をせずに済むという、一石二鳥の内容になつていている。しかも請負人も利益を得るわけであるから、一石三鳥の内容というべきであろう。

このように、国役普請には領主出金（実際は村方の負担）の規定はあっても、請負人の存在により、村方の負担には全くならなかつたのである。

このような国役普請の請負であつても、勘定所役人の検査を受ける「川除国役普請出来形帳」では、すべて「一式村請」と記されている。文政十年以降の国役普請では、普請役の見分の際に、村高や領主出金の上納、これまで村方に課された国役金の完納、諸色の見積もりについて村方から請書をとるようになるが、請負人については禁止されているにもかかわらずそのままである。小川村の国役普請で実際に「一式村請」となるのは、天保期に実施された分だけである。しかも天保三年の国役普請のときは、「短日寒冷之時節、殊ニ大勢之内ニは老若弱人足等も有之」と、日限猶予願いが出されている。これまでの請負人方式から村請けに転換する過程で、村方の不慣れた部分がでたわけであるが、これが今まで熟練の請負人が実際になくならなかつた理由であろう。

しかし天保期の小川村では、国役普請の請負人は現れなくなる。天保五年の水谷氏の御手切普請のときは、「村御役人衆中以思召を、古例ニ無之候得共、蛇籠縫貫牛川入繕立實其外地形石取人足賃錢迄」、⁽²³⁾ 村人へそれぞれ手当てが支給されている。この時は、凶作続々で疲弊した村方への救助の意味で人足賃等が支給されたのであるが、普請の村請にはこのような効果もあったのである。

小川村では弘化期以降は国役普請は行われていないが、国役普請の経験は、これ以降の領主普請において活かされていったことであろう。

三、国役普請の請負人

前項でみたように、小川村では四度の国役普請が行われている。

そのうち文政期の国役普請はすべて請負人の手で行われている。請負人は、文政七年が大里郡小泉村（現埼玉県大里郡大里村）の田所彦三郎で、同十年・十二年が入間郡上奥留村（現埼玉県狭山市）の志村正兵衛である。

次に掲げる史料は、文政五年の最初の請負議定書である。⁽²⁴⁾

取極議定一札之事

一 私共村方玉川秋川付ニ御座候所、近年悉欠所出来、今度国役御普請奉願候處、弥願通被仰付候節仕立方其外一向手馴不申差支可申存候間、其許ニは定式場ニ而御普請仕立方年来御手馴被成候義、殊ニ

文政五年十一月

百姓代惣代 四郎兵衛
名主兼組頭 幸 八
代 伴 太郎右衛門

武州小川村

是迄御懇意之義ニ付、御見分之節々皆出来迄仕立方其外御頼申度御欠合申候所、御承知被下忝存候、然上は一式御引請御仕立被下度、尤御仕立中取極左之通

一 御掛り様御出張之節は村方ニ而能家見立御宿可仕候間、手馴候賄人御召連可被成候、御繼立人足水夫等は無御差支御請次第差出可申候

一 御仕立中村方出入足之義は、勧方之応じ相当之賃錢其時々御渡可被成候

一 諸色之儀は御積直段不拘相對直段を以御買入可被成候、万一心得達ニ而村方之者他より買入差留高直ニ可致杯と申者有之候共、私共より利解申聞外々より御買入直段並ニ而為出可申候、何れより諸色出候共場所出之節代金御渡可被成候

一 御金請払之儀私共方ニ而取斗候様御請被成候得共、大勢ニ而取込入込候儀も出来候てハ恐入候間、御金ヲ請取引渡可申候間、万端無差支様御払立印形御取置可被成候

一 御普請中万端御相談之趣を以一同相勤可申候

右之通取極メ御頼申候上は何ニ而も聊達变無御座候、小前一同落合御頼申候義ニ御座候間、仕立之節は御掛り様被仰付候所丈夫ニ御仕立可被成候、為後日議定仍而如件

名主 勘兵衛

大里郡小泉村

彦三郎殿

これによれば小川村の国役普請は、普請場の見分から完成までの形式を小泉村の彦三郎に請負わせることになっている。彦三郎は定式普請場の普請に手馴れた人物で、小川村への請負証文の証人に牛沼村の利右衛門がなっているところをみると、牛沼村の国役普請を請負つていた人物であったとみることができる。勘定所普請役の賄いには、専属の賄人が付いている。村方に渡される普請金はそのまま彦三郎に渡される手筈で、村方の人足には賃錢が支払われている。このほか彦三郎からの請負書には、普請役の宿の賃借料や村役人の出府費用として一日銀五匁を支払うこと、普請金百両につき五両を村役人の場所詰め弁当代として支払うことも記されている。ただし「御地頭所様より御出金之分ハ御村方ニ而御引請」と、領主出金分は村方の負担となっていた。だが実際は「村入用不相掛候様私方ニ而取斗可申」と、これも請負人の彦三郎が出金する約束ができていた。

しかしさきに述べたように、出願費用は村方の負担となり、それが借財として村方に残ってしまった。このうち領主への未納分の上納猶予願いのなかで、「國役御普請初之義一向訳合相知不申」と、⁽²⁵⁾ 領主への出願費用にまで思い至らなかつたことを吐露している。そのため近隣への村々で国役普請所の破損を理由に再度国役普請を出願しても、小川村では出願を留まらざるをえなかつたのである。

文政十年、小川村は今度は志村正兵衛と国役普請の請負議定書を取り交している。内容は彦三郎のときとほとんど同じで、証文の形式や文言、村役人の出府費用を銀五匁とするなど、請負人の間で請負方式が定められているようである。正兵衛の場合、今回は村役人の場所詰めの弁当代のかわりに、小川村の借財となつている出願費用の残金を領主に上納するとしているが、文政十一年の請負のときには百両につき七両の割合で昼飯料を出している。⁽²⁶⁾ この正兵衛という人物は、彦三郎と同様に各村々の国役普請を請負つていたようで、小川村の名主に宛てた次のような書簡が残っている。⁽²⁷⁾

向寒之節ニ相成候得共愈御勇勝ニ可被成御座と奉賀候、然は御村方御普請一条も我等事先月下旬江戸ニ而奉伺候處、弥当月廿日過ニハ仕立被仰付候積リニ承候處、八月中出水之御届ケ書付無之候而是少々手都合悪敷、依之以来いざる申上度存候處、八月中より相州筋ニおひて仕立候普請有之、甚以多用漸今日帰宅仕候義ニ而彼是混雜いたし候、尤明後十五日ニハ所在より出府仕候間、いつれ出府之上早々赤坂御屋舗様江奉推參候義ニ御座候、猶又此度相州御用向は荒井龍藏様御出在ニ而、当月五日御帰府被遊候得は是非々々早々出府可仕旨被仰聞候間、於江戸ニ万々手都合手段仕候積リニ御座候、依之乍憚御届書之下書案文奉差上候間、御認被下此ものニ御越シ可被下候、左候得は其御村方より御出府無之候而も御屋敷様表ハ品能奉申上候間、此段御聞済可被下候、且又拝島久兵衛様ニも期其顔万々御相談申候義ニ御座候間、いつれ其内久兵衛様も御咄可有之候間、

此段御役人中様へ宣誦御風聴可被下候、猶文次郎口上ニ可申上候、
以上

十月十三日

堀部勘兵衛様

志村 正兵衛

御村役人中様

この書簡は、普請役の見分後の出水で切所等となつた箇所を、あらためて領主に出願するので、案文通りに書いて使いの者に持たせてほしいとの内容である。そうすれば村方からは出府しなくとも、水谷氏へは正兵衛から「品能奉申上」るとある。正兵衛は村方と領主との間に介在するばかりでなく、相州筋の普請請負などの広い活動のなかで、普請役ともつながっているようである。

小川村では、彦三郎や正兵衛のような請負人の存在があつて初めて初めて國役普請を行うことができたといえる。しかし國役普請を制限しようとする幕府からみれば、請負人は「最寄村々相回り、御普請相願候様相勧、不案内之村方へは願方其外教、仕立方は勿論、御役人賄方迄も一色に引請、村方出金は為致間敷、唯一通り願出候迄にて、御普請は丈夫に出来候間、願候様申勧候類」であり、取締の対象であった。⁽²⁸⁾

おわりに

以上、近世後期の小川村の川除普請について述べてきた。

小川村はその地理的環境から、近世を通して水害に悩まされてきた。しかし近世後期になつて川除普請の負担が増していくのは、河川の氾濫原にある古田川欠跡や芝地の開発による年貢増徴政策が大きな要因

となつてゐた。國役普請制度と請負人の存在により、小領主の知行地でも実際には負担を負わずに堅固な堤川除普請が可能となつたが、小川村の場合むしろ耕地の川欠引きの反別は増加しており、弘化期以降の領主普請の増大により、実際の負担が増していくといえるのである。

小川村は古くから開発が進んでいた村であり、「庭場」や「組」などの重層的な構成から成る村である。しかし古田川欠跡の割り渡しにみられるような、平等的な一面も合わせ持つてゐる。このような側面は、水防や川欠地の再開発などの共同労働がもたらしたものではないだろうか。

〔註〕 (1)

大谷貞夫「享保期の治水政策」(『関東近世史研究』

一〇、一九七八年一〇月)、西田真樹「川除と國役普請」(『講座日本技術の社会史』六、一九八四年)による。

(2) 『日本財政経済史料』九、二四五頁。

(3) 東京都秋川市小川 森田家文書No.四三三六および

No.四三三七。

(4) 森田家文書No.四三三五およびNo.四三三七。

(5) 森田家文書No.一四八一。

(6) 森田家文書No.三八四三。

(7) 森田家文書No.三八四三およびNo.三六六九。

(8) 森田家文書No.一八一一一〇。

(9) 森田家文書No.一八一四。

- (10) 森田家文書No.四四四〇、No.四四三九、No.三八[二一]。
- (11) 森田家文書No.一五、No.一八二五、No.一六一〇、
No.一五一八による。
- (12) 森田家文書No.二五〇一。
- (13) 森田家文書No.一二三。
- (14) 森田家文書No.四七四一およびNo.一六八三。
- (15) 森田家文書No.一一四五。
- (16) 森田家文書No.二六一六。
- (17) 嘉永五年（一八五二）の宇都宮藩領の村では、幕府から
の普請金の一割を逆に藩へ上納している事例も紹介
されている（前掲西田論文）。
- (18) 森田家文書No.一〇。
- (19) 森田家文書No.八二三三。
- (20) 森田家文書No.一六〇〇および七八四。
- (21) 森田家文書No.二六〇八、No.一六八一、No.一六八二、
No.一六〇四による。
- (22) 森田家文書No.一八一七。
- (23) 森田家文書No.一二三一。
- (24) 森田家文書No.一五〇一。
- (25) 森田家文書No.二六一三。
- (26) 森田家文書No.一六八二およびNo.一六八五。
- (27) 森田家文書No.二六〇四。
- (28) 『日本財政経済史料』九、一一七頁。

近世、多摩川流域村落における

用水と土地問題

米崎清実

はじめに

小稿は、近世の多摩川流域における村落と幕府支配の特質を用水組合と高外地支配の問題をつうじて検討することを目的とする。

さて、近世における多摩川流域村落の特質はさまざまな面から検証することができる。例えば、地理的・歴史的側面あるいは文学的側面からも検証することが可能である。そして、歴史的側面の内でも、多摩川をめぐる近世の人々の生業をとつてみると、農業（林場・用水）・漁業（鮎漁）・交通（筏・渡し）などさまざまな素材を見出すこと

ができる。さらに、農業の内の用水をとつても用水普請という技術的問題、村々の社会的結合関係の問題、土地利用の問題など多くの課題を見つけることができる。本稿では、農業の中から用水の問題に注目し、用水をめぐる土地問題から多摩川流域村落の特質と江戸幕府の支配の特質を検討してみたい。そこで、まず第一に、用水を利用する村落内部の土地問題にとって用水がどのような意義を持つていたかを検討したい（第一節）。そして、用水組合に所属しない村に対してもどういった影響を与えたかということを宝曆期における小川村の高外地問題をつうじて検討してみたい（第二節）。

なお、ここで取り上げる多摩川流域の村落とは、多摩川中流域のうちでも限られた範囲のものであることをあらかじめ断わらなければならない。つまり、ここで対象とするのは、柴崎村・郷地村・福島村・築地村・中神村・宮沢村・大神村・田中村・拝島村（現在の行政区画で言えば立川市・昭島市・日野市・拝島市）という九ヶ村からなる用水組合、そして、その九ヶ村用水の取り入れ口となっている九ヶ村用水の上流に位置する小川村（現在の秋川市）・熊川村（現在の福生市）など多摩川・秋川流域の村々である。このように地域を限定せざるをえなかったということは、報告書作成という時間的制約によるところが第一の要因である。しかし、ここで対象とした村々は多摩川をめぐる用水組合で結合しているいわば完結した空間である。それゆえ、本稿で一定地域を限定する場合には適当な地域と考えることができよう。

一、村落内部の土地問題と用水

近世においても多摩川はさまざまに人々の生活に利用されていた。多摩川中流域にあたる多摩郡柴崎村・郷地村・福島村・築地村・中神村・宮沢村・大神村・田中村・拝島村の九ヶ村は拝島村の上流に位置する熊川村地内より用水を引き入れ、農業に役立てていた。本節ではこれらの九ヶ村にとって、多摩川から引き入れた用水が村内部の土地問題に対していくかなる意義を持っていたかということを近世村落の成

表1 九ヶ村村高変遷

時 期 名	正 保	元 祿	天 保
柴崎村	(石) 316,445	875,171	1139,339
郷地村	208,000	212,842	278,133
福島村	378,400	396,844	442,701
築地村	99,600	103,536	115,668
中神村	329,535	424,371	475,571
宮沢村	424,900	419,971	546,070
大神村	63,805	212,939	274,161
田中村	30,215	117,538	134,838
拝島村	220,980	772,551	834,479

出典：『武藏田園簿』・『関東甲豆郷帳』

表2 九ヶ村田畠比率

村 名	石 高	田 高	畠 高	田/畠
柴崎村	316,445	134,500	181,945	0.74
郷地村	208,000	119,510	88,490	1.35
福島村	378,400	245,080	133,320	1.84
築地村	99,600	50,301	49,209	1.02
中神村	329,535	177,605	151,930	1.17
宮沢村	424,900	256,068	159,232	1.61
大神村	63,805	16,300	47,505	0.34
田中村	30,215	15,500	14,715	1.05
拝島村	220,980	57,500	163,480	0.35

出典：『武藏田園簿』

表3 九ヶ村の土性

柴崎村	陸田多くし水田少し、土性水田は真土、餘は野土
郷地村	土性水田真土、陸田は野土、陸田多く水田少し
福島村	土性真土或は野土、水田少く陸田多し
築地村	田畠等分、土性水田は砂利真土、其他は野土
中神村	土性真土砂利或は野土、水田少く陸田多し
宮沢村	土性真土、砂利村堺は野土なり、水田多く陸田少し
大神村	土性砂利真土或は野土、水田少く陸田多し
田中村	土性真土或は砂利交り、水田少く陸田多し
拝島村	水田・陸田相半して、土性黒野土にて粗薄なり

出典：『新編武藏風土記稿』

表 4-1

田中村の田畠

上田	町	反 9	畝 4	歩 14
中田	2	0	6	29
下田	1	4	3	6
下々田		4	6	23
	4	9	1	12

上畠	町 1	反 2	畝 1	歩 16
中畠	2	9	0	22
下畠	4	6	7	20
下々畠	3	1	4	8
切畠	2	3	0	18
屋敷		5	6	28
	14	8	1	22

出典：『昭島市史』

表 4-2

田中村の階層

16 ~ 20	人 1	% 2
11 ~ 15 6 ~ 10	5	10
1 ~ 5反 1 反未満	33	88
	11	
	50	100

出典：『昭島市史』

表 4-3 田中村百姓の名寄

百姓名	田	畠	屋敷	合計	百姓名	田	畠	屋敷	合計
理右衛門	セフ 183.10	セフ 6.12	セフ 189.22		市郎左衛門	セフ 1.09	セフ 23.10	セフ 2.12	セフ 27.10
与兵衛	38.11	67.05	2.04	107.20	善右衛門		19.24	3.10	23.04
庄右衛門		76.01	3.10	79.11	善太郎		21.21		21.21
茂兵衛	9.25	64.04	1.08	75.07	治左衛門		19.28	1.00	20.28
六左衛門	29.06	41.07	1.10	71.23	佐右衛門	3.28	16.27		20.25
七左衛門	10.01	44.25		54.26	連住院	20.02			20.02
權三郎	1.01	50.01	3.18	54.20	清右衛門		18.14		18.14
小左衛門	1.27	49.02	1.18	52.17	瀧泉寺	15.06			15.06
庄兵衛	24.01	24.23	2.24	51.18	甚五右衛門	13.10			13.10
長右衛門	8.23	40.04	2.03	51.00	七郎右衛門		12.18		12.18
市右衛門	25.24	20.20	2.20	49.04	長三郎	12.05			12.05
源右衛門		44.18	3.05	47.23	市左衛門		11.20		11.20
久右衛門	10.04	34.29		45.03	清兵工		10.12		10.12
甚右衛門	16.05	26.20	1.10	44.05	惣左衛門	8.07		1.18	9.25
治右衛門	8.02	32.10	2.26	43.08	庄左衛門	9.14			9.14
甚兵衛	6.26	42.28	2.17	42.11	平右衛門		9.10		9.10
孫兵衛	12.27	27.14		40.11	所左衛門	6.02			6.02
清左衛門	2.16	35.17		38.03	次郎兵衛		5.12		5.12
甚三郎	0.14	36.03		36.17	忠兵衛	3.24			3.24
六兵衛	15.25	19.03		34.28	五郎右衛門		2.09		2.09
長左衛門	6.28	27.05		34.03	新蔵			0.25	0.25
三太郎		30.14	3.12	33.26	三右衛門		0.24		0.24
助右衛門	7.16	20.26	3.22	32.04	助左衛門	0.10			0.10
五兵衛	6.10	23.15	1.22	31.17	甚内	0.08			0.08
仁左衛門		29.26	1.18	31.14					

出典：『昭島市史』

立過程に注目しつつ検討したい。

では、まず最初に、九ヶ村の概要について述べてみたい。なお、本来ならば村方史料を丹念に読み込んだ上で村落概況について述べなくてはならないが、ここでは史料的な制約のため『武藏田園簿』・『新編武藏風土記稿』などに依存せざるをえない。

表1は、九ヶ村における村高とその変遷である。まず、正保期の村高について見てみると、大きく二つのグループに分かれていることが確認できる。一つは三百石以上の村高を持つ柴崎・郷地・福島・中神・宮沢・坪島の村々であり、もう一つは、築地・大神・田中のいずれも百石未満の村である。しかし、『正保田園簿』における村高は「つかみ高」⁽¹⁾の村もあり、一貫文五石替えという単純計算に基く石高の村もある。実際、田中村においても寛文七（一六六七）年の年貢割付状では一貫文五石替えというフィクションナルな村高となっているのである。⁽²⁾その後、寛文期における検地をへて、村高はいずれの村も伸びてきている。とりわけ、正保期において村高の低かった大神・田中の両村が飛躍的に増大していることが目を引く。

表2は、正保期における田畠比率を示したものである。これによると、九ヶ村の内六ヶ村までが田方が畠方を上回っている。この後の田畠の割り合いがどのように推移したかは史料的制約のため明らかではない。なお、田方とはいっても、表3に示したように、大部分の村では陸田の方が水田を上回っていたようである。

以上のような九ヶ村に対して、用水はどのような意義を持っていたのであろうか。ここでは田中村を例にとり、近世村落成立過程における

用水の意義について検討していくことにしたい。表4-1・2・3は、田中村における寛文七（一六六七）年の検地帳をもとに作成されているものである。まず、表4-1に示したように、田中村では面積の上では圧倒的に畠の方が多い村であることがわかる。そして、表4-2から、これら田畠保有者は、九割近くの者が五反未満の下層の百姓で占められている。しかも、一反未満も全体の二割以上を占めているのである。寛文・延宝期の検地の意義は、村内の百姓でも下層の百姓を田畠保有者として登録することにより、年貢納入者として確定し、江戸幕府の基盤とするところに政策意義があつたとされている。⁽³⁾ちなみに、このような百姓はあまりの零細のため、その後没落していくことも指摘されている。以上見てきたように、田中村における寛文検地の意義も前述したような意義を認めることができよう。

では、これらの百姓はどのような田畠を保有していたのであろうか。表4-3はそれを確認するために示したものである。なお、表4-3は、田畠保有面積の多い百姓順に並べてある。まず、田畠保有面積と畠地保有面積との関係についてみてみよう。一目でわかるように、田畠保有面積の大小と畠地保有面積の大小との間には比例関係が認められる。しかも、村内で最も多く耕作地を保有している理右衛門は畠地しか保有していないのである。また、畠地の保有面積と屋敷の面積との間にも比例関係が確認できる。では次に、田畠保有地と田地保有面積との関係についてみてみよう。田畠保有面積の大小と田地保有面積とは畠地のような関係は見られない。田地面積の多い保有階層は、四

反から七反ほどの中・上層の百姓に見ることができるが、下層の百姓のなかでも一反歩以上の田地を保有しているものも存在する。つまり、田地の保有面積については、中・上層と下層の百姓との間にはあまり差異を認めるることは困難である。以上の点から、田地は下層の百姓にとって極めて重要な意味を持っていたことが確認できる。前述したように、田中村において陸田の方が水田を上回っているとはいって、ここにおいて用水の存在意義も村内の下層百姓にとって大きな意義を持つていたにちがいない。

なお、このような用水はいつごろから利用されていたのか、それを確証する史料がないため、明らかではない。『昭島市史』によると、拝島・田中・大神村の石高が正保期から寛文期にかけて増大していることから、この間に用水の整備がなされた可能性があることを指摘している。しかし、用水に関わりのない上川原村（大神村の北側に位置する）でも同じ時期に石高が増加していること、さらに正保期の石高は、前述したようにフィクションなものであり、そのまま生産力を示すものではないことから、単純に『昭島市史』が指摘するような推測は成り立たない。しかし、前述したように、用水が村内部の下層の百姓の自立にとって極めて重要な意義を持っていたことを考へるならば、寛文検地によって登録され、江戸幕府の基盤となる近世村落を支える百姓が成長し土地を開拓していった寛文期以前の近世初期（近世初期のいつであるかは史料的制約のため明らかではない）であると見ることがができる。

図1は、田中村の隣村大神村の絵図である。これによると、大神村

の畠地及び屋敷は多摩川の河岸段丘の上に、田地は、多摩川の河岸段丘の下に多く位置している。つまり、大神村では多摩川に向かって村内の開発が進んでいたことが伺われ、その開発のために用水が重要な意義を持っていたことが推察されよう。

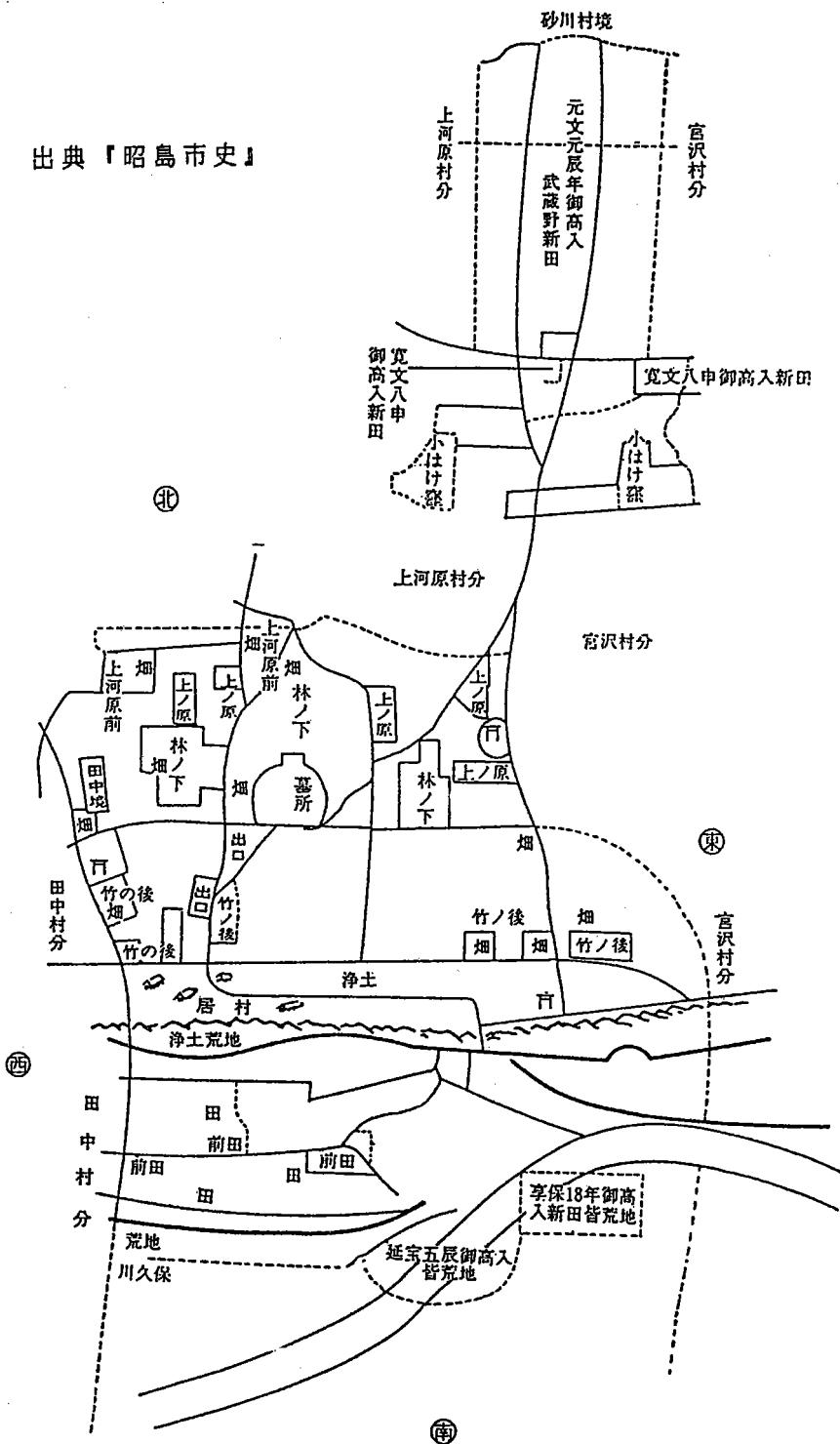
二、用水組合と周辺村落

用水は用水を利用する用水組合に所属する村に対してのみ影響を与えるものではなかった。用水を取り入れる多摩川を介して周辺地域の村々にも大きな影響を与えたのである。代表的な例を挙げれば、それらは用水出入りという形で表れるが、ここでは小川村・高月村・熊川村・拝島村・草花村における宝曆期の高外地問題を取り上げて検討してみることにしたい。

小川村は多摩川と秋川が合流する地点の村であり、水難を受けやすい村であった。つまり、多摩川・秋川の芝地・流作場を持つ村であった。それ故、一方では、近世初期の正保期から村高四三〇石一斗七升の内田方が三六六石九斗七升八合を占める、という多摩郡の村としては特異な村であった。他の四ヶ村もいずれも、多摩川・秋川に面した村であり、小川村ほどはないにしても芝地などを持つ村であったと推察される。なお、流作場とは湖沼や河川の沿岸にあり、水が一面にかかるいる不安な場所であり、水が多い年には作付・収穫が難しく、干ばつの年のほうが実りが多い土地のことである。⁽⁵⁾

図 1 大神村

出典「昭島市史」



宝暦一一（一七六一）年六月、小川村の惣百姓は領主である旗本水谷信濃守に対し後で掲げた年貢減免願いを差し出している。⁽⁶⁾これによると、年貢減免の理由として、小川村では村内芝地である谷後崎・平田崎・久保前に幕府の検地役人が入り、検地した上で、年貢割付状における田畠川欠九町九畝一步を除いた分に地代金や芝永を割りつけられたことを述べている。従来、流作場に対する幕府支配は、享保期における年貢増長政策の中でも重要視されてきたことが明らかにされている。⁽⁷⁾実際、掲げた史料においても、田地の耕場に供するために「前度流作方堀江荒四郎様兩度之御改ニ茂（中略）御見捨に相成」として示されているように、小川村においても享保期流作場に対する幕府支配が意図されたものの、その時は田地の耕場のために免除されていたのである。このように、耕場のために従来免除されていた流作場が宝暦期において問題となつたことは、多摩川流域という地域的特質を考えうえで極めて重要であるといえよう。

では、宝暦期にいかなる要因で流作場が問題とされたのであろうか。先の史料が作成される前月である宝暦一一（一七六一）年五月、幕府役人が検地した際の「田畠名寄改直シ帳」には次のような記載が見られる。

拝島村水論為検分与御普請役猪俣右衛門様・渡辺惣七様御出、
高月旅宿之節、当村川欠ケ地并芝地・空地御改之節、諸帳面高反別
不足有之候ヲ見出シ

つまり、拝島村の水論に際して、それに付随する形で問題となつたことが確認できるのである。

ここでいう拝島村の水論とは、宝暦一〇（一七六〇）年五月、⁽⁸⁾拝島

村を除く用水組合の八ヶ村が拝島村を相手取り訴え出たものであった。⁽⁹⁾その出入りの趣旨は、前年から続いた干ばつのため、拝島村を除く用水組合の八ヶ村が多摩川からの水では差支えが生じるため秋川から用水を引き入れたい旨を願い出た、しかし、拝島村は秋川から用水を引き入れる掘敷については拝島村が新田検地を願出しているので八ヶ村の意向には同意できないことを示し、水通りの悪い場所へ堀を作ることを主張した、これに対して八ヶ村では地代金あるいは年貢負代りを行ってでも用水を引き入れたい旨を申し出たが、拝島村は取り合はない、というものである。このように同じ用水組合であっても村内を通す用水の敷地をめぐって対立が起こり出入りとなつたのである。

このような水論からどのようにして幕府役人が検地を行うようになつたかという経緯は推測の域を出ない。しかし、以下のように推測してみたい。つまり、幕府側では年貢増長政策の動向が、また、拝島村の側では用水堀り敷地新田化に対する自村の正当性を得るために根拠の必要性が、あつたのではないだろうか。そして、このような検地に付随する形で小川村など周辺村々の芝地問題が明確化してきたのではないだろうか。

いずれにしろ、用水問題は用水組合に加入している村だけでなく、多摩川流域の周辺村落に対しても大きな影響を与えたことは確認できよう。

*

*

*

おわりに

以上、雜駁ながら多摩川流域村落における用水の問題に注目し、用水をめぐる土地問題から村落と江戸幕府の支配の特質を検討してきた。小稿では、用水をめぐって用水組合村内部においては近世初期、用水組合周辺村々に対しても宝暦期というように時期的にも一致を見ておらず、ここで指摘した点も多くが単なる事実確認と推測とに終始してしまった。そのため、内容で触れた以上に小稿で目的としたところのまとめをすることは許していただきたい。近世多摩川流域村落における用水をめぐる土地問題については村落内外の土地問題と幕府支配とを有機的にとらえて検討する必要がある。さらに実例を積み重ねてそれらの検討を行うことしたい。

- 〔註〕 (1) 林巖「『武藏田園簿』におけるつかみ高について」
(『歴史手帖』六)
- (2) 「昭島市史・附編」二五二頁、なお、ここでとりあげる九ヶ村用水組合が含まれる拝島領における近世前半期の年貢高と年貢徴収システムについては、神立孝一「拝島領の年貢高について」(『新立川市史研究』第四号)がある。
- (3) 大館右喜「幕藩制社会形成過程の研究」など。
- (4) 『武藏田園簿』
- (5) 『地方凡例録』
- (6) 森田家文書四三三七

(7) 大谷貞夫「元文一延享期関東における流作場検地」

(『成田山教育文化福祉財団紀要』一)、同「勘定組頭堀江荒四郎と流作場開発」(『房総地方史の研究』)、松尾公就「享保改革末期の年貢増長政策」(立正大学古文書研究会『近世史研究』一)、大石学「享保改革期における流作場開発政策と村落」(徳川

林政史『研究紀要』昭和五四年度)

(8) 森田家文書八一六

(9) 『昭島市史』

△史料△

乍恐書付以奉御願上候

一 御知行所小川村惣百姓先達而御訴申上候、当村芝地谷後崎・平田崎・久保前三ヶ共ニ御公役様方御檢地之上御割付表之田畠川欠九町九畝老歩御除之相殘候余地谷後崎・平田崎共ニ反ニ芝永拾弐文宛被仰付候故、御請申上候
一 久保前芝地者川欠町歩之空地大場ニ而、地面茂宜舗御見立被遊候哉、新開可致旨被仰渡候、私共申上候者、秋川出水之度毎急難之場所故、前々川欠跡与申共発返候儀難相成、今以て御田地ニ相離罷有程之悪場ニ付、新聞之御請何分御免之御訴訟申上、猶又小川村之儀者御高不相應之地狭之村方ニ而、御覽之通新木可取山林ハ不及申上、野茂無御座外株可取場所一切無御座候故、右三ヶ所ニ而株取來候間、四百石余之御田地養來候、依之前度流作方御役堀江荒四郎様兩度之

御改ニ茂右之趣申上候所、御見拾ニ相成候場所御座候、何卒御慈悲
ヲ以此上秣場ニ被成下候様達而御願申上候得ハ、然ル上ハ為地代金
反永三拾五文宛差出、芝永之儀ハ反ニ武拾八文宛年々上納可致旨被
仰付、是又慈悲ニ無之御請申上候事

一 小川村右芝地三ヶ所之儀玉川・秋河之衡クニ候得者、川上一体高
水棒キ出嶋之ことくニ而、小水ニ茂水開、大水之度毎ニ変地ニ被成
候場所江此度不聊成高免之芝永被仰付候得者、甚困窮至極仕候、勿
論未芝永御取箇附之惣町歩被仰渡無御座候得共、右ニ付百姓至而難
儀無之様ニ乍恐勤弁被成下、尤御定免之内ニ而恐入候御願之筋ニ奉
存候得共、田畠御年貢御引被下置候様ニ奉願上候、猶又芝永被為仰
付候上ハ可奉願上候、何分御慈愛ヲ以百姓永ク相続仕候様被仰付被
下置候者有難奉存候、以上

宝曆十一年巳

六月

小川村

法林寺納所

宝清寺

慈眼寺

林泉寺

市左衛門

市右衛門

權伝

兵衛

印

印

印

印

印

印

善兵衛八介傳

伝左衛門

左右衛門

庄右衛門

惣右衛門

平七

四郎右衛門

新兵衛

庄左衛門

伝兵衛

紋右衛門

八左衛門後家

伝八

甚兵衛

五郎右衛門

久兵衛

市兵衛

伊兵衛

勘左衛門

藤平

助右衛門

市郎左衛門

茂右衛門

印

印

印

印

印

印

与	新	源	吉	文	太	半	与	利	秋	安	兵	兵	右	新	介	治	与	權
之	五	兵	五	右	兵	右	左	兵	兵	兵	衛	衛	衛	左	長	右	右	右
助	兵	衛	郎	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	門	門	門	衛	左	衛	衛	門
	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

印

同 同 同 同 組頭

八	平	源	太	彦	善	市	太	平	五	兵	兵	兵	太	曾	平	与	市
郎	次	右	郎	右	与	郎	郎	次	兵	衛	衛	衛	郎	右	右	右	右
左	右	衛	右	衛	兵	右	右	郎	衛	門	門	門	右	衛	衛	右	門
衛	衛	門	衛	門	衛	門	門	郎	衛	門	門	門	衛	門	衛	門	門
	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

印

名主 勘 兵 衛 田
同 治郎右衛門 田

右之通書面之百姓挙而御願上二付、御取上被下様奉願上候、以上

水谷信濃守

御役人中様

(森田家文書四三三二七)

*

*

*

明治初期神奈川県の地価創定事業

—西多摩地方秋川筋の地租改正経過を中心にして—

鈴木芳行

一、本稿の目的と史料の概要

地租改正はその内容も意義も一様ではなかつたが、時期的に大きく捉えると、明治五年（一八七二）二月の土地永代売買の解禁にはじまり、同二十二年（一八八九）三月の土地台帳規則制定までと、明治前半の全期間とみることができる。しかし実際には、明治四年の地券發行から同十四年六月の大藏省地租改正事務局閉局までとみるのが妥当であろう。それでも約十年間にわたる大事業であった。さらにこの後者の場合は、事業内容の性格により、明治六年七月の地租改正法の公布前と公布後とに区分できる。

公布前の明治四年の地券發行とは、同年十一月二十七日、政府が東京府下の武家地と町地との区別を廢止し、土地所有者に対し地券を交付すると布告したことにはじまる。地券面の記帳地価の百分の二の沾券税徵収を企図した。翌五年正月十二日、大藏省は東京府に対し地券發行地租收納規則を通達し、翌月十日、東京府は地券發行と地券申請手続および地租納方規則を府下に達している。以降、全国でも城下町として発達した各都市は東京府のこの制度にならい、市街地地券を発

行した。⁽¹⁾

明治五年二月に土地の自由処分が認められると、同月二十四日、大藏省は「土地売買譲渡二付地券渡方規則」を公布し、土地売買の都度地券を交付することとした。さらに同年七月四日には、土地の売買に係わらず全ての土地所有者に対し地券を交付することを決定し、公布した。これに基づき各府県が発行した地券が「地券之証」であり、明治五年の干支にちなんで壬申地券と通称している。この壬申地券は土地所有を明確にするために地押丈量などを行なった上で発行した府県もあつたから、この発行事業を壬申地券地租改正ともいい得るが、事業内容を詳細に明らかにできる府県は少ない。また壬申地券発行府県も、現在までのところ次の、秋田・若松・宇都宮・栃木・木更津・足柄・浜松・長野・岐阜・相川・敦賀・滋賀・豊岡・京都・兵庫・堺・岡山・鳥取（隱岐）・三浦・長崎（壱岐）の諸府県しか確認できな⁽²⁾いといふ。

いまだ各府県で壬申地券地租改正が行なわれている最中、明治六年四月、政府は地方官を大藏省に会同させて地租改正を協議し、ついで同年七月には地租改正法を公布して、新たな方法で改租事業を進める方針を明らかにしたのである。この地租改正法は「地租改正条例」をはじめ幾つかの法令から成っているが、その内容は、（一）課税標準を従来の収穫物から地価に改めること、（二）税率を地価の百分の三とすること、（三）現物納入を廢止して金納とすること、などに要約できよう。これにより従来の石高制や村請け制は撤廃されることにな⁽³⁾つた。それにこの新法を実施するためには、土地一筆毎の地籍をでき

るだけ正確に把握した上で、収穫地価を創定し、地券を発行しなければならなくなり、土地調査事業が必然化したのである。これによる地券を改正地券とも呼称する。

当該期の財政や税制および土地の在り様や所有関係は極めて複雑であり、丈量技術にても各種不統一の問題を抱えており、明治八年五月、政府は大蔵省内に地租改正事務局を設置して、改租事業を全国統一的に進めていくことにした。しかし島嶼部や辺境地の存在などに加えて、各地の地租改正反対一撥や騒擾、意義申し立てなど各種の農民闘争や、西南戦争をはじめとする西国各地の土族反乱など、多くの困難に直面したこともあり、改租事業には多くの府県差が生じた。そ

れに各種の調査業務は府県に依託され、調査結果は土地所有者の自己申告を原則としたから、これも地域差を生む一因となつたとみられるのである。⁽⁴⁾ それと地租改正の事業経過は各府県一様に進められた訳ではなく、これにも府県差があり、特に神奈川県は関東地方のいわば模範県として先導的役割りを担わされた。したがってこの府県差や地域差を明らかにすることは、地租改正研究の当面する意義と考えられよう。

神奈川県の地租改正研究について、最近の業績を中心に概略しておこう。まず県内の地租改正を全般的に論述したのは、なんといっても神奈川県民部県史編集室編『神奈川県史』通史編4近代・現代(1)（一九八〇年刊）、および『同右』通史編6近代・現代(3)（一九八一年刊）である。明治九年四月に神奈川県と合併した足柄県域も含めて、県内の改租事業および農民闘争にまで詳細に触れたのはこの

外には少ない。この『神奈川県史』の内容の充実さに匹敵するのが、横浜市編『横浜市史』第三卷下（一九六三年刊）であろう。農村部だけでなく、神奈川県下の最大の都市横浜の市街地改租事業が特に詳しい。市街地の地租改正をこれほど詳しく扱った自治体史は、全国的にも稀であろう。『横浜市史』に限らず、近年県内で刊行される自治体史の近代編では精粗はあるものの、必ず地租改正を取り上げているが、なかでも町田市史編纂委員会編『町田市史』下巻（一九七六年刊）は、市域の改租事業の特色を全国的な動向に位置付けて出色であろう。この外、渡辺隆喜「神奈川県地租改正事業の特色」（『神奈川県史研究』4一九六九年）は同県改租事業の特色のなかでも、特に「卸米」方法の解説と地主問題の摘出に優れており、非常に参考となる。また関順也「多摩の地租改正」（『創価経済論集』第六卷第一号一九七六年）は南多摩地方北部を中心で分析を進め、収穫地価決定の背景と矛盾点を析出している。

神奈川県の地租改正は、壬申地券地租改正を別にすると、明治七年三月「反別地価等書上方心得布告」にはじまり、大蔵省『府県地租改正紀要(全)』⁽⁵⁾によれば同十三年四月に終わる実に六か年以上にもわたる事業であった。それに改租対象地も郡村の耕宅地をはじめ市街地、社寺地、山林原野など、広範囲であった。これらの中でも、本稿は郡村の耕宅地を研究対象とし、したがって時期も明治七年三月から同十一年八月の新租施行公布までとする。

さらに本稿は、西多摩郡秋川筋という小地域に視座を据え、そこからの照射を通して神奈川県の地租改正経過をできるだけ明らかにし、

県単位の改租事業の諸契機と特色を個別的に実証することに第一の目的がある。第二には、この個別実証を通して地租改正の特色のひとつである地価の創定事業を特に明確にしたい。

次に分析対象地となる西多摩地方秋川筋は、この地租改正時、行政区画の上で激しい改革を受けており、後で述べる秋川筋地租改正「年表」中の、大区名・小区名・村名などの対照や理解を得る意味でも、ここで整理しておこう。

秋川筋を含む西多摩地方は、明治二十六年（一八九三）から東京府域となつたが、それ以前は神奈川県域である。明治七年（一八七四）九月、神奈川県ではそれまでの区・番組制を改めて大区・小区制を採用した。同制度では西多摩地方秋川筋は第十二大区に相当し、大区内諸村は次のように十四の小区に区分された。⁽⁶⁾

一小区	中藤村	横田村	三ツ木村
二小区	岸村	箱根ヶ崎村	殿ヶ谷戸村
三小区	中里村	芋窪村	上谷保村
四小区	青柳村	柴崎村	郷地村
五小区	築地村	中神村	宮沢村
六小区	大神村	拝島村	
七小区	熊川村	福生村	川崎村
八小区	草花村	菅生村	五ノ神村
	二ノ宮村	野辺村	羽村
	小川村	高月村	

九小区	雨間村	油平村	牛沼村	下代継村	上代継村
十小区	淵上村	引田村	中引田村	下引田村	
十一小区	伊奈村	三内村	山田村	横沢村	網代村
十二小区	上平井村	中平井村	下平井村		
十三小区	上大久野村	下大久野村	北大久野村		
十五小区	館谷村	深沢村	小中野村	入野村	乙津村
五日市村	戸倉村	留原村	高屋村	養沢村	
小和田村					

この内、明治八年六月に六小区内五か村が合併して多摩村となり、十一小区の三か村は明治八年八月三十日に合併して平井村となるなど、各小区内で村の合併があつた。さらに明治九年九月十三日には、四・五両小区が合併して四小区となり、旧六小区以下が順次一区ずつ繰り上がって、全区中十四の小区が十三の小区となつたのである。⁽⁷⁾これらも含めて耕宅地の地租改正終了寸前、すなわち明治十一年五月の第十二大区の諸村は、次のように整理できよう。

一小区 中藤村 横田村 三ツ木村

二小区 箱根ヶ崎村 長谷部新田 師岡村 石畠村 殿ヶ谷村

三小区 砂川村 中藤新田

四小区 柴崎村 郷地村 福島村 作目村

五小区 宮沢村 上川原村 田中村 作目村

六小区 大神村 拝島村

七小区 熊川村 福生村 川崎村 五ノ神村 羽村

八小区 草花村 菅生村 瀬戸岡村 原小宮村 平沢村

五小区 多摩村

六小区	草花村	瀬戸岡村	原小宮村	平沢村	菅生村
七小区	小川村	二ノ宮村	野辺村	高月村	
八小区	上代繼村	下代繼村	引田村	油平村	牛沼村
九小区	横沢村	三内村	伊奈村	山田村	網代村
十小区	平井村				
十一小区	大久野村				
十二小区	五日市村	深沢村	戸倉村	館谷村	高尾村
	小中野村	留原村	入野村	小和田村	乙津村
					養沢村
十三小区	桧原村				

第十二大区でも秋川筋に相当するのは、六小区から十三小区である。

秋川筋の諸村は、地形的には秋留台地上に広く展開しており、十一小区大久野村付近からは山が深くなる。産業では当該期は農業が主体であり、多摩川・秋川の合流地点の小川村が田地勝ちの村である外は、他の諸村は畑作が中心であり、山勝ちの村々では林業も盛んであった。

その外、副業として養蚕業と織物業が盛んで、織物は黒八丈や青梅縞・博多帯などを主に生産し、これは江戸時代以来の伝統的な産業であつて、当該期の全国でも有数な織物産地である多摩川中流織物業地域の一角を形成していた。⁽⁸⁾

地租改正「年表」作成のために用いた史料について説明しておこう。用いた史料は秋川筋でも旧平井村が所蔵していた会所文書「公用留類」である。

(年 代)	(題 名)
明治六年～七年	御布令記載 第三号
同七年四月～六月	御布告留 第六号
同七年五月～十月	達書 庶第九号
同八年七月～十月	公用留 十六号

旧平井村は旧大久野村と合併して、昭和三十年（一九五五）六月、日の出村となり、同四十九年（一九七四）には町制を施行して日の出町となった。したがって会所文書「公用留類」は、現在、東京都西多摩郡日の出町教育委員会社会教育課に属する日の出町史編さん室が所蔵している。明治初期の大区・小区制では数か村で一小区を形成し、数小区で一大区を形成した。各小区では中核の村に小区会所を置き、小区会所が区内の行政事務を執った。会所は区役所あるいは区級所と呼ぶ時期もあった。しかし旧平井村は上・中・下の三か村に分かれている時期もあるが、事実的には一小区一か村と、小区域と村の行政区域が一致していた。ために旧平井村の会所文書は小区文書であるとともに、村の役場文書でもあった。

明治初期の旧平井村会所文書の「公用留類」には、中央省庁や神奈川県などからの布達類をはじめ、大区会所や隣小区、周辺諸村などの往復書類を、分冊にし、大体は年月日順に綴つてある。したがって、当該期の地租改正のような長期にわたる事業を、年月日を追つて検証しようとする場合には、まことに好都合な史料となるのである。⁽⁹⁾ 地租改正期に該当する「公用留類」は次のとおりだが、全冊残っている訳ではない。

(年代)

同八年～九年

同九年三月～五月

同九年七月～九月

同九年～十年

同十年一月～三月

同十年四月～六月

同十年九月～十一月

同十年～十一年

同十一年五月～八月

同十一年八月～十一月

同十一年～十二年

同十二年～十三年

同十二年～十三年

同十三年～十四年

地租改正「年表」作成にあたっては、「公用留類」達書文言を内容

に沿ってできるだけ簡略に要約し、達書の発給者を()で、受取り

者を〔 〕で示すように、できるだけした。「年表」はこれを四つの時期に区分して本稿二節以下の各節文頭に配置し、そのあとに、各節「年表」中の問題点について言及するようにした。四時期は改租事業の各特色に応じて区分したつもりである。なお本稿中の引用史料は特に断わらないかぎりは、この「公用留類」に拠った。また「公用留類」に欠落している部分については、森田幸司家（東京都秋川市小川）の文書により大部分補った。

(題名)

公用留十七号

公用留十八号

公用留二十号

公用留二十一号

公用留二十四号

公用留二十三号

公用留二十八号

公用留二十九号

公用留三十二号

公用留三十四号

公用留三十九号

公用留四十号

公用留四十三号

第一期

(月・日) 明治 7 年

(県) 「反別地価等書上方心得書布告」および「反別地価書上帳」「無代価地反別書上帳」雛形を布告する

小川村では「境界分間野帳」を作成する

(県) 「地租改正申合書并追加」を布告する

(県) 「改正地引」と「地租改正画図」雛形解説を示す

(大区) 「地租改正画図」雛形と「田畠其他反別取調

野帳」の雛形を布達する〔7・8・9・10・11

・12・13・14小区〕

明治 8 年

(県) 「地所調査十字確則」を示す

時期に区分して本稿二節以下の各節文頭に配置し、そのあとに、各節

「年表」中の問題点について言及するようにした。四時期は改租事業

の各特色に応じて区分したつもりである。なお本稿中の引用史料は特

に断わらないかぎりは、この「公用留類」に拠った。また「公用留類」

に欠落している部分については、森田幸司家（東京都秋川市小川）の

文書により大部分補った。

二、地引絵図の作成

上」の差し出しを催促す

8 · 7 8 · 3 6 · 15 3 ·

(県) 第七一號) 横浜構内を除く県内全域に「反別位當部分書上」雛形を布告する。

(大区) 「野帳」「切図」の差し出しを達す〔7・8

・9・10・11・12小区〕

(月・日)

(事項)

8・13

(大区) 「反別位当部分書上」その他に付本月十六日の大区会所参会を促す〔6・7・11・12小団〕

(区)

8・26

「小作調」持参にて大区会所へ本月二十八日参会を促す〔6・7・11・12小団〕

(大区) 「反別位当部分書上」〔6・7・11・12小団〕

9・1

(大区) 「反別位当部分書上」「小作調」を至急差し出すよう達す〔11小団〕

(大区) 先般下げ渡しの「地租改正全図」差し出しを達す〔7・8・9・10・11・12・13・14小団〕

9・11

(区)

9・18

(大区) 「反別位当部分書上」と地価収穫下調方法協議のため大区会所に参会を促す〔6・7・11・12小団〕

(区)

9・21

(県) 山岳検査し残りの分出張検査に付「野帳」「切図」の仕上げ方を達す〔10・11・12・13・14小団〕

9・27

(大区) 来月十日の大区会議に「小作調」持参を達す〔6・7・11・12小団〕

10・8

(大区) 県からの「村々全図」差し出しの厳命を急ぎ達す〔7・8・9・10・11小団〕
(大区) 山岳その他検査として県官出張に付「畠札」の建札などを達す〔11小団〕

(月・日)

(事項)

10・12

(十一小団) 渡し済みの平井村「野帳」十五冊と「切図」に「全図」を添えて提出する旨の「請書」を差し出す〔県〕

10・17

(大区) 「村々切図」表裏紙の全区統一のため「全図」との突合済み次第、蚕種古紙を各小区「切図」一枚に付一枚ずつ差し出すよう達す〔6・7・11・12小団〕

10・19

(大区) 九小区巡回中の中智権少属に対する大区区長よりの封状一通が届く旨を伝える〔11小団〕

(区)

10・20

(十二小団) 添田権大属の両掛一荷および中智権少属宛て封状一通が届く旨を伝える〔11小団〕

(七小団)

九小区巡回中の中智権少属に対する大区区長よりの封状一通が届く旨を伝える〔11小団〕

10・23

(大区) 「田畠山林小作米金等級部分書上」を至急差し出す旨の「請書」を差し出すよう達す〔7・11・12小団〕

(区)

10・24

(県) 「野帳」「全図」「切図」共、本日中に神奈川県地租改正掛出張先の小川村八小区会所に持参するよう達す〔11小団〕

(県) 「野帳」調印済み次第「全図」「切図」を添え、至急県官出張先の小川村会所まで持参するよう達す

(月・日)

(事項)

〔11小区〕

〔県〕次の各村に対し未提出の諸帳簿類を至急十三小区五日市村の県官出張先に持参するよう厳達す

十小区三内村

帳面・図面・請書

十小区村々 持地小前帳・道路請書

十一小区平井村 図面・請書

十二小区大久野村 野帳残り・請書

十三小区飯谷・留

原・高尾を除く村 帳面・図面・請書

この第一期の最大の課題は、地籍を正確に掌握するための「地引絵図」の作成であろう。地引絵図については、神奈川県の地租改正開始を告げた明治七（一八七四）年三月の「反別地価等書上方心得書布告」

第四条・第二十八条・第三十条の各条で、すでに次のように、その作成意図に言及している。^{〔10〕}

（第四条）右歩数取定方ノ儀、縦繩横繩ヲ以テ間数ヲ量リ、現反別ヲ算出スヘキ事ト相心得、屈曲アル地ハ入歩出歩等見計ヒヲ以取捨シ、十字木ヲ居ヘ平均ノ間数ヲ認メ、家屋等障リ有之間中ヘ十字難居分ハ、地形ノ模様ニ寄リニタ切ニモ三切ニモ切坪ニイタシ、平均ノ間数ヲ量ルヘク候、尤畔際畦際ノ見捨歩等ノ慣行ハ悉皆除却シ、実地ノ歩数丈量可致事

（第二十八条）書上帳書式ハ別冊ノ通り相心得、地引絵図ニ引合セ、

其村ニアラン限リノ地所兼落又ハ重復等無之様入念可書上事
（第三十条）更正反別地価等書上相成候ハ、改済ノ上、官員場所出

張美地検査可致、付テハ地引絵図ニ引合セ、一筆毎反別井番号持主姓名相記シ、敵杭建置、検査可受儀ト兼テ心得可罷在事

この三カ条は、土地の形状により「十字木」を用いて土地一筆毎に調査漏れや重複がないように丈量し、全村分の反別・地番・土地所有者姓名などを正確に絵図に書き載せ、「反別地価等書上方心得書布告」ないようにして官員の出張検査を受けるべきであると要約できよう。すなわち地引絵図は土地の在り様と土地所有権者を第三者が正確に確認するための手段であった。しかし県下各村における地引絵図の作成は、容易な事業であった訳ではない。

明治七年七月付けの添田権大属・中山少属・太田少属・千坂権少属・篠崎史生・石川史生・富藤県掌・中田十五等出仕ら県官八名による「地引絵図編製方羅立又は伝習として在出被仰付候に付」協議した「地租改正申合書并追加」が、同年十一月二十八日に第十二大区にも布達され、同大区地租改正総代人の村山為一郎は、早速これを十三・十四小区を除く全小区に回達した。これは神奈川県地租改正掛のための地引絵図作成上の具体的な心得であり、同時に県内各村が行なう地引絵図作成の指針でもあり、さきの「反別地価等書上方心得書布告」^{〔11〕}を補う内容とみられる。本文の全文を紹介しよう。

地租御改正被仰出候ニ付、地引絵図編製方周旋羅立之ため、今般我等在出被仰付候ニ付、左之条々一同協議之上固守候事

一 在出中は尚更銘々自己編頗之論は主張セス、于明正道を主一トシ
協和尽力可致事

一 地引絵図編製之義は、都而県庁ヨリ触示置候雛形布告書二照準、
区々之処分無之様可致事

一 各手当港出発、先ツ一順持場を巡回シ、絵図之仕立振又は製シ方
等伝習、夫ヨリ事實不手回し、村方に罷越、戸長・村用掛等を為立
(引脱力)
会、地絵図調製可致、尤実地之景況ニ依リ、各手持場内を三周茂巡
村、精々世話行届候様可致事

一 每日午前第七時出発、同十一時ヨリ一時迄休足、二時ヨリ六時迄
場所調査可致事

一 地引絵図編製之儀は実ニ至大之事業ニ下夕方入費茂多分相成候義
ニ付、此程権參事殿ヨリ御内意之趣も有之候間、是迄地図製造改之
入費は勿論、以後之入費トモ詳細為書出、帰港之上、具状可致事
但シ、最取掛候村々は土地ニヨリ甲乙茂可有之候得共、凡左之通
取極置候事

一 小区戸長副之内老人一日手当金式拾錢ツ、
一 村用掛 同断
一 人足三人 但老人金式拾錢ツ、
右は極度下押へ適宜処分可致事

一 用紙等之必用品は其土地適當之代価勿論之事

一 甲乙村々耕地墓石交リ入費地引絵図難引分場所は合併給図ニ可致、
且別段色替茂却而疑敷候間、田畠其外共一樣茂色替ニ致シ、仮令は
甲何番乙何番区別可致事

一 但、小区違ニ而是本文同様之事

一 道敷、溜井・土手敷等ニ有之候庚申塚・一里塚或は砂置場之類、
三歩位迄は別段図上江区別せず、実地之景況ニ拋り、道敷・土手敷
等之内江組入可申事

一 山間之棚田畠等一筆限り高低有之候分多分可有之、右は高土手九
尺以上ヨリ図上ケ、田畠土手之區別を顯シ、其地統之耕地与微シ、
別段區別可致事

一 用水路・堀上ケ敷或は溝代又は手掘道ト唱へ、稻草等仕付ケハ有
之候得共、用水浚之節は土砂堀上与、又は続雨之砌通水之道清水吐
口等は從前引方不相成分ニ候共、事實無相違分は其敷地丈ケ現地ニ
拠テ名義を下シ、図上区分可致事
但、下夕方申立候泥(ママ)与不都合之所分無之様可致事

一 並木敷地之内江家屋取建有之分は、現地之通地図編製致し置、別
ニ其所丈ケ之略図を取置キ、帰厅之上其始末を具状可致事

一 社寺境内引与唱へ現今引方不相成候分、別段山林等之屬地有之哉
之趣、右は前条同様其始末を糺し、帰厅之上具状所分可致事

一 村々全圖一ト通出来之上は、追而実地調査ニ相用候切絵図之儀は
便宜ニヨリ、美濃紙十枚位迄は不苦候事

一 絵図折方ハ紙之多少ニ依而広狭ハ可有之候得共、凡堅一尺三寸
・横九寸位を広極度与いたし、夫ヨリ格別少く狭は不相成候様可
致事

一 一村全圖之内字切絵図ニ致し候處は、字限り・耕地限は適宜見計、
飛来ニ而區別可致、且全村反別并持主之姓名等左ニ書式ニ倣ヒ図面

江記載可致事

總代人

何之誰印

雛形

但、切絵図之分茂其別丈ヶ本文同様書載之事

合反別何々

内訳

田何々

烟何々

実地何々
(他力)
其地各程略之

地図之端又は余白無之は下ケ紙ニ而茂不苦、左之通書載連印可致

右は今般地租改正被仰出候ニ付地引絵図編製方被仰付、私共
一同立会寸地ハ無編脱取調候處、書面之通相違無之候、以上

何国何郡

何大区区長

何小区戸長 実際取調候者

何之誰印

何村用掛

何之誰印

何村

小前総代連印

前書之通相違無御座候間奥印仕候、以上

第何大区区長兼

地租改正取調掛り

一 東海道往還并甲州道中は道幅在來広狭異間有之、別而八王子横山
駅・五日市市村市場之地は道幅十間余、其他脇往還之村々格別幅広キ
道筋茂有之、右体之場所は現地略図を別段為差出、帰庁之上其景況

を具状シ、長官ニ御軍諾を伺上候儀与可相心得事

一 脇往還并在中有名之大道筋は兼而御布達ニ基キ、道幅九尺以上一
丈二尺迄を以極度候、地図編製以前土地之便宜ニ因テ杭木為打建置
可申事

一 作場道野道等在來現地通ニ而、闊無之分は存置之通り画図シ、若
連年幅狭ニ候分は前同様杭木為打建可申事

一 用水悪水路歲々堀浚致し來候土揚場ニハ、川内之半を以左右土置
場を致候分、的例左之通

一 堀巾三尺

此土揚場堀尺五寸

但 左七寸五分ツ、
右同断

一 同六尺

同断三尺

但 左七寸五分ツ、
右同断

一 同九尺

同断四尺五寸

但 左七寸五分ツ、
右三尺ツ、

以上右二微ひ

右之外、実地ニ臨ミ不都合之廉々は都而現地ニ拠茂所分いたし置、帰
序之上詳細具状可致事

申合追加

一 田畠毛地山林其地坪詰は都而四捨五入歩限之積、且端尺之義は從
前狭之法ニ倣ヒ、左之通取極置候事

一 端尺之事

六寸毫分	壹尺弐寸弐分	壹尺八寸三分
武尺四寸四分	三尺六寸六分	四尺弐寸七分
四尺八寸八分	五尺四寸九分	

右之外、端歩捨加之旧法は現歩調之御主意ニ悖り候間不用之事

地租改正地引絵図は作成上必ずしも全国的な統一基準があった訳で
はない、府県により異なった。したがってこの引用は神奈川県の地引
絵図作成方針を知る上で重要である。地租改正担当の県官八名が、県
内各村の巡回に際しこのような申し合わせをしていたことは、すでに
巡回開始以前に、申し合わせ書にあつたと同内容の地引絵図作成基準
が、県内諸村に示達されていていたとみてよいであろう。

この申し合わせ書によれば、作成される絵図は、「一村全図」とい
う村絵図と、いまひとつ「字切絵図」の一様であった。村絵図、字切
絵図は「各地所の範囲と隣接地所との境界を確定し、各地所の字及び
全村における位置を明確に示すことに主眼が置かれた」のであり、ま
た「面積算出の手段としての重要な役割りをもになわされた」のでも
あるから、この神奈川県の地引絵図作成基準も、詳細な土地調査を実

施し、それを基礎に土地一筆毎の地籍を出来るだけ明確にした地引絵
図の作成を指示していると理解できよう。

出来上がった地引絵図の内、切絵図のような地図は縦一尺三寸（四
十二・九センチ）、横九寸（二十九・七センチ）を標準とした大きさ
に折り畳むよう指示がなされた。年表中にもあるように、第十二大区
ではこの字切絵図の表と裏の各表紙に厚手の和紙である「蚕種」古紙
を区内統一的に用いるため、その取り集めが指示されている。

こうした地引絵図作成方針に基づいて、県地租改正掛り官員の県内
各村の巡回がはじまった。明治七年七月、都築・多摩両郡の第六・七
・八・九大区方面では、中村権少属・中田十五等仕出による説論がは
じまり、以降、南多摩地方の小野路村などではこの両名による数回の
巡回説論が確認できる。⁽¹³⁾県官によるこののような巡回説論は外の地方で
も同様であったであろう。

明治七年十一月四日、神奈川県では県内各大区に対して「改正地引
」を布達した。⁽¹⁴⁾それは、「野帳」と「方今漸次成功地図差出方之順序を
以、以来八年一月中ヨリ官員派出、先反別を調査および巡回先ニ而改
正反別申渡」と村から提出される地引絵図とにに基づいて、県による反
別調査を告げる内容であった。また反別調査にあたっては「地図・野
帳差出之順序ニ拠リ、官員派出調査取掛候ニ付而は、実地ニ臨ミ譬ハ
甲ノ切画図壹番ヨリ幾番迄有之候共、一紙上図中ニ於てケ所ニ縦横間
數相様し、書載之畝歩ト相違無之上は、切図番数丈ヶ野帳へ朱点を示
し、改正之反別与見倣シ、毎切図如此検査シ、終而全村改正反別申渡
候事」と、野帳と絵図の具体的関係を明示していた。さらに同年十二

月八日、第十二大区では区内各小区に対し、別図のような「地租改正画図難形」を示した。⁽¹⁵⁾ その各土地の形状に応じた丈量方法については、この四日に県庁が布達した「改正地引」中に、次のように簡略な解説がある。

十字繩を以町畝を調ルニ、別紙略図ノ如ク畦畔を除き、墨点ノ場所江梵天を建、朱引ノ如ク縦横繩を張ルヘシ

第二・四・六・七・九図ノ如ク、地所ハ出歩・入歩ノ増減無之様横繩を以斟酌シ、角者ニ見ナラシ町歩ヲ調ヘシ

第五図ノ如ク、小歩数ニシテ三畝迄合併之分ハ畦畔除キ、幾切ニも十字繩を入合反別を以毫筆トスヘシ

但、極小歩数ニシテ不弁之地所ハ、間竿を以縦横を量ル可シ

第八図ノ如ク地所ハ二切ニモ十字繩を入へし、尤都合ニより墨飛点ノ場所ニ而區別スルモ可也

畠地之境界ニ穴ト唱溝堀ノ如ク堀上ヶ作付等不致場所ハ、畦畔同様ニ除クヘシ

山林野原ト雖モ十字繩を以町歩を調へし、尤大町歩或は嶮岨或は立木多クシテ出歩・入歩ノ見計ヒ難キ付分ハ、第十図墨飛点之毎ニ幾切ニモ荒繩を以區別シ、一ト区分毎二十字繩を張リ、惣町歩を取調へし（第十図山林は別図より略す）

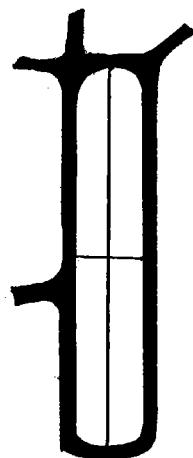
右之通概略達スルト雖モ、地形各種ニシテ枚挙ニ遑アラス、実地ニ臨ミ難決場所モ有之候ハ、可伺出、尤斜詰を以町歩取調候村々は十字繩ニ更正スルニ不及事

明治七年十二月四日の「改正地引」によれば、神奈川県では当初「天嶮山岳之等ニ而意外手数相懸リ候共、来ル八年二月中限り管下一般成功之筈ニ候」と、地引絵図の完成時期を明治八年二月と目論見ており、各村からその時期に絵図を差し出す旨の請書までも提出されている。しかし県当局のこうした意図にも関わらず、各村からの絵図差し出しは容易に行なわれなかつたと考えられる。何故ならば、⁽¹⁶⁾ 日論見月を過ぎた翌三月、神奈川県は「地所調査十字確則」を布達したが、この確則はさきの地引絵図作成基準と土地丈量方法の両様を再確認する内容からなつておらず、既済の両様を再達しなければならないほど、各村の地引絵図の作成は進捗していなかつたとみられるからである。以降、年表にもあるように、第十二大区内では「全図」・「切図」の作成、提出をめぐり、県当局あるいは大区と小区との間で度重なる折衝が続き、同大区十二小区大久野村で地引絵図の完成をみるのは実に明治九年二月のことであった。またその外の村でも、次の第一期・第三期・第四期の「年表」中にもあるように、改租事業の過程でしばしば加筆・訂正を受けているのである。

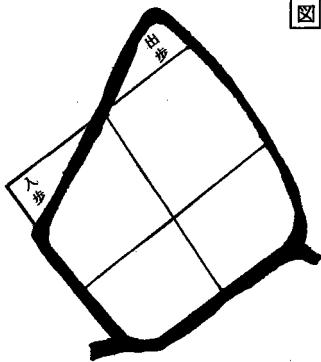
神奈川県の地租改正における測量方法は、明治七年三月の「反別地価等書上方心得書布告」では十字木を用いる「十字法」によることを指示していた。しかし同年十一月の「改正地引」では測量しがたい地所について「斜詰を以町歩取調候村々は十字繩ニ更正スルニ不及事」と、「三斜法」でも構わない旨を指示している。同県の場合、十字法、三斜法の両様が用いられたと判断できるであろう。

別図 地租改正画図雑形（図中細い実線は朱線）

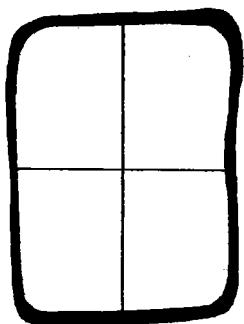
第一図



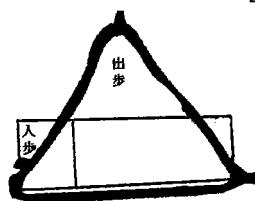
第二図



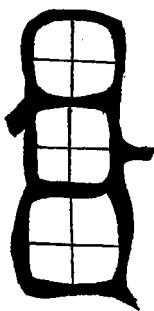
第三図



第四図

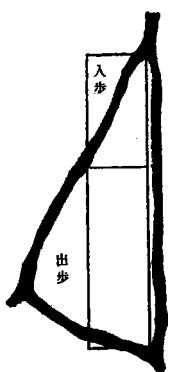


第五図

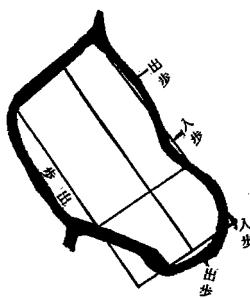


三段歩以下合併之分
如因畔ヲ除キ模切
ニモ十字機ヲ入ベシ

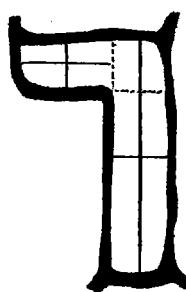
第六図



第七図

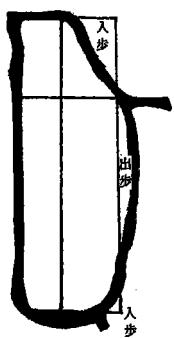


第八図



如此形ノ分ハニタ切ニテ縦ヲ入ベシ

第九図



三、反別・等級の調査

第二期

明治 8 年

(月・日)

(事項)

11・2

(県 第二〇六号) 本年六月第七一號達「田畠其他反別等級書上」の書式中、上・中・下は一等・二等・三等と配称し、地位の深淺に従い幾級にも等名を以て比格するよう布告する。

11・3 (大区) 田畠等級部分小作真価の儀に付明日四日に十小区会所へ参会を達す [7・11・12小區]

11・10 (大区) 本月十五日の田畠山林その他等級部分小作米金突合の會議のため、「等級部分書上帳」を各村一通ずつ差し出すよう達す [各小區]

(県 第二五七号) 先般差し出しの「等級部分書上帳」を差し戻すに付、隣区再び接続の地は各区会同し正確取調、四周村々調印の上「等級部分書上帳」を至急差し出すよう布達する

明治 9 年

1・13 (大区) 隣大区との比較会の前に田畠等級部分小作米金增加の儀に付来る十五日会同を促す [6・7・11
・12小區]

(月・日)
1・14

(租税課 番外) 明治八年十一月二十二日の地租改正事務局甲第一号により、地券書換願・新規願の書式決定の旨を布達する

1・24

(大区) 「等級部分小作真価書上」は保証としての接連村々の加印を得て、本月二十八日限り差し出すよう達す [7・8・11・12小區]

1・30

(大区) 接連の第十・十一・十二・十三各大区の田畠等級部分小作米金比較会開催に付、十二大区会所に来る二月三日会同を促す [6・7・12小區・12小區旧大久野村・第13大区6小区旧羽村・同大区7小区旧菅生村]

1

(大区) 収穫地価検査のため慶應二年より明治八年までの十年間の「水害反別書上」を差し出すよう達す [7・8・9・10・11・12・13・14小區]

2・1

(大区) 大区境その他接連村の等級小作積多分の相違のため調印相成らざる上は強いて調印に及ばず、事情書を添え「田畠等級部分書上帳」「小作調」とも差し出すよう達す [6・7・11・12小區]

2・3

(大区) 田畠収穫調査として県官派出に付田畠一筆毎「敵杭」を打ち建てて置くようなど次のように敵達す、敵杭は自然紛失の恐れもあり三日前に沙汰に及ぶこと、今回の敵杭は昨八年検査の際の物を削り直し使うこと、

(月・日)

(事項)

(月・日)

(事項)

付木札などは用いないこと、模範地の九大区接連高月

届け出るよう布達す

村・留原村、当大区平井村は手初めに付至急用意のこと
と〔6・7・11・12小区〕

(大区) 今月五日の県庁議事堂における小作真価再調
は九大区・十六大区の外は全て不調に終わる、就ては

県官派出に付区内比較表書き抜きの通り少しも減少せ
ざるよう「田畠等級部分書上帳」を大至急薄済みにす
るよう達す〔6・7・11・12小区〕

十二小区大久野村では「地租改正絵図面」を仕上げ、
境界印及び役人名書き入れを十一小区平井村に依頼し
承諾される

(大区) 「田畠等級部分書上帳」取調のため県官が明
十七日当大区会所に出張に付、「同書上帳」持参の上

書差し出しの箇所で未だ定杭のまま不成形の箇所、あ
るいは反別検査の際の十字標的杭の歟歩に閑わらず道
路・堀川・土揚敷その他田畠畔は区域を判然とさせ、
実地修繕を確定し、村の控の「切図」には道・堀・土
揚敷などの幅員を全て書き記して、県官点検に不都合

がないよう達す〔7・8・9・10・11・12・13
13・14小区〕

(県) 各村の内修繕不行届により未だ定杭のみ建て置
く場所もあり、道路その他点検に差支えるに付定幅ど
おり除却の地は全て切り広げ不都合がないよう厳達す

〔2・6・7・8・9・10・11・12・13・
14小区〕

(大区) 道路その他点検実施にも関わらず整頓不成功
の村々は不都合に付、悉皆整頓するよう嚴重注意の旨

付木札などは用いないこと、模範地の九大区接連高月
と〔6・7・11・12小区〕

(大区) 今月五日の県庁議事堂における小作真価再調
は九大区・十六大区の外は全て不調に終わる、就ては
県官派出に付区内比較表書き抜きの通り少しも減少せ
ざるよう「田畠等級部分書上帳」を大至急薄済みにす
るよう達す〔6・7・11・12小区〕

十二小区大久野村では「地租改正絵図面」を仕上げ、
境界印及び役人名書き入れを十一小区平井村に依頼し
承諾される

(大区) 「田畠等級部分書上帳」取調のため県官が明
十七日当大区会所に出張に付、「同書上帳」持参の上

書差し出しの箇所で未だ定杭のまま不成形の箇所、あ
るいは反別検査の際の十字標的杭の歟歩に閑わらず道
路・堀川・土揚敷その他田畠畔は区域を判然とさせ、
実地修繕を確定し、村の控の「切図」には道・堀・土
揚敷などの幅員を全て書き記して、県官点検に不都合

がないよう達す〔7・8・9・10・11・12・13・
14小区〕

(県) 各村の内修繕不行届により未だ定杭のみ建て置
く場所もあり、道路その他点検に差支えるに付定幅ど
おり除却の地は全て切り広げ不都合がないよう厳達す

〔2・6・7・8・9・10・11・12・13・
14小区〕

(大区) 道路その他点検実施にも関わらず整頓不成功
の村々は不都合に付、悉皆整頓するよう嚴重注意の旨

(月・日) (事項)

を達す〔7・8・9・10・11・12・13小区〕

5・10 (大区) 小区内村々道路その他点検済みの上は、別紙

雑形の通り「請書」を差し出すよう達す〔7・8・9

・10・11小区〕

(大区) 「切図」上に道路記載のため本日大久野村県
官巡回先へ出頭の件を、十小区伊奈村旅宿先へ出頭と
変更に付達す〔11小区〕

第二期の課題は、小作米金に基づく地価算定への模索であろう。

「野帳」とはここでは「田畠其外反別取調野帳」を指す。村の土地一筆毎に、字名、地番、縦・横の間数、田・畠・宅地・萱野・山林・荒地などの地目、反別、持ち主姓名を書き上げ、帳末には地目毎に村の合計反別を記した帳簿である。県当局は村から提出されたこの野帳と地引絵図に基づいて反別調査を実施するのである。したがって各村では野帳作成と地引絵図作成の両作業を並行して行なつたとみられる。

第十二大区では野帳提出後の県官反別調査が、明治八年(一八七五)

十月、添田権大属・中智権少属の巡回を得て行なわれた。その際の同

(17)

地租改正二付先般御達之趣ニ基キ、十字繩方法ヲ以反別取調野帳奉差出候ニ付、此度実地反別御検査与して御出張被成、地主銘々為相立会夫々御案内可仕候所、左候而は御検査済迄休業候様罷成、農繁之時節実以難済仕候間、兼而御改正地図編製ヨリ引続反別調査之

砌、地主立会実歩ヲ以野帳相認差上候義ニ付、今般之義ハ戸長副・村用掛・代議人共江依頼し、田畠其他寸地も無漏脱地図番号順達御案内仕、ケ所々々ニ於而御様シ歩相成候處、別冊野帳之通り相違無御座、右御検査ニ付御非分之義は勿論、後日一同申分等更ニ無御座候、然ル上は別冊野帳改正反別ヲ以、一筆限収穫地価書上帳早々取調可差出旨被仰渡承知奉畏候、為後証一同連印ヲ以御受申上候、

以上

ただしこの明治八年十月段階では、第十二大区秋川筋諸村のうち反別調査「請書」は無論のこと、「全図」「切図」など地租改正諸帳簿を提出し得ない村が数多くあつた。例えば十小区三内村・山田村・伊奈村・横沢村・網代村、十一小区平井村、十二小区大久野村、十三小区五日市村・深沢村・小中野村・入野村・戸倉村・小和田村・館谷村・乙津村・養沢村などは、出張県官の強い提出要求を受けたし、八小区高月村では同年十一月五日になつても「沢井新五左衛門・沢井久兵衛・沢井栄太郎、右之者、今般同村改正地図野帳調印之義相拒ミ捺印不仕候ニ付、夫々説諭仕候得共、何分私情申募調印不仕」と、農民の強い抵抗を受けざるを得なかつたのである。⁽¹⁸⁾

各村により反別調査に遅速があつても、年表から判断すると、反別調査がだいたい終わった同年十一月初旬ごろから、第十二大区では各村に対して「反別位当部分書上」の差し出しを命じた。神奈川県はこの「反別位当部分書上」雑形をすでに同年六月十五日に県内に示し、同八月七日にはその差し出しを催促もしていたのである。「反別位当部分書上」は、村の田・畠・宅地・雜木林・芝地などの地目」とにそ

の内容である各等級反別が書き上げてある。等級分けは「全村反別地位肥瘠ニ応し、小作米金其年分上り高」に基づいたが、具体的には、田地が小作米、⁽¹⁹⁾畠地と宅地が小作金、その他の芝地などが一年間の上がり高に基づいた。田畠などの等級を小作米金その他に基づくということは、明治七年三月、神奈川県地租改正開始を告げた「反別地価等書上方心得書布告」の第九条・第十条に「小作ニ預ケ置候田方ハ収穫米高ノ外、小作入レ付高ヲモ詳細ニ記載致シ、小作人連印ノ上差出可申事」「畠方ハ一歳ノ取入高ト小作入レ付高ヲ記載シ小作人連印ノ上可差出、且各種ノ産物其量數ノ詳ナルハ悉ク記載スヘシ、若シ品柄ニヨリ量數ノ記シ難キモノハ収利ノ代金ヲ書上ケ可申事」とあり、さらには同第七条に「地代金ハ一ヶ年取入高ノ中地租ト村費トヲ引去リ、全ク地主ノ所得トナルヘキ米金ヲ以テ、地価何程ト見込相立可申立、其地価真偽ニ候上ハ追々検査ノ上、其百分ノ三分即地租ト被相定候苦ニ付、旧貢額ハナキモノト心得地価可書上事」とあることからも理解できるよう、この小作米金などによる等級分けは何れ地価算定の基礎となるのである。これはいわば下からの積み上げ方式ということができよう。

明治八年十一月二十一日、神奈川県は県達第二五七号により、県下各大区に対し「位当部分書上帳奥書之式」と共に、次のような内容を達した。

地租改正ニ付、田畠宅地及山林野税地等地位ニ從テ等級ヲ部分シ、小作米金代・地代年々上リ高書上帳大々算量検閲候処、土地沃瘠耕耘ノ難易ヨリ入額異同ヲ生スルハ固ヨリ輪ヲ不候ト雖モ、隣地ニ接

涉シテ自他区画ヲ界シ殊異昂低アルハ、区戸長村用掛等ノ注目ヲ要スルト要セサルトニヨリ、自然民心方向ニ関シ眞偽ニ途ニ出ル義ニ茂可有之哉、故ニ其不可ナル者ハ當否再調之上、孰モ平準ニ帰シ可差出苦、各区々長此程県会之節決議候條、先ニ差出セシ帳簿ハ平均表ヲ添一ト先下ゲ渡シ候條、此上区内集会反復審議ヲ尽クシ、隣区接渉之地は各区会同済而實際正覈ニ取調、右書上帳江は四周村々左之書式之通り奥書調印取揃、早々差出候義与可相心得

すでにみたように第十二大区ではこの布達にさきだつ十一月十日に、「反別位当部分書上帳」の差し出しを区内に達した。この指示にしたがい「反別位当部分書上帳」は県当局に提出されたとみえる。勿論はかの大区も同様であったであろうが、このようにして県当局に掌握された県内各地の土地等級はことのほか「昂低」のあるもので、とても統一の得られる内容ではなかつた。そのため県庁は同十二月に各大区の区長を集めて県会を開催し、提出済み「反別位当部分書上帳」の下げ戻し、「平均表」の下げ渡し、区内の「集会反復審議」、および四周村々による保証のための「奥書調印」などを指示したのである。

県当局のこの提示にしたがつて、第十二大区八小区小川村では明治九年一月から二月にかけて数回、等級について村内会議を開いた。一月付け、「一月付けの数通の「反別位当部分書上帳」が残されている。⁽²⁰⁾また第十二大区では県が前年十二月に示した「位当部分書上帳奥書之式」を九年一月二十四日に小区内に示し、記載内容保証のための四隣村々の調印を通達したし、同年二月三日には隣接大区の第十・十一・十三各大区と「田畠等級部分小作米金比較会」をも開いた。しかし明

治九年はじめ頃のこのようない々おとび各大区の会議によつても、統一的な等級が得られたとは到底考えられない。それは同年一月五日の県会議事が「小作真価再調之義、御管内九大区・十六大区ヲ除之外、各大区共実際ニ不到、不都合不尠、依之改正掛同様県官派出相成候」と、前年十二月の眞会と同じような結果に終わつたことからも判断できよう。

(月・日) (事項)

8・10

四、模範村方式の適用

第二期

8・23 17

(月・日) (事項)

5・13

(県 第二七〇号) 地租改正に付各村土地の沃瘠耕耘の難易などを参考にし、村位等級を別紙雛形のように見込み投票し開札の上當否を判定し、その結果を差し出すよう布告する

(大区) 模範地等級検査巡回中、第十二大区四小区柴崎村と接地第十大区青柳村との間で反別伸縮論が起きたため、両大区の模範村々をはじめに丈量検査し、第十三大区青梅町を経て当十二大区に移り、本省検査官・県官を二手てに分け、一手は五日市村よりはじめ、いま一手は長谷部新田より順次検査を進めることに日程を変更する、各村とも「地価書上帳」・「合計帳」・「縮図」・「切図」を遷延なく当大区会所に差し出すこと、村位・等級は概略見込みでよく実地検査を経てはじめて正覈比準を得ること、丈量検査に際し各模範村々は、竹繩一組、歩押二本、間縄二枠、ボンデン六・七本を用意することなどを達す〔7・8・9・10・11・12・13・14小区〕

5・15

(大区) 各小区正副戸長において当第十二大区内の村位区分のため、別紙雛形のように投票し小区毎に取りまとめる十八日限り大区会所へ差し出すこと、およびその結果は収穫地価の基礎となる旨を達す〔11・12・13・14小区〕

12・13・14小区

10

(月・日)

(月・日)

(事項)

・11・12・13小區

宅太郎兵衛が出頭を約束する、検査官は有尾本省七等

同日

(県) 県官中智權少属は、改正局官員の模範地検査に付として、模範地各村の村用掛・戸長などに対し五日市村近江屋への会同を促す「10・11・12・13

8・27

属、桑原十五等出仕、上田十五等出仕、中智權少属二十六日検査官が七小區菅生村に到着し、翌日検査を実施する、検査官は改正局池田十三等出仕、同浅井

・14小區

十三等出仕、県官の齊藤權少属、同中田權少属、同浜田十五等出仕および改正御用掛等外二等高橋佐太郎

同日

(県) 各小區村々の等級確定および野道深畠など除却の儀協議に付、来る七日、五日市村近江屋へ参会を促す

9・5

「7・8・9・10・11・12・13・14小區」

第十二大区の十・十一・十二・十三・十四小區各模範村では、中智權少属に対し丈量伸縮論などを唱えず検査を受ける旨を連署し「請書」を差し出す、連署者は次の通り

十小區

村用掛 高橋谷兵衛
副戸長 清水孫三郎

十一小區

村用掛 森田 万吉
戸長 三宅太郎兵衛

十二小區

村用掛 佐久間久雄
戸長 羽生 伝藏

十三小區

村用掛 馬場勘左衛門外一人
戸長 戸袋源太郎

十四小區

村用掛 志村仁兵衛
戸長 吉野 勘治

11・27

明治九年(一八七六)三月三日、大蔵省地租改正事務局はよく知ら

れでいる「関東八州地租改正着手順序」を決定し、布達した。これは「他ノ府県ニ於テモ照準適宜斟酌スヘシ」として、「首トシテ丈量ヲ正確ニシ地盤ヲ定ムヘシ、此業ヲ終ルニ非レハ、収穫地価ノコトヲ言フヘカラス、而シテ其丈量ノ方法等ハ逐次ノ成規ニ依ルヘク、検査ハ地租改正条例ニ掲タル如ク三四箇所ノミニテハ其當否ヲ確認スルヲ

九小區模範地淵上村戸長西原武三は検査に際して接地の十一小區平井村の村吏・戸長などに立合いを求める、平井村からは村吏森田万吉、代議人田中善八、戸長三

得ス、故ニ毎村十箇所以上ヲ検スヘシ」と、収穫地価の正式採用であった。⁽²¹⁾以降、神奈川県もこれに準ることになり、それまでの小作米による等級、地価という下からの積み上げ方式は放棄され、いわば上からの押しつけ方式である収穫地価の模索がこの第三期の課題となるのである。もっとも収穫地価については、神奈川県はすでにこの年一月「方今地租改正ニ付収穫地価検査之際毎村実地ニ臨ミ」と、慶應二年から明治八年までの水害反別調査を各大区に指示していたし、前年十二月の県会でも各村の田畠収穫調査の実施を周知させ、その翌年二月三日、第十二大区では県官の収穫調査に際しての「畠杭」建札などの具体的方法を指示していたなど、事前の動きがあつた点は注目しておいてよいであろう。

神奈川県収穫地価算定の基本的方策のひとつが模範村方式である。

いまこの方式について説明するが、地租改正事務局の局員であつた有尾敬重著『本邦地租の沿革』中、「同君略歴」欄に次のようにある。⁽²²⁾

(明治)九年六月、神奈川県ニ出張ヲ命セラル、関東一府六県ノ地ハ均シク平野ニシテ両地方ノ境ヲ接スル別ニ確乎タル境界ナシ、改租ハ至公至平ニ行フモノナルニ、地方庁ノ異ナル為メニ結果ノ同ジカラサルトキハ本旨ニ戻トルヲ以テ、調査ニ關シ模範村ヲ置クコトヲ創設シ、最寄ニ三ヶ村ヲ一組トシ、其内ノ各等級ノアル適宜ノ村ヲ模範村ト立て、其村ノ地位ヲ立ルニハ官民立合(一組合ノ數村ハ

土地ニ明瞭ナル總代人ヲ選択シテ立会シム)、一等ト二等ニハ若干(仮ニ収穫米壱斗五升トス)ノ差アルコト、シ、模範村ノ何等地ニハ何村ノ何等地カ比適スル等ノ標準ヲ立て、関東ノ各地方ハ之ヲ連

得ス、故ニ毎村十箇所以上ヲ検スヘシ」と、収穫地価の正式採用であった。以降、神奈川県もこれに準ることになり、それまでの小作米による等級、地価という下からの積み上げ方式は放棄され、いわば上からの押しつけ方式である収穫地価がこの第三期の課題となるのである。もっとも収穫地価については、神奈川県はすでにこの年一月「方今地租改正ニ付収穫地価検査之際毎村実地ニ臨ミ」と、慶應二年から明治八年までの水害反別調査を各大区に指示していたし、前年十二月の県会でも各村の田畠収穫調査の実施を周知させ、その翌年二月三日、第十二大区では県官の収穫調査に際しての「畠杭」建札などの具体的方法を指示していたなど、事前の動きがあつた点は注目しておいてよいであろう。

結シテ何レノ土地ト雖モ地位同シキモノハ一般ニ一級内ノ地トナスノ組織トス、先ツ之ヲ神奈川県ニ開始シ、六月ヨリ九月迄実施シ、其成績良好ナルヲ以テ関東各地方ニ及ホスコトトス

これによれば、模範村方式は関東地方でも神奈川県が最初の適用地となつたのである。その方式とは、異種地の多い所を選んで模範村として最寄りの二、三か村を一組とし(同著別の項では、十か村または二十か村を一組とす)、その内の模範村において収穫を基礎とした等級を立て、組合内他村の地主・総代・世話役など地租改正従事者を立ち会わせた上で、模範村等級に相応した自村等級の立て方や等級決定方法などの模範を示すのである。ただこの時点では村方に對し地価の決め方が知らされていない点も注目してよいであろう。⁽²³⁾

村位とは村等のことで、村自体の等級立てあるいはその結果をさす。村をその平均収穫の高低に応じて等級区分し、各村から提出される収穫の当否を決める標準とした。ただし村位は平均収穫だけでなく、耕耘の難易、土地の沃瘠、米質の良否などを参考にし、各村相互の釣り合いも考慮して決めなければならない困難な作業であり、各村の事情に詳しい老農の意見を用いたり、無記名投票で決めたり、地租改正事務局では「収穫から大体の等級を立てまして、然る後耕耘の難易施肥の多少等を斟酌して眞の村等と言ふものに嵌め込む」ようにして決めたという。⁽²⁴⁾

神奈川県では、明治九年五月十三日、県達第一七〇号により県下一致に「地租改正ニ付、各村土地ノ沃瘠耕耘ノ難易等須テ参考シ、村位等級之儀」と、この村位の決め方を布達した。次のように「入札」に

よる決めかたである。

村位等級見込入札範形
此入札法は小区限りノ回達ヲ以其大区ノ毎村等級ヲ入札いたし、
衆義ヲ以適當ヲ定メ差出ス義ニ而、該大区ヲ押平均セシ等級ニ候
条、誤解致間敷事

第何大区各村田畠等級表

第何大区幾小区

年号月日

何村

村用掛連印

同補助

何村

詩用韻

司甫力

三國志

三

右図形二做ヒ、田畠宅地山林トモ表面四枚ツ、壹小区限り全大区

チ投票シ、該大区会所ニおいて一同立会、開札之上當否ヲ熟議シ、決定セシ表面へ該区長及戸長・村用掛一同連印ノ上県厅江差出ス
ヘシ
但、等級は十等以内を以て定むべし

西多摩地方秋川筋の内、第十二天区八小区小川村模範地組合という

の小川村・高月村・二宮村・野辺村の八小区全村と、七小区の草花村・平沢村・原小宮村、九小区雨間村の計八か村からなっていた。当模範組合の模範村は田畠の構成具合から判断して、八小区小川村とみられる。この八小区小川村模範組合では、明治九年六月十六日頃から等級立て作業に入り、これを約六日間で終えたあと、同八月十八日から⁽²⁵⁾、各村位検査をはじめた。小川村模範組合を含む第十二大区内を地租改正事務局七等官有尾敬重・県官中智權少属らが模範地等級検査のために訪れるのは、明治九年八月から九月にかけてであり、さきの「同君略歴」から判断すると、この時期は模範村方式創設のため地租改正事務局の有尾が、神奈川県内を巡回した際の最終時期に相当する。この時期のこれら官員による第十二大区内巡回の様子は年表中に詳しいが、秋川筋の十・十一・十二・十三・十四各小区模範村では同年八月二十日に、八小区小川村模範組合では翌二十四日に県官中智權少属に対し、次のような模範地検査願いを差し出している。

村々之儀は兼而御改正規則ニ基キ実際丈量取調置候間、此際ニ至リ

苦情申出候人民無之候へ共、当大区内は勿論各大区内に於いても改

正不規則之村々は再調被仰付候儀ニ候ハ、私共一同申分無之、依

而是当各小区模範地各村速ニ御検査奉受候間、此段連印を以奉申上

候、以上

四小区柴崎村と隣大区青柳村との「反別伸縮論」については詳しい

ことを知り得ない。ただ「田畠丈量御調査済之所、四囲接聯各大区ト

比較スルニ寛苛アルヲ以テ、先十大区青柳村与当大区柴崎村与は耕地

錯雜タルカ故ニ、彼ノ寛略ナルニ注目シ、我力精密ナルヲ省ミ、終ニ

十大区一小区ヘ対シ物議ヲ起シ呶々トシテ不止」とあるから、伸縮論

の一因は丈量の精粗にあつたとみられる。⁽²⁶⁾ 等級検査には当然土地丈量

が伴なうわけで、この第十二大区の模範地等級検査でも事前に「竹繩
一組、歩押一本、間繩二枚、梵天六・七本」及び丈量要員を用意する
よう通達されていた。⁽²⁷⁾ ただ間繩では繩の伸縮が出易すかつたらしく、
明治八年四月、南多摩地方の第八大区では「十字繩ニ付而は自然伸縮
も有之、御検査之節手数ニ付竹繩ヲ以再調致置候事」と、竹繩での丈
量を区内に達していた。⁽²⁸⁾

第十二大区では模範地等級検査が終わるのを待つて、明治九年九月、

「各小区邨々等級確定」通知のため、同月七日の五日市村近江屋参会

を区内秋川筋に達した。参会同日、県官は各村から等級検査済「請書」

を受取ると共に、「畦除却之心得」を示している。これはさきの伸縮

論と関係があると考えられるので紹介しておこう。

一 作付地畠平面之畠ヨリ畦地掛リ斜面堀尺五寸迄ヲ以丈量内定度

トス

一 深畦ト唱へ六尺以上有之地ト雖モ作付無之は右同様之事

一 畦地桑茶ヲ植付候歟、或は収利有作付為タルノ地は、定度トシ

テ桑茶培養ニ必要地迄を以丈量塙トス

一 畦角際ニウツキ並植付有之地は木並之内根際ヨリ丈量スヘシ

但、外畦ニ作付有之外はウツキ並トモ除却ニ不及

一 一ト番号付しタル甲乙境は三寸、則双方ニシテ一ト除却シ区域

ト為シ、右其ケ所ニ付標杭ヲ打立明覈ニ取調可差出

尚、明治九年九月十三日に第十二大区では区画改正があり、四・五

両小区が合併して四小区となり、旧六小区は五小区となり、以下これ

に順次、改正前の全十四小区が全十三小区となつた。

五、地価の決定

第四期

明治 9 年

(月・日) (事項)

(大区) 地位等級整頓の上は收穫書上の協議のため、

本月十五日当大区会所に参会を促すと共に、收穫の儀

は永久の貢租を定めるもので民間の重大事につき深く

協議したいため、一泊の用意をも達す〔6・10〕。

(月・日)

(事項)

(月・日)

(事項)

12・13

11小団

(大団) 各小団村々の「改正絵図」は、間分一の縮図にし、来る十五日限り県第七号出張先へ差し出すよう達す〔6・7・8・9・10・11・12・13小団〕

12・18

(大団) 「全図」は本年内に分割を以て縮図にできな場合は、分一見取絵図でも構ないので田畠山林番号地を概略色分けにして差し出すよう達す〔6・7・8・9・10・11・12・13小団〕

12・22

(大団) 本月十五日本区会所において決定の通り、明日、計算を行なうに付出席頭を達す〔10小団〕

(大団) 明後十五日本区會議場において「収穫書上帳」を真に整頓するに付、各小団村々に参会を嚴達す〔6・10・11小団〕

明治10年

1・6

(大団) 「収穫書上帳」を一冊ずつ今に差し出さない村に対し差し出しを督責す〔8・9・10・12・13小団〕

5・5

(県) 旧入間県(品川県モ此ノ内也)、旧韮山県の各支県管下村々は、明治元年辰より同三年午までの三か年間の貢納相場は何町の組合相場を用いていたかを取り調べ差し出すよう達す〔第9大団から第13大団まで〕

(大団) 旧藩県より下げ渡しの各村「皆済田録」辰巳午の三カ年分を悉皆差し出すよう達す〔6・7・8・9・10・11・12・13小団〕

5・10

第十一小団平井村では、旧韮山県「皆済田録」(上平井村辰巳午年分)三冊、旧品川県「皆済田録」(中平井村辰巳年分)一冊、旧品川県「皆済田録」(下平井村巳年分)一冊、計六冊を神奈川県に差し出す

同じく平井村では旧県辰巳午の三カ年間の貢納相場を県に差し出す、ただし旧韮山県管下上平井村は別段組合駅町相場を用いざるため、書面二県の三カ年間の貢納割符を以て上納の旨を上申する

(大団) 田畠収穫に付いては本県では管内各団の接壤を比して「聊合等級表」は完全との趣、就ては本月二十日頃より県厅は団長および総代人を会同し議定の

積もり、この件に付区長出席前当団内各村々旧新租額を比較概算したく、各村々「割付」及び「皆済田録」を取り揃え持参の上、当区務所へ参会の旨を達す、もつとも銘々算盤持参の」と〔6・7・8・9・10・11・12・13小団〕

11・12・13小団

(月・日) (事項)

12・12 (大区) 改租収穫確定に付、本月三日より県下各区々長・総代人を県庁へ会同し「聯合等級表」を掲示する

と共に、本月十六日当区担当官出張の上、戸長以下総代人を当区内便宜の地へ会し、受印取るの旨を決定す、

就いては県官当区出張前に熟議したく、十五日限り本区へ参会を促す、未曾有の大事業に付、正戸長必ず出

頭のこと、これらの件を請書難形と共に達す〔6・7・8・9・10・11・12・13小団〕

12・20 (大区) 地租改正等級更生受印のため当県官員飯島四等属外一名が、明二十一に五日市村へ出張に付、各小

区々の戸長は村吏・総代人中より改租事業を心得た者一名を選び、総代人一名、村吏二名共に引き連れて、

当日上午十時までに五日市村高橋佐吉方へ参会を厳達す〔6・7・8・9・10・11・12・13小団〕

各区内等級確定に付五日市村へ派出の県官員らは、次の通り

飯島四等属
中田藤藏

改正掛総代人兼区長中島治郎兵衛

六小区菅生村・瀬戸岡村、十小区平井村、十一小区大久野村では、県官に対し「模範地組合等級昇降願」を差し出す

(月・日) (事項)

12・14 (大区) 平井村では、収穫米・麦一斗を以て等級を立てたものの、これを一斗五升の段階に更正し、この等級での収穫地価算量を承知した旨の「請書」を神奈川県に差し出す

十小区平井村では、この五月に差し出した「皆済目録」の返戻を県に伺い出る

明治 11 年

12・14 (大区) 地租改正「聯合等級表」受印の儀に付、来る十八日当区務所へ参会を達す

(大区) 村々耕宅地収穫地価差し示しとして、来る十一日当区々令および地租改正事務局官員其他一同拝島村へ出張に付、午前九時までに村用掛・総代人・正副戸長一同参会の旨を達す〔6・7・8・9・10・11・12・13小団〕

(大区) 当区々令および地租改正事務局官員が明十日府中宿を出府し拝島村へ巡回の旨九大区々長より報告あるに付、各小区正副戸長は同日午前十時拝島村橋屋へ参会するよう達す〔6・7・8・9・10・11・12・13小団〕

(大区) 当区々令による明十日当区巡回が模様替えとなり、水川村新道開鑿ヶ所点検のため十三大区水川村泊となり、十一日同大区施行申し渡しの上青梅町泊、

(月・日)

(事項)

(月・日)

(事項)

査願」を差し出す

来る十一日午前辺島村へ参着の趣、就ては十二日午前八時当区務所へ各村々吏・総代人・正副戸長共出頭を再達す〔6・7・8・9・10・11・12・13小区分〕

6・12

平井村では「調査願」の件に付、その指示を再願する〔大区〕改租地価算量羅立などのため、区長自ら各小区会所へ出張の旨を達す〔6・10・11小区〕

8・9

各小区村々に対し「耕宅地改正収穫地価合計」を告示の上、さきに提出済みの「地価帳」をも下げ渡し、一筆限りへ該等級に応じ地価を算出して記載し、毎村合計に至るまで突合方など念を入れ精算し、来る二十五日までに差し出すよう談示あり

同日

十小区平井村では「地価帳」六冊を受け取ると共に、告示の「耕宅地改正収穫地価合計」と算量の結果、不適当箇所なく該地価に応じた正規の地租賦課の旨を承知し、「請書」を差し出す

7・12

(大区)「改正収穫地価予定書」を各村に下げ渡し一筆限り算量の上「地価帳」を県庁へ差し出さなければならぬところ、養蚕および耕耘繁劇の際を理由に延期書面を差し出した村々は、はや養蚕も終わったので、速やかに着手整理し差し出すよう嚴達する〔6・7・8・9・10・11・12・13小区〕

十小区平井村では「改正収穫地価予定書」を一筆毎に甲乙反別に割り当てたところ、田方にて「一升二合不足、畑方にて三升過出に付大区の改正総代人に對して「調

神奈川県の地価の算定方法が大きく転換するこの空白期間の終わり

第四期の課題は、いうまでもなく地租賦課の基準である地価の決定である。期間としては、明治九年十一月からの「収穫書上帳」「地価書上帳」の作成にはじまり、同十一年八月の田畠宅地新租施行布告までの、約一年八か月にもおよぶ。しかし年表では明治十年の二月から十月までの間、中間点の五月に各相場書・皆済目録の差し出し指令があつた以外は、その前後の時期に事業的な動きはみられない。実際に差し出した村々は、はや養蚕も終ったので、同年八月頃から田畠収穫地価の算量が開始されるのだが、この明治十年前半の事業的空白は、勿論、同年二月にはじまる西南戦争の影響である。したがって第四期の事業期間は実際的には約一か年間とみるとが、できよう。

頃、具体的には明治十年八月、大藏本省の地租改正事務局に関東一府六県の県令を集めた地方官会議が開かれ、その結果それまで各府県が独自に進めていた地価算定方法は否定されて、会議場で示された査定収穫量が県内各村の地価決定の基礎となつた。⁽²⁹⁾ つまり仮定検査例に基づく押し付け地価の導入である。仮定検査例および地価について説明しておこう。⁽³⁰⁾

地価ハ収穫米穀ヲ以テ基礎トシ、利子及ヒ検査石代ニ依リ其種肥料ヲ収穫物ノ一割五分ト為シ定ムルモノトス、其例左ノ如シ

一 田一反歩

此收穫米一石六斗

此代価金六円四十銭 但米一石ニ付代金四円

内 金九十六錢 種肥代(収穫ノ一割五分)

金五十四錢四厘

村入費(地租三分ノ一)
金一円六十三錢二厘 地租(地価百分ノ三)

残金三円二十六錢四厘 但 六分ノ利子トス

即チ地主ノ収益

此地価金五十四円四十銭

此百分ノ三 地租金一円六十三錢二厘

地租算法

収穫米代ノ内種肥料ヲ引き去タル残数ヲ実トシ、利子ノ歩合ヘ百ヲ乗シ、税率三分村費ノ一分加へ法トス(譬へハ六歩利ナルトキハ之ニ四ヲ加へ十トナルカ如シ)、法ヲ以テ実ヲ除キ得ル所之數ヲ村入費トシ、之ニ三分乗シテ地租トス

地価算出ニ要スルトコロノ種肥料利子石代ノ定メ方左ノ如シ
種肥料ハ一般ニ収穫ノ一割五分ト定メラレタリ

利子ハ七分ヲ以テ最高度トシ、四分ヲ以テ最低度トシ、六分ヲ普通トス

(中略)

石代トハ収穫米穀一石ノ代価ナリ、明治三年ヨリ七年迄五ヶ年間ノ市価平均額ニ依テ定ムルヲ通則トス、譬へハ一県内穀物市場五ヶ所アレハ其五ヶ年間ノ平均価額ニ依リテ之ヲ定メシナリ、然レトモ一府県内同一ニシテ難キ地方ハ一郡乃至二三郡毎ニ各之ヲ定メ、又五ヶ年ノ平均額比隣府県ニ對シテ不均衡ナル地方ハ其平均額ヲ減シテ之定メリ

石代及ヒ利子ハ地方庁ニ於テ之ヲ定メ地租改正事務局總裁ノ認可ヲ得テ之ヲ地主ニ達セリ、但利子ハ一郡ノ平均額ノミ地方庁ヨリ指示シ、郡内各村ノ利子ハ郡總代ヲシテ之ヲ評定セシメシ地方或ハ之アリ

これによれば、石代相場で勘算した地主収穫米額から種肥料・村入費・地租のいわば必要経費を差し引き、残金の地主収益額を年六分の利子率で資本還元したのが地価であり、その百分の三を地租とし、ただ石代価額と利子率は府県により異なるとするのである。しかし地租率百分の三は旧幕貢租総額を下廻らないよう設定された基本線であつたから、その地租賦課の対象であるこの創定地価は、あくまでも押し付けの地価ということができるよう。

地価算定法の転換を決定付けた明治十年八月の関東諸府県令会同は、

西南戦争による改租事業の中止を事実上解消する意味をもつた。第十二大区七小川村では、同月一日、「本県改正掛ヨリ御下ケニ相成候」として県官から村内各地目の改正反別等級を示されたし、同月十五日には、「田畠其他収穫地価算量書上」という収穫地価算定の基礎資料を作成している。中断後の神奈川県改租事業の本格的稼働とみてよいであろう。以降は大区内あるいは隣大区との間で、地価の高低に最も影響を与える土地等級について比較会を開いた上で各種の調節が続けられたとみられる。

大区内の等級調節について第十二大区では、同年十一月に一応終えたらしい。同月十五日、第十二大区区長兼地租改正総代人中島治郎兵衛は「地租改正二付、田畠収穫本県ニ於テ管内各区接壤ヲ比シ聯合完全之趣、依而は本月二十日頃ヨリ本県へ区長及総代人ヲ会同議定之積り、該大事業に付出席前当区内各村々旧新租額比較概算致度候」と、でき上がりつた大区聯合等級表をもって県会議事に出席する旨を区内に通知している。この等級決定会議とも言える県会は、超えて十一月三日に開かれた。その後、第十二大区区長は「改租収穫確定二付、本月三日ヨリ管下各区長・総代人ヲ県庁江会シ、聯合等級表ヲシテ令示有之、弥收穫完全之際ニ至、本月十六日当区担当県官出張之上、戸長以下総代人等ヲ當区便宜之地江会シ、受印取之候積り決定」として、等級決定「請書」受取のための県官巡回を区内に達し、さらに同月十一日には、次のような緊張感に満ちた回達を発している。

地位等級整頓候條、収穫書上之義ニ付商議及度義有之候間、各小区内村々惣代トシテ村吏老名及正副戸長之内老名、来ル十五日前十

時揃、当区務所へ時間無遅延御出頭可被成候、此回状至急刻付ヲ以

順達、周尾ヨリ可被相返候也

但、収穫之義は久遠之貢租ヲ定ムモノニシテ民間ノ重大事業ニ付、深ク御協議申度間、一泊之様ニ而御出頭之事

さて等級決定「請書」受取りに第十二大区へ出張してきた県官は飯島四等属と中田藤藏で、区長兼地租改正掛総代人中島治郎兵衛が付き添つた。そして十二月二十一日、五日市村高橋佐吉方に秋川筋各村の戸長・総代人・村用掛らを集め、はじめに県官から区内聯合等級表の差し示しがあり、引き続き「請書」の差し出しが行なわれた。年表では、この時、十小區平井村だけが、「請書」と共に等級更正願いを提出したようにみえるが、等級更正願い提出は実は十二大区全体の問題であった。第十二大区の計十三小區五十九か村が、田十四等級畠十三等級で各等級甲・乙・丙三等分(田は計四十二等級)⁽³¹⁾の村内等級一覧表に添付して提出した更正願いは、次の通りである。

右は地租改正二付、田畠等級之儀は地味之肥瘠、耕耘ノ難易或は水旱災之厚薄等ニ憑り、収穫米麦一斗ヲ以テ優劣級階ヲ立、地主銘々為立会、孰モ熟知協議ヲ盡シ、嘗テ隣村ニ接壤地等ハ各自比準ヲ要シ、区内表過般差上候處、前記一斗之成立ニ而は、全管内極末等ニ至リ殆ト實際之位當ヲ失スルヲ以、総代人等江御商議之末一斗五升ノ段階ニ更正シ、尚精際御調理之上、闡管聯合表御編成相成、私共一同夫々視認候處、聯不公平之儀無御座候、然ル上は右位當ヲ以収穫地価算量ニ可相用旨御達之趣承知奉畏候、因テ御請書連署差上候、

以上

各等級差一斗五升は、さきの『本邦地租の沿革』でも関東地方の場合を「各等級間の差を一斗五升とすると言ふ日安でやらしたものであります」と指摘しており⁽³²⁾、第十二大区の等級更正願いが聞き届けられたのも当然であったであろう。すると十二大区の場合各等級内は甲・乙・丙と三等分されていましたから、一等分は五升とみることができよう。この聯合等級表に基づいて各村一筆毎の収穫地価を決定していったとみられる。

第十二大区による更正願いがあったと同月、同大区七小区小川村では同小区の一宮村と共に、次のように、同年の凶作を理由とした収穫減分の「上願書」を神奈川県に提出した。しかしこれが聞き届けられたかどうかは明らかでない。⁽³³⁾

右小川村之儀、元来田方八歩通湧水ニテ作付いたし、隣村一宮神社

池水井二野辺村八雲神社内ヨリ僅ニ末流冷水場ニ御座候処、本年六月中稀成旱魃ニテ田方凶作人民難渋之歳柄ニ御座候折柄、今般御改正地位等級調査之際、旱災之日途相立等級調査可致處、其節水害之見込豫除等判然確定いたし兼、即今御調査ニ臨ミ難渋之廉不少、既ニ曰下人民説諭方ニ茂差支罷在候、然ル処、先ニ厚御主意を以凶作延納方法御布達之義貫徹仕候得共、別紙之通損毛多分之儀、且永久之難渋ニ茂相成候間、何卒特別之御酌量を以、御改正収穫幾分歟減去相成候様一同連署奉願上候、以上

郡村の宅地は「一反平均地価ヲ其村田畠一反平均ノ地価ト同一トシテ之ヲ査定シ、若クハ一等畠ノ価額ニ依テ之ヲ定メリ、然ル所以ノモノハ他ナシ宅地ハ収穫米穀ナキヲ以テナリ」とあるように、各村内の

田畠平均地価に準じた。この宅地の地価も田畠地価と同様、大区内および隣大区との土地等級比較、調節を経て次第に固まつていったとみられる。明治十一年五月十三日、第十二大区では大区會議を開き、区内五十九か村の宅地等級について協議している。十二等級で各等級を甲・乙に二等分（計二十四等級）した聯合等級表に各村をあてはめていくと、同区各村の宅地は大部分六等・七等に属し、西方の山地が深くなるほど等級が下がる傾向がみられた。⁽³⁵⁾引き続き同月二十四日には、県官出張の下に「十二大区中宅地等級聯合表」、「第十二大区宅地価平均表」の差し示しがあり、ここに宅地価が最終的に決まったのである。⁽³⁶⁾

（地価帳・地券台帳・地券の関係については次のようにいわれている。）⁽³⁷⁾

町村地主總代ヨリ収穫地価ノ請書ヲ差出し、之ヲ稟議シテ地租改正事務局ノ許可ヲ受クルトキハ、府知事・県令其旨ヲ達シ、地価帳ヲ差出サシメリ
地価帳ハ字番号・地目・反別・等級・収穫・地価・地租及ヒ地主ノ住所・氏名等ヲ地番号ヲ逐テ列記シ、帳末ニ各地目・反別・地価・地租ノ合計ヲ付セリ、但ニ通ヲ製シ、一通ヲ地方庁へ差出し、一通ヲ村方へ備へ置ケリ
地方庁ニ於テハ町村ヨリ差出ストコロノ地価帳ノ反別地価地租ヲ一筆毎精算シテ、其合計ノ当否ヲ検査シ、然ル上其地価帳ニ依テ地券台帳ヲ製ス、地券台帳ハ字番号・地目・反別・地価・地租及ヒ地主ノ住所・氏名ヲ地番号ヲ逐テ列記セリ

地券台帳ニ依リテ地券ヲ製セり、地券面ニ記載スルトコロハ地券台帳ト同一ナリ

このように地価帳は改租事業の結果である反別・地価・地租などが記載してあり、これを元にして地券台帳が作成され、この台帳に基づいて地券が作成された。地券台帳は地租賦課の基本帳簿である。地価帳は二通作成され、一通が府県に、いま一通は村で備置された。

明治十一年六月八日、第十二大区では「地租改正に付、其区内村々耕宅地收穫地価差示し」として、来る十一日、県令殿及地租改正事務局官員其他一同拝島村江向出罷候」と、神奈川県令らによる地価帳の小

区内各村への下げ渡しを区内に通達した。同月十二日、七小区小川村はじめ四か村は次のように、地価帳を受取っている。⁽³⁸⁾

一 地価帳 二冊 二 宮 村
一 地価帳 二冊 高 月 村
一 地価帳 一冊 野 辺 村
一 地価帳 一冊 小 川 村

右は今般、耕宅地改租收穫地価合計御示告之趣承伏御受申上候ニ付、
繩ニ差上置候書面地価帳御下ケ渡相成ニ付、一筆限りヘ該等級ニ応
シ地価ヲ算出記載シ、毎村合計ニ至迄寄付方等念入精算之上、来ル
七月二十五日迄ニ、無相違差出可申旨御談示之趣承知奉畏候、依而
御受連署差上申候也

この場合、県令から受取った地価帳は各村で土地一筆に毎突き合わせてその等級に応じた地価を算出記載し、反別合計などに至るまで入念に精算した上で、再び県当局に差し出されるのである。年表では、

十小区平井村が七小区と同日に地価帳を受取ったものの不突き合いで生じたため、期日までに再提出せず延納願いが出されている様子が見受けられる。しかし再提出後の地価帳は県当局により点検され、一通は各村に下げ戻されたであろう。省内耕宅地の改租事業自体は、この明治十一年七月で一應終了したとみられる。翌月九日、神奈川県は県達甲第一一二号で「郡村田畠宅地地租改正之儀、過般申出ノ価額ヲ以テ、明治九年分ヨリ新税施行允許相成候」と、明治九年にまで遡った新地租賦課を布告した。

〔注〕 (1) 北島正元編『体系日本叢書7 土地制度史II』(山川出版社 一九七五年刊) 三〇四頁。

(2) 佐藤是次郎『明治期作成の地籍図』(古今書院 一九八六年刊) 六三頁。

(3) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成 第七卷』(原書房版 一九七九年刊) 三頁。

(4) 佐藤是次郎前掲書 九六頁。

(5) この大蔵省編『府県地租改正紀要(全)』(御茶の水書房 一九七九年復刻)では、神奈川県地租改正開始時を明治七年一月としている。

(6) 第十二大区の明治初期行政区の変遷については、秋川

市史編纂委員会編『秋川市史』(一九八三年刊)の「第十二大区所属番組小区変遷及び戸長副戸長一覧」(一四二一~二三頁)を参照した。

- (7) 日の出町史編さん室所蔵「公用留」二十号。
- (8) 拙稿「江戸時代後期玉川中流域の織物生産と流通
（『多満自慢 石川酒造文書』第三巻 一九八八年刊
所収）参照。
- (9) 閲覧、利用を許された日の出町教育委員会社会教育課
日の出町史編さん室に対し、こゝに記して感謝申し上げる。
- (10) 神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史』資料編
16 近代・現代（6）財政・金融（一九八〇年刊）所
収。
- (11) 森田幸司家文書「地租改正申合書并追加」
No.四六一九。
- (12) 佐藤甚次郎前掲書 一三頁。
- (13) 町田市史編纂委員会『町田市史史料集 第七集 明治
前期経済史料・地租改正関係編』（一九七二年刊）
- (14) 森田幸司家文書「改正地引御達」No.四六一七。
- (15) 森田幸司家文書「地租改正画図雑形」No.四二九〇。
- (16) 森田幸司家文書「地所調査十字確則」No.四二一八七。
- (17) 森田幸司家文書「御請書」No.四二一八四。
- (18) 森田幸司家文書「差上申一札之事」No.四二七六。
- (19) 前掲書『神奈川県史』資料編 一二六一八頁。
- (20) 森田幸司家文書「明治九年一月 反別位当部分書上」
- (21) No.三〇七五、「明治九年二月 反別位当部分書上」
No.二二六四。
- (22) 前掲書『明治前期財政経済史料集成』二六五頁。
有尾敬重著・福島正夫解題「本邦地租の沿革」（御茶
の水書房 一九七七年刊）一三一四頁。
- (23) 前掲書『本邦地租の沿革』九〇頁。
- (24) 前掲書『本邦地租の沿革』九三頁。
- (25) 森田幸司家文書「明治九年六月ヨリ模範地組合出勤簿」
No.三九九九。
- (26) 森田幸司家文書「（模範地検査願い）」No.四六〇九。
- (27) 森田幸司家文書「（模範地丈量実地検査願い）」
No.三六三四。
- (28) 前掲書『町田市史史料集 第七巻』一〇一頁。
- (29) 渡辺隆喜「神奈川県地租改正事業の特色」（『神奈川
県史研究』4 一九六九年 所収）参照。
- (30) 主税局「地租便覽」（一八八六年）一三一四頁。
- (31) 森田幸司家文書「明治十年十二月 第十二大区中田方
等級一覽表」No.三六六五、「明治十年十一月 第十二
大区中畠方等級一覽表」No.三六六七。
- (32) 『同書』九一頁。
- (33) 森田幸司家文書「上願書（御改正收穫幾分歟減却願）」
No.三六六六。

(35)

(36)

(37) (38)

森田幸司家文書「宅地聯合等級」No.三六五五。

森田幸司家文書「十二大区中宅地等級聯合表」

No.三六五一、「第十二大区宅地価平均表」No.三五八〇。

前掲「地租便覽」二五頁。

森田幸司家文書「(小区内田畠宅地等級立に付請書)」
No.三五七四。

*

*

*

第二章

森田家の経営と地域経済

森田家の酒造

多仁照廣

はじめに

森田家の酒造については、既に拙編『多満自慢石川酒造文書』第三卷（昭和六十三年刊 震出版社発行）に、「森田酒造について」と題して発表してある。これに加筆・補筆することで、森田家の酒造史という分担テーマについてその責を果したい。

従来、多摩地方の酒造史についての研究は、前記拙稿の他には、峰岸秀雄「多摩郡伊奈村石川家の酒・醤油の醸造について」（福生市古文書研究会『古文書研究会会報』創刊号 昭和五十九年九月）しかなかった。また、東京に残る地酒屋を紹介した、国府田宏行『東京の地酒』（昭和五十六年刊 婦人生活社発行）に掲載された十八の酒造場の中で、創業を江戸時代とするものは、八王子市恩方「日出山」中島酒造、福生市熊川「多満自慢」石川酒造、福生市福生「嘉泉」田村酒造、秋川市牛沼「千代鶴」中村酒造、青梅市沢井「沢乃井」小沢酒造の五場である。小沢酒造は元禄期、中島酒造は江戸中期、田村酒造・中村酒造は文政期をそれぞれ創業期としている。石川酒造は、森田酒造の酒蔵を借りて創業したのは文久期である。

また、西多摩の自治体史を見ると、酒造について載せているものは少く、『奥多摩町誌』（昭和六十年刊）に、白丸村、柄久保村で元禄期、小丹波で文政期、氷川で慶応期に酒造が行われていたとある。

しかし、史料は断片的でしかない。
元禄期から明治期までの酒造の史料を有する森田家文書は、多摩地域の酒造史にとって貴重な存在といえる。

一、森田酒造の創業

森田家文書中に見える酒造関係史料で最も古いものは、元禄十年（一六九七）十月の「覚」である。同文の文書が二通あり、一通は連名の内、名主にしか印判がなく（森田家文書番号No.132、以下番号のみ）、もう一通は連名すべてに印判がある（No.384）。ここでは後者を掲げて置く。

覚

一 酒名代百石者

小川村 四郎兵衛

先年御改之節、減申候而式拾石造申候

金武拾兩者

亥年売立金

金武拾三兩者

子年売立金

右は、申年¹子年迄五ヶ年分書上ヶ申様ニと為仰付候得共、申ノ年戌年迄三年は拙者親助右衛門酒造申候而、帳面も無御座候間、右之通亥子両年之分斗書上ヶ申候得共、申酉戌年も亥子両年分程造申候、右之通少も相違無御座候、以上

元禄十年丑十月

武州小宮領小川村

の同家の土地買受けを記録した帳簿が残されている。それによると、百七年間に五百件、累計二六五六両四分一朱と錢五貫九四一文、銀三十三匁（但し、金額無表記五件、内一件交換）の土地買受けが行われた。買得された土地の面積は、五百件の内三百五十五件（七一%）しか面積の表記がないが、それでも二十四町五反七畝二十六歩となる。（表1および前掲酒井民樹論文（表4）参照）

四郎兵衛	印
八郎兵衛	印
組頭	印
半兵衛	印
太郎左衛門	印
同	印
同	印
彦左衛門	印
太郎右衛門	印
伴兵衛	印
同	印
同	印
同	印
同	印
同	印

〔表1〕「田畠山林買受人控」No.4に見る買受金額の地域分布

雨八平草大田留熊	野高二小
王	滝ノ
(姥沢)	間子井花神中所川 辺月宮川
二三四五九	
一三五五七	二三一
二一三五五五〇	六〇七九
三二〇〇〇二三〇	三分二朱
○○○○○○○○○○	二〇二朱

この文書により、森田家の酒造が、元禄十年（一六九七）以前に經營されていたことは明らかである。かつ、四郎兵衛の親の助右衛門が、申年（元禄五年）には酒造を経営していたことは確実である。また、文書中に、「先年御改」という文言が見え、既に元禄十年以前に酒株（酒造米高調）の御改を受けていたとある。

江戸幕府による全国的な酒造米高調べは、明暦三年（一六五七）の高を万治三年（一六六〇）に改めたのに始まり、寛文五・六年（一六六五・六六）の調べを同七年（一六六七）に改め、天和元年（一六八一）、元禄十年（一六九七）に酒造米調べが行われた。⁽¹⁾

森田酒造が、元禄十年の酒造米調べに先行する「改」の節に、百石の酒名代を二十石に減らしているということは、「酒名代百石」の設定が、株高減少以前ではなくてはならないことになり、寛文期には酒株を持っていたことになる。

森田家には、宝永二年（一七〇五）から明治八年（一八七五）まで

森田家文書中、土地の譲与および譲与証文類は、宝永二年以前にもある。最も古いのは寛永二十年の田畠屋敷代請取証文である。次いで、寛文七年に二件の借用金証文があり、延宝二、三年に四件の実例がある。延宝五年からは、前記助右衛門宛の証文が、元禄六年までに七通あり、村内で合計二十七両の田畠を買受けている。

〔表2〕『武藏田園簿』にみる西多摩郡内の田畠石高分布

棚白梅水 小桧戸中小五入深館留高伊横三大平弓山網淵代油牛瀬菅草原雨平二野小 境河ノ 和日 奈久之 戸 小 ノ 沢九沢川 内原倉野田市野沢谷原尾宿沢内野井田田代上継平沼岡生花宮間沢宮辺川										
○	四一	一一	一二〇五〇	一一一四	五一六三七五六	一三	石斗	田		
	七一三〇四一	六六八四九〇五八	一一五一	六五八八五八四二二六			升			
	九三三五一三	七六九七四	三八〇九九八	一六七七三一二〇七九			合			
	二四三八	三五二三	一 二五五二一八	六七三七三七八五七七			勺			
○	五〇五五	五五	五五	〇二七五	二五五五八			方		
	一 二四五	二 一五	八五二一	一二一一二	三一三三七一		石斗	畠		
	九五九九三八〇九七四六九三四六六六二九二〇三四〇三五三一八〇二三二八三六						升			
	一八四六五六三一五六三〇三二〇九〇五七六七五一〇二七四三一四一六一七二五三						合			
	九九一八三一四九一九七〇二〇四〇	二一五五一四一二九八九七八一七三二〇一					勺			
	六五五五六〇九二三五五	三九四八三	九	八一九七三五九三二	六五一二五六九			方		
	五五	五五五	五五	五八四	三四五二					
	一 二四五	三一 一五 一九五二一	一二一一二八三一三三九一四				石斗			
	九五九九三八〇九七四〇〇三四六七七四〇九八二三四〇四五五六九六四九六五八三						升			
	一八四六五六三九七九四四四二〇六八九六六二四二一八九四〇七三〇一九一四二〇						合			
	九九一八三一三一四五八三二八一九七七一九五二三〇一九	六五六四八六三八一					勺			
	六五五五六〇九四七八三	七九〇六	五七四九五三九	〇一三八八〇一三七						
	五五	五五	五五	一五	五九五					
	○○○○○○○	一六三三三〇四八三九八〇九八〇二〇四〇〇七九六一七九八五					田	高に占める		
	三七七三五九	二七三七八	五五八二一八	八一三三	五九三	%	方			
							比			
							率			

		熊福川五羽ノ川生崎神村		田方		畠方		計		村高における 田方比率
合計		二、二六九	五、九七五	石斗升合勺	二九一三〇〇〇五	石斗升合勺	四七一八三五〇五一〇八四三〇〇五一二一六五五	石斗升合勺	一九〇三〇四四九〇	

小川村の西多摩地方の全田方にに対する石高の割合（一六・一七%）
 小川（小川）の石高の割合（五三・二七%）
 二宮（二宮）の石高の割合（二三・七六%）
 石高の割合（一、三八四石四斗八升）七・一八%

二、元禄期の森田酒造

西多摩郡の農業は畠作中心であったが、玉川と秋川の合流地点にある小川村付近には田があり（表2）に示したように、小川村の田方は西多摩全体の一六%を占めていた。まさしくこの地域は西多摩の穀倉地帯であった。

この穀倉地帯から産出される米と、東秋留台地の際に湧水する水とが、森田酒造成立の基礎的な条件であったと考えられる。また、森田酒造は、二ノ宮道辺に位置していて、武藏二ノ宮神社の社前の町として繁栄していた二ノ宮に近接していたことも、酒の販売に有利であったことと推察される。

元禄十年十月、幕府は、勘定奉行秋原重秀の献策により、酒運上を課した。この時、江戸の酒屋木津屋理兵衛、正法院八左衛門、菊屋次左衛門、糸屋忠助の四人に酒造改役を命じた。前掲の森田酒造文書中の元禄十年十月の酒名代と売立金届は、この時のものである。なお、元禄十年の酒運上令では、請売については運上を課さないとされた。森田家文書中の元禄十年十一月「覚」（No.286）は、小宮領村々における請売酒屋の届書の雑形で、請売酒の仕入先と仕入価格の調査

を目的としていた。

元禄十年の酒運上は、酒価を五割上げさせ、その値上げ分を運上として差出させるもので、五割という高額の酒税賦課であつた。⁽³⁾ そのため、大阪では一升が銀八分であつた酒価が、一匁三分と、一五〇%以上の値上がりとなつたと指摘されている。⁽⁴⁾

三尺 台ほつ
本式 木六枚
壱般 ママ
口壱 マ

元禄の酒運上は、宝永六年三月に廃止された。この間、森田文書中には十五通の酒運上の請取が残されている。この請取を見ると、寒造

酒の分が最も多く残されているので、寒造り運上だけで比較すると、丑年（元禄十年）が運上金三両と永一七五文、十一年一両と永一四八文五分、十三年八八九文、十四年五三四文、宝永三年二分と二六四文と、頻しく減少している。十年と十一年とでは、約三分の一に減じ、十三年には十一年の約五分一、十四年には約八分一となっている。

幕府は、元禄十二年九月、所々風雨損毛を理由に、江戸廻米促進のため五分の一造りを命じ、十三年、十四年には、十一年の造石高の五分の一の減醸令を出している。森田酒造の場合、寒造りだけから見ると

減醸令と同じかないしはそれ以上に減醸している。

元禄十五年三月、幕府は改めて元禄十年、十一年の酒造米高を届出させた。
(8)

一 石式米造酒

一四尺

武本

右石高之外、一切酒造り申間敷候、勿論御印指遣申間敷候、若新規桶拵候欵又は古桶之内用ニ立不申瀆桶などニ致候ハ、其節御断可申上候、縦親類縁者之ものまで酒道具借し申間敷候、自然違背仕候ハ、何様之曲事にも可被仰付候、以上

午十二月十一日

一
米十石
丑ノ年

右之通、酒石高為相守可申候、若違背御運上高之外酒造り候欵、又は酒道具他所へ借シ申し御聞被成候は、拙者共二御懸リ可被成候、
為其奥書加判仕差上ヶ申候、以上

小川村酒屋

助右衛門

八郎左衛門

これをもつて株高と認めたものということができる。……しかもその

封印桶預り申候
一 五尺
一 四尺
一 三尺
一 半切
一 桶数六本
半切四枚

三、式本
三、式本
三、式本
四枚

とある。また、翌年八月の酒造米高「覺」(No.100)に、

一 覚

午年

此造酒式石四斗

代永式貢式百式拾式文三分 但兩壺石八升替

此御運上永老貢百拾壺文壺分

但五割増積り

右は、去年酒造米高如此二候、以上

元禄十六年末八月

乍恐口上書を以御詔申上候

とあり、元禄十年の酒造米高を十石と届出、その五分の一の二石によつて二石四斗の酒を造り、その代金の内半分を運上として出したことがわかる。この酒造米高十石は、元禄調高として以後の基準となつた。元禄十年の文書に記載された酒名代百石は、元禄十五年の改めの際には、十分の一の十石とされ、実際の生産はその五分の一の二石に過ぎなくなっていた。この間の事情について柚木学は、「元禄調高なるものは、元禄十五年の段階で、元禄十年当時の酒造米高を届出させ、

背後に、五割の酒運上が義務づけられており、酒造家はこの運上金の負担を勘案して、現実の酒造高を届出た」と指摘している。⁽⁹⁾

しかし、森田酒造の元禄十六年の「覺」に見る二石ばかりの酒造りとは余りに小さ過ぎる。元禄十六年十一月の「指上ヶ申願書之事」(No.141)は、元禄十年酒造米十石の五分一造り二石の寒造りを代官所へ願い出た文書であるが、その中に、「酒一切造不申候得は跡々酒売掛け一切出し不申迷惑ニ奉存候」という酒造願出の理由があり、

酒販売を細々とでも維持するために酒造りを願い出たものと思われる。宝永五年(一七〇八)には、酒造道具を質に入れ、金を借用していく(No.356)、酒造経営の環境の厳しさを窺わせる。

元禄期の森田酒造にとって、酒株改と運上金の賦課の問題の外に、もう一つ大きな問題がある。それは郷藏米をめぐる問題であった。

元禄十五年十二月、小川村相名主の次郎左衛門が、左の訴状を代官所に提出した。

一 武州小宮領小川村之義、先規右四郎兵衛と拙者共兩人ニ而代々名主仕、諸事御公用之儀ハ不申及ニ、村中惣百姓徒共ニ兩人相談を以触来申候、御年貢御上米之儀ハ、村之内ニ御蔵立置、御割を以小勘定仕、右兩人立合、御蔵前ニ而御米取立御蔵ニ詰置、番人昼夜相付、御代官様より御指図次第、八王子御千人衆御扶持方ニ相渡シ來り申候、然所ニ今年四郎兵衛如何様之儀を以狀、御上米我僕ニ拙者ニ相談も不仕、自分之家ニ百姓を召寄御年貢米取立商売之酒ニ造リ

申候、一言之断も不仕御米自由ニ仕候、以来御藏如何様之分失出来仕候而も、不吟味ニ而ハ拙者越度ニ可罷成と迷惑ニ奉存候、則四郎兵衛組下、拙者組下、先年立わかれ罷在候間、四郎兵衛組下之儀ハ何様ニ仕候共申分無御座候、拙者組下之御上米我乞ニ自由為致候事難成奉存候間、御慈(ママ)非を以先規之通拙者触下百姓御上米之儀、御藏江相納申様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

元禄十五年午ノ十二月

小川村名主

次郎左衛門 印

御代官様

この訴状によると、八王子千人同心御扶持米として郷藏に納める年貢米を、四郎兵衛が酒造米として押領したとしている。これに対し、元禄十六年三月、四郎兵衛が代官宛に、「乍恐返答書を以申上候」(No.255) を差出し、次郎左衛門の訴えに根拠がなく、反って組下の百姓から郷藏へ年貢米を納めたいという訴状を出している筈であるとしている。そして、三月十四日、逆に次郎左衛門組下の平百姓五名より、代官所へ対して、次郎左衛門の主張する四郎兵衛年貢押領は偽りで、年貢米は手前分にあるので両名主立合のもと、郷藏へ納めたい旨の訴状の写が残されている(No.229)。

この事件は、元禄十六年八月に、重ねて名主、百姓間に年貢勘定についての出入りはない旨を、大小の百姓連判手形に加判して、事件は、一応の結着を見ている(No.62)。

元禄期、幕府によって厳しい酒造統制が行われたが、一方で、領主経済は貨幣取得の手段として、年貢米を酒造米として扱下げることは、

公儀をつとめるためにも必要なこととなつていた。事件が穏便に解決された背景として考慮しなければならない問題であろう。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

三、天明以後の森田酒造

江戸幕府の宝暦四年(一七五四)の酒造統制令は、造石制限の解除だけではなく、米価下落を抑えるために、新規の者も届を出せばだれでも造ることのできる勝手造りにその特色があつた。現美には、正徳五年(一七一五)から天明六年(一七八六)までは減醸令が出されておらず、いわば自由営業期となっていた。⁽¹²⁾ この約七十年間の自由営業期に、森田酒造の造石数は著しく増加する。

乍恐以書付奉申上候

一 酒造藏、株石ニ不拘只今迄造來候酒造米高三分一造候様、先達

而御触有之、右株高酒造高とも左に奉申上候

一 酒造株高百石

元禄拾五年御改之節書上

一 仕込高四百三拾石

右之通、酒造仕込來候處、近年凶年打続候ニ付、酒造仕込増減有之候處、尚又去未年之儀は、三分一酒造仕候様被仰触候ニ付奉畏候、仕込差扣米高百八石酒造仕候、右之趣御尋ニ付奉申上候通少茂相違無御座候、以上

天明八申年三月

武州多摩郡小川村

酒造人　名主　儀左衛門　印
組頭　又兵衛　印
同　太郎右衛門　印
百姓代　助右衛門　印

水谷信濃守様

御役人中様

この文書に見えるように、「去末年」、すなわち天明七年、天明六年の半石減醸令につづいて三分一減醸令が出されたが、天明八年三月に、減醸令以前の酒造高を届出させている。

前記したように、森田の造石高は、元禄十年の酒名代百石で仕込高二十石が、元禄十五年には株高十石で仕込高二石となつた。それが、天明八年には、元禄十年株高百石に対し四百三十二石を天明減醸令前の仕込高と届出している。株高と実醸高との懸隔が著しいものになつてゐたのである。天明八年の造石高の届出は、この懸隔を是正しようとした松平定信の政策によるものであつた。⁽¹³⁾ 以後、天保改革による鑑札交付まで幕府の減醸規制の基準は、元禄株高ではなくて、この天明の株改めの酒造米高が基準とされるようになつた。

松平定信の寛政改革期における酒造政策の特色のひとつに、下り酒に対する関東地廻り酒保護の政策があげられる。松平定信著『宇下之人言』には、「西国辺より江戸へ入り来る酒いかほどとも知れず、これが為に金銀東より西へうつるもいかほどといふ事をしらす」(一
一頁)と記されているように、年間七八十万樽にものぼる下り酒(上

方から江戸へ輸送される酒)によって、江戸の財が上方に流れているという認識があつた。⁽¹⁴⁾ これを防止するために、江戸入津樽の規制を浦賀番所で行い、新規酒造地帯として成長してきた難目に對して千石銀三枚の納買入株の冥加銀を賦課した。上方酒造地帯に対する課税は、寛政改革に先立つて、田沼時代にも、宝暦十四年、明和九年、天明三、四年と計画されたが、いずれも酒造仲間は、その実現を阻止してきた。しかし、幕府は、明和六年に、摂州の内三郡を上知し、酒造業の繁栄を取り込もうとした。⁽¹⁵⁾

田沼期の冥加賦課、上知による上方酒造業の繁栄を吸收する政策。寛政改革における冥加賦課と江戸入津樽規制と、上方の酒造業に対する政策の一、寛政改革では関東地廻りの酒造業の保護育成が図られた。寛政二年、江戸に「御免関東上酒販売所」が設けられ、寛政初め、原料米を幕府が貸与して醸造させた御免酒屋を創設したという。⁽¹⁶⁾ しかし、森田文書には、寛政改革の関東地廻り酒保護育成に関する史料は見当らない。

寛政改革後の享和二年(一八〇二)十二月、幕府は一分の一減醸令を解除する代わりに、酒造米の十分の一を酒造人の手元に置くことを全国に命じた(No.97)。これに対して、年が明けた享和三年正月朔日、摂津、河内、播磨の酒造仲間は、大阪西奉行所に免除を願い出た。この三国酒造仲間の愁訴状は、各地の酒造家の史料の中に見い出され、森田文書にある(No.152)。

十分一役米は、酒造米の十分の一を凶荒対策に貯穀させたもので、その代わりに、御料、私領の内、酒造役冥加を幕府へ納めていたもの

はこれを免除した。また、領主、地頭が取り立てていた酒造貢加を、

幕府勘定所へ届出させた。

享和三年十月、幕府は減石令を解禁するにあたって、酒造石数の調

査を行った。その理由は、天明八年の株改めの際には、実際の造高よ

りも多く届出た者もあり、また、十分一役米の差出しにあたっては、

酒造米高は減石を申し立てるなど、事実に相違する実態があつたため
であつた。⁽¹⁷⁾ この調査に際して、森田酒造は左のような願書を領主に提

出した。

乍恐以書付奉願上候

(No.393)

一 御知行所小川村酒造人儀左衛門奉申上候、私儀、去元禄年中より

々引続是迄酒造仕、被 仰出候御用諸向は其時々御請書奉差上、御

下知次第酒造仕罷在候處、去戌十二月中、株高通酒造可仕旨被 仰

出候處、私儀近年不如意相成、株敷取続而已少々宛酒造仕罷在候、

殊私儀病身二相成手廻兼候間、当冬寒造之儀は、五拾四石程も酒造

可仕旨先達而申立置候處、此度酒造株高不拘酒造人分限相応之株高

実意可書上旨被 仰出候由被 仰聞、難有仕合奉存候、元来私儀酒

造元株之儀は、元禄年中より株高百石ニ御座候間、何卒御慈悲を以元

株通被為仰付被下置候様奉願上候、後年ニ至、米穀下直ニ相成渡世

之足シ合ニ茂相成候ハ、株高通酒造仕度奉存候間、御勘考之御慈悲を以、御聞済被成下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

享和三年亥十二月

酒造人 儀左衛門 ㊞

組頭 又兵衛 ㊞

名主 弁次郎 ㊞
代次助 勘兵衛 ㊞

水谷弥之助様
御役人中様

この文書によれば、森田酒造では、株高よりも低い生産高しかなく、

元禄高の生産許可を確保しようとしていたことがわかる。こうした森田酒造の不振の原因を、この文書の文面にある当主の病気だけにとどめるのは不自然であろう。

文化元年（一八〇四）十一月の酒造米御請書には、

(No.144)

元禄十五年書上候高四百三拾石

天明八申年書上候高四百三拾石

水谷弥之助知行
武州多摩郡小川村

酒造人 弁次郎

外当子年より百八拾石減

右、弁次郎酒造実意之石高申上候様先達而被 仰渡奉畏候、當時近

村に酒造人多、酒捌方甚惡敷、其上勝手不如意二付、当子年より書面

之通酒造仕候ニ相違無御座候、尤以來年々勝手を以増減仕間數候、

為後日一札奉差上候処、仍而如件

酒造人 弁次郎 ㊞

代次助

組頭

又兵衛

幸八

市左衛門

伝左衛門

勘兵衛

印 印 印

の「酒造日録帳」(No.73)では、仕入百八十五石五斗、代金二百二十五両一分と六百七十文(外に粟三石一斗)、売上金三百七両と十貫百二十一文(外に粕売上五両三分と三百一文)とあり、文化元年の酒造米高二百五十石を下回っている。

文政二年、当主の儀左衛門が死亡すると、森田家は養子をとつて家の継承を図らねばならなかつた。

とおり、近村に酒造人が多くなつて、酒の販売が悪化していることを不振の理由にあげている。

森田酒造は、酒造の不振と少石生産を理由に、十分一役米の免除を得、株高通りの造石権利を確保するため、領主に酒造冥加永百文宛を(18)文化元年から上納することを願い出ている。(No.43)

文政六年六月、儀左衛門死亡以後、八王子宿の八日市・横山の市場の織物買送り役を代行していた八王子の井桁屋長蔵等の代わりに、親類の中神久次郎が、買送り役を預かることになつた。(19)さらに七月、株金七十両、十ヶ年季で戸吹村の嘉兵衛に譲与している。

織物買送り役の株譲与に続いて、文政九年八月、八王子の左兵衛に酒造一式を十ヶ年季で借し渡すことになった。

借渡申酒造蔵証文之事
(No.133)

一 我等所持之酒造蔵、右ニ付一式、并物置蔵壹ヶ處、其外諸道具之義は、別紙目録帳面之通借渡シ、其上我等酒造高ヲ以無差支酒造渡世可被成候、尤年季之義、戌八月迄來未八月迄、初メ三ヶ年之義ハ壹ヶ年ニ付金拾三両宛、後七ヶ年之義は是又壹ヶ年ニ付金拾七両宛相定、毎年七月、十二月兩度ニ相済可被成候、尤年季中ニ而商不繁昌之節は、貸渡候通り相改御渡可被成候、尚又商繁昌致、永続も被成候ハ、右之直段ヲ以無差支永年貸可申候事

御公儀御法度之義は不及申、村之郷例堅相守可被成候、尤遠國
備毛之義ニ付、御公役村役之義は、我等方ニ而相勤可申事

一 貴殿宗旨同国蒲生郡内池町一向宗照光寺宗旨請合手形入用之節は、即刻差出可被成候事

一 酒造藏不及申、貴殿借受候分屋根替之修覆等可被成候、尚又住居中商都合二而有来之处ニ而も手入致候歟、又は貸置候地面之内江家作等被成候共、其分別段不及地代共御勝手次第、將又貸渡候諸道具目録之外、貴殿方ニ而新規取捨候分は格別、其外取付添普請等之義は、建破之差引無之、其俟差置引渡可被成候事

一 貴殿借宅中、貸渡候分万一出火燒失等御座候共、此義は御互之可
為損失事

一此度貸渡候場所裏住居有之候得共、人馬通用不及申、其外酒造筋

二付、何二而も差支事無之候事
右之通相定、当月迄貸渡申所実止也、無差支商売相始可被成候、為後
日如件

文政九戌年八月

小川村

貸主 森田儀左衛門印
証人 井桁屋長藏印

借主
佐兵衛殿

この文書の文面中にあるように、森田の酒造を借りた佐兵衛は、近江国蒲生郡松尾町に家を持つ近江商人であった。ここに掲げた史料では、佐兵衛が借主となっているが、同月の、「森田儀左衛門酒造(図)」には、酒造蔵を秩父大宮の亀屋太右衛門に九ヶ年季で貸すと

あり、その代人として佐兵衛の名がある。そして、文政九年八月「酒造道具改之帳」の末尾に「亀屋佐兵衛」と記されていて、佐兵衛が亀屋の屋号で酒を造っていたことがわかる。

佐兵衛は、文政九戌年（一八二六）八月から天保六未年（一八三五）

八月まで、初三ヶ年は一ヶ年十三両、後七ヶ年は一ヶ年十七両で藏を借りる事に証文の文面はなってい。十ヶ年合計百五十五両（平均一

ケ年十五両一分となる。しかし、文政九年から天保六年までは、酒蔵図にあるように九年間しかなく、証文上は天保六年までの契約とな

つてゐるが、これは記載上の誤まりで、天保七年までの契約であったことと推察される。この間、天保飢饉が襲い、米価は高値となり、天

保期に入ると、三分一造、三分一造令が相次いで出され、酒造経営は困難となっていた筈である。例えば、熊川村出身で、福生村の田村酒

造の杜司をしていた岩次郎（久左衛門と改名）は、雨間村に独立して酒呑家を經營する。一方で、天保九年（一八三七）に長野高直が「毛利別」「合東」

酒造移きをしていたが、天保飯食による米値高値のため「貢税抜引合業」
ね、つまり原料高により製造販売が困難となつたため、天保八年に、
千一月、二度に三度に三度に三度に三度に三度に三度に三度に三度に三度に
(21)

〔表3〕 文政十一～天保七年酒造仕込米高

左兵衛が借りていた間の酒造米高を〔表3〕に示した。文政十一年に四百三十二石であったものが、相次ぐ減醸令により減少していく様子がわかる。この表に示された酒造米高の中、文政十一年に四百三十二石とあったことが問題となつた。天保九年十二月四日と推定される小川村領主水谷氏の役人今枝角右衛門から森田儀左衛門宛の書簡によれば、文化元年に御勘定所へ差出した書物には、二百五十石とあり、それ以上造り増してはいけないことになつていても拘らず、四百三十二石は造り過ぎだ、公儀の御吟味を受けければ重罪は間逃れないとある。しかし、幸いに文化度の書上が見当らず不取調べとなつたので、帳面を引替て首尾よく済ませる旨を延べている（No.34）。

酒造経営の環境が厳しい中、佐兵衛は天保八酉年（一八三七）八月から弘化四末年（一八四七）八月まで、再び十ヶ年間、一ヶ年二十両（合計二百両）⁽²²⁾で蔵を借りて⁽²³⁾いる。この間、天保十三年九月、幕府は天保改革を断行し、酒造株を酒造稼と唱え替えさせ、同年十一月には初めて酒造鑑札を発行し、森田儀左衛門は、酒造米高二百五十石の鑑札を交付されている。天保十四年正月十五日「覚」（No.40）には、地頭よりの酒造鑑札交付の手続きが記録されている。これによれば、同年正月十三日に地頭所より酒造株の儀につき、十五日に組頭一人を差添えて出頭するようにとの旨の差紙が到来した。儀左衛門は十四日出府し、地頭所役人の今枝角右衛門に到着を届け、翌十五日四ツ時に地頭所へ出頭した。その折、儀左衛門のみ袴を着ける様に差図があり、今枝の他に畠山佐源太という役人が立合い、幕府御勘定所よりの酒造鑑札を交付した。儀左衛門はその場で仮請書を差出し、翌十六日に本

請書を提出した。その折、殿様へ金三百疋、今枝に壱分、畠山・菊地の役人に各々式朱宛、看代を礼として出している。

佐兵衛が弘化四年まで借りた後、安政二年までは不明であるが、安政三年（一八五六）十月より文久元酉年（一八六一）八月までの五ヶ年間は、一ヶ年二十五両（合計百二十五両）と、本店御神酒として毎日酒三合を出すことで、五日市村の半左衛門が蔵を借りている。⁽²⁴⁾

森田家の経営内容全体を知ることのできる史料が少なく、経営状況の変化を詳細に検討することは困難であるが、半左衛門が酒蔵を借りる直前の安政二年と三年の森田家の経営状況については、経営全体を知ることができる。すなわち、「表4」と「表5」に示したように、小作料に対しても織物を扱う見世の売上げや、酒造の経営全体に占める部分は低くなっている。⁽²⁵⁾前記した文政元年の売上げと比較しても、酒蔵を借すようになってから、酒造の売上げは大きく減じていて、酒造経営に対する森田家の熱意は失われていったものと考えられる。

森田家文書中に次の酒造蔵の借請証文が見えるのは、明治元辰年八月より十一寅年八月までの十ヶ年間、一ヶ年三十両（合計三百両）と本店御神酒毎日三合で契約した熊川村名主石川弥八郎に借した証文である。

酒造蔵借請一札之事 （No.4047）

梁間五間式尺
桁行八間四尺

一 酒造蔵 壱ヶ所

但

(表4) 安政2年 森田家経営収支 安政2年「年内諸入用帳」No.4670

上り高	238両 758文	諸懸り	190両 1貫51文(外金利払10両程)	差引 49両
内訳 作徳	93両 3分 371文	内訳 本店諸入用	75両 3分 317文	
盆前見せ	60両 1分 2朱 334文	見せ分諸品代	14両 2分 2朱 218文	
盆後見せ	44両 2分 645文	見せ分諸穀代	16両 717文 106両 2分 380文	
酒造方	37両 2朱	盆後 本店諸入用	53両 1分 2朱 606文	
寅七月迄 貨方利足	1両 3分 216文	見せ分諸品代	17両 156文	
卯正月 貨方利足	1両 2分 2朱	見せ分諸穀代	13両 721文 83両 2分 671文	
無尽落闇	35両	無尽欠金	54両 1分	差引合 29両 3分

(表5) 安政3年 森田家経営収支 安政3年「万之覚」No.4668

上り高	204両 1分 754文	諸懸り	201両 2分 771文	差引△57両 1分
内訳 作徳	74両 677文	内訳 盆前分	114両 2分 222文	
見せ	88両 2朱73文	盆後分	82両 3分 2朱21文 197両 1分 2朱 243文	
酒方	42両 2朱	盆前分	諸品代見せ14両 3分文 2朱 421文	
		盆後	諸穀見せ 14両 650文	
		盆前	諸品代 17両 2分文2朱 181文	
		盆後	諸穀代 17両 2分92文 64両 2朱 528文	
		無尽欠金	70両 2分 740文	差引合△ 127両 3分 757文

小作米寄高 121石 2斗 8升 4合 6勺 (内24石 3斗 1升 3勺 3才 越石鋤年貢)

96石 9斗 6升 6合 2勺 7才 (代金 131両 3分 2朱 251文)

小作米寄高 36両 1分 2朱

内年貢諸費 168両 1分 251文

内年貢諸費 94両 2朱 384文

残 74両577文作値

〔表6〕 慶応4年 五日市組合村々酒・濁酒・醤油造株高

慶応4年8月「酒濁酒醤油造株高扣」(No.2054)

村名	酒造		濁酒造		醤油造	
五日市	百姓 所 平	300 (内 100増)	百姓 常 七	10	百姓 喜 助	185
	組頭 権 左 衛 門	300 (内 150増)	百姓 三郎 兵 衛	10		
	年寄 小 兵 衛	250	百姓 吉 兵 衛	10		
	百姓 源 右 衛 門	200 (内 50増)	百姓 権 平	10		
小中野	百姓 與 七	200	百姓 豊 次 郎	10	百姓 幸 右 衛 門	80
			百姓 八郎 左 衛 門	10		
戸 倉	百姓 善 太 郎	150	百姓 治 兵 衛	10		
伊 奈	名主 兵 左 衛 門	360	百姓 音 吉	16	名主 兵 左 衛 門	154
上大久野	組頭 傳 左 衛 門	100 (内 50増)	百姓 傳 兵 衛	10		
北大久野					名主 傳 蔵	100
引 田			年寄 光 次 郎	15		
			組頭 忠 右 衛 門	15		
瀬 戸 岡	組頭 小 兵 衛	200	名主 七 兵 衛	10		
下代継			組頭 権 三 郎	10		
牛 沼			百姓 磯 五 郎	10		
油 平				10	名主 安 兵 衛	100
雨 間	名主 太郎右衛門	200 (内 150増)	百姓 慶 蔵	10		
小 川	名主 儀 左 衛 門	250	名主 勘 兵 衛	10		
			百姓 治 助	10		
中平井	百姓 弘 蔵	195				
上平井					百姓 猪 重 郎	64
二 宮	百姓 新 吉	180	百姓 清 左 衛 門	10	組頭 清 兵 衛	65
下草花			名主 半 次 郎	10		
合計		2885		206		748

一 諸道具一式

別紙品目書之通

熊川村 借主 弥八郎 印

一 土蔵 壱ヶ所

但 梁間四間

福生村

証人 文平 勘次郎 印

此分本店 両遣ニ付北口ノ分斗

但 梁間三間

小川村

儀左衛門殿

小川村

証人 文平 勘次郎 印

一 木小屋 壱ヶ所

但 桁行六間

御親類

四郎兵衛殿

一 細工小屋 壱ヶ所

但 梁間三間

小山村

清兵衛殿

右家賃壹ヶ年

金三拾両

外二

毎日酒三合ツ、差上可申候

右は、貴殿御所持之倉庫、当辰八月より来ル寅八月迄拾ヶ年季ニ相定メ借請申候処夷正也、然ル上は、家賃毎年十一月七月両度無滞相済可申候

一 御公儀様御法度之儀は不及申、惣而是迄御藏之御作法堅ク相守可申候

一 火之元大切ニ致し、万端不取締之儀無之様情々気ヲ付可申候
一 書面借請之分、家根替其外修復之儀、其時々我等方ニ而いたし、下夕地損シ不申候様取斗可申候

一 諸道具損し不申様大切ニ致し、年明之節は取揃、若不足之品等出来候ハヽ、補理不足無之様仕御返し可申候
右之通少茂相違之儀申上間敷候、為後日一札入置申候処、仍而如件

明治元辰年八月

なお、石川弥八郎家の史料には、文久三年八月に、「給米洗米春米帳」と「酒造道具帳」とがあり、文久三年度には酒造を行つてゐる。⁽²⁶⁾

酒造は、五日市の半左衛門借請の後、文久三年より石川弥八郎が森田酒造の藏を借用して酒造を開始したものと考えられる。

また、明治元年八月に石川弥八郎が借請証文を出した直前と考えられる五日市組合の酒造・濁酒・醤油の株高は、「表6」のようであつた。

明治四年七月、明治政府は「清酒濁酒醤油鑑札收与並ニ収税方法規則」を制定し、始めて酒税の全国的統一をみた。新税法施行の明治四年度より十年度まで、つまり石川弥八郎の明治元年の借請証文の年限までの酒造高は、「表7」の如くである。

その後、明治十六年十月、森田酒造の藏は、越後国頸城郡遊光寺村の飯藏要造に、十ヶ年間、一ヶ年四十円（合計四百円）、外に毎日三合の呑料等で借し渡されている。

〔表7〕 酒造高

「酒造其外書上扣」 No. 2 5 6 9

店借受証書

(No.
4060)

壹ヶ所

壹
所

三ヶ村

外酒造器具別紙帳簿之通り

壹ヶ年
金四拾円也

右は、今般貴殿御所有之酒造、二属スル倉庫外器具、別紙帳簿之通、当明治拾六年十月ヨリ来ル明治二十六年九月三十日迄拾ヶ年、即子拾期造借受ケ酒造當業致度、然ル上は前書藏敷損料之義ハ、毎年三月八日両期ニ相納可申答対談ニ御座候、且酒造倉庫屋根替修繕等之儀ハ、貴殿方ニテ可被成取極メ二候、尤桶類其他私方ニテ建造候物件ハ、年季明ケ之節我等引取可申答、又貴殿方ヨリ借受候物品ハ、員數相改メ不足無之様取揃御渡可申約定ニ御座候。

一 酒造税則ハ勿論、營業二閏スル諸御達其他御村法ハ堅ク相守リ
酒造雇人ニ至ルマテ口論争鬭等不致様注意可致候、且病死人等有
之候ハ、適宜取扱可遺候、尤諸入費之義ハ私負担致、聊御苦勞

相掛乞申間敷候

酒造免許税及造石税ハ御規則之通り私ヨリ上納可致候

なら漬粕トシテ酒搾り粕伊丹樽壺本、毎年樽付ニテ差出可申候

同柏毎年かま笊五ツ限り差出シ可申候

御呑料トシテ毎日御酒三合宛差出可申候

右之通り取極メ候上は、諸事不都合無之様相守可申候、為後日店借

受ヶ証書、依而如件

明治十六年十月二日

越後国頸城郡遊光寺村

店借人 飯倉要造

武藏国西多摩郡桧原村

引受人 吉野郡治

印

同國同郡雨間村

証人 中村定太郎

印

武藏国西多摩郡小川村

森田儀左衛門殿

一 文政期に起きた家の継承を廻ぐる問題から、経営に行き詰まりが生じ、織物買繼商や酒造の株を借してしまった。また、幕末期には、作徳（小作料）に比べて織物売買と酒造の経営に占める位置が低くなった。

を指摘することができるだろう。

森田家は、家の継承問題から生じた経営の行き詰まりから酒造業への熱意を失ない、飯倉要造に倉を借したのを最後に、酒造業の史料は見えなくなり、その歴史に幕を閉じたのである。

おわりに

森田家の酒造は、水と米に恵まれた地理的環境で、寛文期（十七世紀後半）には酒造りを始めたと考えられ、現在知ることが出来る西多摩地方で最も古くからの酒造家である。森田家には元禄期から明治十年代までの酒造史料が残されているが、帳簿類が少く、酒造経営の歴史を正確に把握することはできなかった。けれども、森田家の酒造経営については、以下に示した諸点、

- 一 織物の仲買い商いとも相俟つて、正徳五年（一七一五）から天明六年（一七八六）までの酒造の自由営業期に、造石量を著しく増加させ、その財力で大量の土地を集積したこと。
- 一 農産米の問題、十分一役米免除や天保九年の造り過ぎが発覚した際の処理の仕方に見られるように、代官、領主と密接な関係で

- 〔註〕 (1) 藤井讓治「幕藩制前期の幕令」（『日本史研究』十七〇一九七六年一〇月）
(2) 『御触書寛保集成』一一四六 『西宮市史』第五卷
一一六頁
(3) 『徳川禁令考』三八七七
(4) 柚木学『酒造りの歴史』六四頁 昭和六十二年刊
雄山閣発行
(5) 『御触書寛保集成』一一四七
(6) 前同書 二二五〇
(7) 前同書 二二五一
(8) 前同書 二二五三
(9) 柚木学前同書 六六頁
(10) 熊沢蕃山「大学或問」（『蕃山全集』第三卷）

(11) 元禄の酒造統制と年貢払いの問題については、塚本学「酒と政治」（大口勇次郎編『江戸とは何か』2 昭和六十年刊至文堂発行）で指摘されている。

(12) 柚木学前掲書 六八頁

(13) 松平定信『宇下之人言』一一頁 岩波文庫版

(14) 柚木学前掲書 一二五頁

(15) 前同書 五一頁

(16) 前同書 五七頁 『牧民全鑑』下巻 二五五頁

(17) 『牧民全鑑』一五〇頁

(18) 天保七年十一月「酒造御改々書上写控」No.117には、冥加永五百文とある。

(19) 文政六年六月「取替申議定一札之事」No.408

(20) 文政六年七月「織物買役株譲渡申証文之事」No.190

(21) 『多満自慢石川酒造文書』第三卷 天保八年八月十一日記事。

(22) 天保八年八月「借渡申酒造蔵証文之事」No.405

(23) 天保十四年正月十五日「差上申一札之事」No.396

(24) 安政三年十月「酒造蔵借請一札之事」No.4049

(25) 文政二年「田畠小作御年貢取立帳」(No.914)の小

作米高は百六十二石六斗、小作金二十四両二朱余、錢二十六貫二百文であるのに対し、安政三年には(表5)のように二百十八石余、三十六両余と作徳は増加している。これに対し、店の方は、文政二年「店卸目録」では利益は三十六両余であるが、売上高は千六百十七両もあり、安政期の規模とは一桁も違う。森田家の経営が作徳中心となっていく傾向を見ることができよう。

(26) 『多満自慢石川酒造文書』第四卷 四一五頁

数量が現われるのは、文化元年と天保八年の酒造米高の外に、文政十一年から天保七年までの酒造米高を調査していく、天保鑑札の額面とされたものと考えられる。

天保改革による鑑札の株高は、柚木学によれば、難曰、今津においては天保三年の「辰年御免株」の設定によって改正仕法は実施済みとなっていたと指摘されている(一五八頁)。また、大阪町奉行所の御觸書には、天保四年以前の造高を永々高としていることも指摘されている。しかし、森田文書で、鑑札酒造米高二百五十石の

近世における森田家の土地集積について

酒井民樹

はじめに

近世における森田家は、酒造業・織物取引・土地経営によって成り立っていた。そして、それぞれの経営が、森田家の豪農としての側面であり、近世前期に開始された酒造業から、幕末期には土地経営へと同家経営の内部比重が変化していくと思われる。

また、森田家が、穀倉地帯である多摩川・秋川合流地域に位置し、そこで産出する米を利用できたことが、酒造業を創設し発展させていくうえで、基本的条件のひとつであったと推測できる。

そこで、本稿では、森田家の土地集積の状況、そして、幕末期に、森田家が所持した手作地・小作地の実態を具体的にみていくことで、近世における森田家の経営の一侧面であった土地経営の様相を、若干ではあるが明らかにしていきたいと考える。

一、森田家の土地集積状況

近世における森田家の土地集積を把握するうえで、基本的な史料として同家所蔵の「田畠山林買受入控」⁽¹⁾がある。この史料は、宝永二年から明治八年までの買受件数六三四件、買受面積一三町六反二三歩、表II・III・IVは、「田畠山林買受入控」によって作成した。それぞれ、買受件数・買受面積・買受金額を示している。つまり、宝永二年から明治八年までの買受件数六三四件、買受面積一三町六反二三歩、

(一七〇五)より明治八年(一八七五)までの一七〇年間にわたる同家の土地集積過程を、土地買受の年代順に記載しているものである。そして、その記載内容は、集積日、土地の場所・地目・反別・買受代金、売主、さらに、近世後期になると小作料が記載されているものもある。

また、質地証文類も寛永二〇年(一六四三)から明治期に至るまで数多く残されている。これによって、「田畠山林買受入控」の記載が始まる宝永二年以前の集積状況についても、若干ながら把握できるものと思われる。つまり、寛永二〇年から元禄一六年(一七〇三)までに一七件の事例がある。⁽²⁾

これらの史料によって、寛永二〇年より明治期に至るまでの森田家の土地集積状況を、以下で具体的に述べていくことにする。

寛永二〇年から明治八年までの同家の土地集積状況については、表I・II・III・IVによって、土地買受面積・件数などを理解できる。まず表Iは、「田畠山林買受入控」が記載される以前の土地集積を、質地証文によってまとめたものである。これによると、寛永二〇年より元禄一六年まで、買受面積の合計は、記載されていない証文もあるが九反六畝となり、買受金額は九四両一分・錢五五〇文を用いている。

そして、集積の場所は、記載のある分は全て小川村で行なっていることを示している。

表 I 宝永二年以前の土地集積

年 代	地 目	面 積	金 額	質 地 場 所
寛 永 20. 12. 15	田畠屋敷	反 敵 歩	両 分 朱 30.	小 川
延 宝 2. 12. 12	上 田	1. 7. 10	8. 2.	小 川
" 3. 3. 12	田		2. 2	谷 後
" 5. 3. 17	上 田	9. 18	2. 3.	前 田
" 6. 12. 20	下 田	6. 24	2.	平田ヶ崎
" 7. 2. 27	"	2. 6	1.	
" 8. 3. 10	上田・畠	1.	3. 3	舞 台
" 8. 12. 10	上 田	1. 0. 6	3. 2	前 田
貞 享 2. 12. 10			2.	
" 3. 3. 5	田・畠		11.	久 保
" 4. 2. 21	畠		1. 2.	花 川
元 祿 5. 12. 25	畠・上畠		2. 2.	花川・雨間
" 9. 12. 20	田		2(300文)	
" 11. 3. 21	中 畠	3. 8	3.	花 川
" 14. 12. 29	田		1(250文)	久 保 前
" 14. 12. 29	中 畠	6.	6.	小 川
" 16. 12. 2	上 中 田	3. 0. 18	17. 1.	谷後・八反面・道上
計		9. 6. 0	94. 2(550文)	

買受金額二六五七両一朱・錢五貫九四〇文・銀三三匁となる。そしてこれに、宝永二年以前の集積内容を加えると、買受件数六五一件、買受面積一四町五反六畝三歩、買受金額二七六一両二分一朱・錢六貫四九〇文、銀三三匁となる。

次に、これらの表をもとにし、より具体的に同家の土地集積状況を考察していくことにする。同家の土地集積は、享保一〇年代から、急激に増加していくことになるが、その集積を田方・畠方にについて、「田畠山林買受入控」によつてみると表Vのようになる。これによると田方の買受件数一七七件、買受面積一一町九反八畝一八歩となり、畠方は、件数一三〇件、面積七町一反九畝一歩となる。総数と比較してみると、買受件数については、田方が約四三・六%、畠方が約二〇・五%となり、買受面積については、田方が約五〇・七%、畠方が約二〇・四%となつてゐる。

また、同家の土地集積は、享保一〇年代より、文化一二年(一八一五)頃までの間に、多少の起伏はあるが集中している。このような全体の状況に対して、田方の集積状況は、延享元年(一七四五)頃・文化元年(一八〇五)頃に、集積のピークをむかえ、文化一二年以降に激減している。また、畠方は明和三年(一七六五)から安永四年(一七七五)までの一〇年間に、畠方全体の約三〇%の集積を行なつており、この時期に畠方が集中的に集積されている。さらに、山方については、明和三年から激増して行き、寛政七年(一七九五)までの三〇年間で、その集積は三一件、二町八反一畝二七歩となり、ともに山方全体の五〇%を越えている。

表II 土地集積件数

年代	土地 取得 件数	件数内容									
		上田	中田	下田	下々田	田	上新田	中新田	下新田	下々新田	新田
1696～1705	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1706～1715	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1716～1725	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1726～1735	34	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1736～1745	73	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1746～1755	36	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1756～1765	47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1766～1775	95	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1776～1785	58	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1786～1795	83	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1796～1805	73	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1806～1815	69	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1816～1825	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1826～1835	33	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1836～1845	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1846～1855	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1856～1865	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1866～1875	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	634	44	57	48	53	37	1	6	27	3	1

年代	件数内容									
	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	下新畠	山	屋敷	不明	
1696～1705	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1706～1715	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1716～1725	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1726～1735	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1736～1745	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1746～1755	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1756～1765	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1766～1775	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1776～1785	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1786～1795	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1796～1805	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1806～1815	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1816～1825	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1826～1835	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1836～1845	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1846～1855	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1856～1865	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1866～1875	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	7	31	49	12	22	9	176	8	42	1

表III 土地集積面積

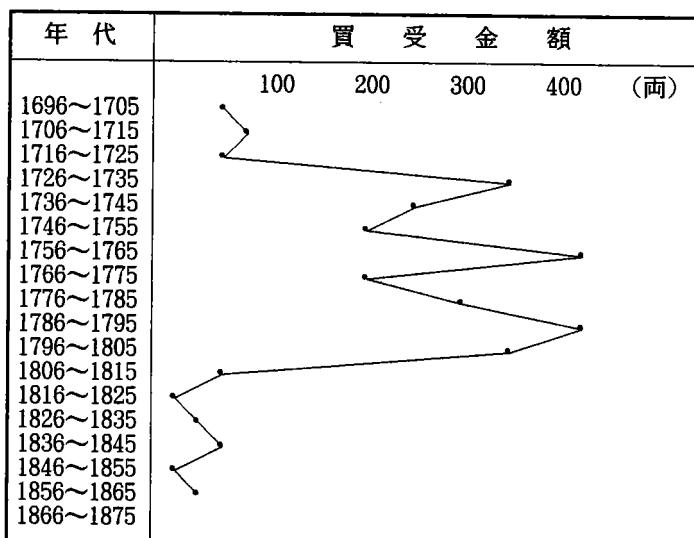
年代	上田	中田	下田	下々田	田	上新田	中新田	下新田	下々新田	新田
	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩
1696～1705										
1706～1715	5.	1								
1716～1725										
1726～1735	1.	3.	6	9.	6. 18	3. 12	8.	5. 29	3. 1	3. 27
1736～1745	2.	4.	18	2.	7. 5	7. 18	1.		1.	2.
1746～1755	4.	4.	19	2.	7. 5	7. 18	4.		1.	1.
1756～1765	1.	4.	20	1.	3. 21	6. 11	4.		1.	1.
1766～1775	1.	4.	6	1.	4. 27	1. 8. 22	1.	0. 6	1.	0. 14
1776～1785	2.	2.	17	2.	6. 8	7. 21	2.	1. 18	2.	1. 18
1786～1795	7.	0.	28	1.	6. 26	7. 17	3.	3. 10	3.	8. 12
1796～1805	2.	9.	25	4.	4.	9. 25	4.		6.	17
1806～1815							4.		6.	29
1816～1825										1.
1826～1835										
1836～1845										
1846～1855										
1856～1865										
1866～1875										
計	24.	1.	1	38.	4.	3	30.	2.	7	7.
										0. 28
										13. 7. 25
										3. 1
										1. 4. 26
										3. 6. 23
										6. 24
										1.

年代	上烟	中烟	下烟	下々烟	烟	下新烟	屋敷	山	計	面積不表記
	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	反敵歩	件
1696～1705										
1706～1715										
1716～1725	1.	3.	14	1.	4. 16	2.	2. 29		6. 16	4
1726～1735	1.	2.	25	1.	5. 29	7.	7. 24		5. 16	8
1736～1745	1.	10	6.	2.	25	2.	4. 20		3. 25	15
1746～1755	2.	10	6.	2.	25	4.	4. 24		1. 21	16
1756～1765	2.	10	6.	2.	25	4.	4. 24		5. 24	34
1766～1775	1.	6.	6	4.	2.	14	6. 15		4. 23	35
1776～1785	8.	7	2.	0.	13	8.	5. 17		10. 29	14
1786～1795						1.	7. 11		6. 5	16
1796～1805						1.	7. 14		31. 0. 5	13
1806～1815						1.	5. 14		14. 27	22
1816～1825						1.	5. 14		4. 25	3
1826～1835						1.	5. 14		41. 6. 15	14
1836～1845						1.	5. 14		25. 4. 16	
1846～1855						1.	5. 14		7. 2. 4	
1856～1865						1.	5. 14		3. 1. 26	
1866～1875						1.	5. 14		3. 1. 28	
計	5.	1.	2	18.	3.	1	29.	1. 17	6. 3. 2	12.
										2.
										8.
										10.
										51.
										3. 11
										237.
										8. 13
										164

表IV 土地買受金額状況 (1)

年 代	買 受 金 額
1696~1705	兩 分 朱 43. 3.
1706~1715	58. 1. 300文
1716~1725	49. 2. 2. 800文
1726~1735	334. 2. 2. 500文
1736~1745	262. 3.
1746~1755	177. 2. 2.
1756~1765	413. 2. 2. 2 貫 430文
1766~1775	168. 2. 2. 2 貫 400文 銀22匁
1776~1785	288. 0. 3. 450文 銀11匁
1786~1795	411. 1. 2. 2 貫 111文
1796~1805	323. 2. 1.
1806~1815	41. 3. 1.
1816~1825	8. 1.
1826~1835	13. 1.
1836~1845	39. 3.
1846~1855	6. 2.
1856~1865	12.
1866~1875	

表IV 土地買受金額状況 (2)



表V 田畠別土地集積状況

年 代	田 方		畠 方	
	件 数	反 别	件 数	反 别
1696～1705	3	反 歩	1	反 歩
1706～1715	1	0	6	6
1716～1725	7	1	6	28
1726～1735	6	2.27	11	0.29
1736～1745	33	9.12	13	6.28
1746～1755	16	8. 1.13	12	9.25
1756～1765	16	3. 3.10	19	6.19
1766～1775	25	5. 8.27	31	0.23
1776～1785	27	5. 9. 1	10	5.21
1786～1795	34	12. 7.25	10	6.20
1796～1805	55	31. 5.10	2	4.15
1806～1815	46	18. 2.12	2	0
1816～1825	4	1. 1.18	0	4.16
1826～1835	2	0	4	0
1836～1845	0	0	1	2.3.21
1846～1855	0	0	0	1.10
1856～1865	2	6	0	0
1866～1875	0	0	0	0
計	277	119. 8.18	130	71. 9. 1

そして、「田畠山林買受入控」によって土地集積の場所についてみてみると、小川村・二ノ宮村・野辺村の三ヶ村でおもに集積されていることがわかる。つまり、小川村一八九件、二ノ宮村八七件、野辺村一〇五件で、この三ヶ村で三八一件の土地集積が行なわれ、集積件数全体の約六〇%を占めている。さらに、三ヶ村での土地集積は、田方に集中している。

近世の森田家の土地集積は、寛永二〇年の譲状にも見られるようにこの時期より徐々に始められていたと考えられる。しかし、「田畠山林買受入控」が宝永年間より記載され始めたことは、この時期が森田家の經營に、土地經營が組み込まれ始めた時期であったと推測できそうだろうか。また、この時期を考えてみると、元禄一〇年（一六九七）一〇月に幕府から出された酒運上令によって、森田家の酒造經營は困窮している。これは、宝永五年（一七〇八）に酒造道具を質に入れ、金を借用していることからも窺い知ることができる。⁽³⁾ このように、宝永期は、森田家の經營を考えていいくうえで、ひとつの転機となつた時期ではないだろうか。

また、同家の集積状況は、全体の約五〇%以上を田方の集積によつて占められ、そのうち、上田・中田の買受面積は、田方の買受面積の五〇%以上、全体の約二五%を占めている。これは、上田・中田のより生産力の高い土地の集積を集中的に行なつていたことを示している。さらに、この集積は主に先述した三ヶ村、つまり小川村・二ノ宮村・野辺村に集中していたと考えられる。この三ヶ村の位置する地域は、多摩川・秋川の合流地点にあたり、「武藏田園簿」によれば、この三

ヶ村の田方の割合は、西多摩郡全体の一六%を占める。このように、

畑作中心であった西多摩地域での穀倉地帯であった。

森田家が西多摩地域で、このような特色ある地域に位置し、土地集積全体の約五〇%が田方の集積によって占められていたことは、同家が酒造業を開始し、発展させていくうえでの基本的要因のひとつであったと考えられる。

このように、森田家の土地集積は、同家の酒造経営と密接に関連し合っていたと考えられ、それは、同時に幕府の酒造統制にも影響されていたことになる。たとえば、元禄の酒運上令の廢止、さらに正徳五年（一七一五）以降、約七〇年間にわたって減醸令が出されなかつたことによつて、森田家の造石数は急増している。このことは、土地集積が活発に行なわれていく原因の一端であつたと推測できる。つまり同家の土地集積は、酒造業が発展していく大きな条件のひとつであるとともに、酒造経営が安定した経営として成り立ち、そこで得た利潤が、土地集積を活発にできるための条件でもあつたと考えられる。さらには、森田家の経営のひとつである八王子宿の織物売買も、酒造経営とともに、土地集積の経済的要因であった。このような経済的基盤に支えられ、近世中期以降、土地の集積を増加させていく。

しかし、文政二年（一八一九）に森田家当主儀左衛門が死去し、その後の家督相続で問題が起つて、さらに天保期の大飢饉によつて米価が高騰することによって、同家の酒造経営は困難な状況をむかえ、酒造蔵の貸与へと進んでいく。これとほとんど同時期に、土地集積は減少することになる。そして、森田家の経営は、酒造経営に変わり、土

地経営を主要な経済的基盤とするようになる。

二、森田家の土地経営

森田家は、先述したように、近世中期以降に酒造経営や織物売買を経済的基盤として、土地集積が活発化し、後期に入ると同家の経営の比重が、土地経営へと移行していくと思われる。そこで本節では近世後期の土地経営の実態を、若干ではあるが考えていくことで、時期の森田家の経営状況の一端を把握できると考える。

まず、森田家の土地経営を明らかにできる史料として、「田畠小作御年貢取立帳」がある。これは、文化六年（一八〇九）一月の「田畠小作取立帳」から、文政一〇年（一八二七）一月の「田畠小作御年貢取立帳」まで、計九点の取立帳⁽⁴⁾が同家に所蔵されている。ここでは、文政六年（一八二三）の「田畠小作御年貢取立帳」に基づいて、近世後期における森田家の土地経営の実態を見ていくことにする。

この「田畠小作御年貢取立帳」の内容は、まず、小作地と手作地に大別されている。小作地に関する記述では、田方・畠方に区別され、小作人の居住地別に、小作人名、小作地の場所・等級・反別・小作年貢について、基本的に記載されている。そして小作年貢料の受取日もそれぞれ記入されており、また、史料の冒頭に、

一 每年十一月十二月一日十日十九日右日限り取立其趣ニ小作衆

中江触可申候

とあるように、小作年貢料の取立日を決めている。

小作地の田方については、「東村」、「久保」、「野辺」、「高月」、「熊川」、「二ノ宮」という順番で、小作人の居住地別に記載されている。なお、この「東村」、「久保」は、小川村の庭場であると考えられる。⁽⁵⁾

文政六年の「田畠小作御年貢取立帳」によって作成した表VIによれば、小作人数は、田方、畠方に重複している場合もあると思われるが田方一二七人、畠方七八人になる。小作地の箇所は、畠方に関しては記入されていないが、田方は二三五ヶ所となっている。田方の等級別に小作地の箇所を示したもののが表VIIである。さらに、小作料の地主取分は、田方が一三三三石六斗五升九合となり、またこの年の未納分は、一四石九斗四升九合となる。畠方の取分は、二九両二分二朱 錢九貫九三六文となる。

次に、小作地の面積についてみてみると、表VIIIのようになる。表中の「不確定面積」とは、史料中に、たとえば「中田壹反三畝十三歩之内」と記載された箇所があり、他と比してみると、反別に比べて小作年貢料が少ない。このようなことから、この小作地は、中田一反三畝十三歩の一部分をさしていると考えられ、他の小作地と区別した。そして、畠方の面積表示はされていないが、田方の面積は、一〇町三反三畝一四歩となり、上田・中田の小作地面積が全体の六〇%を越えている。

表 VI 文政6年小作状況

	田 方				畠 方	
	小作人数	小作地箇所	小作料地主取分	小作料未納分	小作人数	小作料地主取分
東 村	人 41	82	石斗升合 38. 5. 1. 6	石斗升合 5. 5. 7. 0	人 28	両 分 朱 貫文 9. 3. 0. 2. 412
久 保	18	46	24. 9. 4. 0	3. 1. 4. 8	15	5. 0. 0. 1. 300
野 辺	21	34	28. 4. 5. 3	2. 3. 5. 9	17	7. 2. 0. 4. 550
高 月	14	18	10. 9. 7. 0	1. 3. 8. 0	8	4. 1. 0. 1. 462
熊 川	12	16	8. 8. 1. 0	7. 3. 2		
二ノ宮	21	29	21. 8. 7. 0	1. 7. 5. 0	10	3. 0. 2. 0. 212
計	127	225	133. 6. 5. 9	14. 9. 4. 9	78	29. 2. 2. 9. 936

表VII 田方の等級別小作地箇所

上 田	6 0
中 田	6 5
下 田	4 0
下々 田	4 0
上 新 田	2
下 新 田	3 7
立 帰 新 田	1
畠 田 成	2
不 表 記	3 0

手作地については、表VIIに示したように、一三ヶ所（田方九ヶ所・畠方四ヶ所）を所持しており、その面積は、田方七反九畝一八歩、畠方については、三ヶ所の記載がないが、四畝六歩となる。

文政六年時点での森田家の田方所持、つまり、小作地・手作地の合計は、約一一町一反三畝二歩となる。文政六年は、先述したように同家の土地集積が、急減した時期であり、それ以後、土地の所持面積は、ほとんど増加していない。近世を通じての土地集積の結果、田方買受面積は、一一町九反八畝一八歩となっており、文政六年時点での田方所持高とほとんど差がなく、土地面積に関する限り、森田家からの土地移動がないように思える。

表VIII 文政6年小作地面積の状況

	東 村	久 保	野 辺	高 月	熊 川	二ノ宮
上 田	反 畝 歩 11. 0. 1	反 畝 步 6. 6. 0	反 畝 步 6. 4. 2	反 畝 歩 1. 1. 14	反 畝 歩 0	反 畝 歩 3. 1. 11
中 田	17. 6. 27	5. 5. 12	1. 9. 22	4. 4. 12	0	6. 7. 13
下 田	6. 9. 0	4. 11	6. 3. 14	5. 14	0	7. 9. 1
下々 田	1. 5. 24	0	1. 9. 19	0	1. 0. 10	3. 4
上 新 田	8. 4	0	0	0	0	0
下 新 田	6. 6. 8	2. 7. 12	4. 11	0	2. 15	0
立 帰 新 田	0	0	0	2. 0	0	0
畠 田 成	0	0	0	0	0	6. 23
総 計	44. 6. 4	15. 3. 5	17. 1. 8	6. 3. 10	1. 2. 25	18. 4. 22
不確定面積	8. 9. 19	0	4. 3. 6	0	1. 9. 17	5. 2
不表記件数	8	10	1	2	5	3

表Ⅳ 文政6年手作地状況

地目	反別	場所
上田	反歎歩 1. 0. 6	前田
"	1. 4. 10	"
"	1. 20	"
"	5. 21	田中
"	6. 5	"
"	1. 4. 10	前田
中田	6. 17	田中
下田	1. 4. 19	南中丸
上田	6.	宝清寺裏
中畠	4. 6	田中
畠		飯坂
畠		長割
畠		三角
		諏訪ノ下

おわりに

「」まで、「田畠山林買受入控」・「田畠小作御年貢取立帳」を中心として、森田家の土地集積の過程と、その特色、そして幕末期の土地所有の実態を述べ、森田家の土地経営の一端をみてきた。森田家の土地集積は、近世初期には始まり、一八世紀中頃から急激に増加し土地経営を拡大し、文化期後半以降にはほとんど集積されなくなる。この土地集積の急増は、酒造経営の状況に影響されていると考えられる。つまり、正徳期以降、幕府は減醸令を出さず、そのため森田家の造石数は増加していく、このことで、同家の酒造経営は経済的基盤として安定していったものと考えられる。同家が経済的に安定したことによって土地集積は、より容易になったと推測できる。

文化期後半までに集積された土地は、文政六年の時点でも、量的には変化はなく、小作地・手作地として所持し、土地経営が安定していたと思われる。そして、文政期の家督相続問題・天保期の大飢饉は、酒造経営に大きな打撃を与えることになり、酒造蔵貸与と進んでいくことになる。これによって、森田家の経営は、土地経営が主体となつたと思われる。

以上のように、近世における森田家の経営は、酒造経営から土地経営へと移行していくと考えられる。さらに、土地集積の経済的要因として酒造経営の発展があつたのではないだろうか。

〔註〕

(1)

森田家文書No.四九二九

(2)

右同No.一〇〇・六〇・五四・九六・五〇・四七・四八
・六五・一〇一・五九・三〇一一・一四・三二八九・
四四・三〇七三・三〇七五・三一〇四

(3)

右同No.三五六

(4)

右同家文書に、取立帳は、文政六年No.一〇四二・文化
七年No.九一八・文化一三年No.九一〇・文政二年No.九一
四・文政四年No.一〇四五・文政六年九〇九・文政七年
No.一〇四〇・文政九年No.九〇五・文政一〇年No.九一六
が所蔵されている。

(5)

本来、小川村の庭場は、東・西・久保の三つが存在し
ている。この史料の形式の上では、「東村」に西の庭
場が含まれている。

*

*

*

維新时期全国紡織生産の動向と

多摩川中流域の織物基盤

はじめに

鈴木芳行

多摩川中流域の織物業およびその基盤産業は、江戸時代中期には成立したとみられ、現在でも、当流域には近代的な織物工場と、その基盤産業を見ることができる。成立以来これまでの、これら紡織産業の歴史的変容を見極めることは、地域産業史を解明する上で、極めて重要であると考える。

当流域の織物史を対象にした研究には、鯨井惣輔『八王子撫糸業史稿』（一九六一年刊）、正田健一郎編『八王子織物史』（一九六五年刊）をはじめ、最近では、谷本雅之「幕末・明治前期綿織物業の展開」（『社会経済史学』第五十二巻第一号、一九八六年）などの優れた業績があり、この外にも多数あって全てを紹介する紙幅はない。それと多摩川現流域の各市町村が刊行した自治体史には、必ずといってよいほど織物やその基盤産業についての言及があり、数多くの問題が解明された反面、未解決な課題もまた多い。

本稿は幕末から明治初年にかけて、すなわち維新时期における紡織産業の全国的動向を明らかにし、この動向中に多摩川中流域の織物産業を位置づけると共に、維新时期に現われた当流域に特有の新傾向をも合せて明らかにする。

明治十年代初期に内務省勧農局が作成した統計書を用いて、当該期の紡織生産について全国的な動向を見極めておこう。

各種紡織製品の生産価額を府県ごとおよび各業種ごとに集計し、さらに絹業・綿業に一大別して、第一表とした。明治十年代初期の府県数は三府三十七県であり、現在の奈良・富山・鳥取・香川・佐賀・宮崎の各県の主な県域は、それぞれ大阪・石川・島根・愛媛・長崎・鹿児島の各県域に属しており、県域自体が存在していない。したがって同表には伝統的な織物産地西陣をひかえる京都をはじめとして、福井・兵庫・徳島・愛媛・長崎・鹿児島の各県が欠落していることを、まず断つておきたい。

さて第一表により、絹業・綿業中の各業種の生産額上位県に注目すると、地理的に日本のほぼ中央に位置する滋賀県をいわば紡織産業上の分水嶺として、東国の絹業、西国の綿業という区分けが可能であろう。勿論、東国でも埼玉県・新潟県のように綿織物でも高生産額を誇るという例外県があることも否定できない。

第一表の元になった統計書には生産価額の外に、品名・産地・作者種族・產高・販路、および「盛衰及ヒ因由」という該当品名の盛衰とその理由を簡略に記した項目があり、これらの諸項目によつて、第一表の各業種上位諸県を中心にその生産事情をいま少し細かく検討してみよう。

はじめに繩業をみてみる。

【繩】

第一表によると、群馬県・山梨県が抜きんでた生産額を誇る一方で、これでみると、繩は生産量では長野県が全国の最上位県であり、管

長野県が第三位に食い込んでおり、ついで埼玉県・福島県と続く。この上位五県の県内の生産事情を示すとつきのようになる。

(府県名)	(產地)	(產高)	(販路)	(盛衰理由)
長野県	管内各郡	2,239、591斤	管内	盛衰なし
群馬県	上野国一円	1,710、488斤	管内及東京横浜武藏	盛輸出年々数ヲ加フルニヨリ産高ヲマス
山梨県	甲斐国	1,040、910斤	管内及信州地方	盛養蚕家増殖スルニヨル
埼玉県	全管	1,022、827斤	管内及上野国	盛輸出年々数ヲ加フルニヨル
福島県	伊達、安達、信夫、岩瀬諸郡	680、359斤	管内及武藏上州 羽前国米沢	近來糸質良好ヲ尽クシ輸出数ヲ加フルニヨル

内生産繩も全て自県内で消費している。その上、隣県の山梨からも移入しているが、これも合せて器械製糸が隆盛となりはじめた長野県の原料繩消費の増大傾向という特色がよく現われていよう。それは外の四県が全て自県産の繩を県内で消費しきれず県外に移出してのことからもよく理解できる。

【生糸】

また、隆盛理由では各県とも繩生産の盛んな様子が読み取れ、幕末開港以来の生糸輸出の好調さに支えられた基盤産業養蚕業の隆盛さも伺うことができる。

(府県名)	(產地)	(產高)	(販路)	(盛衰理由)
群馬県	上野国一円	322、124斤	管内及横浜ヲ經テ外国	盛年々輸出ノ数ヲ加フルニヨル
長野県	管内各郡	230、592斤	山城、上野、下野及英仏米国等	年々隆盛ニ至ル
山梨県	甲斐国	187、150斤	管内及横浜	盛輸出年々数ヲ加フルニヨル
福島県	伊達、安達、信夫その他諸郡	114、543斤	横浜ヲ經英米仏國、上野國	盛近來糸質良好ヲ尽シ輸出數ヲ加フルニヨル
滋賀県	近江国犬上郡外二郡	20	管内及西國、横浜ヲ經テ外国	盛年々數ヲ加フルニヨル

第一表 全国織物類価額一覧

単位：円 少数以下切捨

	絹類			綿類		
	繭	生糸	絹織物	実綿	綿糸	綿織物
青森県	3,558	6,087				
岩手県	139,364	150,835	14,200			7,409
秋田県	37,223	91,314	37,119			135,572
山形県	4,085	433,115	688,596	11,033		10,622
宮城県	65,051	227,056	24,240			36,604
福島県	630,652	582,469	30,673	8,682		12,480
茨城県	29,072	115,618	18,375	225,955	140	89,202
栃木県					(織物全体で)	1,771,886
群馬県	1,373,164	1,392,520	2,002,420	46,898		
千葉県	5,325	5,659		14,713		
東京都	2,229	35,893				
埼玉県	732,497	392,353	129,557	143,103		921,221
神奈川県	417,263	286,972	848,541	82,827		343,890
山梨県	1,085,671	1,068,133	321,436	180,925		32,219
新潟県	127,870	183,730	9,686	74,142		620,926
長野県	912,160	1,085,512	121,858	38,850		88,244
石川県	161,680	512,251	445,880	58,220		379,952
岐阜県			237,325			231,600
滋賀県		675,754	477,275		150,000	
静岡県	27,469	20,072		121,858		87,744
愛知県	26,322	41,819		897,809	1,644	1,616,335
三重県	3,917	10,547		78,812	6,101	17,771
和歌山县				154,144	45,723	105,921
堺県	966	1,241		1183,100	26,564	1,111,178
大阪府					7,549	89,350
岡山県				427,549		138,000
広島県			16,959	362,808	26,886	273,769
山口県	560	1,657		74,469	744	374,358
島根県				307,231		269,578
高知県			4,515			275,574
福岡県	1,171	5,074	80,200	15,993		3,339,630
大分県	1,983	6,413	6,967	8,359		59,022
熊本県		21,264				
計	5,830,252	7,351,358	5,515,831	4,467,480	265,351	10,698,774

(注) 綿糸の項は、綾綿を含む。綿織物計欄には栃木県織物価額を含まない。

ぶれは変わつてゐない。第一位は群馬県で、そのあとは長野県・山梨県・滋賀県・福島県と続く。上位五県の生産事情は次のようになる。

（⁽²⁾）製糸所」という器械製糸工場であった。

生糸については改めていうこともないであろう。開港直後も、当該

期も日本の最大の輸出品であり、以降も長くその地位は変わらない。

この上位五県も盛衰理由は全て隆盛振りを示している。もともと群馬・福島は座織製糸県であり、長野・山梨は器械製糸が急伸した県である。山梨県の場合、さきの勧農局統計書中では「生糸」と「製糸」とが別々に集計されており、この「製糸」の生産主体は、県官の「勧業

絹織物の生産価額は、各種ある織物の合計額である。例えば、最高生産額を誇る群馬県の場合は、生絹・生太織・太織縞・絹織物・帯地の各生産価額の合計額であり、こうした絹織物の全国上位五県の生産事情は次のとおりである。各県ごとに、織物種類・産地・産高・販路・減衰理由の順序で示した。

（群馬県）

生絹	群馬郡外三郡	2,560、545疋 管内東京及奥信越西京
生太織	廿楽郡外二郡	2,688疋 同 右

太織縞	新田佐位那波三郡	71、905疋 管内及東京大坂
-----	----------	-----------------

絹織物	山田新田二郡、桐生新町 外二十三ヶ村	172疋 管内及武藏
-----	-----------------------	------------

帶地	山田郡桐生新町外二十二ヶ村	97、430本 東京及京都、その他諸国
----	---------------	---------------------

（神奈川県）

盛衰	年々数ヲ加フルニヨル
盛衰	年々数ヲ加フルニヨル
盛衰	年々数ヲ加フルニヨル

黒八丈	多摩郡五日市村外二十ヶ村	5、379反 東京及大坂、中国
-----	--------------	-----------------

川和縞	津久井郡	30、744反 東京及大坂、中国及九州
-----	------	---------------------

絹織物	多摩郡、津久井郡 (山形県)	402、147反 同 右
-----	-------------------	--------------

絲織	南置賜郡	13、065疋 管内及近国東京中国
----	------	-------------------

盛 輸出年々数ヲ加フルニヨル

帶地	南置賜郡	27、666筋 同右	盛輸出年々数ヲ加フルニヨル
精好袴地	南置賜郡	250反 同右	盛輸出年々数ヲ加フルニヨル
節糸織	南置賜郡	48、675疋 管内及近国東京中國函館	盛輸出年々数ヲ加フルニヨル
數寄屋織	南置賜郡	519疋 東京及中國	盛時好ニ適スルニヨル
袴地	南置賜郡	2、700筋 管内及近国中國	盛衰ナシ
綾織	最上郡、西田川郡	1、235疋 酒田、新庄	盛時好ニ適スルニヨル
紬織	西置賜郡	4、540反 管内	盛衰ナシ
(滋賀県)			
高島縮	近江国高島郡	112、460反 西京大坂四国その他	盛維新以来年々盛ン
縮繩	近江国犬上郡外二郡	13、773匹 西京及東京	減衰ナシ
絹縮	近江国犬上郡外二郡	49、881反 同右	盛年々数ヲ加フルニヨル
(石川県)			
絹	管内諸郡	375、380反 管内及西京東京中國九州	盛度出年々数ヲ加フルニヨル
このように、絹織物にはこの上位五県分だけでも数多くの織物種類がみとめられ、これが全国の織物銘柄ともなればなお一層おびただしに増えることはいうまでもない。したがって各種織物を単に絹織物あるいは絹などとひとつの品名に集計してしまった県もある。			
ところで、絹織物産地は各県とも県内全域に広がっている訳ではなく、生産地域は限定的であった。例えば、群馬県は山田・新田両郡、神奈川県は多摩・津久井両郡、山形県が南置賜郡、滋賀県が高島・犬上両郡と各郡に生産が掌中しており、これら各郡はいずれも江戸時代			
以来の伝統的な織物産地であった。これら絹織物が東京・大阪・西京と三都の大消費地を中心に出荷されている点も見逃せないところであり、絹織物の消費傾向とことなる点である。			
次に綿業についてみてみよう。			
【実綿】			
ここでは実綿の産地、各産地の全国生産に占める位置、全国の生産動向を見るために、実綿を生産している全府県の生産事情を、次に紹介しよう。			

(府県名)	(産地)	(產高)	(販路)	(盛衰理由)
茨城県	下總全、常陸全	4、350、439斤	管内及東京下總大坂	衰 時好ノ適セザルト西洋品ノ輸入多キヨリ価格衰フトニヨル
福島県	耶麻郡	152、316斤	自郡	盛衰ナシ
群馬県	群馬郡外十二郡	899、551斤	管内及東京西京奥州	盛衰ナシ
千葉県	上総国、下総国	277、952斤	管内及東京	盛衰ナシ
埼玉県	全管	2、748、284斤	管内及東京	盛衰ナシ
神奈川県	武藏相模両国	504、104斤	管内	盛衰ナシ
山梨県	山梨郡、八代郡、巨摩郡	1、723、098斤	管内及信州地方	盛衰ナシ
新潟県	蒲原外六郡	949、786斤	管内、越中	盛衰ナシ
長野県	管内各郡ノ内佐久・諏訪二郡ヲ除ク	1、052、744斤	管内	盛衰ナシ
石川県	全管	115、471貫	管内	衰 船来品ノ廉ナルニヨル
静岡県	遠江国敷知郡鹿玉豊田	1、572、837斤	東京及甲斐	衰 唐糸・唐木綿輸入増加スルニヨル
愛知県	尾張国、三河国	13、064、560斤	織綿トナシ管内及東京信濃	盛衰ナシ
三重県	桑名外十七郡	2、509、780斤	管内及尾濃州、大坂	盛衰ナシ
和歌山県	紀伊国	1、726、230斤	管内	盛衰ナシ
堺県	管内各郡	13、810、368斤	管内及大坂北国筋攝津平野	盛衰ナシ
岡山县	備中、備前、美作	5、728、203斤	管内及東京大坂	衰 価下落ニヨル
山口県	玖珂郡	968、566斤	管内	衰 衰ナシ
島根県	出雲各郡、伯耆会見久米	741、060斤	大坂及西京東京	衰 洋糸金巾ノ輸入自ラニ増加スルニヨル
河村八幡各郡				

福岡県 筑前八郡、筑後八郡 105、827斤 管内
大分県 宇佐郡 109、994斤 管内

盛衰ナシ

生産量が一千万斤を超えるのは、堺県と愛知県である。瀬戸内の岡山県がこれに続き、あと百万斤を超えるのは茨城・埼玉・山梨・長野・静岡・三重・和歌山の諸県である。全国的に中部・東山・関東各地方の実綿生産上に占める地位は高いが、むしろその他の地方も含めて、この当時でも実綿生産地が全國的に展開していることを確認しておきたいところである。

しかし盛衰理由をみると、開港に伴ない受けた打撃のほうがより大きいことが分かろう。つまり「盛」とあるのは埼玉・堺であり、長野の「年々隆盛ニ至リ」と、この三県のみが盛んな様子をみせていふのに対して、「盛衰ナシ」が十県、「衰」とあるのは茨城をはじめとして六県もあって、その理由も茨城「時好ノ適セサルト西洋品ノ輸入多キヨリ価格衰フトニヨル」、神奈川県「舶来品ノ廉ナルニヨル」山梨「唐糸・唐木綿輸入増加スルニヨル」、静岡「唐糸輸入盛ンナルニヨル」、岡山「価下落ニヨリ」、島根「洋糸巾ノ輸入自カラニ増加スルニヨル」とあり、輸入綿製品のために国内の主要な原料実綿生産地が生産減退を來している様子を窺うことができるのである。輸入「唐糸あるいは「唐木綿」とは、いうまでもなく英國をはじめ歐米諸国による機械製の安価な綿製品であった。

【綿糸】

関東地方の実綿生産の相対的な隆盛と比較して、同地方の綿糸生産

については、第一表の綿糸の項には空欄が多い。これは調査漏れともみられるが、むしろ実綿・綿糸・綿織物の一貫生産が、一農家ないし一作業場で未分化な下で行なわれていたため、実綿・綿糸と区別して調査対象とされなかつた結果であろう。これに対し関西の和歌山・堺・大阪および瀬戸内の広島などには綿糸生産がみられる。これはこれらの地方が綿業一貫生産の中でも、綿糸業を分化独立させていたことを意味していよう。和歌山県の綿糸の隆盛理由をみると、「衰 唐糸輸入ノ故ニヨル」とあり、やはり輸入綿製品の影響は見逃せない。

【綿織物】

さきの絹織物の例にならつて、綿織物上位五県の生産事情をみてみよう。

栃木県の場合、第一表からは綿織物と絹織物との合計額しか分からぬが、綿織物の主要な産地足利を有する同県は、本来ならば全国綿織物生産府県の上位県に登場するはずである。ところで、これら諸県の生産事情からは、綿織物の販路が絹織物のように三都を中心とするのではなく、それよりもより広い範囲で販路を形成していたことである。綿織物がそれほど庶民衣料として重要視されていた証左である。国内の生産価額でも、当該期、綿織物は絹織物のおよそ倍額一千万円ほどであった。

歐米からの輸入綿製品の影響をみてみよう。上位生産県とそれ以外

(福岡県)

博多絞外

筑前国博多等

180、000反

管内及他郡

博多織

筑前国博多福岡

11、460反

管内及他郡

久留米飛白

筑後国久留米及御井御原上

200、000反

管内及他郡

妻下妻各郡

小倉織 豊前国仲津郡豊津

不詳 管内

盛衰ナシ

白木綿 知多郡外十三郡

1、351、457反

東京大坂神戸美濃奥羽陸前
管内及各府県

絞木綿 愛知郡外二郡

813、016反

管内及各府県

縞木綿 絹木綿 愛知郡外十二郡

372、956反

東京大坂信濃奥羽近江神戸
東京及大坂伊勢九州

結城縞 中島郡北今村外二十四ヶ村

222、794反

管内及各府県

木綿小倉織 愛知郡外二郡

27、102反

管内及各府県

綿フランセル 愛知郡名古屋

5、650反

管内及各府県

白紋羽 愛知郡、中島郡、額田郡

4、420反

管内及各府県

段通 愛知郡名古屋

1、611反

管内及東京大坂

足袋織底 (堺県)

900反 東京西京大坂

木綿類 交野河内讚良添上山辺

1、356、557匹

管内及大坂西京九州中国等

宇陀ヲ除ク各郡

40、000枚

英國仏國三府長崎神戸横浜
大坂堺

段通 大鳥郡堺

72、200反

日根郡、樽井郡

紋羽織

1、620、329反

管内及東京

木綿織物 入間足立埼玉大里各郡

1、620、329反

管内及東京

(埼玉県)

盛 輸出年々数ヲ加フルニヨル

盛

盛衰ナシ

盛衰ナシ

盛衰ナシ

盛衰ナシ

盛 輸出年々数ヲ加フ

盛 輸出年々数ヲ加フ

盛 輸出年々数ヲ加フ

盛 輸出年々数ヲ加フ

盛

盛衰ナシ

盛衰ナシ

盛 輸出年々数ヲ加フ

盛

盛衰ナシ

盛 需用数多キニヨル

盛 品位改良販路開クルニヨル

盛衰ナシ

同 手拭地 入間郡川越町

147、000反 同 右

(新潟県)

盛 輸出年々数ヲ加フルニヨル

縞木綿

蒲原古志頸城外雜太三島

475、062反 管内及北海道

刈羽外三郎

旧惡ヲ改正シ販路ヲ広メントス

染木綿各種
白木綿

蒲原頸城古志刈羽各郡
蒲原頸城古志雜太魚沼

389、276反 管内及北海道
455、076反 管内

木綿ナナコ

三島外四郡

1、420反 管内

木綿小倉縞

蒲原郡水原

63反 管内

木綿ナナコ

加茂郡相川

14反 —

加茂郡相川

漸次隆盛

益増殖ヲ致ス

の生産県では、影響の現われかたがことなる。上位生産県が「盛」である。

「盛衰ナシ」という綿織物製品が大部分なのに対して、例えは山形県の絞木綿は「衰 時好ノ適セザルニヨル」、茨城県の綿織物は「衰

近来綿作豊熟ナラザルニヨル」、山梨県の木綿織は「衰 洋糸ノ輸入多キニヨル」、和歌山県の縞木綿は「衰 外国品ノ流行ニヨル」、岡

山県の木綿は「衰 時好ニ適セザルニヨル」、島根県の木綿も「衰

洋糸金巾ノ輸入日ニ増加スルニヨル」と、大打撃を蒙っている様子を

窺うことができる。こうした上位県とそれ以外の県との差はどこから來るのであろうか。これは洋糸、すなわち輸入綿糸をいち早く導入し得たかどうかの違いであろう。綿織物生産第二位の愛知県が

自県産の縞木綿あるいは木綿小倉縞の原料を「二分外国ニ採ル」「半バ外国ニ採ル」と、輸入綿糸利用を指摘している例からも判断できる

二、多摩地方の織物生産

明治十年代初期の官庁統計書を用いて、維新期における東国の縞業、西国の綿業とに区分し得た紡織産業について、全国的な動向をみてきた。次に当該期の多摩地方の織物についてみてみよう。

まず当地方の織物の地域的特色を確認しておきたい。さきの検討では、神奈川県は全国縞織物生産額中の第二位を占め、埼玉県は全国縞織物生産額中第四位を占めていた。これに両県に接する山梨県も合せ

て、織物品名、その生産地、絹・綿の区別を次のように整理し直してみた。

【神奈川県】

黒八丈
川和縞
絹織物
綿織物

多摩郡五日市村外二十ヶ村
津久井郡
多摩郡 津久井郡

多摩郡青梅町外二十ヶ村

【埼玉県】

斜子織
生 絹
木綿織物
同 手拭地

高麗郡広瀬村
秩父郡
入間郡 足立郡 埼玉郡 大里郡

入間郡川越町

綿 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹

唐糸織
黒八丈
琥珀織
繡子織
甲斐絹
蝙蝠傘地
西洋手拭地
洋服裏地
木綿織

八代郡 山梨郡
都留郡
都留郡
都留郡
都留郡
都留郡
都留郡
都留郡

綿 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹 絹

このように整理すると、ひとつ織物生産地域が浮かび上がってこよう。つまり神奈川県の多摩郡・津久井郡、埼玉県の秩父郡・入間郡・間域の絹・綿織物業地域である。そしてこの関東西部山間織物業地域のさらに周辺部には、埼玉県足立・埼玉・大里の三郡および山梨県巨摩郡という綿織物地域が分布しているのである。⁽³⁾

さきの官庁統計書から神奈川・埼玉・山梨各県の諸産業中に占める

織物類、つまり繩・生糸・絹織物・実綿・綿糸・綿織物の合計が占める率を求めるとき、神奈川県五四・九%、埼玉県八〇・三%、山梨県七八・九%となる。神奈川県が若干低い率とはいえ、三県産業中に占める織物類のこの高率さは、三県中の織物産業の重要性を示すと共に、それは関東西部山間域の主要な産業でもあった証左である。同時に、さきにみたように国内繩生産額中では山梨県は第二位、埼玉県は第四位、同様に生糸では山梨県が第三位、絹織物では神奈川県が第二位、また綿織物でも埼玉県が第四位と、各業種とも全国生産額の上で高い位置を占めており、当山間域は国内でも有数な織物生産地であった。

関東西部山間織物業地域の一角を形成していた多摩川中流域は、行政区画では、神奈川県多摩郡の郡域にはば相当し、多摩郡は明治十一(一八七八)年の郡区町村編成法に基づいて、翌年、西多摩・北多摩・南多摩の三郡に区画された。この多摩川中流域の江戸時代後期、すなわち幕末開港以前の織物生産と流通については、すでに別稿で言及した。⁽⁴⁾それによれば、当流域では絹織物と綿織物そして絹綿交織物という三様の織物生産がひとつ特色であった。これら織物産業は

十八世紀半ば頃には成立し、それから約半世紀後の十九世紀はじめ頃、つまり文化・文政期（一八〇四～二九）には確立期を迎える。

確立期には養蚕業の全般的な展開を基盤として、その上に西多摩地方の織物業、南多摩地方の製糸業という生産地域の分化が認められた。しかしこの分化はそれほど確固としていた訳ではなく、特に西多

摩地方の紡織物業は養蚕—製糸—製織の一貫生産が、農間余業として農家のなかで行なわれるものが普通であったとみられる。

江戸時代後期の当流域の紡織物業については、当流域が原料である実綿の生産適地でなかったことから、紡績のみあるいは紡織が一農家のなかで行なわれたとみられる。この当流域の紡織物の原料となる実綿あるいは綿糸の移入先については從来不明であったが、近年の埼玉県足立郡地方の聞き取り調査の成果により、次のようにその一端を明らかにすることができる。⁽⁵⁾

高橋家四代目の高橋新五郎は、文化年間（一八〇四～一八）ころから、農業のかたわら近郷近在の農家で紡いでもらった綿糸を、足利（栃木県足利市）や青梅（東京都青梅市）などに売りに行っていた。当時の足利は、庶民的な織物の生産地で桐生（群馬県桐生市）とともに関東の二大産地として知られており、一方青梅もまた、「青梅縞」と呼ばれる織物を生産していた所であった。これららの産地では、時代が下がるに従って織物の生産量が増えたため、以前のようにそれらの周辺の村々で作られていた綿糸だけでは間に合わず、織物の原料となる糸を各地から買い入れるようになっていたからである。

江戸時代後期、青梅は八王子とともに多摩川中流域織物業の二大中心地であったが、このように、紡織物原料は関東西部山間織物業地域のさらに周辺地域にあった原料供給地からも綿製品を移入し、その移入量は年々増加していくのである。

高機は古代に中國から伝来し、中世では京都西陣で高級織物の生産用具として主に使われた。江戸時代の元文年間（一七三六～四〇）に、関東の一大機業地上州桐生に伝わり、幕末にはそれまで地機のみとみられる八王子にも伝播し、次第に多摩川中流の織物業地域に普及していったといわれる。⁽⁶⁾ ところで、当流域で幕末開港以降に地機ないしは高機で織り出される織物はどうであつたであろうか。

明治十年（一八七七）の八月から十一月まで、東京の上野公園を主会場に、政府当局の強力な指導の下、国内はじめての内国勧業博覧会が開かれた。博覧会場に出品された諸品の解説をまとめたのが、翌年六月に刊行された内国勧業博覧会事務局編『明治十年内国勧業博覧会出品解説』⁽⁷⁾である。解説書記載の出品諸品を府県ごとに集計整理すると、神奈川県は東京について全国第二位の七百余件を記録したが、この多大な出品数は県当局による周到な調査と出品奨励が行なわれたからである。したがって神奈川県の場合には、県内の地域的に特色ある諸品は大部分網羅されているとみられ、特に物産は郡別あるいは地域ごとに集計すると、県内の産業分布などをよく知ることができるであろう。ここでは県内多摩地方から出品された織物を、いまだ郡制は敷かれていらないものの、郡域を先取りして西・北・南の各多摩郡別に集計し、第二表として掲げた。

織物の出品件数は多摩全郡で三十五件、このうち重複や不明分を除くと、織物種類は二十九件判明する。二十九件中、綿織物は八件、絹織物は二十一件である。綿織物は西多摩郡四件、北多摩郡四件で、この北多摩郡内の綿織物产地は多摩川筋でも西多摩郡寄りに集中しており、これらから綿織物は西多摩地方、南多摩地方は絹織物という区分が可能となる。もっとも西多摩郡の絹織物も無視できないところではある。

西多摩の織物产地の中心は青梅、同様に南多摩は八王子である。青梅・八王子は縞市を中心として織物や諸物資の集散地でもあった。⁽⁸⁾ 縞市を介する取引方法は一様ではなかったが、江戸時代の天保期（一八三〇～四三）では、縞市に持ち込む主体のひとつが周辺農村の織物仲買人である小縞買であった。小縞買は坪と称した織屋農家を地廻りして買いたい求めた織物を、縞市の市日に持ち込んで販売したのである。そして青梅・八王子には大縞買である宿方縞買があり、これら商人とやはり大縞買である周辺農村の在方縞買が、縞市などで買い集めた織物を江戸・京都・大坂の三都をはじめとして全国各地の都市問屋商人に売り捌いたのである。⁽⁹⁾

第二表には、年間生産量が外に比べて多い出品人がいる。例えば、西多摩郡五日市村の土屋勘兵衛、南多摩郡八王子の梅沢久次郎、関根嘉兵衛や下長房村の井上尚良、下恩方村の桑原市太郎、北多摩郡中藤村の川島総右衛門・榎本利右衛門らである。これらの人々はその多額な生産量から判断すると縞買商人とみられ、したがってこここの生産量は年間の取引量と考えられよう。なお南多摩郡八王子駅の「縞物会所」

は飛び抜けた生産量を示しているが、詳細はよく分からぬ。

また第一表で、織物出品件数三十五件のうち、創始年の判明するのは二十三件。安政六年（一八五九）の開港以前が十七件、以後が六件である。この六件のうち西多摩郡青梅町の木綿黄八丈布、二子木綿布、白木綿布、南多摩郡宮下村の万格子青梅條布の四件は、綿織物である。

明治十一年代初期の西多摩地方の綿織物は、さきの官庁統計書によると「盛価ノ廉ナルヲ以テ需求者多キニヨル」と、生産の隆盛振りが伝えていた。当該期の輸入綿製品による国内綿業の一般的な大打撃の中で、当流域のこの好調さの理由は、「原質輸入品」と付された統計書文言から判断すると、綿織物原糸に安価な輸入綿糸をいち早く導入し得た結果と考えられよう。

次に、江戸時代から明治初年までの当流域に言及した後年の史料を紹介しておこう。幕末・明治初年の多摩川中流域織物業の生産事情をよく伝えている。なお三多摩郡は明治二十六年（一八九三）に東京府に移管された。

織物は本府唯一の重要な工産品にして、其種類は絹織物・綿織物・絹綿交織物の三種なり

綿織物は西多摩郡の綿紬・夜具地・座布団地、並に北多摩郡の武藏飛白を主なる物とす、就中西多摩郡の青梅縞は元禄年間より産出し、絹綿交織及飛白を応用して其名声高く、寛政年間に至り最も盛況を極め、文久年間に至り京棧縞・双子縞に製品一変し、明治十二・十三年の交わりには内地は勿論、遠く清韓北方へ輸出するの盛況に達せし（中略）

第二表 第一回内国勧業博覧会多摩郡出品織物一覧

	品名	生産量	生産額	開業年暦	生産地	出品人
西多摩	木綿黄八丈布	300端	132円	安政年中	青梅町	小峰金藏
同	二子織布、白木綿織		4,000	安政2年	青梅町	上出太兵衛
同	二子木綿布	20端	200	安政2年	青梅町	平岡久左衛門
同	紺茶万筋青梅條布	50端	150		二俣尾村	平岡久左衛門
同	ふるい絹	10端	1,150	寛政6年	三内村	小机元左衛門
同	黒八丈織	1,000匹	10,000	文化年中	五日市村	土屋勘兵衛
同	黒八丈織洋服地	24匹	1,680	安永6年	大久野村	志茂広吉
同	成木紬	280端	280		上成木村下分	西村重兵衛
南多摩	万格子青梅條布	50端	175	文化5年8月	宮下村	萩島惣兵衛
同	織物八種、見本	1,000,000端	1,500,000	明治8年3月	八王子駅	織物会所
同	白綾織	150匹	825		小比企村	高橋仙之助
同	白魚子織	250匹	2,550		散田村	野崎富太
同	黄八丈	21匹	168	万延元年9月	下川口村	川井龍藏
同	色八丈	1,200端	4,200	天保6年8月	上長房村	井上尚良
同	縞八丈	1,500端	8,300	安政5年8月	下恩方村	桑原市太郎
同	縞八丈	70匹	420	弘化4年8月	相原村	松井右内
同	八端織	680端	1,800	明治4年6月	八王子駅	福田甚太郎
同	八端織	70匹	350		寺田村	寺田茂右衛門
同	博多織男女帯	7,200本	7,800	文久3年4月	八王子駅	梅沢久次郎
同	博多織女帯地	1,800本	3,500	天保8年4月	八王子駅	平岡鉄之助
同	博多織、見本	1,500筋	3,500		八王子駅	桜井金次郎
同	博多織男帯地	3,500本	5,200	安政5年2月	八王子駅	関根嘉兵衛
同	博多織男帯地	1,246本	3,650	嘉永元年	八王子駅横山宿	折田左兵衛
同	武蔵平	800匹	4,800	明治2年	式分方村	菅沼弥兵衛
同	太織平	250端	812	明治2年3月	式分方村	内田四郎兵衛
同	糸織	150匹	1,500		散田村	峯尾直一郎
同	節糸織	150匹	1,340		散田村	増田栄吉
同	秩父織	200端	412	安政5年3月	上毛分方村	内田伊兵衛
北多摩	二子木綿布	200端	200	嘉永6年正月	岸村	福井半右衛門
同	紺飛白布	40,000端	40,000		中藤村	川島惣右衛門
同	紺飛白布	40,000端	40,000		中藤村	榎本利右衛門
同	飛白條布	10,500端	9,450		廻田村	小町藤三郎
同	木綿飛白布	200端	624		久保村	川鍋八郎兵衛
同	博多織洋服地	700本	2,555	天保9年2月	坪島村	早野新蔵
同	博多織	1,030本	3,570	天保2年	大神村	中村半左衛門

(出典)『明治十年内国勧業博覧会出品解説』

絹織物は南多摩郡八王子町を主とし、其付近各村並に西多摩郡の一部より産出する、仰南多摩郡の太織縞・平袴等の如きは遠く享保年中より八王子駅に集散し、山物と称し、専ら江戸方面に需用せられしか、安永より天明年間に至り品種次第に増加し、市場の取引稍盛況を呈せり、後文政年間始めて博多織を製織し、簡単なる紋織・女帯地などを製出し、天保年間に及ひ八王子織物は其頭角を顯はし、販路を京坂地方に拡張するに至れり、明治維新前後國家多事の時に際し一時凋衰の状況を呈せしか、維新的鴻業既に定まるに及び再び往時の盛況を呈し、其品種亦大に増加し、新米織・博多八反・一樂風通壁・糸織・袴地類・諸練織等の織物を製出し、品質の堅さと価格の低廉とを以て大に世の好評を博し、殊に明治十二・十三年の交は未曾有の好況に達せし

これから多摩川中流域の綿織物や絹綿交織物の青梅縞および「山物」と称された絹織物について、その消長を知ることができよう。特に綿織物は天保年間以降から次第にその種類を増やし、幕末の動乱を経て明治初年には飛躍的に増加し、明治十二・十三年の頃、すなわち松方デフレの直前にこの絹織物もさきの綿織物も、成長の一途の極に達したことを確認しておきたい。

さて蚕種あるいは蚕卵紙とは、かいこ蛾が卵を産み付けた和紙のこととで、この作成を専門に行なう業者が種屋、この業を蚕種業という。絹業一貫工程の中で蚕種業は早くから分業化し、多摩川中流域でも江戸時代の天明期（一七八一～八八）にはすでに種屋があり、⁽¹¹⁾蚕種は周辺農家に販売されて養蚕業の基礎となつたことも確認できた⁽¹²⁾。当流域では明治十年前後に「玉川組」なる種屋の組織も知られている。
幕末開港後、特に元治元年（一八六四）の蚕業輸出公認後には信州・上州・奥州という蚕種の本場だけではなく、当流域の蚕種も盛んに輸出された。例えば、明治五年（一八七二）の神奈川県の輸出蚕種二千六百三十三枚のうち、多摩郡分は約半数の一一千二百五十五枚を記録している⁽¹³⁾。維新时期の国内蚕種の急激な輸出伸張は、輸出先である歐州で蚕種が大流行し、その代替蚕種を日本に求めた結果であった。したがって歐州で蚕病対策が確立するにしたがい日本蚕種は輸出減退を來し、明治十一年（一八七八）、政府による蚕業規制策が撤廃される頃には、蚕種は輸出産業としての地位を喪失したのである。当然、

二、絹業基盤の新動向

幕末、明治初年にみられた多摩川中流域織物の新動向に言及してき

当流域の蚕種はその後は国内向けの生産に切り替えていったとみられる。

ところで当流域の生産蚕種だけで当流域の養蚕需用を賄い得た訳ではない。むしろ多摩郡一帯は蚕種本場といわれた信州や上州、奥州などの蚕種場であった。蚕種場とは得意先という意味で、得意場ともいう。明治初年以降、多摩郡一帯は栃木県下都賀郡の蚕種家達による得意場ともなっていった。下都賀郡の蚕種は郡下の思川筋と鬼怒川筋に展開し、江戸時代元禄期（一六八八～一七〇三）には、国内最大の蚕種生産地結城本場の一角を形成していたのである。江戸時代後期には衰退したものの、明治初年以降には再び蚕種業が盛んとなり、蚕種家の結社である生井社・都賀社・絹川組などが組織された。都賀社の一員武井家（のち晃峰館）の得意場のひとつは八王子周辺の多摩郡一帯であり、特に北多摩や南多摩方面にしきりに蚕種を売り込んだ。売り込む蚕種販売量は次第に増加する傾向にあり、この増加傾向は多摩川中流域の養蚕業およびそれを土台とする製糸業・織物業の発展を裏付ける証左と考えられるのである。⁽¹⁴⁾

養蚕業はかいこを飼育して繭を収穫する。大体は、江戸時代後期も明治初年以降も農間余業であり、農村の副業であった。多摩地方の農家でもはじめのうちは多摩川や秋川、浅川など郡中の大中河川の川原地の桑や、山の深い地方では山畑の桑を用いて養蚕をやったとみられる。江戸時代後期は飼育日数が約四十五日の自然育であり、飼育場は農家の座敷や台所が主体であった。⁽¹⁵⁾

しかし明治初年ともなると、飼育専用の「蚕室」を設ける農家も現

われるようになり、次のように空気の流通や火の氣の利用も重視するようになる。⁽¹⁶⁾

蚕室は東西二階家にて、双方風ぬけよき場所よろし、窓は東北に限るべし、尤寒暖のいとい肝要二付、暑時は需テ風を蚕へあてず、戸障子は明ひらき、自然と風のぬけ候様いたし、又冷氣の節ハ松葉を焚、けむりを通すべし、冷氣を防グ為ニ火氣過候テハ却チ災と成ベし

蚕室を設け、空気の流通を重視し、冷氣の強い時にだけ火の氣を用いるという飼育法は、上州佐位郡島村の田島弥平という蚕業指導者が、清涼育と称しすでに安政三年（一八五六）の頃から試み、幕末・明治初年には島村周辺は清涼育にしたがった「島村式蚕室」が増加し、平自身ものち栃木県下都賀郡延島新田などで大規模な蚕業開発に従事し、「島村式蚕室」および清涼育の地方伝播に尽力したのである。明治初年における多摩川中流域の飼育法とこの清涼育の類似性の究明は今後の課題であるが、同時に、さきに述べた当流域が栃木県下都賀郡下蚕種家の得意場であったこととの関連でも着目しておきたい。何故なら、上州島村と野州都賀郡とは江戸時代天保期頃から、結城紬原料、蚕種流通、飼育法などを通して蚕業交流を深めていたからである。⁽¹⁷⁾ 多摩川中流域では明治はじめの頃から「近頃新工夫二而、蚕種を取候節、木綿糸二而巾二尺二長二尺五寸の網を用ゆ」とあるように、蚕網を用いはじめた。蚕網は蚕糞などの漬したを取り除き易くし、かいこを傷めず、漉した除去の時間節約となり、養蚕業の合理化に役立つた。⁽¹⁸⁾

収穫した繭は農家の婦女子により製糸に繰糸され、繰糸は染めに出されたり、撚糸にかけられたりしたあと、再び農家の婦女子によって織物に織り上げられた。地機なら四、五日で一反、高機ならば一日約一反の織り上げ量であったという。⁽¹⁹⁾ 西多摩地方では農家におけるこの養蚕—製糸—織物の一貫工程が強固に残存したとみられるが、江戸時代の文化・文政期すでに製糸業地域としての地位を強めていた南多摩地方では、幕末開港前後ともなると、農家の製糸経営の上で大きな変化が現われて来る。

鎌水は南多摩地方の製糸の本場であり、大塚五郎吉家は鎌水のみならず、多摩地方屈指の製糸商人として知られている。⁽²⁰⁾ 五郎吉家の生糸経営はすでに文政年間から確認でき、はじめは仲買人を通してまたは五郎吉自身も南多摩・西多摩地方、あるいは遠く甲州など関東西部山間織物業地域の各地から生糸を購入し、これらを八王子の市で売り捌いていた。天保期を経て嘉永五年（一八五二）まで、同家の経営の中心は生糸売買で占められていたが、翌嘉永六年からは繭を仕入れこれを製糸に出す、いわゆる貢引き経営をはじめた。繭の仕入先ははじめ自村内と近村であり、貢引きの農民も同様であった。このように原料生糸の前渡ししか確認できないが、これを五郎吉家の問屋制的経営とみて差支えないであろう。以後、五郎吉家の繭仕入れ範囲も貢引き農民も、次第に拡大する傾向にあったのである。⁽²¹⁾

幕末の激越な政治的動乱の渦中、安政六年（一八五九）に、日本は長かった鎖港状態を打破され、日本市場は欧米を中心とする国際的な資本主義市場に強制的に編入された。開港後の主要な輸出品は生糸で

あり、最大の貿易港は関東の横浜であった。関東・東山地域に点在する各製糸業地のうち、開港場横浜に最も近いのは八王子を中心とする多摩川中流域の製糸業地であった。その一角の南多摩地方鎌水の五郎吉家は、文久二年（一八六二）の末頃から、生糸を「提糸」「鳩田糸」などの輸出用に装束し、横浜出しをはじめ、次第に取引量を増やしていった。⁽²²⁾ こうした五郎吉家のような生糸商人は当流域地方でも次第に増加したとみられ、生糸流通の中心的な扱い手になっていたのである。

明治十年頃に、神奈川県内にあつた「生糸器機場」と、その規模・原動機・持ち主・位置を次に示した。⁽²³⁾

二十八人取	人力器械	生糸改会社試験場	多摩郡八王子駅
五十八人取	水車	田代平兵衛	同 郡長沼村
四十八人取	水車	萩原藏七	同 郡中野村
十人取	踏車	矢島文七	同 郡八王子駅寺町
十人取	踏車	萩原半蔵	同 郡小山村

県内五か所の器械製糸場が全て南多摩地方に集中している。江戸時代後期の南多摩地方の製糸業隆盛を背景に成立した事情が窺われるよう。もっとも用いた製糸機は、明治五年（一八七二）、政府が群馬県富岡に模範製糸場として設立した富岡製糸場にみられたような、欧米から輸入した近代的な製糸機械ではなかった。むしろ富岡製糸場の影響を受けて、明治十年前後から長野・山梨の両県に急速に広がったと同様の、木・鉄両様を用いて在来的に改良された製糸器械であった。繰糸部分に繰糸女子の熟練手労働を必要とする道具である。⁽²⁴⁾

南多摩地方五か所の器械製糸場のうち、繰糸原動機に水車を用いている製糸場は二か所である。江戸時代後期、同地方で繰糸の原動機に水車を利用した例は、天保十年（一八三九）の北多摩地方砂川村に一軒⁽²⁵⁾、天保十四年に南多摩地方中野村に二軒確認できる。⁽²⁶⁾ 摩糸水車はもつと多かったであろう。関東地方、それも南武藏野に限つてであるが、製粉業・精米業への一般的な水車利用は、江戸時代の安永期（一七七二～七八）前後に成立したといわれている。⁽²⁷⁾ したがつてこの一般的成立を背景に、製糸業の繰糸にも水車が応用され、それが明治期にまで受け継がれて、器械製糸の原動機に一般的に用いられたとみることができるのである。明治十七年段階で、全国の生糸製糸工場一千四十三軒のうち、實に七三・六%が水力、すなわち水車原動機を利用していた。同様に綿糸紡績工場⁽²⁸⁾二十七軒のうち六三・〇%が水車力を用いていたと報告されている。⁽²⁹⁾ つまり明治初期に官営富岡製糸場の影響の下に全国各地に勃興したといわれる製糸工場の製糸技術は、その器械作業機も原動機も江戸時代以来の在来技術に大きく依存した工業形態であつたとみられるのである。

南多摩地方八王子の市は月の四の日、八の日に開かれる六歳市であり、生活諸物資の交易の市でもあった。特に織物の交易が盛んで「縞市」とも称されたことはすでに述べたところである。農民や縞買人などの手により多くの織物が交易されたが、八王子そのものが甲州街道や諸道の結節点にあつたから、甲州・武州をはじめ遠く上州などからの織物の集散の市となり、また諸種の交流の場ともなつたのである。例えば、さきの第一表の元となつた官厅統計書では山梨県都留郡の物

産に絹織物の黒八丈をあげていたが、黒八丈は本来江戸時代文化・文政期前頃に西多摩地方の大久野村や五日市村辺にはじまり、次第に当地方の名産として全国各地に知られるようになつた絹織物であつて、その織方がいつごろか八王子の縞市や甲州街道などを介して甲州に伝わり、同州都留郡の織物に定着したのである。交流の例として重視したい。幕末の横浜開港に伴ない、この八王子交流路にはいまひとつ新たな役割りが担わされることになる。

横浜開港前、生糸もまた八王子の重要な交易物資であった。開港後はなおのこと比重を増し、多摩川中流域だけでなく関東各地の生糸が八王子に集まり、八王子を経て開港場横浜に回送される生糸の交易量は急激に増加していく。ここに八王子と横浜を直接結ぶいわばシルクロードが生まれたが、明治になると、新たに「馬車道」の開設問題が生じたのである。

明治七年（一八七四）一月、神奈川県当局は馬車道沿道諸村に対し「今般、神奈川駅ヨリ八王子駅迄馬車道御開相成候」と、馬車道開設を公にし、同年二月には、「先般御達有之候馬車路御開設検査」として県官を派遣し、神奈川駅より予定路の測量をはじめた。

同年五月、沿道にあたる橋樹郡溝口村（現川崎市域）などでは開設諸経費などを見積り、「馬車道新築地積書」を県庁に提出した。⁽³⁰⁾ 翌明治八年四月七日、神奈川県庁は内務省に対し「八王子駅ヨリ神奈川駅マデノ間馬車道開通ニ付右費用償却ノ為メ、八王子駅市出物品売買上ヨリ賦金收入之儀」を、次ぎのように上申している。

当管内八王子駅ト本港トノ街道タル、本港ヨリ西ヘ折レ原町田村

通り、夫ヨリ東の方ハ王子駅へ至ル、此里程拾毫里余、道路嶮岨ニテ人力車ノ往復モ出来兼候ヨリ、本港ヨリ該地へ往来ノ者ハ、概不道ヲ東京ニ取り、夫ヨリ甲州街道ヲ經テ該地へ至ル、此里程本港ヨリ東京ヘ九里、東京ヨリ該地ヘ拾毫里余、全ク道路ノ艱嶮ニ因却候ヨリ、此迂路ヲモ不厭旅行候程ノ儀ニテ、往来衆庶ノ困難不一方、元來八王子駅ノ義ハ管内繁華輻輳之場所ニテ、甲州ノ產物陸続ト輸入シ、毎月六度市出絹木綿並生糸ノ類ヲ販売候ヘハ、通路便利ナルトキハ一層ノ繁榮ヲ加フヘキ事必然之処、該地ノ義ハ東京一方ノ通路ヲ除キ、余ハ都テ道路嶮岨ノ故ヲ以テ、其商業往々旧株ヲ守リ、盛大ニ進歩スヘキ目的無之、到底幾何ノ御国益ヲ埋没致候義ニモ有之、今日ノ御時世柄座視ニ不忍、且人民ニ於テモ只管平坦ノ道路開通致度情願ニ有之趣相聞、旁今般民費ヲ以該地ヨリ神奈川駅ノ間ヘ馬車道開通ノ義決議致、右線路住民ト及協議候処、右費用ノ内幾何金上納、或ハ人足差出度旨願出候者有之候得共、費用拾分ノニヲ補フニ不足、余ハ通線ノ村々ヘ課賦可致之処、何レモ寒村ニ有之、然ルニ八王子駅ハ前述ノ如ク絹木綿織物並生糸販売ノ市立場ニテ、壱ヶ年ノ売買金高多額ニ付、市出シ物品販売ノ商ヒ高ニ割歩、馬車道開通入費償却マテ賦金上納之義及説諭候処、何レモ承服致候義ニ有之、右等追テ馬車道線路実測之上、道程及ヒ課賦ノ金額予算調理シ、御省并租税寮ヘモ御届可申候ヘトモ、先不取敢此段御届申上置候、以上

上申書は横浜開港後の八王子の市の発展、馬車道開設前の道路事情や開設費事情をよく伝えていよう。上申書は一旦差し戻された後、明

治八年五月二十日、内務省により馬車道開設は許可された。開設費用の大部分は、結局、八王子の市に出品している「品主」や「仲買出品人」、および「絹木綿類買次人」「海外輸出生糸売捌人」から徴収することに決まった。つまり八王子の市に出市している農民や縫賣人、生糸商人などの手で賄われることになったのである。

明治十年（一八七七）十一月二十日、神奈川県当局は馬車道沿道八か駅村に対し、次のように達した。

第三大区神奈川県駅

石井久次郎

同 大区大曾根村

松坂 知幾

第四大区井田村

青山太郎右衛門

第五大区清沢村

増田 民八

同 大区長尾村

井田 彦七

第六大区大丸村

早川 周助

第七大区連光寺村

富沢 政怒

第九大区長沼村

田代平兵衛

同 大区八王子駅

川口 明慶

右は神奈川駅ヨリ八王子駅迄馬車道開道之儀ニ付談義有之候条、書面之者召連、来ル二十六日、第二課江出頭可有之、此段申入候也

この出頭命令が馬車道開設完了にまつわる内容であったことは間違いないからう。すなわち明治十年の終わりごろに馬車道は完成したとみたい。他の史料によればシルクロード馬車道は八王子を出て後、南多摩郡の浅川沿いの長沼・連光寺・大丸等の各村を経て橘樹郡長尾村に

入り、同郡溝口村までは多摩川右岸の平坦部諸村をたどり、溝口からはほぼ真南に南下して神奈川駅、つまり横浜開港場に至るのである。⁽³¹⁾

むすび

明治十代初期の官庁統計書を用いて、当該期の全国紡織産業の二区分、すなわち東国の絹業、西国の綿業という区分を明らかにし、絹業の隆盛、綿業では実綿生産の衰退傾向と、綿織物産地における輸入綿製品導入差異による盛衰状況などを理解した。当該期のこのようないくつかの問題に対する解説は、従来の研究水準を一步も超えるものではないが、新発見の官庁統計史料により、より明確に立証したところに本稿のひとつ特色がある。

全国的動向の理解の次に、関東西部山間織物業地域の位置づけを行ない、その上で、当山間域の一角を形成する多摩川中流域織物業との基盤について、幕末開港以降に現われた新動向を明らかにした。そ

れによれば、当流域の織物は西多摩地方の綿織物、南多摩地方の絹織物という二区分が可能であり、両織物生産地とともに開港以降、織物種類を増加させつつ、明治初期の松方デフレ直前まで隆盛を極めたことをまず確認できた。ついで蚕種業は全国的な蚕種輸出の増大とともに一時的に隆盛をみたものの、輸出減退後は国内向け生産に転向したとみられ、同時に当流域そのものが関東・東山各地蚕種專業地の重要な得意場となつていったこと、養蚕業では自然育法を基本としつつも、養蚕先進地と同様なかいこの専用飼育場である「蚕室」を設ける農家が現われはじめたこと、および蚕網の普及などの進歩がみられたこと

など、そして南多摩地方を中心とした製糸業と生糸が、開港場横浜といふ新たな市場を得て急速にその地位を高めはじめたこと、同時に新たに横浜と直結するシルクロード馬車道を公設できるまでに八王子の市を交流の場とする生糸商人やその他諸商人の地位が高まったこと、などを確認できた。

最後に、南多摩地方の八王子はこれから以降も織物や生糸、繭の生産と流通の中心としてその地位をますます高め、桑都としての機能を整えていく。それは同時に繰糸水車、紡績水車、撚糸水車など原動機に水車を用いる紡織関連工場が急激に増加していく過程でもあった。これらの水車原動機を用いる生産形態は、資本主義的生産への過渡期の生産形態として極めて重要な意義を持つものと考えられる。今後は存在形態も含めて、こうした多摩地方の水車工業の解明にも努めたい。

〔注〕（1）

総務庁統計局所蔵『明治十年開拓使本府管内特有物産表』による。この官庁統計書の簡略な解題は、拙稿

「明治初年多摩川流域の諸産業と在来技術の究明にむけて」（『地方史研究』第二一五号 一九八八年 所収）を参照されたい。若干補足しておくと、この統計

書の表題には「明治十年」とあるが、実際には十一年、十二年の調査結果を載せている府県が大部分である。

それは明治十三年六月二十四日付けの、新潟県令永山盛輝から内務省勸農局長吉川弥一郎宛て「昨十二年二

- (7) 明治前期産業発達史資料刊行会『明治前期産業発達史資料』第七集五〇一〇（一九六一～六三年刊）として、復刻された。
- (8) 前掲『八王子織物史』が、江戸時代の縞市については詳しく述べてある。
- (9) 前掲「江戸時代後期玉川中流域の織物生産と流通」参考。
- (10) 東京都公文書館所蔵「大正四年名所旧蹟及物産等調査印刷原稿」（整理番号301-G8-3）。
- (11) 前掲「江戸時代後期玉川中流域の織物生産と流通」参考。
- (12) 神奈川県蔵版「神奈川県治一覧表（明治十一年五月）」（『多摩文化』二十一号、一九六七年所収）。
- (13) 田島健一家文書「明治五年壬申七月全国蚕種總括記録」（神奈川県「横浜開港資料館」所蔵複製版）。
- (14) 栃木県小山市史編さん室編『小山市史』通史編三近現代 第二章第三節第一項 蚕糸業の発展（筆者執筆分）参考。
- (15) 前掲「江戸時代後期玉川中流域の織物生産と流通」参考。
- (16) 石川酒造文書「養蚕方御下問布告之趣奉拝承愚意有増奉申上候」（福生市熊川）。
- (17) 抽稿「明治初期地方蚕業開発と養蚕教師－群馬県佐波
- (1) 月三日付を以、表式等御照会相成候特有物産之義、今般漸次取調候ニ付、則前表差出候間、御落掌有之度候也」という文言に明かのよう、明治十一年に勧農局から各府県に宛てて調査指令が出されたためであろう。尚、この新潟県からの特有物産表だけは都別統計になつてゐるため、本稿では各物産ごとに集計し直し、新潟県一県分として第一表に収録した。
- (2) 内国勧業博覽会事務局編「明治十年内国勧業博覽会出品解説」（一九六一年復刻）の第五区農業第七類動植物織維の項に「明治七年十月開業、本県第二課官員名取雅樹各地ノ器械ヲ參酌シ、自家ノ実験ヲ加ヘテ創立スルモノ」とある。
- (3) 本来ならば、多摩川中流域織物の特色のひとつ絹綿交織物についても言及すべきであったが、この官厅統計書にはそうした織物種類に触れることが極めて少ない。
- (4) 本稿での言及は省略した。
- (5) 蕨市編『蕨市史調査報告書第六集 織物関係者聞き書き』（一九八八年刊）一頁。
- (6) 正田健一郎編『八王子織物史』（一九六五年刊）四四三頁。

- (27) 郡島村田島弥平の事蹟を中心に——（『地方史研究』二二二号、一九八八年所収）参照。
- (18) 前掲「養蚕方御下問御布告之趣奉拝承恩意有増奉申上候」。
- (19) 神立春樹「明治期農村織物業の展開」第一版（東京大学出版社、一九七五年刊）一〇一頁。
- (20) 五郎吉家の経営については、正田健一郎「八王子周辺の織物・製糸」（地方史研究協議会編『日本産業史体系4 関東地方篇』一九六九年刊所収）をはじめ、前掲『八王子織物史』、八王子市史編さん室編『八王子市史』下巻（一九八〇年刊）などすでに詳しく紹介されている。
- (21) 大塚家文書「文政三年十二月辰ノ糸代差引勘定覧之帳」（『八王子市郷土資料館』所蔵）など。
- (22) 大塚家文書「文久二年十一月吉祥日横浜出し提糸嶋田糸目方控帳」（同右）など。
- (23) 前掲「神奈川県治一覽表」。
- (24) 長岡新吉『産業革命』（教育社歴史新書、一九八六年刊）参照。
- (25) 伊藤好一『武藏野と水車屋』（クオリ一九八四年刊）二二三二二四頁。
- (26) 植原次雄「水車」（『多摩文化』四号、一九六〇年所収）。
- (28) 山口和男「増補 明治前期経済の分析」（東京大学出版会、一九八〇年刊）一一〇頁。
- (29) 田村義和家文書「御用留」（神奈川県川崎市高津区）など。
- (30) 神奈川県立図書館編『神奈川県史料』第一巻 制度租法。
- (31) 田村義和家文書「明治七年一月 神奈川駅ヨリ八王子駅迄馬車新道里程調」。

第
三
章

社
会
と
く
ら
し

旗本水谷氏家政の一断面

田淵正和

慶安三年九月 家光に拝謁、西丸小姓組番（家綱付属）、のち本丸へ移る。
承応元年一月 りん米三〇〇俵を賜う
寛文四年七月 父勝隆の遺跡のうち備中国阿賀郡で二〇〇〇石を分知される。りん米は収められる。

一、水谷氏の系譜

二代目

勝阜（弥之助・信濃守 妻は妻木彦右衛門・頬保女）

延宝八年九月 遺跡を継ぎ、一七〇〇石を知行し小普請となる。

三〇〇石を弟小助勝陸に分知する

天和元年二月 小姓組番

貞享二年八月 これより進物役を勤める

元禄二年五月 使番

同 八年二月 目付

同一二年九月 京都町奉行。丹波国水上郡内に五〇〇石加恩される。

一一月 徒五位下信濃守

宝永二年一月 畿内・近江・播磨等御料所を巡見する

同 年八月 職を辞し、寄合となる。のち丹波国采地を武藏国多

の領主水谷氏となつてゆくが、次に、簡単に歴代当主の履歴をまとめ
ておくことにしよう。⁽¹⁾

一代目

勝能（弥四郎・新右衛門 妻は安藤九郎左衛門・重矩女）

三代目

享保一八年 死去

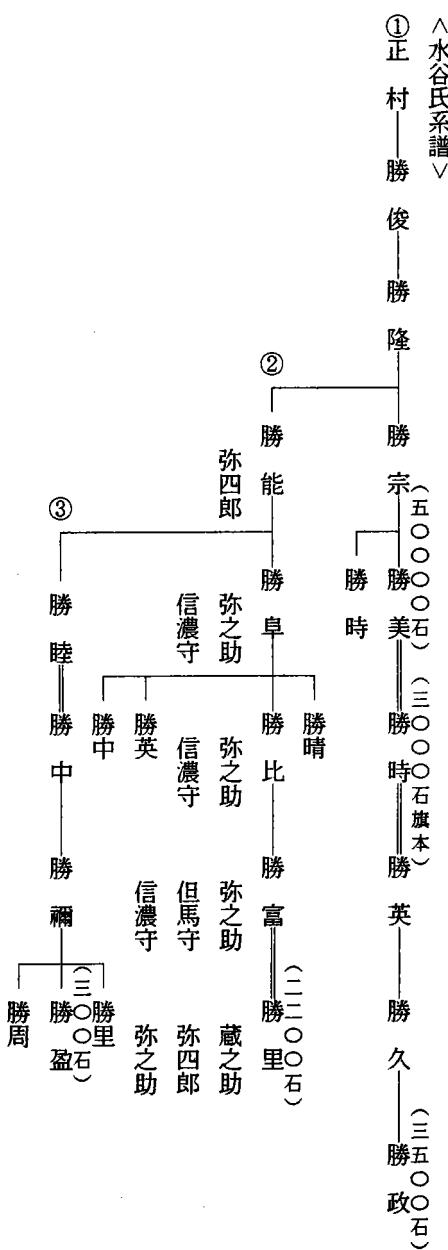
勝比（頼母・弥之助・信濃守 妻は堀田豊前守正休女）

享保五年二月 家を継ぐ

同七年四月火事場見廻りを勤める

同二〇年六月使番

同二〇年六月使番



同一三年八月 東宮御所營作を奉行したことにより時服一・黄金

明和八年二月職を辞し、寄合となる

同一四年八月
釋奉行(從五位下詔禮寺)

閏二年九月增清臺

纂保一年

寶曆二年

同九年一〇月 御留守居

四代目 勝富（左膳・弥之助・但馬守・信濃守妻は水谷出羽守勝英女）
延享四年一月 小納戸
同 年一二月 西丸小納戸（家治付属）

宝暦一〇年五月	家治一〇代將軍襲職に従い本丸へ	勝貢(半九郎・弥之助 妻は室賀兵庫正繩女)
明和五年一月	小納戸頭取(従五位下但馬守)	天明五年一二月 家治に拝謁
同 八年一二月	遺跡を継ぐ	寛政五年一二月 書院番
安永七年五月	一橋家家老	同一一年五月 小納戸
天明五年六月	御留守居	享和二、三年 弥之助を名のる
同 八年一月	旗奉行	文政五、六年 職を辞し、寄合となる
寛政三年一二月	死去	? (七代目水谷弥之助・寄合)
		(八代目)
五代目		勝茂(弥之助) ⁽³⁾
勝里(盛之助・弥四郎・弥之助 水谷伊豆守勝禰長男 妻は酒井左門		書院番
忠啓養女)		
宝暦二年四月 父のもとにあるとき家治に拝謁、のち勝富養子と		
なる		
安永二年五月 小納戸	嘉永三年一月 使番	
天明元年一二月 西丸小納戸	万延元年一〇月 火事場見廻り兼帶	
同六年閏一〇月 本丸小納戸	元治元年一月 先手鉄炮頭	
寛政三年一二月 遺跡を継ぐ、四六歳 采地三〇〇石	慶応二年八月 大坂において御役御免、寄合となる	
以上が『寛政重修諸家譜』から知ることができる水谷氏当主たちの履歴である。同書ではここまでしか判明せず、寛政三年以降の勝里や、勝里以後の水谷氏の系譜については、詳細を知ることは現時点では限られてしまうのだが、判明した範囲で補ってみることとする。 ⁽²⁾	このように、勝里が寛政三年に遺跡を継いで以後、幕末期に至るまでは史料の制約により定かではないが、ここでは次のようにまとめておきたい。	
勝里(五代目)	五代目勝里は、文化五年に病氣により辞職するまで一貫して一一代将軍家齊の小納戸を勤めた。六代目は勝貢が継ぎ、初めは半九郎を名のり、のち弥之助に改めた。寛政五年書院番として出仕、同一一年五月に小納戸となり、文政五、六年に職を辞すまで、やはり小納戸を勤めた。勝貢の次代「水谷弥之助」は役職には就かず寄合であったようである。この「水谷弥之助」のあとを継いだのが勝茂(八代目)で、	
文化五年五月 病免(小納戸)		
六代目		

嘉永三年一月に、書院番から使番へ昇進した。

二、勝里・勝貢期の水谷氏の家内状況

一で述べたように、水谷氏は家禄一二〇〇石の上級に位置する旗本であつたといえる。初代勝能は小姓組番で終わつたが、二代目勝阜・三代目勝比はいわゆる番士の出世コースである両番（小姓組番・書院番）—使番—目付—遠国奉行—普請奉行を歴任して、旗本水谷氏の地位を固めた。そして、このような家格がものを言つたのか、四代目勝富はそれまでの表向き＝政務一般に携る役職から、奥向き＝九代将軍家重世子家治に近侍する西丸小納戸衆として出仕、家治の一〇代将軍襲職により本丸へ移り、のち小納戸頭取となり、五代目勝里も小納戸になるなど、將軍に近侍する役職に就く家筋に移行して行つたようと思われる。

それでは、このような家格を持つ旗本水谷氏の実態は、どのようなものであつただろうか。小稿では、知行所小川村の名主を勤めた森田家に残された水谷氏関係の文書を中心に、「奥向き」勤めの家筋に移行した勝里・勝貢時代に焦点をあて、近世後期の旗本の家政の一端に考察を加えてみたい。

水谷氏は勝阜の時代宝永二年に、丹波国氷上郡五〇〇石分を武藏国多摩郡内小川村・二ノ宮村（以上秋川市）・新横山村（八王子市）

（三ヶ村に移されたのであるが⁽⁵⁾）このとき幕府勘定所へ報告された知行高⁽⁶⁾としては、小川村四四五石八斗九升九合、二ノ宮村二五一石四斗三升、同所新田八石一斗一升八合、新横山村一五一石八斗五升六合となつており、合計で八五七石三斗三合と約一・七倍もの知行高を与えらでいることになるのである。

また、本領である備中国阿賀郡の采地一七〇〇石分については、現時点では『旧高旧領取調帳』に拠るしかないが、阿賀郡小坂部村・千谷村・小南村・上永富村・下永富村五ヶ村で合計一四七六石一斗一合にのぼっている。このうち小南村分三八〇石七斗五升六合が、勝阜が延宝八年に弟勝睦に分知した三〇〇石分⁽⁷⁾であり、これを差し引いても二〇九五石三斗四升五合となり、阿賀・多摩両郡での知行高は約三〇〇〇石におよぶのである。とくに、小川村は田方の村高に占める割合が八五パーセントにおよび、西多摩郡でも有数の穀倉地帯であったことを考え合わせると、家禄（表高）一二〇〇石の水谷氏としては、家政運営は表面的には恵まれていたはずである。

次に、勝里・勝貢期（天明年間～享和年間ころ）の水谷氏の人員構成は不明確であるが、二ノ宮村の名主を勤めた静原家文書の「御地頭御上御家中御家族方御立退ニ付人馬覧」によれば、時代は下つて慶応四年三月、新政府軍による江戸城開城の直前、江戸を去つて小川村宝清寺（水谷氏の菩提寺）に退いたときの水谷氏（おそらくは勝茂である）一行は総計三五名であった。この内には分家（勝睦系水谷氏で、赤坂三分坂の隣り合わせの敷地に住んでいた）あるいは家臣の家族も含まれ、一行に加わらなかつた家臣もいたであろうから勝茂家の人員

構成というものは、二五人前後であったろうか。ただ、慶安二年に定められた軍役人數割では二〇〇〇石は三八人(10)（もちろん平時にはこの人數が家臣團構成の目安となるが、財政的にもこれをきっちりと守つていたとは考えにくい）であることを加味すれば、家禄二二〇〇石水谷氏は、当該期には三〇名前後となろうか。

さて、当該時期の水谷氏の家計はどのようなものであったろうか。森田家の寛政二年の「壱ヶ年御用金諸訳見積書」と題された文書(No.三九三六)をまとめたものが表1である。「御用金」と記されているが、内容は水谷氏が一年間にかかる費用を書き上げたものと考えられる。細目は記されていないが、およそその費目で水谷氏の家計をとらえることはできよう。

「御三方様呉服代」とは、勝里夫妻と勝賀三人の年間衣料費。「雜用金」は、殿様一家の小遣い、副食費、薪炭費、女中給金等を含めたものであろう。三月、九月、一二月の「切米金」は家臣への給金と推定される。

五月、九月、一二月の「看板料」であるが、この時期水谷氏は勝里が本丸小納戸、勝賀が書院番として出仕している。幕府では毎年五月二日（端午）、九月一日（重陽）、一二月二日（歳暮）に御祝儀として御三家をはじめ諸大名が、使者を以て將軍に時服・帷子・綿入れを献上する「時服献上」の行事が行なわれる(11)。このとき、とくに書院番は混雑を防ぐために大手門・内桜田門の外固めをする役目があり、家臣を引きつれて勤める訳であるが、中間や小者は主家（ここでは水谷氏）の家紋（ちなみに水谷氏の家紋は三頭左巴）を染め出した短い

表1 寛政11年の水谷氏の年間予算

金額	内訳
36両	1ヶ年分御三方様呉服代
240両	“ 雜用金
180両余	“ 米代金
24両	“ 作事料
△480両	例月月割を以差出候分
80両	例年 3月切米
15両余	“ 9月切米金
55両	“ 12月切米金
△150両	
7両	例年 5月看板料
6両	“ 9月 ”
12両	“ 12月 ”
△25両	
40両	盆暮両度付届け金
22両	“ 上田三郎左衛門殿へ手当金
15両	“ 相伴その他手当金
57両2分	所々年賦金
40両	毎年拝借金返済見込
△174両2分	
829両2分	惣御入用高

森田家文書 No.3936より作成

衣服を着し、この衣服のことを「看板」と呼ぶことから、「看板料」

とはこの行事時の衣服の作成代あるいは中間・小者への賃金を指して
いるものと思われる。

表1の水谷氏の年間予算八一九両二分のうち、返済金や家臣への給金は理由もなく削ることはできないであろうから、これらを差し引いた五五〇～五六〇両が流用できる金額と考えられようか。水谷氏はこ

の予算で三〇〇石の体面を保つてゆくわけである。勝里・勝賀が役員二二〇石の内は無効に

寬政十一年未三月

新横山村

名
主

半右衛門

百姓代年寄主半右衛門佐内印印

水谷弥之助様御内

丹起元方衛門

No. 710

が、小納戸は、家禄が一〇〇石以下の場合に役料（三〇〇俵）が支給されるだけであり、勝里は役料なしで役勤めをしていたのである。以上のようなことも考え合わせれば、水谷氏も他の旗本同様、かなりの緊縮財政であることが予想されてくる。

三、寛政一年の御用金

「」では、森田家文書に表わされた水谷氏家政の一面を具体的にみてゆくことにする。

(史料1)

(史料2)

一筆致啓達候、先以秋暑之節、御家內御渝弥御無異珍重存候、孫女
益成長日出度存候、何茂江能々頼存候

一、先達而者度々預御状披見候、御書を以御挨拶可被仰遣与被仰付

一、此度急御用金百五拾両也、小川村二ノ宮村江被仰付、私共村方上納永高三拾八貫五百弐拾文余之處、夏秋三納共当年者小川村儀左衛門方江相渡候様被仰付奉畏候、思召を以私共村方江者此度之御用金不被仰付難有奉存候、然ル上者、右三納共取立、例年より尚更出精仕、無遲滯儀左衛門殿方江相渡可申候、仍而御請書如件

この史料によれば、水谷氏は知行所小川・二ノ宮二ヶ村に「急御用金」として一五〇両を課し、新横山村は免除していることがわかる（新横山村が免除された理由は確認できない）。この「急御用金」の使途が何であったのかは、次にあげる水谷氏家臣鈴木甚太夫の森田儀左衛門・文吾宛の書状にうかがうことができる。

二、御用多、それゆへ御報延引いたし候、夜者御書之出し被遊ニ付、
今日早々御報申進候
一、此御書御一封町便ニ而遣候茂如何ニ候へとも、つたや江頼遣候、
御入手之上御請可被上候

一、先達而御用金百五拾両にて御感三百三拾三俵、此六月十九日皆御
屋敷之物に成、此七月者盆中不手廻之者ハいつ方ニ有之哉と、寔ニ
御上下、らく／＼といたしたる盆を暮し候、千万／＼御出精と忝存候、
殿様甚之御満悦一端ニ御身上直り候事、寔ニ／＼恐悦此事ニ御座候、
青山野右衛門も此盆前二百金下し被申候、甚之御手都合ニ罷成、
何か御礼難申候

一、残三拾両分皆々残払ニいたし候、三拾両之内未五両分程御座候、
先要用計申進度如此候、何も期後音之時候

恐惶謹言

七月廿二日

鈴木甚太夫

寛政十一年末十一月

小川村

借用申金子証文之事

一 金百両也

右借用之儀者、私共 地頭所急御用金被仰付、調達致兼、貴殿江御
申込候得者、右金御借シ被下忝早速上納仕候、此金返済之義者村方物
成別紙御覽入候通り、米穀時之相場を以、来申暮元利急度返済可申候、
為後日郷印加判証文、仍而如件

赤字財政の一端を表わしているといえよう。また、青山野右衛門とい
う人物からも一〇〇両の届けがあつたと言つてはいるというから、水谷
氏は、知行所村々ばかりではなく、他からも借入れをしていることも
うかがえる。

さて、地頭所よりの感謝状が届けられたのもつかの間、知行所三ヶ
村に、また御用金が命ぜられた。

(史料3)

(尚々書き略)

森田儀左衛門殿
同 文 吾殿

(No二一五一)

同	百姓代	同	同	同	組	名	主	勘	兵	衛	四
同	助右衛門	同	同	同	頭	儀	左衛門	太郎右衛門	又	兵	衛
同	同	同	同	同	傳	源	五右衛門	次	郎		
同	同	同	同	同	与	市	市	四	四	四	四

この書状には、御用金一五〇両は蔵米三三三俵の支払いに使われる
とが記され、これにより「盆中不手廻之者ハいつ方ニ有之哉」と思わ
れるほど家計が楽になりがたい。殿様も非常に満足しており「一
端ニ御身上直り候事」となったというのである。これは、一五〇両を
調達しなければ蔵米支給を差し止められるという、水谷氏の逼迫した

河原ノ宿

利右衛門殿

前書之通申付置(候力)所、相違無之候

水谷弥之助内

代官 舟越元左衛門

(No.六七四)

前回は小川・二ノ宮両村で何とか御用金を用意はしたもの、引き続いての御用金調達は無理であった。そこで、小川村名主勘兵衛以下村役人連名により、一〇〇両を「河原ノ宿利右衛門」なる人物より借り受け、御用金にあてることになったのである。小川村が郷印証文としたことで、高利貸付資本が村に入り込むのであり、領主水谷氏(13)としでは、原則的には防止すべき金融策であるにもかかわらず、水谷氏では早急に一〇〇両を用意する必要があったのである。

このときの御用金の目的は何であったろうか。

年に二回二五〇両の御用金は、いかにも多額すぎるし、金額が大きければ大きいほど、それは累積されてきた赤字財政を反映していると察せられよう。水谷氏の財政窮乏は以前より引き続いているかのようにもみえるが、享和二年三月に、森田儀左衛門から水谷氏に差し出された「酉御年貢皆済目録」(No.四四六)一森田家所持分と考えられる中の引き落とし分のなかに「儀左衛門へ年賦」として、次のように書かれている。

(史料4)

右者御証文金高五百両之内、金廿両宛廿五年之内年々被 下置候

処、天明辰も丑迄済金式百両也、残金三百両也、寛政八寅年も金拾両宛引キ候様被 仰付、寛政十二申年迄七ヶ年済金七拾両也、然ル所當酉年御年延ニ被 仰付上納仕候間、残金式百三拾両也

これによれば、水谷氏は森田家に対し天明四年以前にすでに証文金が五〇〇両あったことを示している。そして、水谷氏は寛政一二年までは返済を続け、残金が二三〇両となつた酉年(享和元年)からは「年延」のままになっているのである。前掲の史料1・3にみえる寛政一年の二回にわたる御用金が、水谷氏の森田家への返済を滞らせる要因の一つとなっていることは間違いなかろう。史料4では、水谷氏は一応は、毎年、寛政二年までは年貢金よりの引き落としという形で返済を続けていたが、それをも停止し、全てを上納させる方向に向かっているようである。つまり、通常の運営費では賄いきれない出費が出来、それを流用したために、結果的に「急御用金」という状態に至つたと考えられるのである。

そこで、これら「急御用金」が課せられた原因について、寛政一年五月二二日に勝賀が書院番から小納戸に転役していることに注目してみたい。

先に述べたように、一〇〇〇石を分知されてスタートした旗本水谷氏は両筋の家柄であったが、四代目勝富が小納戸(西丸)を派出に小納戸頭取・一橋家家老・御留守居を歴任し、五代目勝里も小納戸を勤めるなど、二代続いて将軍に近侍する傾向を示すようになった。小納戸は小姓衆と共に「君辺の勤め第一の昵近の衆」とされ、将軍の理髪・食膳に奉仕し、庭方・馬方・鷹方・大筒方等を分掌し、その他

「人々の性質習ひ得たる處の芸術によりて掛り被仰付」れるといふ。⁽¹⁵⁾ いわば、能力に応じて將軍の身のまわりの一切を世話する役職であった。ただ小姓衆と違つて將軍の御用を「表」の役人に通達する、つまり政務に係つてくるので、小納戸頭取などは権力をもつていたといわれる。⁽¹⁶⁾ だから小納戸衆になり、頭取を経て側衆や御側御用取次といった非常な出世が期待されるのである。

また、小納戸衆の補任は予め若年寄、御側御用取次による選考があり、そののち「奥吟味」と称される試験によつて決定された。⁽¹⁷⁾ 候補者は小普請・両番・大番・新番などであるが、「多くは奥向推舉のもの其選に入る」即ち、現役の小納戸や小姓衆などが推薦した者が小納戸に選ばれる場合が多いというのである。寛政一年時点では、勝賀の父勝里は本丸小納戸を二年間勤めるべテランであり、勝賀にとっては有利であろう。三代続いて將軍に近侍するという栄誉を願つたとしても不思議ではあるまい。

そして、これらのが型通りに進むという訳ではない。前述のように、小納戸は本人の技量により掛けられ、さらに「学文詩文・書画遊芸天文武術等」まで熟さなければならぬというのである。これら普段からの鍛錬にかかる費用というのも相当なものであろう。また、小納戸就職も有利に運ぶには、諸方面への挨拶まわりや付届けも必要となつてこよう。

そもそも、当書院番である勝負にしても、役料三〇〇俵で間に合つていたであろうか。

御書院ハ先祖奉行の子孫にて何れ氣体も律に在

これは「番衆狂歌」という、番方（大番・書院番・小姓組番・新番・小十人）に就いている旗本達の日常の心得を詠み込んだものであるが、書院番は律気に勤める氣風があつた。また、書院番は江戸城の警備以外にも、

廻り番御進物など假役ハ本番頭支配はなれろ

道奉行水道座改之假役類ハ両番か出る

というように、臨時に勤めなければならぬ仕事も多くあつた。これらを律気に勤めるだけではなく、

近辺の相番又ハ古番へハ常に勤めなればならない仕事も多くあつた。これ

相番の用人家の子たくひにも詞をかけて名を知て居よ

番頭組頭又伴頭之子とも親類近付てゐよ

番頭組頭中用人を書留て置折あらハ逢へ

頭衆へ見廻八月に一度也暑寒非常の見舞外也

など、常日頃から、上司や相番の者達とのつき合いも怠りなく、見舞・挨拶・付届けなどは欠かすことのできない要素であった。これらは必ずしも「そうすることが出世の早道」的な思考ではなく、たとえば書院番ならば、書院番設置以来踏襲されている慣行であろうし、むしろ仕事を無事に勤める教訓的な面が多いと思われるるのである。「番衆狂歌」にみた書院番の一面である。

このように、寛政一年という一年をとっても、水谷氏は勝里（小納戸）、勝賀（書院番）、そして勝賀の小納戸への役替え運動（がつたと仮定するわけだが）にかかる費用が、先に表1に示した「雜用金」「盆暮両度付届ケ金」等の流用で賄えたであろうか。三月に課さ

れた御藏米引き替えのための御用金、森田家個人への返済金など直接的な要因だけを取りあげても、水谷氏の財政はかなり逼迫していたはずであり、そこに勝賀の転役運動、それが是が非でもということにで

もなれば、何としても費用を捻出するであろう。
寛政一年一二月に課された御用金が何のためなのか史料上に表わ
れないので、これまで推量をたくましくしてきたが、水谷氏の逼迫し

た財政のなかから、さらに勝賀の小納戸就職に至るまでの金銭的行為
(いわゆる猶官運動)があつたため、それ以外の通常にかかる費用が
賄い切れなくなり、知行所へ御用金を課することとなつたのではない
かと、ここでは位置付けておきたい。

四、まとめと今後の展望

これまで、旗本水谷氏の勝里・勝賀期に焦点をあてて、旗本家の実態の一面に検討を加えてきた。制約されてしまった史料での検討ではあつたが、江戸初期にすでに始まるところの武家財政の窮乏・慢性化の一端は、浮かびあがつてきたと思われる。

水谷氏の御用金はもちろんこれで終わるわけではなく、この後も、

文政六年「水谷弥之助要用金先納二付借用証文」(No.八一九)

同年「金子融通願(菊地代右衛門)」(No.七五一一)

同八年「地頭所入用金借用書」(No.一〇三一〇)

同九年「門・長屋普請金上納二付請書」(No.一一一一)

天保一四年「御用金上納二付下知書(奥御殿向)」(No.一八〇五)
安政三年「屋敷普請御用金高割帳」(No.一二九七)

と、様々な名目で課されているのである。度重なる御用金の返済について、水谷氏はどうのように対処したのか、小稿では追求することができなかつた。今後の課題としたい。

また、先の史料⁴にみられるように、水谷氏は金の調達を知行所村々とは別に、森田個人にも期待しているのである。たとえば、天保一四年の御用金下知書(No.一八〇五)では、一五〇両の御用金のうち小川・二ノ宮・新横山三ヶ村で一〇〇両、残りの五〇両は森田儀左衛門に命じている。

森田家は、西多摩郡有数の穀倉地帯に位置する小川村で元禄年間以前より酒造業を営み、さらに織物取引をも含めて得た資金により、秋川流域を中心に土地の集積をしてゆく。記録に残された宝永二年～明治八年までに五〇〇件、累計二六五六両余と錢五貫九四一文、銀三三匁の土地買受を行ない、判明するだけでも二四町五反余におよぶのであつた。⁽²¹⁾さらに年代別みると、寛政六年が最高値で土地買受は四四両余(約四町五反)、そして文化元年時も三三三両余(約三町五反)を示しているのである。⁽²²⁾

このような森田家の経営に、地頭所(水谷氏)が金銭融通の期待をかけたであることは、容易に察せられよう。史料⁴からもうかがえるように、森田家は水谷氏に命ぜられるままに金を調達したようで、このため、森田(儀左衛門)は苗字帶刀を許され、さらに御用金が課

せられたときには、その取立役にもなっているのである(No.二一四四)。いつ頃かは判然としないが、森田家は確実に地頭水谷氏の家政に係っている」とも捉えることができる。

従来、旗本知行所の研究については、多くの研究成果があげられているにもかかわらず、旗本の実態というものが明確に浮かびあがってきていよいよ思われる。それは、旗本自身が残した史料が非常に少ないということはもちろんであるが、村方に残された(旗本知行所)史料を村方のもの、つまり、村方の分析に主眼を置いていたことを指摘し得るのである。

小稿ではこのような問題意識から、旗本側に視点を置いて考察をしてみたが、限られた史料のため、やはり不明瞭な分析となってしまったが、今後の「旗本論」への基礎的な作業として、方法論を提示したと考えている。

〔註〕 (1) 「新訂寛政重修諸家譜」による。

(2) 「徳川実紀」(『新訂増補国史大系』)、「柳宮補任」

(『大日本近世史料』)、橋本博編『大武鑑』、渡辺一

郎編『徳川幕府大名旗本役職武鑑』、『新訂寛政重修諸家譜』を参考とした。

(3) 森田家文書No.四〇一では、天保八年に小普請組水谷感之助が確認できるが、あるいは勝茫かと考えられる。

(4) 勝賁のあとを勝茫とすると、年代的に無理があると思われるのである。仮りに勝茫が、勝賁三〇歳のとき、

即ち史料確認のできる寛政二年生まれとする、勝茫が嘉永三年に使番に昇進したのが五〇歳のときとなる。水谷氏では勝臯・勝比がやはり使番に就任しているが三〇歳・三七歳と三〇歳代で就いている。もちろん例外もある訳であるが、通常使番は、旗本の昇進の初段階に位置(使番の位置付けについては拙稿「旗本の家格と役職の対応について—甲府勤番支配就任者の昇進過程を素材として—」『史叢』第四〇号)を参照していただければ幸いである)しており、また、勝茫は「若き人の初階」(『明良帶録前篇』)へ『改定史籍集覽』第一冊とされる火事場見廻りを兼帯していることからも、勝茫が五〇歳で使番に昇進したといふのは不自然であると思われる。ここでは一応、勝賁と勝茫の間に一人七代目「水谷弥之助」(弥之助を名のつていたらしいことは森田家文書から察せられる)が存在した、と判断しておきたい。

(5) 森田家文書No.三六六九

右同史料、この文書の表題は「御屋鋪書物 明和拾七
歳寅六月御願申上写之他見不用秘書也」と記されている。

(7) 『岡山県史』第六卷近世一 二七一页

(8) 多仁照廣「森田酒造について—石川酒造前史—」
(『多満自慢石川酒造文書』第三卷所収)

- (9) 「今井谷六本木赤坂絵図」安政四年版金鱗堂尾張屋清七
板（『江戸切絵図』浜田義一郎編）。またこの絵図
には勝陸系水谷氏と思われる「水谷八之丞」の名がみ
える。
- (10) 『徳川禁令考』前集一・一九九号
- (11) 小野清著、高柳金芳校注『史料徳川幕府の制度』
四〇〇・四一七・四二八頁
- (12) 右同書 三九九頁・四〇〇頁
- (13) 竹中真幸「近世北関東における農村金融の展開－村借
用金を中心として－」（村上直編『論集関東近世史の
研究』所収）を参考とした。
- (14) 明良帶禄『世職篇』（『改定史籍集覽』第一二冊）
- (15) 右同書
- (16) 進士慶幹校注『旧事諮問録』（上）三一頁（岩波文庫
一九八六年）
- (17) 松平太郎著、進士慶幹校訂『校訂江戸時代制度の研究』
（小納戸）
- (18) 右同書（小納戸）
- (19) 註（14）に同じ
- (20) 『改訂史籍集覽』第一七冊 進士慶幹『江戸時代の武家
の生活』一一九・一六〇頁参照
- (21) 註（8）に同じ
- (22) 註（8）に同じ

維新时期多摩郡の管轄替えと行政区画

—品川県を中心にして—

安藤陽子

はじめに

維新时期の多摩郡は品川県や荒川県など諸藩県の管轄地が錯綜していた。これまでに発行された多摩地方の市町村史等でも維新时期の地方行政に関する記述はきわめて乏しく、正確なところは不明である。多くの史料が失われてしまった今日、これを明らかにするのは確かに容易なことではない。品川県ひとつを例にとっても、同県の県庁文書は残存しておらず、わずかに東京府への引継文書が東京都公文書館に残されているのみである。

ただ品川区が区史の資料編別冊第一として『品川県史料』を刊行しており、右の引継文書のほか、品川県の主要布達等を収録しているので、同県の県政全般がほぼ概観できるといえよう。また小平史研究会編『小平に残る御門訴事件関係史料集』のほか、近年各市で編さん・発行している史料集等にも品川県関係の史料が収載され、さらに今後新たな史料が発掘される可能性も高いと思われる。

一方品川県に関する研究蓄積も多いとはいえないが、社倉問題や門訴事件関係の論文としては伊藤好一「埼玉県における旧品川県社倉金の返還問題」(「隣人」一号)、同「東京府における旧品川県社倉金

の返還問題」(「地方史研究」一〇六号)や森安彦「『御門訴』事件について」(『武藏野市史』続資料編一)、同「明治初年の農民闘争と東京周辺、品川県社倉騒動」(『幕藩制国家の基礎構造』)、「多摩のあゆみ」一号・二六号所収諸論考などがあり、また伊藤好一「神奈川県における大小区制の施行過程」(『駿台史学』一七号)や維新政権の直轄地を扱った千田稔・松尾正人「明治維新研究序説」などで品川県について若干言及されている。同県を総合的に取上げたものとしては『品川県史料』の解説「品川県について」が詳しい。

これらの研究成果をふまえ、また不十分ながら史料の補充も行いつつ、以下品川県を中心に維新时期多摩郡における管轄替えの経緯と行政区画の変遷についてまとめておきたい。

一、多摩郡の管轄沿革

一八六八年の六月から七月にかけて、新政府は元関東代官の松村忠四郎・山田一太夫・桑山圭助を武藏知県事とし、江戸周辺の旧代官地を管轄させた。

松村忠四郎は六月^(一)に任命され、七月一〇日には管下へ榜示杭の書替えを命じ、さらに一九日には郷村受取の布達を発している。松村の支配地は武藏国のうち多摩郡など一四郡に及んだといわれているが、これらは地域的なまとまりをもつものではなく、旧幕時代と同様

の錯綜した支配形態そのままであった。

松村は任期二ヶ月にも満たない八月八日に罷免され、かわって古賀一平が武藏知県事に任命された。郷村・諸書物の受取など松村との引継は八月一五日に行われている。

ところで政府は五月二四日に「万石以下之領地并寺社領」は最寄の府県で支配するよう達し、八月七日には旧幕旗下知行地没収分を近隣府藩県の管轄として、貢租も徴収させた。また不帰順の旗下知行地についても関東諸県に年貢を徴収させ（七月）、「支配所同様」と心得るよう達する（九月一九日）⁽²⁾など、旗下領の解体に着手していた。

民政裁判所は七月に「旧幕府旗下不帰順之もの知行村々」の「当辰夏成年貢金」を松村忠四郎役所へ上納するよう達し⁽³⁾、古賀も九月に旧旗下知行地の貢租等について指示している。また翌六九年一月には「旧幕府旗下知行上知、先般当支配被仰付候村々」の貢租調を行つて⁽⁴⁾いるところから、古賀の支配領域は松村から引継いだ旧代官地に旧幕

旗下知行地等を加えた地域であったと考えられる。

さて古賀の知県事在任中には、多摩郡のうち多摩川南岸地域（連光寺村など）がほぼ神奈川県へ移管されている。

神奈川県は六八年九月に神奈川府を改称して設置され、同府が管轄していた「神奈川十里四方」を引継いだ。この「十里四方」は日米修好通商条約をはじめ、幕府が一八五八年に欧米諸国と結んだ通商条約に規定された外国人遊歩地区であり、幕末には神奈川奉行が管轄していった。遊歩地の範囲は一八六六年三月には明確に定められ、酒匂川や多摩川（六郷川）、また多摩川上流の秋川などが境界とされたが、こ

の範囲には天領や藩領などが入り混り、神奈川奉行の預所はわずかに横浜周辺の村に限られたため、その取締りは十分に行いえなかつた。⁽⁶⁾

その後六八年八月二五日に至つて「十里四方」は神奈川府が支配することとなつた。神奈川奉行は「十里四方」を管轄していたとはいっても、その権限は外国人関係事項に限定されていたが、神奈川府（神奈川県）はそれとどまらず、民政全般にも及ぶ支配をめざしていた。⁽⁷⁾しかし七一年一一月の改置府県以前にはなお「十里四方」には諸藩県の飛地が混在していた。⁽⁸⁾

神奈川府は六八年八月晦日、日野宿などの寄場組合へ「十里四方」を管轄する旨達し⁽⁹⁾、九月には早速支配地の実地見分を行つて⁽¹⁰⁾いる。押立村の「御用留」にはその見分の布達と添書が収載されており、添書中に「川南之方神奈川支配に相成候」とあるので、神奈川府が「十里四方」を支配することになった時点では、多摩川の南岸地域は同府の管轄と決定されたものと思われる。

一一日六日、神奈川県は管下の村々に対して今後は「御収納向」はもちろんのこと、「公事出入吟味物」や諸願届等いっさい同県で取扱うと達した。⁽¹¹⁾しかしこれまで古賀の支配下にあつた多摩郡一ヶ村（中野島村・矢野口村）・橋樹郡四八ヶ村は一月一五日、「元私領村々之儀は御年貢其外上納方も入混居、当暮皆済迄當御役所様（古賀一平役所・引用者注）へ不相納候ては差支候儀も可有之哉に御座候」として、その取扱如何について伺書を差し出した。⁽¹²⁾知県事からどのような返答があつたのかは不明であるが、年貢は神奈川県に上納したものと思われる。⁽¹³⁾郷村の引渡しは一二月一八日に行われ、また多摩川南岸地

域で、韋山県に所属していた村々（日野宿など）も同日郷村の引渡しを終了した。⁽¹⁵⁾

翌六九年一月九日、品川県が設置され、古賀の支配地を引継いだ。⁽¹⁶⁾

その後の一月二二日には、多摩郡のうち高四万八〇〇〇石余を、韋山県へ移管することになったが、品川県側はこれらの村々が「品川県中央にて互に不都合も有之」と申してて、また移管分としてリストアップされた村々のうち、例えば五日市村や小川村・中平井村などの旧旗下領が品川県から韋山県へ移管された形跡はないので、高四万八〇〇〇石余はその引継手続が終了しないうちに再び品川県へ引戻されたのではないだろうか。⁽¹⁷⁾

同年四月、別案による「最寄替」＝整理・統合が進められたが、この時に前述の移管分を含めた韋山県管下の多摩郡高五万六〇〇〇石余が品川県へ移管されたものと思われる。また品川

県管下の入間・高麗・比企郡高五万四〇〇〇石余と大宮県管下の比企郡高六〇〇〇石余は、韋山県へ引渡された。多摩郡の郷村引継は七月一日に行われ、大神村・拝島村・熊川村・川崎村・中里新田・清水新

田・下恩方村・雨間村・引田村・五日市村・福島村・郷地村・原小宮村・南沢村・落合新田などの韋山県管轄分が品川県へ移管された。⁽¹⁹⁾

五日市村はこれまで大部分が品川県へ所属し、韋山県管下にあつたのはわずかに四石九斗余のみであった。しかし五日市村は品川県移管が決定されると、韋山県に所属していた近隣の村々（小和田村・小中野村・留原村・館谷村・高尾村）とともに移管反対の建言書を待詔局へ提出した。⁽²⁰⁾この建言書のなかで五日市村は、隣村が韋山県支配であるにもかかわらず、寄場親村の五日市村が品川県支配では布達の継立

をはじめ「都て不便利」であり、品川県にとっても「壱村飛隔り候御支配にては御便利も不宜」、村統が双方にとって好都合であると述べている。また小和田村ほか四ヶ村も寄場親村と離れては「何方之寄場村へ御組込可相成も難計」、遠隔地へ出張することにもなれば諸経費もかさみ、「村々疲弊は必定」と訴えた。さらに先に神奈川県へ移管されながら、再び韋山県へ引戻された山田村の例⁽²¹⁾もあげながら、今回の処置も「山中辺鄙之村々地理御不案内之辺」から生じたものではないかと申立て、結局五日市村は「韋山県様御支配一纏」になれば、韋山・品川両県にとって「御弁利宣敷」、村々も「安穩に相続」できると結んでいる。このように建言書には従来の五日市村寄場組合の体制が崩されることへの不安が述べられているが、結局のところ移管の取消は行われず、五日市村は一村すべて品川県の支配地となつた。

翌八月にも品川県支配地の移管があり、高木村・宮沢村・廻り田村・中神村・芋久保村・三ツ木村・平沢村・下草花村・築地村・柴崎村・氷川村などの同県管轄分が韋山県へ引渡されている。⁽²²⁾

一八七〇年に行われた品川県管轄地の変更については明確ではないが、政府は同年一〇月には諸藩管轄地の飛地交換を一般には停止する方針をとっていた。⁽²³⁾しかしこの年の七月に民部省は弁官へ宛てて次のような意見書を提出している。⁽²⁴⁾すなわち「神奈川十里四方」は外国人遊歩地ともなっているが、いまだに品川県のほか諸藩等の支配地が入り組んでおり、「不都合の情実も數多有之」、神奈川県は遊歩地をすべて管下としたい旨申し出ているので、「各藩并に品川県管轄の分一

意見書がどのように処理されたかは不明であるが、右の方針に沿つて多少なりとも管轄替えが実行されたとすれば、七〇年に品川県支配地の移管が行われた可能性もある。

七一年七月には廃藩置県が断行され、一月の府県の統廃合（改置府県）によって品川県や韭山県などは廃県となつた。これまで品川・韭山・彦根・前橋・西端・龍ヶ崎・岩槻・神奈川などの諸県が管轄していた多摩郡は「一月一四日の布告によれば、東京府と入間県に引継がれることとなつた。⁽²⁵⁾」しかし東京府と入間県へ分属することになつたといえ、この時点ではまだその境界は決定されていなかつたため、品川県は管下の村々へ境界については定り次第達すると伝えている。⁽²⁶⁾

一月二八日、品川県⁽²⁷⁾は多摩郡のうち東京府移管分の村名（上鷺宮村など五三ヶ村）を達した。これによって東京府と入間県の府県域が定まり、従来の入り組み支配が解消されて、一円的な地方行政区画が成立するのである。

ところが多摩郡の村々は県の引継手続が「まだ完了しない」一月中に、高座郡ともども神奈川県へ移管されることになつた。⁽²⁸⁾ 神奈川県は改置府県直後の「一月一六日に早くも大蔵省へ伺書を提出し、外国人遊歩地取締り上の都合から多摩・高座両郡の移管を強く希望した。これについて大蔵省も「事情不得止儀も可有之候」として、東京府・入間県へ対し多摩郡の移管を、足柄県へ対し高座郡の移管を命じた。⁽²⁹⁾

この決定を受けて一二月三日、入間県は郷村の引継がまだなされていない段階なので、旧県から直接神奈川県へ引渡したい旨を上申

し、八日に大蔵省の認可を得た。⁽³⁰⁾ こうして入間県へ移管されるはずであつた多摩郡のうち品川県より高四万三〇〇〇石余、前橋県より高二〇〇〇石余、岩槻県より高六〇〇石余、龍ヶ崎県より高九〇〇石余、韭山県より高二万八〇〇〇石余、西端県より高一〇〇〇石余が神奈川県へ引渡されることになり、すでに神奈川県へ所属していた高四万一〇〇〇石余はそのまま同県の管下に据え置かれた。

もっとも神奈川県厅から遠隔の地にある多摩郡南小曾木村ほか三ヶ村（旧岩槻県管下）は「諸上納并御用伺等」にも往復の入費等がかさむとして神奈川県移管に反対し、入間県の管轄とするよう願い出ている（一八七一年一月三日）。しかし旧岩槻県から伺を受けた大蔵省は「村方願之趣は御採用難相成」と許可せず、「猶説諭可致」と二三日に同県へ指示した。⁽³¹⁾ 岩槻県は七日以降、新県へ郷村・諸書物の引渡しを行っていたが、一九日には見切発車の形で多摩郡内の郷村を神奈川県へ引渡した。⁽³²⁾

さて前述の通り、多摩郡のうち入間県へ移管される予定であつた村々については旧県から直接神奈川県へ移管されることとなり、例えば韭山県は七一年一二月二〇日に引渡しを行つた。⁽³³⁾ しかしこのような事情によるものかは不明であるが、品川県は同日、いったん入間県へ郷村を引渡しているのである。これらの分は翌年一月二九日に入間県から神奈川県へ移管された。⁽³⁴⁾

一方東京府も入間県と同様、旧品川県・彦根県から直接神奈川県へ郷村の引渡しを行いたい旨、大蔵省へ伺書を提出していた。これは許可されたらしく、七一年一二月二二日に東京府は彦根県へ対し、郷村

の引継に関しては直接神奈川県と交渉するよう申し入れた。その結果、

九ヶ村、高九六六石余が神奈川県へ直接引渡されることとなつた。⁽³⁵⁾

しかし品川県の移管分に関してはすでに一二月五日、東京府への引継が終了していた。この時品川県が東京府へ引渡した多摩郡の村々は高にして一万八〇二二石余であつた。⁽³⁶⁾ これらは翌七二年正月二一日に東京府から神奈川県へ引渡された。⁽³⁷⁾

ただしこのうち中野村など一部の村々は、地理的には東京府下の荏原・豊島両郡に挟まれた形になつており、神奈川県へ移管されでは商業向や「公私の用弁」に差支えあるとして、東京府への所属を願い出た。

東京府もこれらの村々が神奈川県庁から遠く、従つて「御用筋」の「出厅」にも村入用がかさむこと、取締りが行届かないことなどの理由をあげて、東京府移管の上申を大蔵省へ提出している。⁽³⁸⁾ 八月一九日、太政官は東京府・神奈川県へ対し中野村ほか三一ヶ村の管轄替えを達し、⁽³⁹⁾ 郷村の引渡しは九月一〇日に行われた。⁽⁴⁰⁾

このようにして神奈川県へ移管された多摩郡の村々（中野村ほか三一ヶ村を除く）は以後一八九三年四月の東京府移管まで神奈川県の管下にあつた。

以上品川県を中心に多摩郡の管轄替えについて概観してきたが、全体的には次のような傾向がみられる。まず「最寄替」などと称するような整理・統合が進められたことである。これは諸藩県の支配地が各地に点在するという煩雑な支配形態を解消し、一円的な地方行政区画の形成をめざした流れと理解できよう。⁽⁴¹⁾ とくに神奈川県では外国人遊歩地の取締り問題が絡んで、一円支配は急務と考えられた。

寄場組合村の組合せは、維新期には県の管轄替えにともなつて変更

また一円支配のためには同時に近世的な「相給」支配の解消がめざされなければならなかつた。例えば八九年に五日市村や引田村が一村すべて品川県支配となり、下草花村・平沢村は一村すべて垂山県の管轄となるなど、「相給」形態の解消は徐々に行はれてはいた（ただし社寺領についてはひとまず除く）。

しかしこれらの課題が解決されるためには廢藩置県後の改置府県を待たねばならなかつた。すなわち七一年一月の関東新県の設置によつて初めて近代的な行政区画が成立するのである。

二、県内行政区画の変遷

旧幕時代、関東地方に設定された寄場組合は幕府が倒壊し、関八州取締出役が廃されたのちもしばらくは廃止されなかつた。

一八六八年一〇月、民政裁判所（会計局）は品川宿の山本伴藏ほか八名に会計局付属を命じた達の中で、「今般御一新に付ては（中略）組合村々之規則も相崩れ、大小惣代共も差免相成候様心得」る者もあるようだが、「以外」であつて、惣代役を罷免したわけではないので、会計局付属の者は大小惣代とも「談合、御用便第一」に心得るようとに指示している。⁽⁴²⁾ 一月には会計官から、大小惣代・寄場役人のうち欠員分については人選し、道案内は一両人を残してその他は廃止するよう布達が出された。⁽⁴³⁾

されることはあった。例えば五日市村組合では寄場親村の五日市村

が一村品川県支配と決定したのち、韭山県に所属していた村が伊奈村を寄場親村とする組合を組織し、その後韭山県が武州の管下に戸籍区を設定した際、伊奈村組合は「七の区」とされるのである。

また日野宿組合は四四ヶ村から成り立っていたが、六八年に多摩川の南岸地域が神奈川県の管下となり、柴崎村など北岸の七ヶ村は移管⁽⁴⁶⁾から外されたため、差引き三七ヶ村となつた。同組合では助郷等にも差支が生じ、「当惑至極」であるとして、ついてはともに神奈川県へ移管された大丸・百・長沼の三ヶ村（府中宿組合所属）を日野宿組合へ組込んでほしいとの願書を提出している。⁽⁴⁵⁾しかし右の三ヶ村はその後小野路村組合の村々とともに第三〇〇区（神奈川県の戸籍区）を形成⁽⁴⁶⁾した。

武藏知県事に任命された松村忠四郎・古賀一平も寄場組合を通じて管下村々の把握に努め、布告類の順達やさまざまな取調書の作成・収税事務のほか、「悪徒」等の取締り⁽⁴⁷⁾にも利用した。

しかし品川県は六九年一二月に至ってこれまでの寄場組合を廃し、管下四〇〇余町村に二四の番組を設定した。⁽⁴⁸⁾各番組には「御用取扱」が一名ずつ置かれ、また品川宿の金次郎など二〇名が「探索捕亡人」として「式人つゝ五日替り御役所詰」を命ぜられた。⁽⁴⁹⁾その後番組には「捕亡手伝」が置かれたが⁽⁵⁰⁾、探索捕亡人との関係については明確ではない。ただ任命された人物を比較してみると、探索捕亡人のうち半数が捕亡手伝となつており、また捕亡手伝設置に関する達は探索捕亡人についてまったく触れていないことなどから、捕亡手伝は

探索捕亡人を廃して置かれたものかとも推測される。

さて番組は従来の寄場組合の範囲よりも縮小された。番組の設定に至る事情は不明であるが、これまでの寄場組合は県や藩などの管轄とは無関係に設定されていたので、品川県政の推進にとってしだいに実情に合わなくなつたものである。もつとも機能そのものに關しては布令の回達や取締りなど、寄場組合の機能をほぼそのまま踏襲したものと思われる。

七一年四月、戸籍法が公布された。これにともなつて品川県は従来の番組を区と改称し、一区につき戸長を一名、また区内の広狭・人員の多寡によって適宜副戸長を選するよう達した。⁽⁵²⁾行政区画である番組が戸籍区として用いられ、この戸籍区に戸籍事務を取扱う戸長・副戸長が置かれたことになる。従つて一般行政については県・御用取扱一名主等村役人、戸籍行政については県・正副戸長・名主等村役人、さらに警察行政については県・捕亡手伝・名主等村役人の三系列の支配機構が設けられたことになる。

七一年一一月、設置以来三年弱で品川県は廃止され、多摩郡は前述のような経緯をたどつて神奈川県へ漸次移管された。

七一年四月の戸籍法公布後、神奈川県は六月に正副戸長の人選と「区別之立方」について、七月一〇日までに協議の上、上申するよう通達した。また正副戸長は寄場惣代や村役人、平民のいずれから選んでも差支なく、事情に応じて人数の多寡や他区兼帯も不都合ないこと、「区別」については組合村の数が多く、支障が生ずる場合はおよそ一二三里の範囲・人員五〇〇〇～一万人を規準として引分けること

(ただし国・郡を越えた組合せは不許可)などをあわせて達している。⁽⁵⁴⁾ 神奈川県の方針は寄場組合を若干手直しする形で戸籍区を設定しようとするものであつたことがわかる。

この布達を受けて、例えば日野宿組合のうち、六八年に神奈川県へ移管された三七ヶ村は協議の上、戸長⁽⁵⁵⁾一名・副戸長七名を人選し、これは七年七月一七日に許可されている。区号については翌七年一月に「武藏国第三二区」と決定され、神奈川県は、今後は送・受籍とも区号を用いること、またこれまで布達類は寄場親村を通じて各村へ順達してきたが、これからは区号をもって達することもあるので、その際は区内村々へ達するようとの指示を行っている。⁽⁵⁶⁾ この通達からも明らかなように、戸籍区は当初から行政区へ移行する萌芽をもちあわせていた。

一方七一年暮から翌年にかけて埼玉県等から神奈川県へ移管された多摩郡の村々については、しばらくの間旧県の区画がそのまま使われていたが、七二年四月、神奈川県はこれららの区画の再編成を行った。三~四月に県は右の村々へ対し、これまでは旧県の区が入り混り、不都合も多いので、新たに戸籍区を設定することとし、ついてはその見込を上申するよう指示した。⁽⁵⁷⁾

五日市村・伊奈村両寄場組合の村々は協議の上、五日市村ほか一七ヶ村、伊奈村ほか一六ヶ村、牛沼村ほか八ヶ村でそれぞれ一区設立の案を上申した。⁽⁵⁸⁾ 上・下・北大久野村は五日市村・伊奈村いずれの寄場村と組むか決しかね、もともと近世初頭には一村でもあり、かつ神奈川県からも「一村一区相立候も不苦」との意向を得て、三ヶ村のみで

一区取建を上申した。⁽⁵⁹⁾ これらの戸籍区は上・下恩方村を除けば、上・中・下平井村をはじめ、上・下代継村、上・下草花村、上・下川口村など、おそらく「往古卷ケ村」⁽⁶⁰⁾ であった村々はいずれも同一区へ所属するよう配慮されており、旧県時代の区に比してより整然としたものになっている。

右の上申を受けて県は、五日市村ほか一七ヶ村を武藏国第三八区、伊奈村ほか一六ヶ村を同三九区、牛沼村ほか八ヶ村を同五九区、上下・北大久野村を同五八区とした。こうした区号がいつの時点で決定されたのかは必ずしも明確ではないが、神奈川県は四月一〇日、「区別取極并区号等之儀に付、談儀有之」として、一七日に正副戸長のうち一名を召喚している。⁽⁶¹⁾

熊川村の「御用留」に次のような大藏村安藤六右衛門の回状が記載されている(傍点は引用者)。

「去る十八日神奈川県御庁へ罷出候処、其節御達し書之趣、其御村方へ区別、村々へ可触達旨被仰渡候に付、則御達し申上候」

この一八日が正しくは一七日なのは不明である。また武藏国第四四区の村々が区別改正の請書を提出しているが、この請書も四月一八日付である。⁽⁶³⁾ 一七日に申渡しを受け、翌日請書を提出したものであるが、これも不明であるが、しかしこれらの史料から四月一七日か一八日には決定されたものとみなすことができよう。

ともあれ、この時の区画改正によって神奈川県は旧県の区画を一掃し、相模国三郡に二五区、武藏国四郡に六〇区が設定されることとなつた。多摩郡の戸籍区は武藏国第三〇~六〇区で、このうち三〇~三

六区は六八年に神奈川県へ移管された多摩川南岸地域、三七一~六〇区は七一~七二年に移管された地域である。⁽⁶⁵⁾

七二年四月二四日、神奈川県は名主等旧来の村役人を廃して戸長・副戸長と改称することなどを定めた太政官布告（三月付）を県下に達し、正副戸長はなるべく減員人選すること、またその給料についても見込を上申するよう指示した。⁽⁶⁶⁾ この太政官布告は三月一八日に大蔵省が提出した伺を受けて出されたもので、もともと大蔵省側が意図したところは、旧来の村役人を廃して正副戸長のみに統一し、『諸事総括』させた方が混乱もなく、経費も節減できるというものであつた。⁽⁶⁷⁾ しかしそ実際には旧来の村役人の改称とのみ受けとられる結果となつたのである。閏六月になって神奈川県はこの太政官布告について、これまで戸籍区に置かれてきた正副戸長を廃止したものと説明しているが、しかし戸籍の編成期限が迫っているところから、追て通達するまで戸籍区の正副戸長が戸籍事務を取扱つようになると命じた。⁽⁶⁸⁾ こうして村役人としての正副戸長と戸籍区の正副戸長が併存することとなつた。そこで後者を元戸長などと呼んで前者と区別したようであるが、大蔵省の意図に反して混乱が倍加されたことはいうまでもない。これは早晚解決されなければならない課題となつた。

一方村役人の減員は村入費の節減につながるものとして、これまでも奨励されてきたが、神奈川県は減員の割合について高一〇〇~三〇〇石は正副戸長二名、高四〇〇~七〇〇石は三名、八〇〇~一〇〇〇石は四名という目安を示して、一層の努力を促した。⁽⁶⁹⁾ 村方ではこのようない減員の指示を受け、苦心の末に正副戸長を選出した。いくつか例

をあげよう。

中平井村（高一〇九一石余）ではこれまで名主は一名、組頭・百姓代はそれぞれ五名であったが、協議の結果戸長は一名とし、副戸長は二名が年番でつとめることになった。しかしこれだけ大幅な減員を行ふと諸用繁劇の際、差支が生ずるとして、県へは三名を上申するものの、従来の組頭・百姓代が「村内取締り」・「取締添役」として正副戸長を補佐するよう取決めている。⁽⁷⁰⁾

一宮村（高一〇九一石余）は元七給の村で、村役人は名主・組頭とも各七名、計一四名であった（百姓代は不明）が、戸長一名、副戸長六名を選んで県へ上申した。しかしこれは許可されなかつたらしく、さらに戸長一名、副戸長四名に減員された。先の県の基準はこのようにほぼ厳格に守られたようである。しかし村役人五名では租税の取立て等に差支が生じたため、結局元名主の者など三名を加えて事務を処理したという。⁽⁷¹⁾

また吉祥寺村（高八七四石余）では従来名主は一名、年寄は五名、百姓代は九名であったが、村で入札を行い、四名の元村役人を副戸長に選んだ。それでももしも眞が三名しか許可しなかつた場合は四人のうち一名をくじ引で選び、「無役名にて無隔意年番戸長役相勤候筈」と取決めている。吉祥寺村がこのような選任方法を取ったのは、前年に退役名主の「跡勤」をめぐって「差縫れ」が生じ、その際に「年寄四人以入札を人選致、向後役人四名不欠様」との議定を行つたためである。「強て相願」つたところ、四名の副戸長は県の許可を得た。⁽⁷²⁾ このように県は村側の事情に応じた変則的な選任方法も認可したが、減員

の方針は先の基準に沿ってほぼ貫徹したものと思われる。しかし大幅な減員は村方に混乱をもたらした。

七二一年八月、神奈川県は正副戸長人選の督促を行った。その布達の中で、県は「人選方等之義より種々云々事件」が生じている現状を認め、先の太政官布告は「畢竟改称之御趣意にて、一旦減員いたし候を猶減員可致との義に無之」と述べて、「自然廉立候事故有之分は其訳いさい申立候上、更に入選可致」と指示した。⁽⁷³⁾ 大幅な減員には無理があり、人選は容易に進まなかつたことがうかがえるが、同時にこうした減員が村方にお残存していた「相給」の支配形態を一層解体させたことは從来指摘される通りである。⁽⁷⁴⁾

さて七二一年九月一九日、大蔵省は各地方の大小の区画に「区長差置度段申立候向、多く有之」として「土地の便宜」により区長の設置を認めるよう伺を提出した。⁽⁷⁵⁾ 左院もとくに異議なく、一〇月一〇日大蔵省第一四六号として発令された。これによれば「一区総括の者無之、事務差支」の節は、「土地の便宜」によって「一区に区長一人、小区に副区長等」を置いてもよいとしている。そこで神奈川県は「一月一七日、区長・副区長は追々選任して「土地人民に關係之事務一切」を取扱わせる予定であり、ついては従前の寄場組合・大小惣代・道案内等はすべて廢止すると達した。⁽⁷⁶⁾ こうして寄場組合は戸籍区に吸収されることになった。また神奈川県の戸籍区は布告類の伝達や諸調査の取纏め等々を通じてすでに行政区へ移行しつつあったが、一月一七日の県の布達はこの傾向にさらに拍車をかけるものであつたといえう。

七三年三月四日、県は現今の区画は「公私共不都合之廉少からず」、また「百端之事務に付、迂遠の廉少からず」、村方の入費がかさむようなことがあつてはならないとして、再び区画の改正を行う意向を示した。⁽⁷⁷⁾ 四月になつて県は管下武・相州七郡を二〇区に分け、その下に一八五の番組を設定した。これによつて神奈川県の行政機構は県一区一番組一村となつた。番組は高一〇〇〇石を基準とし、数村を組合せて設定されており、旧区の範囲よりさらに縮小された。例えば武藏国第五九区には小川・野辺・一宮・平沢・雨間・瀬戸岡・牛沼・油平・原小宮の九ヶ村が所属していたが、第一二区九番組に所属した村は小川・野辺・一宮・高月の四ヶ村であった。

一方戸籍事務を担当してきた正副戸長は廢止され、区には正副区長のほか、「其実地の模様」により書記が置かれて区内の行政事務を取扱つた。また村の正副戸長についてはこれまで通りとされたが、一二月になつて廢止され、番組に正副戸長が置かれた。⁽⁸⁰⁾ こうした区・番組制の施行によって、区(番組)は明確に行政区として位置付けられたのである。

三、まとめ

以上概観してきたように維新期には旧幕時代の寄場組合がとりあげず行政区代りに使われたが、その後品川県は寄場組合を廃し、これ

を再編する形で番組を設定した。戸籍法の公布にともなって番組は区と改称され、区は戸籍（いわゆる壬申戸籍）編成の単位ともなるはずであったが、品川県は七一年一月に廃止された。多摩郡等を新たに受け入れた神奈川県では七二年に戸籍区の再編成を行つたが、翌年にはさらに大幅な区画改正を行い、区・番組制をスタートさせるのである。

寄場組合の再編に始まる区の設定は、漸次その範囲を狭めてきた。区が広すぎると布告類の順達や調査の取纏め、その他にも日数や経費がかかり、結局「迂遠」の弊害が認められたためであろう。

一方このような区の縮小傾向とは逆に、村は「相給」形態の解消をめざして、むしろ統合の傾向を示している。例えば下柚木村ほか四ヶ村は七〇年に旧旗下領の上地にあたつて「給々合併」願を提出し、その中で「給々村方は一村に相纏、村役人員も減方いたし、村入用等少省相減候様、御仁恤之御趣意被仰渡、承知奉畏」と述べている。⁽⁸¹⁾

また韭山県では「相給」が村役人の多人数化を招いているとし、一村三給で三人ずつ、計九人の村役人がいるような場合には、三人ずつ年番にするなど村役人の減員に努めるよう指示し、また租税の割付・皆済目録などは一村一通とするよう達している（七一年二月）。⁽⁸²⁾「相給」が多くの村役人と多くの出費、煩雜な徵稅事務などを生じさせているとの認識からこのような措置がとられたものであろう。

改置府県によって「相給」は一応解消されたが、⁽⁸³⁾「相給」の形態はその後も村の中に生き続けた。神奈川県が強行した村役人の減員は図らずも「相給」の解消を促したが、なお完全に克服されたわけではな

かった。

政府は七二年四月に「旧来一村の内分界を立、取扱來候村々の儀は以來其区分を廢し、合併一致の一村」とするよう、また「無余儀情故有べ、即今改正難致分は漸を以て改正」するよう達した。さらに翌年一二月にも、一村内に「猶旧貫の専分界を存、区々の取扱致し候向も有之」として、不都合であるので取調べ上申すること、また独立村落とはいっても戸数・別居が少ない村は「毎事無用の労費」⁽⁸⁴⁾がかかるので、漸次合併の見込を立て、上申するよう達している。⁽⁸⁵⁾一村内に「分界」が存在するという状態が依然として続いていたことがわかる。

ところで維新政権はとりわけ金札の発行中止（六九年五月）以降、歳入の多くを直轄府県からの租税に依存していたが、その財政基盤の脆弱さはすでに指摘される通りである。財源を確保するため、旧幕時代と変わらない収奪を強行していくく新政府にとって、村の財政力を高めることは重要な課題であったと思われるが、各地で農民一揆の高揚がみられるなどの状況下にあっては、そうした課題に本格的に取り組むことはできず、当面県治上からも好ましくない錯綜した入り組み支配や「相給」形態の解消が徐々に進められた。しかし根本的な解決には遠く、一田的な地方行政区画（府県）は廢藩置県後の関東新県の設置によってようやく成立するのである。一方各県が戸籍法を受けて設定した戸籍区はしだいに行政区へ移行しつつあったが、村入用の削減方針とも相俟つて、神奈川県では七三年に区・番組制という新たな行政区画の創出がなされた。

〔注〕（1）『行政史料に見る調布の近代』（調布市史研究資料V）

四七頁。また松村に関する記述部分については『品川県史料』に掲った。

（2）『法令全書』（一八六八年）。

（3）『行政史料に見る調布の近代』四七頁。月日が欠落しているが、青木十治家文書一一二四「御用留」（日の出町史編さん室保管）によれば七月付。

（4）『行政史料に見る調布の近代』五〇～五一頁。

（5）『品川県史料』二〇二～二〇三頁。

（6）小松修「幕末横浜在留外国人遊歩地と見張番屋」（荒井貢次郎他編『近世神奈川の被差別部落』所収）。

（7）『神奈川県史』（通史編四）六一～六二頁、横山伊徳「横浜十里四方遊歩問題と改革組合村」（尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』下巻所収）。

（8）『神奈川県史』（通史編四）一一五頁。

（9）佐伯弘次編『小山鼎家文書（一）』（多摩市教育委員会発行）二四五～二四八頁。

（10）押立町有文書E₂-I-1-5（府中市郷土の森博物館所蔵）。押立村は多摩川北岸の村で、添書には「右之通御触書是政村より継來候処、同村にても請印不致、

御觸間、當村にても請印不致、車返し村へ其依継送り

申候事」とある。なお史料の引用にあたってはカタカナや変体がな等はすべてひらがなに統一した（以下同様）。

（11）佐藤利文家文書六四「御用留」（日野市史編さん室所蔵マイクロフィルム）。

（12）「登戸村御用留」（川崎市公文書館所蔵コピー）。また小林孝雄『神奈川の夜明け』七九～八二頁を参照。

ただし多摩・橋樹両郡「九ヶ村」とあるのは五〇ヶ村の誤りではないかと思われる。

（13）日野宿組合大物代の「御用留日新記」（国立史料館所蔵富沢家文書）〇五〇）に「今般神奈川県より御年貢金納被仰付、来る廿日迄に上納致候趣御沙汰に相成候間、此段古賀様御役所へ御届書差出候処、御闇済に相成候」（一八六八年一二月二一日条）とある。

（14）佐藤利文家文書六四「御用留」。

「神奈川拾里部内村々當県支配相成、今廿八日元支配知県事より郷村請取候条、其旨相心得、組合村々へ早々通達可致、此触書別紙令請印、刻付を以順達、留り村より可相返もの也

辰十二月廿八日 神奈川県裁判所

溝口村

木曾村

小野路村

日野宿

八王子宿

駒木野宿

右村々

原・高月（新藏組）・同村（久兵衛・太兵衛組）・本
丹木・中丹木・本郷（新田村）

小仏宿

名主
組頭

(15)

土方実家文書八「御用留」（日野市史編さん室所蔵マ
イクロフィルム）。

「其村々之儀兼て申触候通、来る廿八日神奈川県へ引渡
候間、可得其意候、此廻状刻付を以早々順達、留り村
より御用序可相返もの也

辰十二月廿五日 東京

韭山県

横山宿・八日市・川村・元八王子・^上下長房・上柄田・

木曾・根岸・山崎・大塚・寺方・上小山田・鎗水・館

・山田・大丸新田・百村新田・坂浜新田・蓮光寺・関

戸・同村新田・一ノ宮新田・長沼新田・本町田・鶴間・

平尾・金森・能ヶ谷・広袴・平村新田・平山村新田・

平山新田・川辺堀之内（新田共）・同村新田・粟須村

（市郎左衛門請）・上田（^{万願寺か}新田共）・宮（新田共）・

新井・石田村（新田共）・万願・日野本郷・同新田・

日野新田・高幡新田・百草・土方新田・豊田新田・粟
須村（伝）郎請・同村新田（忠左衛門組）・石川・
（國師か）新田・大谷・大和田・下大和田・二ノ宮新田・橋

佐藤利文家文書六四「御用留」。

「神奈川十里部内宿村之儀、當県支配所旧幕旗下上地と
も今廿八日神奈川県へ引渡候に付ては、最寄中太夫以
下采地社寺領に至迄、同県支配相成候條、組合村々へ
不洩様通達可及候、此書付追て可相返もの也

辰十二月廿八日 東京

韭山県

日野宿

名主
組頭

(16)

なお韭山県から引渡された山田村は、實際は「玉川よ
り凡三、四里も北の方、神奈川拾里外」であったが、
「取調間違」にて引渡されたため、翌年韭山県管下へ
引戻された（「太政類典」2A-9-146 No.39、国立公
文書館所蔵）。

三浦茂一氏は品川県や宮谷県などの設置時期について、
一八六九年正月一二日に公的に設置が決定され、同年
一月九日に一般に公布されたと推定している（「明治

維新期における直轄県の形成—宮谷県の場合」、小笠原長和編『東国の社会と文化』所収）。なお古賀一平は二月九日品川県知事に任命され（『明治史要』）、七月八日には同県権知事、七年五月一七日には同県知事となつたが、五月二〇日に佐賀藩大参事に転じている（『百官履歴』）。

〔太政類典〕2A-9-1㊂64 No.35。

〔18〕 警察庁公文書「民部官諸記類」3A-13-13-1㊂警4 No.

21、同「地理掛諸届類」3A-13-13-1㊂警13 No.46および

No.47（国立公文書館所蔵）、内野家文書「明治里正日誌（二年己巳三冊）」（東大和市教育委員会所蔵マイクロフィルム）。

〔19〕 石川酒造文書一一七五「御用書類留」（福生市石川家所蔵）、内野家文書「明治里正日誌（二年己巳三冊）」。

〔20〕 森田家文書一一一四一（支配替につき願書、五日市町郷土館所蔵）。前半部分は『五日市町史』六六二頁以下に掲載されている。

〔21〕 注（15）を参照。

〔22〕 小山茂昌家文書一一六（韋山県廻状、秋川市教育委員会所蔵コピー）、内野家文書「明治里正日誌（二年己巳三冊）」。

〔23〕 下山三郎「近代天皇制研究序説（その三）」（「東京経大学会誌」六二号）一一一～一一二頁。

〔24〕 「太政類典」2A-9-1㊂64 No.38では一八六八年七月付と

なつており、『神奈川県史』（通史編四）も同年のもとのとして紹介している（六二～六三頁）が、警察庁公文書「民部官書記類」3A-13-13-1㊂警6 No.37によれば一八七〇年七月付であり、かつ六八年七月段階では民部省・神奈川県・品川県は設置されていないので、七〇年七月とした。

〔25〕 『法令全書』（一八七一年）。

〔26〕 『大田区史（資料編）加藤家文書』一九七頁。

〔27〕 同右一九八頁。

〔28〕 佐藤利文家文書七〇「公用留」。『神奈川県史』（資料編一）三頁に収録されている布告案とほぼ同様のものが太政官から一月付で発令されている。

〔29〕 『神奈川県史』（資料編一）二一～四頁。

〔30〕 『日野市史』（通史編三）七頁。

〔31〕 埼玉県行政文書 明三六七九県郡制四一（埼玉県立文書館所蔵）。

〔32〕 同右 明三六七九県郡制三五。

〔33〕 東京都教育委員会『東京都古文書集』第五卷（吉野家文書五）一三六頁。

〔34〕 『行政史料による調査の近代』七九～八一頁。

〔35〕 『東京府史』（行政編第一巻）五九五～五九六頁。

〔36〕 同右五八〇～五八四頁。

(37) 『武藏野市史』(続資料編一)六六頁の吉祥寺村「御用書留帳」に「当御府新所轄之内多摩郡村々一円、来る廿二日神奈川県へ御引渡相成候」(七一年正月一〇日付)とある。『東京府史』(行政編第一巻)には五月一二日引渡とある(六〇五頁)が、吉祥寺村が五月以前に神奈川県へ移管されていることは右の「御用書留帳」を見ても明らかであるので、五月は正月の誤りであろう。

(38) 「太政類典」2A-9-143。『神奈川県史』(資料編一)317 No.43。『神奈川県史』(資料編第一巻)編一一四一五頁および『東京府史』(行政編第一巻)六〇六一六二頁にも一部所収。

(39) 『法令全書』(一八七二年)。

(40) 『東京府史』(行政編第一巻)六〇六頁。

(41) 例えば西端藩なども、関東五ヶ国の支配地がいずれも「百里前後隔絶」していて「実情難通儀も間々有之」、また取締りも行届かないなどの点をあげて、三河国西端または伊豆国支配地最寄への村替を願い出ている

(一八七〇年一〇月一五日、「太政類典」2A-9-143)。

No.26)。

(42) 五日市村については前述の通り。また引田村・下草花村・平沢村については『秋川市史』一〇九八頁参照。

(43) 『武藏野市史』(続資料編一)三三一三四頁。

(44) 同右三六頁。

(45) 富沢家文書一〇四〇「朝政御一新地方御用書物類」。

(46) 『町田市史』下巻三八四～三八五頁。
古賀一平役所は六八年一二月に、当今盜賊などの「悪徒」が多数徘徊しているので、組合村で申合せ、取締るよう達している(『武藏野市史』(続資料編一))。

(47) 四一～四三頁)。

(48) 『品川県史料』一四六～一四八・三〇〇～三〇九頁。
石川酒造文書三一一二「御用留」。

「 探索捕亡人名前

一 品川宿 金次郎
布田宿 藤次郎

式 等々力村 富蔵
田無村 源藏

二 内藤新宿 定吉
田無村 半七

四 中野村 熊五郎
大和田村 寅次郎

五 下北沢村 永藏
所沢村 仙太郎

六 内藤新宿 市助
下練馬村 万次郎

七 町谷村 馬次郎
府中宿 庄吉

八 品川宿 竹次郎
布田宿 辰五郎

九 東大森村 浅次郎
府中宿 豊次郎

十 中目黒村 米次郎
所沢村 丑之助

右之もの已十二月より式人つゝ五日替り御役所詰被仰付候」

(49) 『品川県史料』一六三頁。
(50) 同右三〇〇～三〇九頁。

(51) 『行政史料に見る調布の近代』六八頁。

- (53) 同右一 一頁参照。
- (54) 平野国利家文書七三五（御用留、日野市史編さん室所蔵マイクロフィルム）。
- (55) 富沢家文書一六七〇「戸長副長役入書物」。
- (56) 同右一五五四「御布令廻章之記」。
- (57) 『東京都古文書集』第五卷（吉野家文書五）一四〇、一四一頁、『東久留米市史（史料）』三三〇～三三一頁。
- (58) 萩原家文書一一八九（御用留、五日市町郷土館所蔵）。
- (59) 和田家文書一一二九「大久野村壱村壱区議定書」（日の出町役場所蔵）。
- (60) 一八七五年六月、上・中・下平井村は合併して「平井村」と改称したい旨神奈川県へ願書を提出したが、その中で右の三ヶ村は「往古壱ヶ村」であったと述べられている（野口定一家文書一一一九「合併願書上帳」、日の出町史編さん室所蔵コピー）。
- (61) 『東京都古文書集』第五卷（吉野家文書五）一四五頁。
- (62) 石川酒造文書三一六。
- (63) 『行政史料に見る調布の近代』八三頁。
- (64) 『神奈川県史』（通史編四、二六九頁）などでは一四区としているが、正しくは二五区であると思われる（富沢家文書一六五二「武藏国各區元長姓名記」）。『茅ヶ崎市史』（資料編下、三四一頁）所収「高反別其外取調書上帳」（一八七二年一月付）の表紙に「神奈川管下相模国高座郡第廿五区芹沢村」とあるのもそれを裏付けるものといえよう。
- (65) 内野家文書「明治里正日誌（五年壬申三冊天）」。
- (66) 『東京都古文書集』第五卷（吉野家文書五）一四六、一四七頁。
- (67) 「太政類典」2A-9-④329 No.9。
- (68) 『東京都古文書集』第五卷（吉野家文書五）一五二頁。
- (69) 『町田市史史料集』第九集九六頁。
- (70) 青木十治家文書三一五一「村方議定連印書」・同三一五三「役名御改称に付村役進退願の控」（日の出町史編さん室所蔵コピー）。
- (71) 静原輝喬家文書五八三「村役改称進退願」・「戸長副戸長役儀願」、同五九四（村役人役入願）（秋川市教育委員会所蔵コピー）。ただし後者の史料によれば、二宮村は元八給で、名主・組頭は一六人とある。
- (72) 『武藏野市史』（続資料編三）一一〇九～一二二頁。ただし名主・年寄の人数は史料によって若干異なっている。
- (73) 『町田市史史料集』第九集一〇一～一〇三頁。年月日が欠落しているが、伊奈村石川家文書一一六一「御用留」（五日市町郷土館所蔵マイクロフィルム）によれば七二年八月二九日付である。
- (74) 伊藤好一「神奈川県における大小区制の施行過程」（『駿台史学』一七号）九九一〇頁。

- (75) 「太政類典」2A-9-太329 No.11、「法令全書」(一八七二年)。
- (76) 「東京都古文書集」第六卷(吉野家文書六)一七頁。
- (77) 前掲伊藤論文八〇九頁。
- (78) 『武藏野市史』(統資料編一)九〇九一頁。
- (79) 『神奈川県史』(資料編一)三三三三五頁、『神奈川県会史』第一卷九〇一九頁。
- (80) 『神奈川県史』(資料編一)四三頁。
- (81) 中村直男家文書一一五「給々合併奉願上候書付」(日野市史編さん室所蔵マイクロフィルム)。
- (82) 『東京都古文書集』第五卷(吉野家文書五)一一三頁。
- (83) 例えは下石原宿は旧幕府直轄領や旗下領などをすべて合併し、一宿としていた旨、神奈川県へ願書を提出している(『行政史料に見る調布の近代』八四〇八五頁)が、この願書が出された一八七二年六月はすでに改置府県を経、旧幕時代の入り組み支配を脱したあとの時期である。
- (84) 『法令全書』(一八七二年および七三年)。
- (85) 松尾正人「直轄府県政と維新政権」(歴史学研究別冊特集「民衆の生活・文化と変革主体」一九八一年)一二一～一二三頁。

*

近世期小川村の組をめぐる問題について

桜井昭男

はじめに

近世村落における組の問題については、これまでに数多くの研究蓄積がある。それは、単に歴史学の分野に限らず、社会学や民俗学などの各分野にその対象が広がっており、さまざまな視点からのアプローチが試みられている状況である。小稿でこれらの総括的な整理を果たすことは断念せざるを得ないが、いずれにしろこれらの研究の目指すところは、近世村落の成立から変化へと至るその構造的把握、またかかる構造をふまえた上で社会関係のあり方にあったことは確認しておく必要がある。

ところで、小稿が分析の対象とする武州多摩郡小川村にも組が存在していた。それは、「甚右衛門組」や「治部右衛門組」といったように、百姓名の冠された組とともに、「久保」や「小川」といったような地名を載する、いわゆる「庭場」と呼ばれる組の二種類の組として存在していたのである。⁽¹⁾ このような組名の重層性は、他地域においてもある程度の一般性を持つており、筆者も以前、他村についてごく簡単な言及を行ったことがあるが⁽²⁾、問題は、これらの組がどのような相互関連性を持って村落の中で機能していたのかということであり、そこにそれぞの村落の持つ近世を通しての発展のあり方が示され得ることになるのである。

小稿では、小川村に見られるこれらの組に焦点をあて、その具体相を検討することによって小川村の村落構造およびその社会関係に言及することを目的とする。ただ、本来ならば近世初期の状況からその流れを把握すべきところであるが、史料的制約から、ここでは主に近世中期に時期を限定することを、あらかじめ断つておく。

一、百姓名の組について

まず、小川村の百姓名を冠する組の状況から見ていくことにしよう。
^史料1

乍恐口上書を以御訴訟申上候

⁽³⁾

一 武州小宮領小川村之儀、先規り四郎兵衛と拙者共兩人ニ而代々名主仕、諸事御 公用之儀ハ不及申ニ、村中惣百姓徒共ニ兩人相談を以触来申候、御年貢御上米之儀ハ村之内ニ御藏立置御割付を以小勘定仕、右兩人立合御藏前ニ而御米取立御藏ニ詰置番人昼夜相付、御代官様より御指図次第八王寺御千人衆御扶持方ニ相度シ來リ申候、然所ニ今年四郎兵衛如何様之儀を以歟、御上米我保ニ拙者ニ相談も不仕自己之家二百百姓を召寄御年貢米取立商売之酒ニ造り申候、一言之断も不仕御米自由ニ仕候、以來御藏如何様之分失出来仕候而も、不吟味ニ而ハ拙者越度ニ可龍成と迷惑ニ奉存候、則四郎兵衛組下拙者組下先年より立わかれ罷在候間、四郎兵衛組下之儀ハ何様ニ仕候共

申分無御座候、拙者組下之御上米我辰ニ自由為致候事難成奉存候

△史料2△

間、御慈非を以先規之通拙者触下百姓御上米之儀、御藏江相納申様

二被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

元禄十五年午ノ十二月

小川村名主

次郎左衛門 ㊞

御代官様

これは、元禄十五年（一七〇一年）におきた、年貢米の取り立ておよび保管に関する名主四郎兵衛の「我保」に対する争論の史料である。

（二）この争論の経過や結末について詳しく取り上げることはしないが、これによると、小川村にあっては以前から四郎兵衛と次郎左衛門の二人が名主を勤めていたことがわかる。そして彼ら二人は、後述するようにそれぞれに組を率いていた。⁽⁴⁾ すなわち小川村は、二人の名主ごとに二つの組にわかれていたのである。

またこの二つの組は、それぞれに年貢収納の単位となっていたこと

もこの史料からわかる。それは、村に蔵を建てて、両名主の立ち会いのものと年貢納入がなされるというものであった。これについて

は、近世中期と思われるものであるが他の年貢納入に関する史料に、⁽⁵⁾

〔次〕「二郎左衛門組」「四郎兵衛組」と二つの組ごとに年貢高の記載が見

られるところから、各組ごとに年貢の集計をおこなった後に蔵へ納めていたことがうかがわれる。もちろん組ごとの百姓の所属も「組下」として確定していたことは言つまでもなかろう。これは、次にあげる史料からも確認することができる。

乍恐口上書を以御訴訟申上候⁽⁶⁾

△史料3△

元禄十六年未三月

武州小宮領小川村

四郎兵衛 ㊞

御代官様

乍恐口上書を以御訴訟申上候

△史料3△

一 今度小川村去午ノ御年貢米不残御取立之義名主方々觸御座候得共、拙者共方へハ触茂無之候間、如何様之義ニ而名主方々觸無之候哉与無覚束奉存、相百姓方へ聞合候得ハ、名主次郎左衛門方々午ノ御年貢米相名主四郎兵衛方江相渡シ候由被申上ケ候故、拙者共御年貢米之義ハ先取立無之筈ニテ、触も無之候由承リ驚入迷惑ニ奉存候、拙

者共御年貢米之義ハ去年中より手前ニ所持仕リ候故、度々兩名主方

江御米郷藏江納申度由願申候（後略）

元禄十六年未三月十四日

武州小宮領小川村

治郎左衛門組下

平百姓 文右衛門 印

（他四名連印）

御代官様

これは、^{ヘ史料1}の問題について、次郎左衛門組下分の年貢は次郎左衛門が四郎兵衛に渡したということに対し、それが偽りである旨を、四郎兵衛および次郎左衛門組下の百姓が訴えているものであるが、ここから小川村の年貢納入のシステムをうかがうことができる

である。

ただしこの時期には、対領主的には年貢は小川村全体として計算されていたようである。というのは、寛保三年（一七四三年）に「是年カ両組目録式通ニ成」と書かれた史料⁽⁸⁾があるところから、ここでようやく各組⁽⁹⁾ごとに計算されることになったと言つてよいだろう。とすれば、先に注（4）としてあげた史料は、この時期以降に属するものとということになる。また、この年には「田畠反別分ケ帳」として、それぞの組の反別の確認がなされていることは、この証左ともなり得るだろう。

このことは、名寄帳などの村方書類の管理という面からも見てとることができる。

ヘ史料4
⁽¹²⁾

このように、それぞれの組は、一つには年貢取り集め・納入の単位として存在していたのであるが、^{ヘ史料1}の文言に戻れば、これらの二つの組は、「則四郎兵衛組下拙者組下先年立わかれ罷在候」と、

正確な時期に関しては今のところ不明とせざるを得ないが、「先年」からこの組が成立したことが述べられている。また同じ史料の最初の部分で、「先規⁽¹⁰⁾四郎兵衛と拙者共両人ニ而代々名主仕」と、名主自体は以前から一人であったことがわかるが、それが組として定形化するものが「先年」であったとすることができる。その理由については、これも明確なことは不明であるが、「諸事御 公用」や「触下百姓」といった文言からも、これが領主（幕府）の行政的意図によるものと考えることは許されるだろう。もちろん「村中惣百姓徒共両人相談を以触來」る側面を忘れてはならないが、これも基本的には、彼ら名主の行政的側面として統一的に把握されているものと考えることができ⁽¹¹⁾。

一 小川村古来有来候御水帳四冊、青木勘左衛門様御知行所之節引合出来仕候御水帳三冊、其後御料ニ罷成候節、法林寺 御朱印地不足仕候ニ付出入ニ罷成候故、従 御公儀様貞享式年丑年右古來之御水帳と引合不残地押被遊、法林寺江不足之所高八石余御附被成、残反歩四拾式石余出候ニ付、小川村元高四百二十石之場所只今致都合四百四拾五石余 殿様御領ニ罷成候、其砌之御水帳出歩之帳面三冊都合拾冊之帳面、其外繪図書物御座候所 両名主ニ而所持仕来リ候故、此度両組相談之上箱ニ入錠ヲ^(隔)、自今者当役之名主格年ニ所持

不仕候、勿論右帳箱之かぎハ休役之名主所持可仕候、然上者重而出
来仕候帳面茂是又右箱二入置候積リ落着仕候上者、双方念ヲ入若出
火等之節ハ惣百姓名主方江欠附帳面紛失之様ニ可仕候事

(後略)

寛延式年巳三月

名主 清 八 印

同

治部右衛門 印

(他八十三名連印)

(奥書略)

このように、名寄帳などの村方書類が入った箱を隔年に名主において所持することが取り決められているが、箱の錠を休役名主が保管することなどは、その管理の徹底ぶりがうかがえて興味深いことである。これなども、各組の行政的な独立性の展開のあり方として把るべきものであろう。その意味で、小川村における寛保から寛延に至る時期の重要性は十分に注目する必要があるといえる。

さて、この二つの組は、反別的には注(9)で示した通りであるが、家数としては寛政十一年（一七九九年）の「家數人別書上」⁽¹³⁾によれば、小川村全体で八十九軒のうち、「儀左衛門組」（寛保期の「治部右衛門組」）が三十六軒、「甚兵衛組」（同じく「勘右衛門組」）が五十三軒となっている。小川村全体の家数は、明和八年（一七七一年）では九十軒⁽¹⁴⁾、「新編武藏風土記稿」では九十三軒、明治元年（一八六八年）では八十八軒⁽¹⁶⁾となっている。加えて元和六年（一六二〇年）の「小川村本田之帳」「小川村新田之帳」「屋敷覚帳」で名請されている人数が七十二名（外に熊川村の百姓が九名名請している）であるこ

とを含めて考えてみれば、小川村は近世期を通して、家数という面ではそれほどの変化は示していないことになる。このことから、小川村の二つの組の編成も、近世を通じて「家數人別書上」の数値と大きく隔たることはないことができるだろう。

二、「庭場」について

これまで、小川村の百姓名の組について述べてきたが、一方で小川村には、いわゆる「庭場」と呼ばれる地名のついた組も存在していたことは先述した。そこで、次にこの「庭場」について触れていくことにする。

△史料△

村祈禱祭礼之儀御尋ニ付申上候⁽¹⁸⁾

一 惣名小川村之一村之内ヲ西庭場・東庭場・久保庭場と三組ニ致置
申候、水祭り壱ヶ年ニ春一度右庭場ニ而^(ママ)三ヶ年格番ニ世話仕候、
西庭場之節者林泉寺、東庭場之節者法林泉寺^(ママ)、久保庭場之節ハ慈眼
寺、此節ニ宮村玉泉寺・小川村法林寺・宝清寺・慈眼寺・林泉寺
五ヶ寺御立合ニ而年々春一度御祈禱御座候
(中略)

一 秋一度ハ風祭りと申シテ、二宮村玉泉寺支配之小川村之氏神熊野
權現御神前之庭ニ而、村内法林寺・宝清寺・慈眼寺・林泉寺四ヶ寺

御立合ニテ御祈禱有之神酒ヲ献、西庭場・東庭場・久保庭場一同ニ立合神酒載申候

右一ヶ年ニ兩度、三つ之庭場一統ニ三日遊ヲ仕、壱軒ニ付拾六銅つゝヲ仕、右神酒諸入用ニ仕来候

一 三ヶ年ニ一度、四五年ニ一度九月十九日ニ、玉泉寺支配之氏神小川村熊野社地ニおいて、所ニ而取立置候操ヲ祭礼ニ仕候、一昨年相勤申候、此入用三ツ之庭場一統ニ出錢仕候（後略）
(明和八年三月廿八日)

義左衛門

太郎右衛門

九郎右衛門

これは、小川村における祈禱や祭礼の方法などについて書き上げた史料である。この史料が作成された契機は、祈禱・祭礼における「庭場」間の争いにあつたのであるが、このことは小稿に必要な範囲で後述することとし、とりあえずここでは、小川村の「庭場」に焦点をしほって見てみることにしよう。

さて、この史料から、小川村には「西」「東」「久保」の三つの「庭場」があつたことが確認される。そしてこれら「庭場」は、水祭や風祭、操芝居などをおこなつていい単位となつていたようである。また、これらの行事に際して、それぞれの「庭場」と寺院および神社との結びつきが見られるることは、「庭場」の性格を考える上で注目すべきことであろう。

各「庭場」を構成する家数は、明和八年当時、小川村全体で九十軒

の内「久保庭場」が三十軒あつたことを確認することができる。⁽¹⁹⁾これは「新編武藏風土記稿」の小名の書き上げの「久保」の箇所に「こゝにも民家三十二軒すめり」とあることからもその様子がわかる。すわち、残り六十軒が「東庭場」と「西庭場」に分かれていたことになる。しかもこれらの「庭場」はある程度地域的に編成されていることがうかがわれるのである。これは次の第三節で触れることにすら。

ただし、「東庭場」と「西庭場」は一括して「小川」として把えられていたらしい。これは、^{ヘ史料5}にかかる問題として後述することにするが、一つだけ指摘するならば、それぞれの「庭場」の鎮守の問題とかかわって、「東庭場」と「西庭場」が共同の鎮守を持つていたことが、この二つの「庭場」を「小川」としてまとめるになつたのだと考へることができよう。そして、まさにこの鎮守の問題が、後述の「庭場」間の争論の主要な論点となつていたのである。

「庭場」の機能については、^{ヘ史料5}からも、それが村における祭礼・祈禱にかかる単位としてあつたことがわかるが、いま少しこの「庭場」の機能について考えてみることにする。

史料6
村定之事⁽²¹⁾

一 祝儀有之三ツ目嫁見与申是迄致來候は、被呼候者ハ酒代を以大勢集メ不被呼者たりとも三ツ庭場ニ而祝義有之、跡小口之者兩人宛六

人物代ニ而右酒代持參相祝可申候事

(以下略)

寛政九年巳四月

(百姓八十六名連印)

村御役人中

この村定では、村内において婚礼があつた場合の「庭場」の対応が取り決められている。「庭場」の機能について、滝沢博氏はこれを①屋根普請②講③雨乞い④無尽⑤道橋普請⑥病氣⑦祝儀⑧葬礼⑨火事⑩入金山⑪祭のつきあい、と十一項目に分類して説明しておられるが、⁽²²⁾史料6くも、この分類の中にあてはめれば⑦に含まれるし、^{へ史料5く}では、祈禱・祭礼にかかるものとして③や⑪にあてはまる」とになる。そして同じく^{へ史料5く}に見られた「三日遊」(=休日)や操芝居の問題をこれに加えて考えてみると、「庭場」というのは、実際に村の共同体的まとまり、言い換えれば、村の生活にかかわるところの単位として編成され、存在していたとすることができる。^{こので}「編成」というのは、幕藩体制によって編成されるのではなく、信仰や生産に常にまとわりつくものとして、まさに村の内実から湧き出たものとして位置づけるべきものである。もどりこの「庭場」の性格についてはこれまで十分な研究の蓄積があるとは言い難く、^{こので}「庭場」についての総合的な位置づけを試みることは急に過ぎる。

よってとりあえずは、小川村において見られる動向という限定を附して考えておくことにするが、^{へ史料5く}の第一條目に、風祭について「熊野權現様御神前之庭ニ而……御祈禱有之」とあるのは、「庭場」の性格のみならずその語句の問題とも関連して、実に象徴的と言え

よう。
また、これら「庭場」の起源について、これを明確化する」とは困難であるが、

⁽²³⁾史料7く

往古より久保者本名之所、何之頃ち歟小川と唱來、終に當時者小川を本名ニ申候候、鎮守之儀も古來も茂七屋敷ニはらまれ有之熊野權現二候所、是以何之頃歎小川ニ別而鎮座有之、剰御檢地之節之事ニも候哉御除地も附候、依之村差出ニも熊野權現両社と差出候(後略)と、「久保」なり「小川」なりという区別が「往古」よりあつたことがわかる。この史料は、次に述べる明和期の「庭場」間争論に関するものであるが、いずれにしろ、「庭場」自体が共同体的まとまりとして存在していたのであれば、その歴史はいわゆる行政的な組よりも古いことは、当然考えられて然るべきであろう。

三、明和期の「庭場」間争論について

以上、小川村における組について、これを行政的性格としての百姓名の組と、共同体的性格としての「庭場」の二種類の組として述べてきたが、^{このでは}これら二種類の組の相互連関について考えていくことにしたいと思う。この問題を扱うにあたっては、小川村の各「庭場」間で明和期におこった争論を素材として取り上げることにする。

ただしこの争論については、小稿で問題とする村内における組のあり方という視点にかかる限りにおいて言及するにとどめ、その全面的な考究についてはこれを省略することになるので、この点を断つておきたい。

さて、まずこの争論の内容を大概的に知ることのできる史料を掲げることにしよう。この史料は⁷史料⁷で取り上げた史料と同一の史料であるが、ここでは⁷史料⁷で後略とした部分から掲出する。⁷史料⁷とともに合わせて考えていくことにする。またこの史料は、小川村の隣村である熊川村の石川家に残されていたものである。年次文書で、しかも差出や受取が記されていないが、小川村の争論に対して、他村の役人が扱人に入つたことから、このような形で史料が残つたものと言える。

（史料⁸）

然所去ル明和七寅年、小川之鎮守社木千魅ニ而枯候節、村中相談を

以社木伐採候時、二ノ宮村玉泉寺者古來る別當之事故、無沙汰ニ伐候者如何之存寄ニ候哉と咎候ニ付、小川村挨拶ニ古來る氏子持ニ候所、社頭造宮も仕候積リニ而候段申之ニ付、其分ニ成かたく已ニ江戸表迄出訴ニ及候所、別當之証跡分明之上者、無沙汰ニ伐候段難相

立義と申筋を以、近村之人之取扱双方得心之上済口証文取替候而相済候、其節取扱人之了簡を以向後別當玉泉寺江ニ季之作初穂納、別当らハ氏子へ四節之守配候議定ニ候所、小川分者相違無之候所、久保三十軒者古來る久保熊野権現鎮守ニ而、別當者高月円通寺ニ候へ

ハ小川一同ニ難相成由ニ付、是亦異論ケ間敷相成候所、右三十人之内十四軒引放レ小川一同ニ組シ久保者十六軒ニ相成候得共、可致様も無之ニ付其意ニ落着、小川者玉泉寺ヘ氏子名前連印ニ而何十軒と繕リ候、其中源兵衛者其節名主勘兵衛組之百姓ニ候所、十四人と一同ニ小川へ組候ハ不宜と申筋、右取扱人之了簡ニ而勘兵衛方へ誤証文差出済申候、夫以来久保十六軒と小川氏子と不睦、以前者祭礼等も無事候間ハ一同ニ致候所、其後者以前之通ニ者出来兼申候、依之始終村方異論之基ニ相成候而ハ甚以氣之毒ニ存候間、双方江此度御異見申入候意趣如左

一両鎮守熊野宮御事者新古之訳者有之候共、夫ニも貧着不仕、久保小川惣氏子共ニ一同ニ無差別右両社を以來鎮守と相定、祭礼等興行仕候時も勿論、其外両社江拘り候事者何事ニ不寄小川久保一同ニ申合向後和融致信仰仕候ハヽ、乍恐御神慮ニも相背申間敷哉と奉存候段双方へ及御異見候所、双方御得心

（以下略）

長文の引用となつてしまつたが、争論の様子は概ねこの史料によつて知るところとなる。以下、この史料を主軸に考察を加えていくことにする。

さて、争論のそもそもその発端は、明和七年（一七七〇年）に小川の鎮守である熊野権現の社木が枯れた際に、これを別當寺である二宮村玉泉寺に無断で伐り倒したことにある。この社木伐採一件についていは、一応近村の取り扱いによって内済となり、氏子からは夏作と秋作の初穂を捧げ、玉泉寺からはお札を渡すということなどが確認された。

これに対し、小川の氏子はそれに相違ない旨を表明したが、名主勘

△史料9▽

乍恐書付を以申上候御事

兵衛をはじめとする十六人の久保の百姓は、これを不服としたのである。

というのは、久保三十軒（＝久保庭場）⁽²⁵⁾は古来より久保の熊野権現を鎮守としており、その別当寺は高月村の円通寺であるため、小川の熊野権現の別当寺である玉泉寺からお札をもらうわけにはいかず、小川と一緒にはなれないというのがその理由であった。

ところが、この久保三十軒の内十四軒が久保を離れ、小川の氏子になるという事件がおこってしまう。^{△史料7▽}に書き上げたように、古来は久保が「本名」であり、また小川の熊野権現も久保の熊野権現から勧請されたといい伝えもある⁽²⁶⁾と言っていたが、現実としては小川の方が人数も多く、勢いは小川にあつたことがこの氏子の移動にも表われていると言える。ここにおいて、久保は十六軒となつてしまふのである。またこの十六軒は、先に社木一件の内済を不服とした者と一致することは疑いなかろう。

ところで、小川に移った十四軒の内、源兵衛という者は、第一節で

水谷信濃守様

御役人中様

述べた「勘兵衛組」に属する人間であつたところから、源兵衛が小川の氏子になることには問題があるということになつてくる。勘兵衛は久保に属する小川村の名主であり、源兵衛は取扱人の了簡で勘兵衛に誤証文を入れることで落着するが、一方で勘兵衛は「勘兵衛組」の中心であるところから、「この氏子の移動が単に「庭場」の問題だけではなく、「庭場」と「百姓名の組」との関係の問題となつてくる」となる。

* * *

（前略）右申上候通久保三拾軒者古來久保熊野氏子ニ相違無御座候、是迄玉泉寺より祈禱之札請候事竟無御座候、但久保三拾軒之中此度儀左衛門支配之百姓拾三軒・勘兵衛支配百姓源兵衛儀元來久保氏子之段申募り罷在、何事も久保庭場一統ニ御座候処、去寅十一月中旬頃如何相心得候哉急ニ異変仕、其段儀左衛門方江小川氏子可相成与印形仕候、儀左衛門支配百姓之儀ニ候得者無是非事ニ御座候、源兵衛儀者此度済口之砌仲人中并小川組頭取斗誤証文勘兵衛方ニ取置申候、何卒御吟味之上彼者共拾四軒久保氏子ニ罷帰候様被仰付被下候ハヽ、久保庭場一等ニ難有奉存候（後略）

明和八年卯三月

小川村名主

百姓 勘 兵 衛 印
万 右 衛 門 印

この史料によれば、久保三十軒の内、小川に移動したのは「儀左衛門支配」の百姓十三軒と「勘兵衛支配」の百姓源兵衛一軒の計十四軒であったことになる。久保の三十軒は「久保氏子」であるところから、また△史料8▽によつて源兵衛が「勘兵衛組」の百姓とわかるところから、「ここで言う「儀左衛門支配」や「勘兵衛支配」といった時の「支配」とは、氏子としての所属ではなく、「組」を意味していることになる。すなわち、久保に属する百姓には、それぞれ「儀左衛門組」

と「勘兵衛組」の二つの「百姓名の組」の百姓が存在していたのである。⁽²⁸⁾この争論においては、久保から上の申書と、先の社木一件が内済した旨の久保の十六軒を除いた上申書が残されているが、これらの史料の連名には、久保については勘兵衛、小川については儀左衛門と、小川村の名主がそれぞれの側に分かれていることが確認される。これに「小川氏子ハ儀左衛門方江印形取、久保氏子者勘兵衛方江印形取候」⁽²⁹⁾

という社木一件の印形の取り方を加えて考えれば、「庭場」も小川村のそれぞれの名主に率いられていたと言つて間違いない。⁽³¹⁾

久保にあっては、以上のように二つの「百姓名の組」の百姓がいたわけであるが、一方第一節で述べたこれらの組の構成家数から、当然小川の側にも「儀左衛門組」と「勘兵衛組」の双方の百姓がいたはずである。しかしこれは「庭場」が小川に属していることで、この件に關しては別に問題もなかつた。ただ一人、久保に属する「勘兵衛組」の百姓である源兵衛の挙動のみが、ここで問題となつたということである。

以上、明和期の争論を素材として、「庭場」と「百姓名の組」の関連について見てきたわけであるが、ここからわることは、この二種類の組は、その人的構成から言って、それぞれの系統としてまとめられるものではなく、小川村の中で錯綜性をもつて存在していたということである。「庭場」は、先述したように共同体的側面としての、それぞれの鎮守を中心とした信仰・生活の単位としてあり、また一方の「百姓名の組」は行政的側面としての年貢負担を中心とする単位としてあつたのであるが、本節で見てきた「庭場」間争論は、基本的に

はそれぞれの「庭場」の勢力争いにその端を発していたことを認めつつも、まさにこの小川村における二種類の組の錯綜性に、その重要な原因を置いていたということができる。その点、^{ヘ史料9}で、久保氏子十四軒の小川への移動に関して、勘兵衛が「儀左衛門支配百姓之儀ニ候得者無是非事ニ御座候」と言つてゐることは示唆的である。

またこの観点からすれば、名主や組頭という行政的側面を代表する者が、同時にそれぞれの「庭場」を率いるということで、共同体的側面を吸い上げることになるわけであるが、しかしこの幕藩制的意図は、二種類の組の錯綜と、それにまつわる明和期の争論から見ても、それが結局は不徹底性・不完結性としてあらわれざるを得なかつたと言う他はない。このことは、幕藩制的村落支配が機能しなかつたということではなく、むしろ現実的な生活の場としての村にあっては、「庭場」において体現されるような動向とその不可侵性を維持することこそ意味があつたということであろう。近世期の小川村は、この二種類の組の錯綜の中には、さまざまな混乱を見せながらも、常に自己の存立を求めていたと言えよう。

おわりに

これまで、武州多摩郡小川村を分析対象として、その中に存在する二種類の組について検討を加えてきた。ここでその考究の軌跡をなぞらえることはしないが、行論上残された問題について、若干の推論を混じえざるを得ないことを断りつつ、展望としてまとめておきたいと

思つ。

先述したように、小川村における二種類の組は、行政的性格としての「百姓名の組」と共同体的性格としての「庭場」というそれぞれの特色を持ちつつも、これらが錯綜性として複雑に入り組みながら存在するという現実によって、さまざまに揺れ動きながら近世という時代を生きていったのであった。明和期におこった「庭場」間争論はその象徴的事件としての位置を占めると言えるのであるが、そこで問題となってくるのが、では、この争論が何故にこの時期におこらざるを得なかつたのか、ということであろう。

行政的性格としての「百姓名の組」は、それゆえに近世に入ってからの産物であると考えることができるわけであるが、これがそれぞれの組として村内において定着されてくるのが、寛保から寛延にかけての時期であつたろうことは第一節で触れた。一方で「庭場」は、第二節で「百姓名の組」より以前にあつたであると述べたが、実際のところ「庭場」という語が史料上に明確に表われてくるのが、まさしくこの寛保～寛延期にかかる近世中期以降であることは、注目すべきことであるといえる。このことは、以下のように考へることができよう。

寛保～寛延期を画期とする行政的な組の定着・浸透により、それまで存在していた共同体的組織としての「庭場」が、幕藩体制の行政的組に村請制という形で組み込まれることによって、村内における二種類の組の錯綜性がその意味を深めることになる。そして、村の生活にとってある意味で「先天的」なものであった「庭場」は、このような

幕藩体制的支配の介入という状況に対し自己を主張し、その姿を明確に表面化せざるを得なくなつたのであり、それゆえにこそ第三節で取り上げた明和期の「庭場」間争論は、このような時代的状況の中で、まさしくこの時期におこる必然性を持つていたことができるものである。

また、「庭場」の性格については、先述したように、これまで明確な位置づけはなされていないが、いくつかの事例から、その現れ方は村によって異つていることがうかがわれる。これも、それぞれの村の状況における、行政的な組と「庭場」とのかかわり方の問題として捉えることができるのではないだろうか。すなわち、場合によつては行政的な組と「庭場」が重複することもあるだろう。またある場合には、この二つの組がズレとして現れてくるというように、両組の狭間で揺れ動きながら、それぞれの村で多様な存在形態を示すのだと考へることができよう。

以上、明和期におこった争論を中心にして、その歴史的意味について考えてみた。もとより残された課題は多いが、近世初期の小川村の状況を明らかにし、また近世後期に向けた共同体の弛緩・解体といった問題を、これらの状況の中に位置づけるためにも、今後新たな史料の探索も含めて検討を重ねていかなければならないことを自覚しつつ、まずはここで擱筆することにする。

* * *

〔註〕 (1)

近世村落における組についての研究は先述のように膨大なものであり、そのリストをここで提供することはできないが、とりあえず西多摩地方に関連するものとして、村上直「近世における村と組の問題—檜原村の場合について」(『多摩郷土研究』第二二号、一九五七年)を挙げておく。また「庭場」を取り上げたものとして、滝沢博「庭場の問題—南小曾木村・市川家日記より」(『多摩郷土研究』第四六号、一九七五年)がある。

(2) 抽稿「近世坂浜村の村組編成について」(『稻城市史

だより』第一〇号、一九八七年)。

(3) 森田家文書No.三五七。

(4) それぞれの組名は、寛保二年では「甚右衛門組」「治

部右衛門組」、寛政十一年では「儀左衛門組」「勘兵衛組」となっていた。これらの名前はそれぞれ小川村

の名主の名前であり、名主の代がわり(それぞれの家

は世襲的に名主を継いでいる)とともに組名が変わっていることを示しているが、その構成は、基本的には同一のままで受け継がれていると考えられる。ま

た小川村には、旗本青木氏の知行地があり、この青木知行所の百姓三人がいたが、彼らは註(14)の史料からこの二つの組に入ってはいなかつたことがわかる。なお、「庭場」は久保であつたことも確認することが

できる(森田家文書No.一八一一)。

(5) 森田家文書No.三七一。

(6) 同 右 No.二五五。

(7) 同 右 No.二二九。

(8) 同 右 No.四三三八。

(9) 同右No.三六〇四。なお、各組の反別構成は、甚右衛門組が反別一七町六反七畝一六歩(全体の五八、九%)、

治部右衛門組が一二町三反一畝二三歩(同じく四一、一%)となっている。

(10) たとえば、その例として次の史料を挙げよう(森田家文書No.六四)。

覚

一永武百文 但札八枚

右是ハ当子年分萱山札錢撻ニ請取申候、以上

貞享元年

子ノ十月廿五日

大久野村

久右衛門

印

甚右衛門殿

助右衛門殿

この甚右衛門と助右衛門は、ともに小川村の名主であることが確認される(森田家文書No.三五九九)ところから、少なくともこの段階での名主一人制を確認することができる。

(11)

この村役人の村の内でのあり方の問題については、これまでいろいろな論が提出されているが、「ここでは、水本邦彦「初期『村方騒動』と近世村落」（『日本史研究』第一三九・一四〇号、一九七四年）をあげておく。

森田家文書No.一五八八。

同右No.三七六八。

同右No.二八七五。

雄山閣版、一九七二年。巻之百七、多摩郡之十九。

森田家文書No.一八三一。

同右No.三五九四、同No.三五九五、同No.三五九三。

同右No.二八七八。

このことを示す史料は多いが、たとえば同右
No.二八七五。

註(15) 参照。

註(16) 参照。

註(17) 参照。

註(18) 参照。

註(19) 参照。

註(20) 参照。

註(21) 参照。

註(22) 参照。

註(23) 参照。

註(25) 参照。

史料中に「小川庭場」という語句が出てくるものはないが、たとえば「史料9」の文言から、「久保」＝「久保庭場」であることが確認される。そして「久保」に対して「小川」という語句が使われているのである

から、「小川」も「庭場」として考えてよいと思われる。このことからも「東庭場」「西庭場」＝「小川」としてあり、それが鎮守（小川熊野権現と久保熊野権現）にかかわる地域的単位であったことが知られるのである。

森田家文書No.二八七五。ただしこの史料が久保側の書き上げによるものであることは注意する必要がある。

森田家文書No.二八七五。

註(25)で触れたように、「庭場」は地域的な編成單位であると考えができるが、「百姓名の組」はこれに対しても地域的なまとまりとして存在するものではないことがわかる。

久保側の史料としては、森田家文書No.二八七五、小川

側の史料としては、同じくNo.六七五六をあげておく。

森田家文書No.二八七五。

また、これにかかわって、小川村の組頭もそれぞれの名主ごとにについていたことがうかがわれる。すなわち「儀左衛門方組頭之内一人」という文言の史料（森田家文書No.二八一一）や、明和期の「庭場」間争論に関連して「小川組頭」（同No.二八七五）といった文言が散見されるのである。

熊野神社をめぐる諸史料について

北村澄江

一、はじめに

武藏国多摩郡小川村（秋川市小川）には、江戸時代に三つの庭場があつた。一つは小字清水を中心とする東庭場であり、武田の落武者であるという伝承を持つ青木・樋・高木・矢崎・本郷などの姓を持つ人々が代々居住している。二つ目は小字小仲・田中などを含む西庭場であり、森田儀左衛門家はここにある。三つ目は小字下久保・久保前などを含む久保庭場で、森田家と共に名主役を勤めてきた堀部勘兵衛家がある。東庭場はいつの頃からか表と裏の二つの庭場に分けられ、現在庭場は四つである。

庭場は村組の一種であると考えられるが、その定義や機能については、本報告書中にその成立の問題を考察した桜井氏の論文もあり、私自身まだその全体像を把握しきれていないので詳述することは避けたいと思う。しかし、庭場は地域的な一つのまとまりとして、年中行事・祭礼・講・婚姻・葬送などの折には様々に機能しており、小川においては祭礼の折など現在も十分に人々に意識されている。

さて、私はこの研究会における自分のテーマを、村の諸機能を信仰という側面から考察してみるという所に設定している。寺社の祭礼や講の運営、小祠の祭礼などを通して庭場内における人と人との関係、村内における庭場と庭場の関係というようなものの諸相を具体的に明らかにしてみたいと考えている。その方法としては、一つは村に残された古記録の中から社寺や祭礼に関するものを抜き出して分析してみる事、もう一つは村の古老からの聞き書きによって現在から過去を見通してみる事の二つが考えられると思う。このような作業を行なう事によって、どのような事実が浮かびあがってくるのか、興味のあるところである。

しかし、一口に信仰関係といつても、小川には村の鎮守であった二つの熊野神社をはじめとして、東庭場には森田家との関係が深い法林寺、西庭場には林泉寺、久保庭場には法林寺の下寺である慈眼寺などの寺社があり、それぞれ村の人々と深いつながりを持っている。また、久保と西には庭場の稻荷社が、東には青木・香川・本郷などのイッケの稻荷社があり二月初午には現在も稻荷講が行なわれている。更に久保には地蔵堂があり、庭場の寄り合いや若者宿などとして使われて来た。現在も八月二十四日（以前は九月二十四日だった）には地蔵講が行なわれている。これらのものについて、順次検討を加えて行きたいと考えているが、今回はその導入として、鎮守である熊野神社の主として近世の史料の概要をまとめてみたい。

二、二つの熊野神社と森田家文書

小川には二つの熊野神社がある。一つは西庭場の森田儀左衛門家の隣地（秋川市小川六三九番地）に鎮座するもので、もう一つは久保庭場の堀部勘兵衛家の隣地（同四七〇番地）に鎮座するものである。い

ずれも江戸時代には「熊野権現社」と称せられ村の鎮守であった。創建年代や由緒は明らかではない。本稿では、二つの熊野神社を区別するため、前者を小川熊野神社、後者を久保熊野神社と称することにしたい。

小川熊野神社は、森田家とは深いかかわりを持ち、同家は代々責任総代を務めている。明治六年には村社に列せられた。

『新編武藏風土記稿』（多摩郡之十九）によれば、

除地、九畝十二歩、村の中央にあり、小祠なり、上屋二間に三間あり、南向、前に鳥居あり、本地は阿弥陀・薬師・觀音の三軀にして、本社は、二ノ宮村の玉泉寺の持なり

とある。また、明治二十二年五月取調の『（武藏国西多摩郡）小川村誌草稿』（森田家蔵）によれば、

所在	村ノ西北字小仲	坪数	五百八十二坪
祭神	伊弉那美神	社格	村社
創立	未詳	祭日	九月十九日
氏子	六十七戸	末社	（無）
兼務祠掌	小宮尚光		

旧熊野大權現ト称ス明治三年庚午十月社号改替ス宝永五年戊子九

ノ官地ナリ

月社殿ヲ重修ス地ハ六百三十九番地ノ官地ナリ

（欄外）年代詳ナラズ 旧反別九畝十二歩除税ノ地タリ 明治一

己巳ノ月上地トナリ同九年三月廿八日敷地ヲ除ノ外拂下トナリ民

地ニ属

とある。

現在は、東西両庭場の人々によって氏子会が結成され、新入住民の人々の加入を認める形で祭礼が行なわれている。例祭日は九月十五日（以前は十九日）であり、代々責任総代を務める森田家の他に各庭場（東表・東裏・西）より一人ずつ氏子総代が出、庭場ごとに年番が出て祭礼を執行している。

一方、久保熊野神社は、堀部家と深いかかわりを持ち、同家も代々責任総代を務めている。明治以降の社格は無格であるが、村持ちの社として祀られてきた。『新編武藏風土記稿』（同）によれば、

除地、年貢地、三十坪、小名久保にあり、小社、上屋二間に三間、前に鳥居を立、村持

とあり、『小川村誌草稿』には、

所在	村ノ西南字下タ久保	坪数	百二十坪
祭神	伊弉那美命	社格	無格
創立	未詳	祭日	九月十九日
氏子	三十三戸	末社	（無）
兼務祠掌	小宮尚光		

旧熊野大權現ト称ス明治三年庚午十月社号改替ス地ハ四百七十番

とある。例祭日は同じく九月十五日であるが、こちらは久保庭場の人々によって祭礼が行なわれ、同様に新入住民の加入を認める形で氏子会が作られている。

このように二つの熊野神社の祭礼は全く別々に執行され、小川熊野神社に合祀されている八雲神社の祭礼（四月十五日）が、東・西・久保の三庭場合同で行なわれているのは対照的である。

以下、二つの熊野神社と村とのかかわりを史料の中から探ってみたい。

森田家文書には、近世・近代を通して百点余の熊野神社関係の史料が現在する。この内、近世の熊野神社に關係すると思われる史料は、現存のところ七十五点見つかっている。そして、最も古い内容を示しているものは、宝永五年（一七〇八）九月の小川熊野神社の棟札の写し（№五六五）である。これらの史料を内容別に分類してみると（1）祭礼面に関するもの、（2）宮社の造営や修復に関するもの、（3）社木の売り渡し等に関するもの、（4）祭礼に関するもの、の四つに分けることが出来る。以下、主な史料の内容を示しながら、それぞれの内容を概観してみたい。尚、これらの史料は森田家に保存されていたものなので、主として小川熊野神社に関する史料である。久保熊野神社については、現在までのところ堀部家の近世における史料の所在が不明であり（近代以降については二十点程の史料が残されている）、残念ながら森田家の史料の中から推察される断片的な記録のみしかない。

* * *

三、祭礼面に関する史料

祭礼面は神社所有の田畠で、この小作料によつて祭礼その他の入用金を賄つてゐる。史料は主としてこの祭礼面の小作に関するもので、十三点が見つかっている。

（1）『熊野様米取帳』（享保十三年（一七二八）申霜月吉日 No.八〇〇）

御米預り主、治部右衛門・又兵衛によつて書き上げられたもので、享保十三年から寛延元年（一七四八）まで二十年間の小作米高が記されている。小作主としては、

仁兵衛（久保 申年、享保十三年）、平八（久保 申から卯年まで、享保十三一二十年）、李之助（亥年、享保十六年）、伊左衛門（子から丑年まで、享保十七年から十八年）、幸七（丑年、享保十八年）、太郎右衛門（辰から午年まで、元文元年から三年）、清八（子から寅年、延享元年から三年）、新七（子から辰年、延享元年から寛延元年まで）の名前が見える。小作米高の使い道としては、宮の修復（屋根ふき、鳥居造立他）、祭礼諸費用などが見え、法林寺へ用立てをしているという記事もみえる。また、元文三、四年頃には杉木の売払代金にて、久保前、とうとう（み）下などに新に田地を購入し、祭礼面としている旨の記事もある。所々に覚え書きがあり、この時期の小川熊野神社の動向を知る事の出来る史料である。

(2) 「質物手形之事」(元文三年午十二月 No.一八九九一六)

(1) の内容に関連する史料であるが、とうとう下の上田壱畝歩を、

甚右衛門が熊野権現へ四両で質入れした旨の質物手形。年季は五年

である。

(3) 「質物手形之事」(元文四年未三月 No.一九〇一一)

小川村地主甚右衛門より、熊野権現へ田二一か所(とうとう下の上

田二畝二十二歩と同所川原附中新田六畝歩)を七両にて質入れした

旨の質物手形。(2)と同様に(1)の内容に関連した史料。

(4) 「覚」(No.一五七〇)

寛保四年から延享三年までの小作米高の控。小作主として、甚右衛

門、新七、清八の名が見える。

(5) 「小作請負手形之事」(寛保四年(一七四四)子二月 No.

一九〇一)久保前の田三か所に付甚右衛門が小作を請負った旨の請負手形。小作米高は壹石壱斗九升、証人として組頭小平次、九郎右衛門、源八、名主治部右衛門の名が見える。

(6) 「覚」(延享二年(一七四五)丑十一月 No.一九〇一一四)

玉泉寺が宮様(東叡山寔永寺)へ差し出した社地除地書き上げの覚。

社地は八間二長五十間とある。

(7) 「書上札之事」(明和七年寅閏十一月 No.一八九九一九)

小川熊野神社社地除地の書き上げ、縦五十五間、横十三間、石嵩下
畑二石とある。

(8) 「祭礼面入上覚」(子十月 No.一五六二一一)

延享四年(一七四七)から天明二年(一七八一)までの祭礼面の入

上覚。差出人は茂七、総高は十三両二分二朱十錢四四三文。

(9) 「祭礼面勘定覚」(年欠 No.一五六二一一)

明和八年から天明二年までの祭礼面小作高の勘定覚。小作主は源兵

衛。

(10) 「元金と利子の覚」(年欠 No.一五六二一一)

(8) • (9) に関連のある史料と思われる。

(11) 「心覚」(年欠 No.一八一一一〇一七)。

寛政四年(一七九二)の熊野社除地の書き上げの覚。除地高は三石七斗。

以上その他、(12)「口上書(熊野面小作地伏権に付)」(寛延三年午九月 No.一三一五、小川村新七→村方役人中)、(13)「小作米取割帳(熊野面納米覚之事)」(宝曆九年卯九月 No.五一四)などの史料がある。

四、宮の造営や修覆に関するもの

熊野神社の創建の時期は小川についても久保についても不明である。明治二十一年の『神社明細帳』によれば、小川熊野神社には宝永五年の修復と寛政六年の再建の棟札があるが、次に示すものが宝永五年の棟札の写し(No.五六五)である。

森田事此頃暫小磯ヲ名乗

小磯四郎兵衛

堀部次郎左衛門

惣百性中

武藏多麻之郡小宮領小川村

大工 橋本甚五右衛門

菅月師 柴田彦兵衛

九月吉祥日

小工 小林傳兵衛

聖主天中天

迦陵頻伽聲

ぼん字

奉修復熊野權現之宮

一宇

哀愍衆生物

我等今敬礼

寛政六年の棟札の写しはないが、史料としてはこの時の再建のものが最も多いので、以下（A）でこれらをまとめて説明したい。

（A）寛政三年から六年にかけての宮の再建に関する史料

（14）「御請負証文之事」（寛政三年（一七九一）亥九月十日 No.

二四八七）

宮の造宮は三年七月二十一日から始めたようである。この史料は、請負人である熊川村（福生市熊川）の大工忠八から小川村役人・氏子中に差し出された請負証文である。これによれば新しい宮の大きさは前が四尺八寸、妻が四尺三寸五分、向拝四尺一寸で、出組造りである。工事の手間料としては金二十五両、飯米として米二十五俵（一俵四斗入）・味噌八貫目を要求している。差添人と

して坪嶋村（昭島市）の大工嘉兵衛、証人として熊川村の名主弥八郎が連印している。なお（15）「請負証文之事」（年欠 No.八三四四）は同じ内容の写しである。

（16）「請負申証文之事」（寛政三年亥十月六日 No.一八〇九）

造宮に必要な櫻木一本の細工料について、平井村小挽平八と福生村（福生市）小挽半治より出された請負証文。八十四人分の手間、米八斗四升、味噌一貫六十八匁を要求している。証人として小川村新

蔵が連印している。

（17）「請負証文之事」（寛政四年子三月 No.一〇三一）

大久野玉内（西多摩郡日出町）に居住する石屋市右衛門から差し出された請負証文。造宮に必要な石（厚さ五寸長さ一尺五寸に切った石百三十枚など）の代金十両二朱とある。

（18）「熊野宮建立諸入用帳」（寛政三年亥七月廿一日 No.一〇六六）
宮の造宮に関する諸入用を記した帳面。詳細は略するが、出金としては諸材料代・手間賃・食費・地祭り等の祭礼費用などがあり、総計は百十九両三分二朱余。入金の総計は八十両一分と一貫六百六十八文で、この内訳は社木代金・貸付利分・祭礼面田売金・祭礼面田入上金等である。名主森田儀左衛門・年番役柄源左衛門・矢崎八郎左衛門・組頭本郷太郎右衛門・森田八郎右衛門の連印がある。この帳面は二冊作られ、一冊は別当寺である玉泉寺へ差し出されている。

これと同様の入用帳としては、（19）「熊野宮建立諸入用扣」（寛政三年亥七月廿一日 No.一六七六）、（20）「熊野大權現御普請中諸事

（屋根帳）」（寛政六年寅霜月 No.四八一）がある。

（22）「入置申一札之事」（寛政三年亥十一月 No.一九七〇）

これは（18）にもあるように宮の造営のため祭礼面を売り渡した折の証文。買い主は小川村の吉左衛門と新藏。売った田は、法林寺脇にあった上田一反十二歩（代金二両一分二朱）、久保前の上田三畝十二歩・上新田二十二歩・中新田三畝十四歩・下新田二十七歩と寺領（玉泉寺領か）である同所上田十五歩・上新田十六歩（代金十二両二分）。これらの田は先年社木の杉壳払代金にて宮の修覆代金にあてるための祭礼面として購入したもの。小作主は新七と甚右衛門であった。先述の（1）『熊野様米取帳』の内容とも関連する史料である。

（23）「覚」（寛政三年亥十一月 No.一五六〇）

これは、宮建立のための寄附の覚。舟越元左衛門から森田儀左衛門宛に出されたもの。寄附は亥から卯年までの五年間に米二俵ずつ計十俵というもの。舟越元左衛門は旗本水谷氏の役人であるので、領主水谷氏からの寄附米の覚であると思われる。

（24）「熊野大権現細工中見舞覚帳」（寛政五年丑五月吉日 No.四七〇一一）

寛政五年五月から六月にかけて、普請見舞に訪れた人々の名前の書き上げの覚。内訳は、法林寺、畠中地蔵院の他、西庭場十八人、東庭場惣代一名、熊川村十三人、拝鳴村四人、野辺村一人、八王子一人となっている。寛政六年には宮は完成した筈であるが、完成

（25）「入置申一札之事」（寛政八年辰八月廿八日 No.二五一四）
鎮守拝殿造営のための社木売払いについての争論の内済証文（写）である。拝殿造営の費用を社木の売払い代金で賄う事になっていたのに氏子が勝手に杉六十本を本殿造営の不足分として売り払ってしまった事について神主が異議を申し立てている。内容は社木一件の争論であるが、拝殿の造営のことがわかる史料である。

（26）「熊野大権現御普請組合勧化」（寛政七年卯十一月 No.一〇六八）熊野大権現造営についての勧化日録。総数は八十六人で一両三分と十貫九十二文が集められている。寛政三年の宮再建の折のものではなく、（25）に関連した拝殿造営のためのものであろうか。

（B）その他の造営・修復に関する史料

（27）「売上申請負証文事」（享保二十年（一七三五）卯三月九日 No.一八九九一一）

熊野社の屋根の修復について、拝鳴村大工東右衛門が一両一分（板・釘代共）で請負う旨についての証文。先述の（1）『熊野様米取帳』には、卯年年貢高から、「屋根ふきかい渡金」として一両二分出金している旨の記述が見え、この史料と一致する。また、同じく卯年三月の記事として一両七九二文を「小川ノ宮下せん宮初尾上せん宮初尾上せん宮初尾宮さいしき物の代共」、一両二四文を「久保ノ宮こんりゅう渡代」として出金する旨の記述もあり、この頃宮の修復が行なわれたことをうかがわせる。

（28）「御熊野権現遷宮勸化覚帳」（寛延元年（一七四八）辰九月

詳しい内容は省略するが、覚書として「屋根板はり申故杉かわニ而辰九月うわふき仕候本じ仏もそぢ申候故さいかう仕候」とある。

また（1）『熊野様米取帳』には延享三寅年（一七四六）に「杉加わぶき入用」として金一分亥年（寛保三年）金一両と三七二文を「どりい代諸色代」として出金する旨がみえる。（27）との関連はわからないが、延享から寛延にかけても宮の修覆等が行なわれたものと思われる。

（29）『熊野本宮權現之像御開眼諸入用并勸化日録』（文化二年乙丑八月十四日 No.五〇五）。

熊野本宮權現像開眼の折の入用帳。仏師は上師岡村の小嶋嘉右衛門、玉泉寺が開眼供養を行なっている。

（30）『開眼入用覚帳』（文化二年乙丑八月 No.五〇六）。

（29）と同じ時期の入用覚帳。詳細は略す。

（31）『返伸』（年欠九月十四日 No.一九〇二一・七）

年欠であるが、玉泉寺（一ノ宮にあり小川熊野神社の別当寺）より森田治部右衛門他氏子中へ、尾根がえが出来たので明朝参上する旨の手紙。

五、社木一件ならびに祭礼に関する史料

社木の売り払いに関する争論と祭礼とは本来内容を異にするものであるが、小川村では明和七年の社木一件に端を発し、水祭への参加をめぐる庭場間の争論があり、この問題については両方の史料をまとめて説明したい。

（A）明和七年社木一件ならびに水祭をめぐる庭場間の争論関係史料について

（32）『取扱証文之事』（寛政五年丑十二月 No.二四八六）

明和七年十一月の社木一件取扱いの内容を受けて（この折小川村九十軒のうち小川の七十四軒と久保の十六軒が対立し、その後も村の中で何かとうまく行かない事が起こったので）、此度の社の再建（四一（A）の内容）に際し、明和七年の内済の内容を再検討する形で小川と久保の惣百姓和融のための申し合わせをするというもの。小川村とは秋川をはさんで対岸にあたる高月村（八王子市高月）の若者三名（仙右衛門・喜代八・源次）、同じく瀧（八王子市瀧）の名主新蔵、熊川村の名主弥八郎が立合人となっている。この時問題となつた明和七年十一月の社木一件の内容とは、明和七年の夏千魃のために枯木となつた社木が折れ、社も大破したため、社の修復のためにその社木を売つた事について、小川村氏子が別当寺である玉泉寺に相談なく社木を売り払つ事はおかしいとして玉泉寺が訴え出たもの。小川村氏子の主張は、これまでも社は村持ちであ

* * *

り造営修復は社木売払いの代金によつて賄つてきたものであるし、

玉泉寺には「切はぎ」のみを頼んできたというものであった。しかし、やはり別当寺である玉泉寺に断わりもなく社木を売り払つたことは心得違いであるとして、

一、熊野社木については氏子玉泉寺立合のもとに売り払い、宮の造営を行なうべき事、仕様帳は氏子・玉泉寺が一冊ずつ所持する事。

一、毎年九月祭礼のための燈明や神酒・御供えは今後も従来通り儀左衛門方で行なう事。

一、毎年五月・九月の二回玉泉寺へ夏秋の初穂を差し上げるかわりに、御祈禱の折のお札を配つて貰う事。

一、社木の儀は氏子も玉泉寺も私用のために伐取つてはならない事。

枯木が出来た時には双方相談の上、売りものにならないような枯木については玉泉寺に差し上げる事。

を取り決め、宮沢村弥市、坪島村伝左衛門、熊川村庄蔵代宗五郎、高月村太兵衛代茂七、坪嶋村普明寺を取扱人として七十四名が連印している。

なお、(33)「御扱得心書付之事」(明和八年二月 No.二四八三一一)

は同じ内容のもの。また、『石川酒造文書』9-34・35にも、これと連史料と思われるものが、同じく『石川酒造文書』30-31にある。この内容を簡単に紹介すると次の通りである。

・もともと久保は本来の名前であったのに、いつの頃からか小川と

呼ばれるようになった。

・鎮守も古来は茂七屋敷(堀部勘兵衛屋敷か)にあったのに、いつの頃からか別に鎮座するようになった。検地の際にも除地となり村差出の書類にも熊野權現両社と印されるようになった。

・明和七年干越の際社木が枯れ、これを村中相談の上伐取つた所、二ノ宮玉泉寺が往古より別当等であることを理由に、許可なく伐つた事に異論を差しはさんだ。

・これに対し小川氏子は、もともと村持の社で社頭の造営も村で行なってきた旨申し開きをしたが、玉泉寺ではすでに江戸表へ出訴してしまった後であり、また玉泉寺が別当であることは明らかであるので、勝手に社木を伐つた事については氏子・玉泉寺双方で和解、済口証文を取替わした。

・この時、今後玉泉寺へは春秋の初穂を納め、玉泉寺は四季の祭礼のお札を配るということが決められた。

・小川分についてはこれで問題がなかつたが、久保の三十軒の人々はもともと自分たちが熊野權現の氏子であり、久保熊野神社の別当は高月の円通寺である事を主張、玉泉寺との取決めには従えないとした。

・この内十四軒の者は、久保から離れ小川に同調、久保には十六軒のみが残つた。

・この中の源兵衛という者は、小川へ同調することを望んだが、勘兵衛組の百姓である由を以て認められず、名主勘兵衛へ誤証文を入れて内済した。

以上の通り、明和七年の小川氏子と玉泉寺との社木の争いは、玉泉寺が別当寺として小川熊野神社の支配権を主張し、小川氏子はそれを認める形で内済したのであるが、久保の十六軒が久保熊野神社の氏子であることを理由に、自分たちが玉泉寺の支配を受ける事を拒否したわけである。（）参考までに年代は少し離れるが玉泉寺分限書き上げの史料について見てみたい。

(34) 「乍忍以書付御訴申上候 下書」（延享二年丑十一月 No.一八九一七）

この史料は小川村名主・組頭・惣村代十名の連印で領主水谷氏に差し出された訴状で、玉泉寺が熊野権現を自らの分限として書き上げた事に付、あくまでも「切はぎ」のみであり、熊野権現は村持で修復造営も氏子で行なってきており、切はぎ以外には玉泉寺の世話をはなつていらない旨を主張している。

「切はぎ」の意味ははっきりしないが、祭礼を執行したり、お札を配つたりというような、神事祈禱などにかかる事を意味しているようである。明和七年の社木一件の折の主張も、この（34）の内容が下敷きになつてゐると思われる。次に年欠ではあるが両者の主張を示しておる史料をもう少し見てみたい。

(35) 「口上書を以申上候」（年欠十月二十一日（明和七年か？）No.二八一一）

年欠ではあるが玉泉寺弟子定觀から差し出されたこの文書は、内容からこの社木一件について玉泉寺から領主水谷氏宛に出されたものと思われ、玉泉寺が古来より熊野権現の別当等であったことを主張、

氏子らが勝手に社木（ここでは五尺回り以下の杉木二百本余とある）を勝手に伐つた事について異議を申し立てている。小川村の名主組頭七名を呼び出しの上吟味をしてくれるように願い出ている。

(36) 「乍忍御内分御訴申上候」（年欠三月十二日（明和八年か？）No.一六七六）

これも年欠ではあるが、内容は（35）の名主組頭七人から久保の名主である勘兵衛を除いた六名から水谷氏の役人である鈴木甚太夫と飯村九右衛門に宛てて差し出されたものである。小川九十軒の内久保の十六軒を除いた七十四軒が玉泉寺と内済した事を述べ、玉泉寺の訴状から自分たち六人を除いてもらいたい旨を申し出している。久保の十六軒を除いて内済した事に対する言い訳として、気の毒ではあるが干魃により困窮している折、訴訟のための金銀を費すわけにはいかないとしている。また、内済の世話をしたのは表向きは近隣名主四人であるが、実際は法林寺、高月村仁右衛門、拝島村彦右衛門、高月村出生の源右衛門であるとしている。

以上、社木一件については一応内済し解決をみたわけであるが、次いで小川熊野権現で執行される水祭りへの参加をめぐる争論に発展していく。

(37) 「一札之事」（明和八年卯二月 No.一八九九一一〇）

久保方の十五軒が名主勘兵衛あてに差し出したもの。自分たちが久保熊野権現の氏子であり、切はぎは高月円通寺にしてもらうというもの。小川熊野権現には初穂を差し出したりしない事を確認し合つたものと思われる。

(38) 「社木一件之覚」(年欠卯二月(明和八年か?)) No.一九〇二

一六)

久保の組頭である万右衛門、善治郎から小川の組頭太郎右衛門、平次右衛門に差し出された文書一件の覚。久保の十六軒は先の内容に連印しなかつたのであるから、今後小川熊野権現の社木の事に立ち会えないことは異存はないが、玉泉寺が執行する氷祭りに立ち会うわけにはいかないので神酒代として五十銅^(ママ)差し出すというもの。

小川では玉泉寺と相談の上水谷氏へ訴え出している。(二月)十九日になって久保へ五十銅を返却、二十三日には水谷氏から勘兵衛他二名に対して呼び出しがあり、三月七日には氷祭りの出錢は従来通り世話人あて一人十六文ずつ差し出すようという達があつた。

(39) 「口上覚」(卯三月(明和八年) No.二八一一一三一一)

玉泉寺から水谷氏役人中へ差し出された文書の覚。久保十六軒が従来通り玉泉寺の祈禱札を受け取り、村方九十軒が一統となるように内済を願い出ている。(40) 「口上覚」(年欠三月十二日 No.二八七二)も同じ内容。

(41) 「乍恐書付を以申上候事」(明和八年三月 No.二一八七五)

久保名主勘兵衛から水谷御役人中へ差し出された文書の写し。小川や玉泉寺の主張に対し、久保側の主張を述べたもの。内容は次の通り。

・久保十六軒が氏子から抜けた事について玉泉寺より訴状が出たが久保三十軒はもともと久保熊野神社の氏子である。

・玉泉寺は古来より小川九十軒が氏子である事を主張し、今までも

残らずお札を受け取っていたと言っているがそのような事はない。

・氷祭に際し御法楽があった折にも、村方でお札を作り一軒分五枚あて配っている。玉泉寺や宝清寺からお札を出す時にも宝清寺の檀家は宝清寺からお札を貰つており、この度玉泉寺が主張している様に九十軒すべてがお札を受け取ってきたわけではない。

・いずれにしても久保三十軒は古来から久保熊野神社の氏子であり、是迄も玉泉寺のお札を受けた覚えはない。

・此度久保三十軒の内、儀左衛門支配の百姓十三軒と勘兵衛支配の源兵衛が、もともと久保一統として久保の氏子であったのに去寅十一月中旬ごろ儀左衛門方へ行き小川の氏子となつた。儀左衛門支配の百姓については仕方がないが源兵衛については誤証文を入れさせた。この事を御吟味の上、十四軒が久保氏子に戻るよう仰付けて貰いたい。

(42) 「村祈禱祭礼之儀御尋ニ付申上候」(明和八年卯三月)一八日 No.二一八七六)

小川氏子から差し出されたもの。内容は次の通り。

・惣名小川村には西・東・久保の三つの庭場がある。氷祭は春に一度行なわれ三つの庭場が交代で世話をする。

・西庭場の時は林泉寺、東は法林寺、久保は慈眼寺で行ない、玉泉寺・法林寺・宝清寺・慈眼寺・林泉寺の五ヶ寺が立ち会いの上祈禱をする。

・当番の庭場でお札を拵え、又、玉泉寺、宝清寺もお札を持参する。祈禱の導師は玉泉寺で村方四ヶ寺と祈禱する。当番庭場の者より

お札を配り、神酒を頂戴する。

・秋に一度風祭として小川熊野神社の神前において法林寺、宝清寺、慈眼寺、林泉寺が立ち合い祈禱を行なう。三庭場一同で神酒を頂く。

春秋の二度庭場一統で三日遊を行なう。一軒につき一六銅（文）ずつ集め、神酒諸入用とする。

・三年に一度、又は四一五年に一度小川熊野神社において操興行を行なう。この費用は三庭場で出錢。貧しい家については少なくす

る。

・勘兵衛居屋敷内にある熊野權現ではこのような事は一切行なわれていらない。

(43) 「乍恐口上書を以奉申上候」（明和九年一月二十六日 No.一九

○一）

小川氏子より水谷氏に差し出した水祭その他についての主張。前年差し出した（42）の内容を受けている。

・惣村氏神熊野權現の祭礼日は九月十九日。二一五年に一度操興行を行なう。

・玉泉寺が神事を執行、東・西・久保の三庭場にて出錢。貧者の家

は額を少なくする。

・毎年春彼岸前に氷祭の折三日遊を村中で行なう。世話役は三庭場が交代で行なう。費用は十六銅（文）。

・今年（八年のことと言っているか？）は東庭場の当番であるが久保庭場が他に氏神があると主張し五十文差し出すが水祭には出な

い旨の申入れがあつた。

玉泉寺は小川全部が氏子である事を主張。氏子でないなら社木壳払いに立ち合せない旨、勘兵衛に申入れる。

・氷祭りは東一法林寺、西一林泉寺、久保一慈眼寺が祈禱を行ない玉泉寺が導師、法林寺以下五ヶ寺が祈禱。久保の主張する円通寺は入っていない。

・久保十六軒が提出した書付には氷祭には立ち合うとの旨があるがそれなら自分集めをしないで前々の通り世話人が集めるようにしてほしい。自分集めは前々からの村例を破るものである。

(44) 「乍恐以書付返答奉申上候」（明和九年辰三月五日 No.一九〇三）久保氏子から差し出されたもの、No.一九〇二と内容が異なる所

は次の通り。

・祭礼日には久保は円通寺、小川は玉泉寺が神事を行なう。

・出錢は相談の上割り合つ。

・社木引払いの際は久保十六軒が除外されたが、社木をはじめ小川村の土地については玉泉寺の自由にはならない。氏子出入りは穏やかではないので領主の意に添い、氷祭に立ち合うことにする。出錢は従来通り。

以上のように氷祭の参加をめぐる争論における両者の主張は平行線をたどるが、久保側が妥協する形で内済する。しかし、この後も何かと問題が起きた様で、寛政五年の村内和融の内済（32）となるようである。争論の中心となるのは、熊野權現に対する別当寺のかかわり方であり、別当寺と檀家との関係の有無が一つの判断の要因となるようである。

そして、村の共有財産と思われる社木・社地への権利の主張と、村におけるそれぞれの立場の違いが問題をより一層複雑にしている。以上の史料の他、(45)「庭場間における祭争論に付返答書（写）」（卯七月二十三日 No.一五七〇一三）、(46)「水祭儀に付仕来之通可申合旨書状」（年欠三月六日 No.一八一一〇一五）、(46)「熊野社木内済二付」（欠七月六日 No.一八七三）などの史料がある。内容が似ているので詳細は略するが、(47)には、久保十六軒の内、水谷氏が他の知行所の者を除く十三人を呼び出すという記述があり、久保十六軒の内に三軒、他の知行所（青木氏と思われる）の者がいたことを示している。

(B) その他の祭礼に関する史料

(48) 「乍恐以書付御伺奉申上候」（寛政十一年未八月 No.三七九七）祭礼に際し操興行を行ないたい旨、水谷氏に小川氏子から願い出でいるもの。例年九月十九日になっていたものを御触れにより取りやめていたが、諸道具も傷んできたため道具が使える内に行なわせてほしい旨訴えている。

(C) その他の社木一件に関する史料
社木に関する史料の中で最も重要なと思われるものは次のものである。

(49) 「乍恐以書付奉申上候」（文久二年戊四月 No.一六七六）

小川熊野神社の社木につき、大小の槐二本を伐取って差し出すようになされた事について、近辺まれなる大木である事、神木である事を理由に、金十両を差し出すかわりに免除して貰いたい旨訴え出た

もの。氏子中五十名連印の金連判状である。この折の氏子五十名の名前は表1の通り。表にある通り、この時期の史料になると、明治初期の戸籍簿や五人組帳から、連名の人々の姓が推定できる。これはあくまで推定ではあるが、この連名の人々の中に久保庭場に属する人はおらず、東・西両庭場の人々の内五十名が連印しているものと考えて良いかと思われる。明和の社木一件の争論に端を発し、再三小川九十戸全部が小川熊野神社の氏子であるという主張がなされているにもかかわらず、この折の訴状に、久保庭場の人々が名を連ねていないという事は、一つ注目しておいてもよい事実ではないかと思われる。なお、No.一四九九、一六七六一三、一四九七も関連の史料である。

この他、「元文四年社木落札証文」（賣い主切欠村権右衛門、No.一九〇一）、天明七年の社木貸付に関するもの（No.四三九、一四九五、一四一五、五〇七一、五〇八）、寛政十二年社木代金預り状（No.三一六〇）、年欠のもの（No.一八八五、一七五一、一二五六一）などがあるが詳細は略する。

六、おわりに

以上、熊野神社をめぐる史料について概観してみた。史料が小川熊野神社に関するものなので、久保熊野神社に対する動きが促えられな

い事は残念であるが、様々な事実が明らかになったと思う。それらは具体的には、宮の修復や造営に関する事で、村の事業として行なわれ、その費用が村人の勧化の他社木や祭礼面の運用によって賄なわれてきた事、これと関連して、社木が村の共有財産でありその売り払いや利益の分配に際してしばしば争論が起つた事、祭礼の執行に際しては別当寺が深くかかわっていたことなどである。そして、その背景に庭場の機能や村の人々が村と庭場の関係をどのように意識していたかというような問題も曖昧ながら浮びあがつてきたように思う。今後も引き続き熊野神社に関する近代の史料や他の寺院や講等の史料の分析によつてこれらの問題を丹念に明らかにして行きたいと考えている。

なお、本稿を作成するにあたつては、森田幸司氏をはじめとして、堀部精一氏、堀部恒衛氏、河野専一氏、柵八郎氏のご教示を得ました。厚くお礼申し上げます。

*

*

*

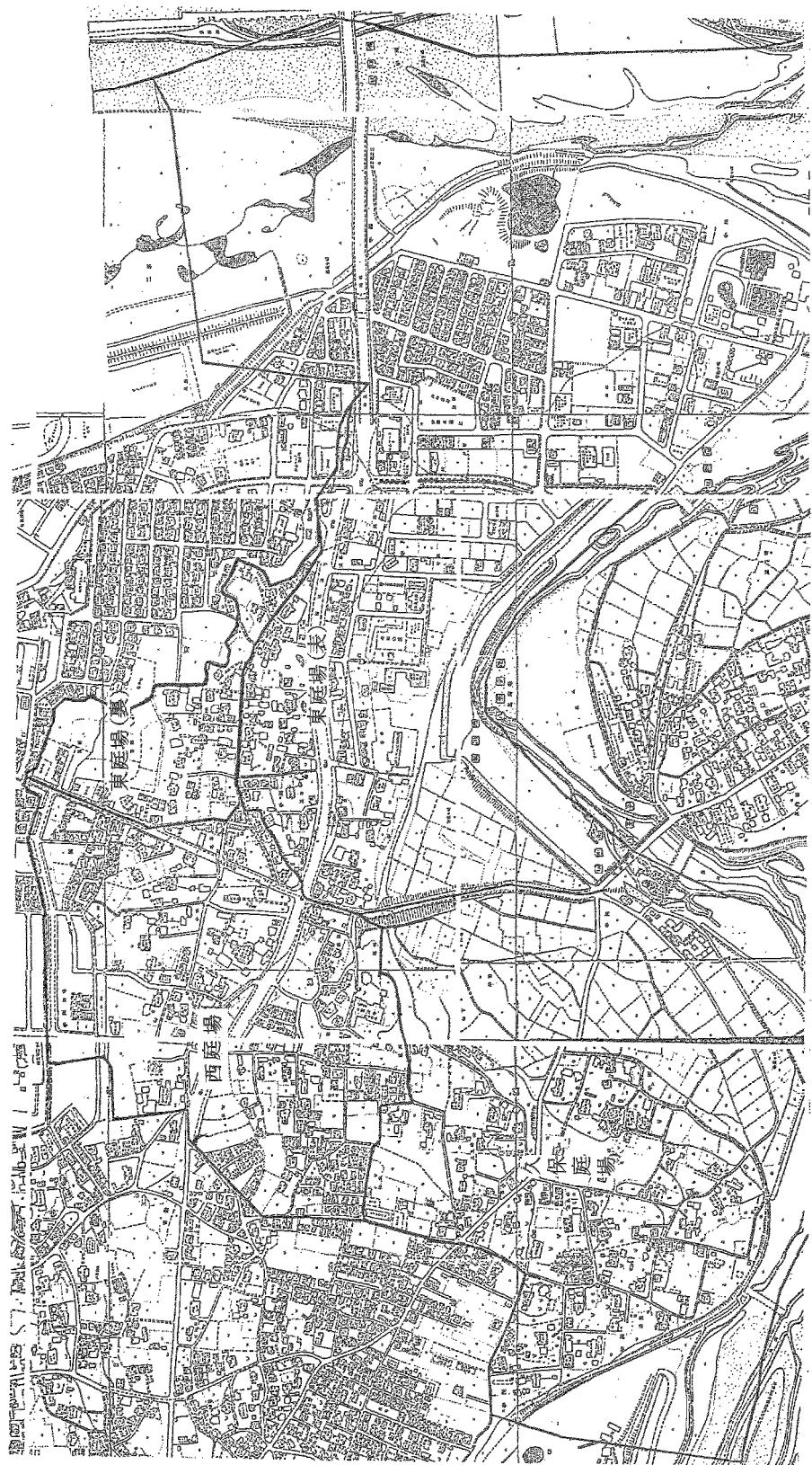
〔表1〕 文久2年社木一件 笠連判状連印者一覧 (No.1676)

	連印者名	推定される姓		連印者名	推定される姓
1	金次郎	香川	26	祐益	神田
2	久兵衛	矢崎	27	権治郎	鈴木
3	佐右衛門	矢崎	28	金蔵	橋本
4	伝兵衛	本郷	29	佐吉	木高
5	源兵衛	私市	30	喜三郎	森田
6	治右衛門	矢崎	31	利助	古山
7	甚兵衛	尾保	32	九右衛門	柄
8	市五郎	柄	33	常蔵	橋本
9	五郎吉	矢崎	34	林助	橋本
10	久左衛門	矢崎	35	岩藏	崎田
11	清助	矢崎	36	郊八	崎田
12	鶴吉	古山	37	儀八	森田
13	仙助	矢崎	38	磯五郎	橋本
14	綱五郎	神田	39	仁兵衛	崎田
15	長蔵	神田	40	茂兵衛	崎田
16	万五郎	橋本	41	猪平	小林
17	利之助	神田	42	忠治郎	青山
18	善兵衛	内山	43	喜左衛門	木高
19	五郎左衛門	田中	44	源之助	柄
20	勘右衛門	田中	45	孝太郎	柄
21	長左衛門	田中	46	惣吉	木高
22	平吉後家	田中	47	直二郎	木高
23	作兵衛	矢崎	48	三吉	柄
24	茂八	田中	49	平治郎	市香
25	伊右衛門後家	尾沢	50	啓治郎	川

(図一) の説明

図一は、一九八八年版の秋川市小川の住宅地図を基に、庭場の範囲を示したものである。範囲の特定については、森田幸司氏と堀部精一氏のご教示を得、さらに「小字別旧番地絵図」(年欠であるが、地租改正の折に作成されたものと思われる)を参考にした。

森田家には明治十年(一八七七)頃と指定される一冊の戸籍簿が残されているが、これによればこの当時の小川村の戸数は九十五戸(寺院等を除く)である。現在九十五戸のうち七十戸分(久保については三十一戸全部)が判明している。このうち引き続き居住している戸数は六十戸である。残り二十五戸についても、現在調査中でありほぼ判明するものと思われる。なお、明和八年(一七七一)「村祈禱祭礼之儀御尋ニ付申上候」(No.一八七八)によれば小川村の総戸数は九十戸(内久保庭場分は三十戸)であり、以後明治初期に至るまで、村の総戸数を示す史料はいくつかあるが八十から九十戸でそう大きな変化はない。明治三年の「郡中制法五人組帳」(No.一一〇八二)においても総戸数は九十戸である。近世後期以降明治のはじめに至るまで村の規模はそう変わっていないといえる。また、次第に市街地化の進んでいる小川地域ではあるが、旧村民の八割近くが引き続いて居住しており、近世末期の村の様相はまだ地域の中に色濃く残っているといえる。



近世玉川の漁場利用関係について

宮田 满

一、近世玉川の漁業生産

近世の玉川における漁業の中心は、鮎を捕獲の対象とした鮎魚にある。しかも玉川の鮎は自給生産ではなく、江戸の発展と密接な関係をもちつつ商品生産として発達してきたといえる。これは鮎が商品として最も価値の高い魚であつたことはいうまでもないが、なによりも玉川が商品流通の面で絶対条件といえる大消費地江戸に、鮮度を落とさず供給することができる鮎供給地圏内に位置していたことに他ならない。そして、近世の玉川における漁場利用関係は、御菜鮎上納御用役、玉川瀬田村御川狩鵜匠御用役、等の役負担や運上を上納することが、魚場の占有利用につながっていたと思われる。そこで本稿では、玉川本流、及び支流の秋川において近世中期以降繰り返しみられた漁場争論を分析するなかで、近世の玉川における漁場利用関係の特質と変化を検討してみたい。

次に、本論に入る前に近世玉川の漁業生産についてふれておきたい。しかしながら、管見の範囲では、近世における玉川の漁業生産・漁獲高・漁業規模を記した史料の存在がみとめられず、また、幕府による

調査・把握もなされた様子もないのに、はたして漁業生産と呼べるだけの規模を持ったものであったのか、疑問の残るところである。そこで、明治二七年（一八九四）に農商務省によってまとめられた水產事項特別調査の報告により、明治一〇年（一八八七）から同二四年（一八九一）に至る五ヶ年間 玉川における鮎漁獲高⁽²⁾をみると、

（表一）

平均して年間一万四、五千貫あり、関東地方の河川では利根川、相模川に次ぐ産額となっている。この時期の漁業技術等はいまだ近世の延長上にあり、従って、漁獲高も近世とほぼ同様のものであったと思われる。また、玉川で漁業を生業とする者の数⁽³⁾であるが、これも明治二七年の水產事項特別調査報告によると

漁業を生業とする戸数及び口数も、少ないながら一定数が確認される。

次の史料は、玉川上流部の小河内四ヶ村が伊奈半左衛門役所へ差し出した鮎運上赦免の願書⁽⁴⁾であるが、鮎漁が問屋資本により小商品生産として行われていた様相を示している。

△史料一

このように多摩郡三田領の村々の漁場は、享保八年（一七二三）まで江戸小田原町の境屋喜右衛門、大和屋長右衛門、境屋長兵衛、四ツ谷の和泉屋甚兵衛など、江戸の魚問屋が鮎運上を納めることによって占有利用し、漁業生産を行なっていたことがある。

また、玉川中流域に位置する柴崎村の宝暦四年（一七五四）の御用

用留覚帳は、伊奈半左衛門役所の鮎の販売り御尋ねに対し、差し上げた書状を書き留めている。これによれば、

△史料一△

柴崎村名主平九郎等は、玉川の子持鮎は、江戸の問屋である小田原

町の大和田屋久兵衛、四ツ谷伝馬町の和泉屋甚兵衛、鮎屋佐兵衛等へ毎年卸している旨を申し上げている。

このように、近世において玉川は、大消費地江戸に最も近い鮎の供給地として機能し、鮎を対象とした小商品生産としての漁業が行われていたとみることができよう。

二、享保七年の拝島村と熊川村の漁場争論

熊川村は、玉川の左岸段丘上に位置し、（現在は福生市的一部分に属す）近世を通じ御料、私領入会の村で、御料一六九石余、旗本田沢氏領二八一石余、同長塙氏領一八石余からなり、家数は一三四軒であった。村の東西二面が拝島村と接し、玉川を挟んで小川村、二ノ宮村、高月村と対していた。地形は平延であるが、土性は砂利あるいは真土で、畠のみの村方であり、耕作の暇には漁獵をなして生産の資となっていた。一方、同じく玉川の左岸段丘上、熊川村の東隣に位置する拝島村は、（現在昭島市の一部に属す）近世においては、御領、私領、寺社領が入会、御領一六〇石余、旗本岡部氏領三〇七石余、同太田氏

領二五三石余、大日堂領一〇石、竜津寺領三石からなり、民家一〇〇軒余の村であった。地形は平坦で、土性は黒野土で粗薄であるが、水田と陸田は相半ばし、耕作の余業には蚕桑紡織をもつて生産の資とし、また、鮎漁の業をなし、江戸へ出荷していた。

享保七年（一七二二）六月、拝島村名主庄右衛門、他十三人が、隣村の熊川村名主政右衛門、他一人を相手取り鮎漁業出入り訴訟を起こす。次に示すのは、拝島村が江川太郎左衛門代官所に熊川村の者共を召し出し詮議されるよう申し出た訴状である。

△史料三△

この訴状の中で拝島村は、二つのことがらを訴え上げている。

第一条では、当（享保七年）四月中に御菜鮎上納御用役が赦免されたことにより、この御菜鮎上納御用役を再び仰せ付けられることを訴え出ているのである。それを正当化するために、古くから鮎魚を行い御菜鮎を上納してきたこと。その上、去る子年（享保五年）よりは、瀬田村で御川狩が行われた際に鵜拾羽と鵜遣人足を差し出し御用を勤めていることなどを書き連ね、拝島村の漁村としての由緒を書き上げ、いわば権威付けを行っているのである。

第二条では、熊川村の者どもが新規に漁師を仕立て、同村地先漁場への拝島村の者どもの入漁を拒否していること、さらに拝島村が同村の地先に設けた囲川（禁漁区域）へ熊川村の者どもが押し込み、鮎漁を行っていることなどを不法として訴え出ているのである。そして、ここでこの訴えを補強するために、拝島村は以前より近隣村々の地先漁場へ入会い、漁を行っているが、自村地先漁場への他村の入漁は

許していないことを申し上げている。これは、享保四年の大神村と粟須村の出入りの際に玉川通り十二ヶ村が取り替わした「川通り村々先規」通り二仕重而御運上場ニ罷成候共無役之村々ハ指構申間敷」「新規之儀仕間敷」の文言、つまり、漁場利用権は、運上が課せられても御菜鮎上納御用役を勤めていない村々は従前のとおりであること、と仰せ付けられたことを根拠としているのである。

訴訟の結果は内済となるが、拝島村と熊川村が評定所へ提出した取替証文⁽⁹⁾を次にみてみる。

△史料四△

熊川村は拝島村の訴えに対し、次のことおり反論している。第一点は、拝島村と熊川村の村境は、滝山古城跡を見通しに決められてきたので、以前より漁場を入会利用してきたことはないこと。第二点は、拝島村は御菜鮎上納御用役を赦免されたこと、また、鵜匠御用役は拝島村一村に限られたものでなく、秋川、玉川通りの村々がおおせつけられており、しかも他村の魚場へ押し込み、囲川をして鮎漁をしてい

る例はないこと。さらに、拝島村は生計のための漁を専らとしており、御菜鮎上納御用期間中、あるいは鵜匠御用のときのように漁場を自由にしていることの一点を申し上げた。

江川太郎左衛門代官所は、両村を吟味した結果、御菜鮎上納御用役をつとめているとき、他村地先の漁場へ入会って漁をしてよいが、御菜鮎上納御用が当（享保七年）四月に赦免されたのであるから、今後、漁は自村地先の漁場限り、他村の漁場へ入会ってはならないといふ裁定を下した。ここに、拝島村、熊川村ともに自村地先漁場に限

って漁業を行うこととなつたのである。幕府の方針は、旧慣・旧秩序の否定であり、漁場を慣行によって占有していた村から取り上げ、幕府の直接支配のもとに置いたのである。これは、地域の旧秩序・旧慣を払拭することによって幕府の支配強化を図ったとみることが出来よう。とともに、赦免した後に、新たに運上を課すことによって享保改革の一つの柱である年貢増徴策を推進したとみることができよう。

△史料五△

（一）、御菜鮎上納御用役の赦免と復活⁽¹⁰⁾

御菜鮎上納御用は将軍家の御菜肴として鮎を上納するという行為である。その起源については管見の限りでは記した史料がないため明確ではない。しかし、文政五年（一八二二）に玉川の中流右岸に位置する日野本郷、他六ヶ村が平岩右膳御役所へ新規出銀を免じられるよう願い出た書状⁽¹¹⁾によつて、享保七年（一七二二）以前の御菜鮎上納御用役の様相をしきことができる。

延宝六年（一六七八）以前より、御台所へ御菜鮎と唱え上納していることの一点を申し上げた。

江川太郎左衛門代官所は、両村を吟味した結果、御菜鮎上納御用役をつとめているとき、他村地先の漁場へ入会って漁をしてよいが、御菜鮎上納御用が当（享保七年）四月に赦免されたのは享保七年四月であるが、それに先立ち江川太郎左衛門役所は同年三月、御菜

鮎上納の実態を調査して⁽¹²⁾いる。

^史料六▽

調査は村々が上納している鮎の数量を五ヶ年以來、一年分づつ書き分け、請け取り手形を添えて提出しろというものである。

そして、同年四月に御菜鮎の上納御用役が赦免されるが、御菜鮎上納を行つてきた村はさらに上納を願い、もし許されないなら運上を差し上げたいと申し出ている。

^史料七▽

玉川中流域に位置する柴崎村も、再び御菜鮎上納御用役を仰せつかることを願い上げるとともに、もしそれが聞き届けられないなら、運上を課せられたいと願い上げ⁽¹³⁾ている。これは、柴崎村が村地先漁場を

対岸の日野本郷と入会つて利用していたため、御御菜鮎上納御用役が赦免されたことによつて、以前より運上を負担している日野本郷に漁場の利用権を占有されないよう願い上げたものであろう。

享保七年八月、評定所において鮎猟村切の証文を下し置かれた拝島村と熊川村は、その後、享保九年四月に拝島村が証文を破つたとして熊川村が訴訟を起こしている。熊川村より出された訴状によると、

^史料八▽

享保八年五月に拝島村が、熊川村分の川面を御運上所に願つたことにより、代官岩手藤左衛門は、熊川村地先漁場は拝島村へ渡すよう仰せ付けた。それに対し、熊川村は、運上は上納するので、村切の鮎猟、つまり、自村地先漁場の占有を享保七年の証文のとおり仰せ

付けられたいと訴えているのである。

享保七年に赦免され、中断した玉川の御菜鮎上納御用画再び復活したのは延享元年（一七四四）である。「大岡御前守忠相日記」をみると寛保二年（一七四二）七月一七⁽¹⁵⁾には

^史料九▽

相模川の支流・道志川からの鮎上納の記事がみられ、「同日記」延享元年（一七四四）七月廿八⁽¹⁶⁾日には

一 石見殿被申候は、玉川之鮎も上可申候、尤わた持ニ而五六十

上可申候由書付御越候之付、川崎平右衛門江可申付候由申談候、此間笠之助方ら上候わた持鮎三ツ者惠敷成候得共残ハ能候、段々冷敷も可成候間わた持ニても可参由被申候

とあり、「同日記」同年七月晦日には

一 石見殿江此間御申候玉川鮎之義、来月一二日三日之内平右衛門

方ら差上申答御座候、御賄頭江も此旨申談候之由申達、御賄頭

候様ニ御心得候様ニと申達候

とみえる。延享元年に復活した御菜鮎上納御用役が制度として確立したのは、天明二年（一七八二）に高月村名主太兵衛、新蔵、熊川村名主弥八郎が、伊奈半左衛門役所よりの玉川御用御鮎世話役起立の御尋に対し、答えた申上書に⁽¹⁸⁾

^史料一〇▽

とあるように、延享二年（一七四五）のことであるとおもわれる。世話役として、玉川と支流秋川の合流点に位置する高月村の名主太兵

衛と新感、そして高月村と玉川を挟んで対岸に位置する熊川村の名主庄蔵が命じられている。その後、鮎を上納する村は増加し、上納する鮎の数量も増加している。ところで、代官江川太郎左衛門が、天保二年（一八三一）に御定所の上納鮎起立のお尋ねに対し、差し出した申上書⁽¹⁹⁾によると、

△史料一一△

御膳所御用玉川子持鮎の上納の起立は不明であるが、上納する鮎の定数は、寛政五年（一七九三）には、道志川と玉川の両河川合わせて一四〇〇尾が定数であった。しかし、同九年（一七九七）には一六五〇尾となつた。その後、文化四年（一八〇七）には西之丸へも上納することとなり、その分として五〇〇尾を増して二一五〇尾が定数⁽²⁰⁾とされ、玉川、道志川それぞれ一〇七五尾が上納鮎の定数とされたことを記している。

（一）、幕府の漁業政策

幕府は享保期まで漁業法令をもたず慣行によって漁場秩序を保つていたが、後発漁村の進出によって先発漁村との間に入会争論が頻発し、漁業秩序の確定を迫られていた。玉川における拝島村と熊川村の漁場争論もそのような入会争論の一つであったことは、既にみたとおりである。そこで幕府は、享保二三年（一七八八年）に漁場入会調査を実施し、それに基づき「山野海川入会」⁽²²⁾という漁業法規を法令化している。寛保元年（一七四一）に編纂された『律令要略』に収載されているが、次のとおり河川における漁場と漁業権のありかたが決められている。

△史料一二△

法令の最後の条目に規定されているとおり、河川における漁場利用は、御菜鮎あるいは、運上を上納する村方は自村、他村の区別なく入会による漁場利用ができるが、無役の村方は自村地先漁場の利用に限定された。この法令は入会関係の明確化をはかるなかで、地域秩序を確定し幕府の支配力強化をねらった享保改革の一環と捕らえることができる。

三、寛保元年の伊奈村と代継村の漁場争論

伊奈村は、玉川の支流秋川の北岸段丘上に位置し（現在は、五日市町の一部に属している）、近世には、延享二年（一七四五）より天保三年（一八三三）に至る間、田安家領に属すが、その前後は幕府直轄領で、石高六五二石余、家数一〇〇軒程の村である。地形はおおよそ平延であるが、田は少なく畠勝ちの村であった。上代継村、下代継村は、伊奈村同様、秋川の北岸段丘上に位置し（現在、秋川市の一部となっている）、近世、正保の頃、上、下に分村するが、両村ともに宝暦四年より米津氏領に属し、上代継村一六六石余、下代継村二〇二石余の石高を有していた。家数は、上、下両村併せて九八軒、村内の多くは平地であるが、水田は少なく、畠勝ちの村であった。村の東を牛沼村に接し、西は淵上村に接していた。牛沼村も現在は秋川市に属し

ているが、近世においては、旗本水野氏の知行地で、村高は一五〇石、家数三六軒、水田は少なく、畠勝ちの村である。

伊奈村は、將軍家瀬田村御川狩に際して鵜匠御用役をつとめる村方であり、同村周辺の一ヵ村地先漁場は、入会利用関係にあった。ところが、寛保元年（一七四一）に入会利用関係にある上代継村、下代継村、牛沼村の三カ村が各村地先漁場を押立村へ鵜餌飼場として売り渡したことにより、漁場の入会慣行が破棄されるという事態が起こった。

次の史料は、將軍家瀬田村御川狩に際し、綱卅話役を勤める押立村の治郎左衛門⁽²³⁾が、秋川筋の伊奈村、他九カ村の御用鵜匠を差し出す人々に触れた回状である。

△史料一三▽

押立村の治郎左衛門は、まず、世話役として、御用鵜匠をつとめる伊奈村、他九ヶ村に対し、鵜の飼育に怠りのないよう申し触れ、次に、押立村が、上代継村、他三カ村の地先漁場の占有利用権を得たので入漁を禁止することを申し触れている。この押立村の居丈高な申し触れに対し、伊奈村は、八月に大屋直之助御役所へ吟味を願い上げる。⁽²⁴⁾

△史料一四▽

伊奈村の論点は三カ条からなる。第一条は、去る午年（元文三年・一七三八）に代官上坂安左衛門が秋川通りに鮎運上を課すことを吟味した際に、一一か村が入会漁場慣行にあることを申し上げていること、第二条は、押立村治郎左衛門が上・下代継村の漁場利用権を買いた。

上げ、入会を禁じたが、もともと入会でないなら、のよくな断わりを触れる必要はない。第三条は、押立村が玉川が満水の時に御用鵜の餌飼に難儀するので上、下代継村の地先漁場を賣ったという申し分に対し、伊奈村においても御用鵜は三羽いること、玉川が満水のときには秋川も同様であること、等である。入会による漁場利用慣行を崩せば、獵師として成立たず、御用鵜の役も負担することが難しくなるとして入会慣行の存続を願い上げた。

この漁場争論は内済となり決着を見るが、済口証文⁽²⁶⁾によれば、

△史料一五▽

伊奈村と上、下代継村それぞれが相互に相手の地先漁場へ一ヶ月の内、十五日づつ昼夜に限らず入漁できることになり、従来の入会による漁場の利用関係は崩れ、部分的な漁場の占有利用と入会利用関係に変化した。

秋川通りの伊奈村、他二一ヵ村が旧慣として保持してきた入会による漁場利用関係は、瀬田村御川狩に際し御用鵜匠を勤める伊奈村、つまり先発漁村中心の漁場利用関係から、後発漁村である上代継村、他三カ村の自村地先漁場の占有化へと部分的ではあるが進んだといえる。鵜匠御用という由緒を持ち出すことによって旧慣を保持しようという先発漁村伊奈村の狙いは、後発漁村の自先村地漁場占有化の動きの前に、一ヵ月に十五日づつの入会利用という折衷案ではあったが変革させられたのである。

(一)、玉川瀬田村御川狩鵜匠御用役

将軍家の玉川瀬田村御川狩に際し、鵜匠御用役、人足役を勤めるという御用役も玉川筋の村々には課せられている。鵜匠御用を仰せつかる村、人足役を命じられる村はそれぞれ特定されており、その分布は地域的にも特徴がみられる。この将軍家の玉川瀬田村御川狩がいつ頃から行われるようになったかは、初源を示す史料が管見の限りでは見あたらないので不明であるが、享保五年（一七二〇）には関東郡代伊奈半左衛門の命により瀬田村より下沼部村までが「玉川筋公儀御獵場御留所」に指定され、この間では諸魚獵をいっさい禁止とする高札がたてられていること。また、前掲へ史料三の訴状に記されているよう、拝島村が、享保五年より玉川瀬田村御川狩に際し、鵜十羽と鵜遣人足の差し上げを命じられていることから、将軍家玉川御川狩に伴う鵜匠御用は、享保五年を初発年次とみてよいのではなかろうか。

鵜匠御用を勤める村は、前に紹介した享保七年の拝島村と熊川村の漁場争論の内済取替証文へ史料四にあるように、拝島村一村に限らず数ヶ村が命じられていた。次の史料は、時代は下るが、天明八年（一七八八）に鷹野役所黒御用屋敷が、筋目の鵜匠を差し出すよう村々へ命じた回状である。

^史料一六

下河原、四ツ谷、石田、新井、芝崎、栗須、大神、拝島、熊川、福生、羽村、引田、山田、伊奈、五日市村の一五カ村は、一カ村ごとに筋目の鵜匠の人数を鵜匠世話役の新井村市兵衛を差し出すように命じられている。このとき御川狩の行われる和泉、猪方、駒井、喜多見、

宇奈根、大藏、鎌田、瀬田、上野毛、下野毛、等々力、上沼部、下沼部村の各村に対しても獵師共に心得違いのないように御鳥見より各村の名主に対し、触が出されている。

文化四年の御側衆林肥後守の御成に際し、御鷹野方出役御鳥見手付は、下河原、四ツ谷、石田、新井、芝崎、栗須、大神、拝島、熊川、福生、羽村、引田、山田、伊奈、五日市村の一五カ村に対し、鵜匠御用を申しつけている。また、この時、世話役の新井村市兵衛は御用を勤める各村々へ鵜匠一人と獵師一人、そして鵜先網一端宛持参し、大蔵村へ参るようになると回状を出している。

天保一二年の右大将様御成にあたって、七月に新井村鵜匠世話役九郎兵衛は御用を仰せ付けられ、日野宿、柴崎、大神、拝島、山田、伊奈、五日市村の各村に対し、鵜匠人にこの旨を申し聞かせ、鵜匠一人村に一人づつ印形を持参せよとの回状を出している。また、同月、世話役九郎兵衛は御鳥見の柳沢善治郎へ請書を差しだしているが、それによると日野宿、中河原、下河原、柴崎、四ツ谷、石田、山田、伊奈、五日市村の各村から鵜二羽と鵜先網一反づつを、世話役の新井村は鵜四羽と鵜先網一反を用意すること。他に下留網十反、もじ四〇〇枚をととのえ、合計で鵜匠十人、鵜先網十反、網引二〇人、人足三〇人、下留網十反、もじ四〇〇枚の用意があり、御用に差し支えがないとの請書を差し上げた。八月一七日に御成があり、御用の済んだ翌二八日、御鷹野御役所より御用を勤めた鵜匠達に対し、御扶持米として一人につき米一升、合せて人数二二六人分が払われている。この時の御成にあたって世田谷領の猪方村銀藏組合三四カ村は場所拵人

足、道筋手直し人足などの人足役をつとめており、その延べ人数は五八四人に達している。

玉川瀬田村御川狩鵜匠御用役は、御菜鮎上納御用役が江川太郎左衛門役所の支配を受けるのに對し、鵜を用いることから御鷹野方の支配を受けている。幕府の玉川の漁業支配は、江戸周辺地域支配の複雜性を反映しており、漁業支配は二元支配のもとにあり、支配者間の緊張關係が玉川沿岸村落間の漁場利用關係にも少なからず影響していたことを指摘しておく。

四、宝暦七年の伊奈村と高尾村他四ヶ村の漁場争論

宝暦七年（一七五七）に秋川通りに位置する伊奈村と高尾、留原、館谷、横沢四力村との間に入会争論がもちあがる。

高尾村は、秋川の南岸に位置し（現在は、五日市町の一部）、東は

網代村、西は留原村に接し、秋川を挟んで館谷村、三内村、横沢村に對面している。近世を通じ御料所で村高八一石余、民家二八軒、山林

が九分を占め、留原村、伊奈村と三カ村入会の株場があつた。留原村も秋川の南岸に位置し（現在は、五日市町の一部）、東は高尾村になり、西は小和田村に接し、秋川をへだてて向いは館谷に村である。村高は一八二石余、近世を通じ御料所で民家は五十軒の村である。館谷村は、秋川の南岸に位置し（現在は、五日市町の一部）、近世を通

じ御料所で村高四〇石余、民家十六軒、皆畠の村である。横沢村も秋川の南岸に位置する（現在は、五日市町の一部）村で、御料所であったが安永三年に旗本大久保氏の知行地となり、後に再び御料所となる。村高四二石余、民家は二三軒、水田の畑にまさつた村である。

次に示すのは伊奈村が高尾村、他四力村の自村地先漁場占有化の行動を阻止し、従来どおり漁場入会利用を仰せ付けられるよう伊奈半左衛門役所に差し出した願書⁽²⁹⁾である。

▲史料一七▽

願書によれば、伊奈村は、古来より川上五力村、川下六力村の漁場へ入会。漁業生産を行い、御菜鮎上納御用役、瀬田村御川狩鵜匠御用役をつとめてきたが、川上五力村の内、高尾村、留原村、横沢村、館谷村の四力村より、このたび漁業権を売り渡したので、伊奈村の漁師共は入会うことのないようとの断わりがあった。そこで理由を尋ねたところ、以前は無運上の漁場であったので入会つてきたが、運上が課せられたうえは入会を差し止め、漁場を売り渡すということが争論の原因であったことがわかる。

次の史料は、争論の結果が内済となり取り替わした証文⁽³⁰⁾である。

▲史料一八▽

史料によれば、高尾村、他四力村は、獵師が少ないので運上永の上納の足合になるようになると漁場を売りわたしたのであって、その結果、入会による伊奈村の漁師の自村地先漁場での利用を差し止めたということである。つまりこの入会争論は、漁業に携わる人の少ない漁業生産力の低い。いわゆる後発漁村にも運上がさせられたために、従来の

先発漁村中心の入会漁場利用を解消し、自村地先漁場を占有し、利用権を売つて運上永を確保しようという後発漁村の起こした自村地先漁場占有化の入会争論であったといえよう。

こうした後発漁村の動きに対し、先発漁村である伊奈村の対応は、御菜鮎上納御用役を勤めていること、鵜匠御用役を勤めていること、等の由緒を持ち出し、入会による漁場利用関係の正当性を主張するのである。

争論の結果は、従来どおり入会による漁場利用とすることで内済となつた。後発漁村による自村地先漁場占有化の動きは、内済取替証文に「尤御用之外小鵜先之義者相互ニ延引可仕」とあるように、「御用」つまり、鵜匠御用の外は鵜を用いた漁は他村の漁場で行つてはならないことに留まつたのである。乱獲につながる鵜漁は後発漁村にとって自村地先漁場から締めだしたい漁法であつた。⁽³¹⁾ 鵜を用いた漁は特殊な技術を必要とし、古い漁法であるといわれる。特に、先発漁村には鵜匠が存在することが多く、もちろん鵜匠御用の役を勤める伊奈村には存在しており、この漁法を入会の際に禁止したことは、この入会争論が旧慣を少なからず変革したと評価できるであろう。

(一) 漁業運上の賦課と負担方法

御菜鮎上納御用役、玉川瀬田村御川狩鵜匠御用役とは別に、玉川の漁業生産には、極めて低い定額の運上が賦課されていた。運上は、漁場に課せられるもの、漁具、漁獲物に課せられるもの、等々があるが、⁽³²⁾ 前掲の⁽³³⁾史料五によれば多摩郡是政村外六ヶ村は、延宝六年(一六

七八)に代官高室四郎兵衛によって御菜鮎上納にかわって川運上が課せられたことがわかる。また、前掲⁽³⁴⁾史料一によれば、玉川上流部の三田領村々は、享保八年以前(一七二三)より運上を仰せ付けられている。

玉川の支流、秋川筋では、運上が賦課されたのは、玉川本流筋より遅い。江川太郎左衛門役所が、天保一五年(一八四四)に舗谷村、他八カ村に對して行つた鮎漁御運上年暦御尋によれば、

△史料一九△

檜原村が享保四年から運上を上納しているのに對し、他の村々は宝暦二年以後、全て宝暦年間に課せられている。このことは、元文三年に代官上坂安左衛門が、秋川通りの村々に運上が課せられていないことに関する吟味を行つたことからも証明される△史料一四△。

秋川通り上流部の乙津村と戸倉村は、秋川を境として隣接している⁽³⁵⁾村であるが、両村は、宝暦三年(一七五三)に川境について次の証文⁽³⁶⁾を取り替わしている。

△史料二〇△

乙津村と戸倉村は、境界としている秋川、一六町の場所を中心を境として上流部分を乙津村の占有漁場に、下流部分を戸倉村の占有漁場とし、以後、入会關係をもたないことを定めた。宝暦三年に運上川となつたことにより、従来の入会による漁場利用關係を解消し、自村地先漁場を占有化しているのである。

運上は村に賦課されたのであり村請で上納するものであるが、△史料一九△によれば、館谷村、小和田村、留原村、小中野村、養沢村、

乙津村は家別、五日市村は高割、檜原村は鵜漁師五人へ割合、運上を取り立てている。

ある。

五、弘化四年の留原村と伊奈村他六ヶ村の漁場争論

弘化四年（一八四七）より嘉永二年（一八四九）に至るまで三年に渡つて、留原村と館谷村、伊奈村との間で留原村々内の漁場をめぐつて入会争論が行われた。争論の発端は、弘化四年（一八四七）七月に、館谷村の権治郎が、自村地先漁場で鵜餌飼を行つたところ、留原村は、自村地先漁場であるうと一件中は鵜漁は禁止であるとして、江川太郎左衛門役所へ訴え出たことによる。⁽³⁵⁾

弘化四年七月以前、留原村と伊奈村の間に出入があつたようで、この一件の吟味中、留原村、伊奈村、館谷村外三ヶ村は、網漁は入会で行うが、鵜漁は自村地先漁場に限り、入会は差し控えるようにとの御沙汰があつたようである。しかし、弘化四年十一月の江川太郎左衛門役所に対する留原村の願書によると、⁽³⁶⁾

ヘ史料二二一

近年、鵜漁人共が留原村の留川漁場を荒しているが、弘化四年七月四日、五日の両夜、館谷村の元名主権左衛門伴権治郎、伊奈村の百姓利兵衛、その他大勢が、留原村の留川漁場へ忍び入り盗漁したと

以後、三年間に及ぶ争論となるが、結果は、留原村の敗訴に終わり、嘉永二年（一八四九）四月に瀬戸岡、押島、柴崎三カ村の名主を扱人として、鵜漁に限り秋彼岸三〇日前より差し止めとするが、「しら漁」その他の漁業はこれまでのしきたり通りとすることで示談内済し、江川太郎左衛門役所へ吟味の打ち切りを願い上げる。⁽³⁷⁾

ヘ史料二三一

この漁場争論は、天保十二年（一八四一）以来、御菜鮎上納御用請村となつた留原村、つまり後発漁村が、御菜鮎上納御用役ならびに御用鵜匠役を勤めている先発漁村の伊奈村及び五日市村を自村地先漁場から締め出し、自村地先漁場の占有利用をはかろうとしたことにあら。

そして、留原村が漁場占有化へ向けて取つた手段は

① 従来、八月一日より留川漁場としていたが、一ヶ月早めて七月一日よりとした。

② 弘化五年より向こう五カ年内、鵜漁を休年として議定したが、全面的に禁止することに申し立てた。

この留原村の漁場占有化の計画は周到で、江川役所の出役、野田三郎助を懐柔し、野田が弘化四年九月に挙島村へ生賣払の沙汰に出役の折り、入会一ヶ村の間でこの議定は調印された。さらに、この時、野田は、鵜漁は御用に役立たないとの発言を行つた。⁽³⁸⁾

ヘ史料二四一

留原村のこの一連の主張に対し、伊奈村その他の村々は、次の対抗

手段を取った。

① 御用鵜の由緒を持ち出し、鵜漁の禁止は御用に差し支えを生じることを申し立て、江川役所に対抗して鳥見役を利用した。

② 七月一日よりの留川に対し、川上九力村筏荷主より難波を申し立てさせた。

伊奈村、他の村々が取った御用鵜の権威の持ち出しが効を奏し、⁽³⁹⁾

^史料二五^

江川役所は、伊奈村、他の村々の鵜漁差し止めを鳥見へ掛け合ったが、御用鵜であるということで禁止することは出来ず、⁽⁴⁰⁾嘉永元年五月

に柴崎村、他の世話役へ内済とするよう取扱いを指示している。

^史料二六^

助けとしている。小中野村は、秋川の南岸に位置し（現在は、五日市町の一部）、村の西を戸倉村と境し、東は五日市村に接している。山付、畠勝ちの村で民家は四八軒、御菜鮎上納御用役を勤める秋川通りで最も上流に位置する村で、御料所であった。

嘉永四年（一八五二）に秋川通りの戸倉村と小中野村との間に漁場争論がおこるが、次の史料は、九月二七日に五日市村と小中野村が、上ヶ鮎御用御掛り細野久藏に對し、川筋見回りに心付けることを書付けをもって申し上げたものである。

^史料二七^

御膳所御菜御子持上鮎の漁期中は、無役の村は「しら場」を取り払い、魚漁の差し止めが命じられる。ところが、嘉永四年九月十五日に御用御掛り役人により川筋取繰りのための見分が行われたが、その際、戸倉村の地内で「しら場」「しら場」「網張場」が三ヵ所、「網張場」が一ヵ所、乙津村の地内で「築」「しら場」「網張場」が各一ヵ所設置されていたため見咎められ、御察當をうける。御用請村は無役村、等の不正な魚漁を差し止める義務を負うが、小中野村と五日市村は、それを怠つて、いたとして御察當をうけ、そのため、今後は気を付けるとの書付けを上ヶ鮎御用御掛り細野久藏へ差し上げたのである。

それに対し、同月中に今度は戸倉村が、小中野村を不正な魚漁を行つたとして出役中の御用御掛り役人に申し上げるという挙に及ぶ。次の史料は、その結果、嘉永四年九月に戸倉村と小中野村が示談したため、御用掛の細野久藏に訴訟の取り下げを願い上げた願書⁽⁴²⁾である。この願書から争論となつた原因と示談の内容をみてみたい。

六、嘉永四年の戸倉、乙津村と小中野村の漁場争論

そもそも御菜鮎上納御用役を仰せつかった村は、御用鮎の漁期中は、自他村の差別なく鮎を捕生することが出来たが、反面、無役の村は、その期間中、魚漁を差し止められるのが、御菜鮎上納御用の漁業慣行であつた。しかるに嘉永四年九月一八日に戸倉村地内で小中野村の百姓平八が、私用の鮎漁を行つてゐるところを見つけられ、網を捨てて逃げ去るということがあつた。さらにまた、同様に小中野村の百姓佐左衛門が私用の鮎漁を行つてゐたとして、戸倉村の役人共が、御用御出役の御用先へ両人の取り調べを願い上げたことが争論の発端であつた。

訴えられた小中野村の役人、平八、佐左衛門は、御出役の御用先へ召し出され糺されるが、勝手に戸倉村の漁場で魚漁したのではなく、もともと両村は漁場を入会により利用してきたので、御用鮎捕生のための漁業を行つたのだと答え上げた。

この出入りは、五日市村、伊奈村が取り扱い人となり、御菜鮎上納御用世話役の柴崎村、拝島村、福生村が立会い、示談となる。示談の内容は、戸倉村と小中野村が宝暦三年四月に取り極めていた川境が、等閑になっていたので、改めて両村川中央の場所五町を二町半づつ割合、今後は決して入り会わないというものであつた。

戸倉村、乙津村は、同年十月御膳所上ヶ鮎御用請を許可されるよう願い上げる。

△史料二九△

願書をうけた御用御掛り出役は、最寄り村々に故障がないならば鮎

上納御用世話役の奥書、ならびに地頭の書簡を添えて江川太郎左衛門役所へ願い出るようにと指示する。それをうけた戸倉、乙津、両村は江川役所へ問い合わせたところ、先例のとおり願い出るようにと仰せ渡された。しかし、当年は御用も済み、しかも川下の最寄り村々の同意も得ていないので、次年、御用が始まるまでに願い上げるということでひとまずこの願書を取り下げた。

嘉永四年の戸倉、乙津両村と小中野村の漁場争論は、御菜鮎漁期中に御用請村が漁場占有利用慣行に隠れ、私用の魚漁を行つてゐる者が多数みられることに対する無役村の不信、不正追求の争論であつたと規定できよう。しかし、無役の村々も御菜鮎漁期中は禁漁という秩序を破り、不正な魚漁を行う村が少なくなかつた。

戸倉村、乙津村は、御菜鮎上納御用請村に有利な漁場慣行、漁業秩序の変革、また、それを打破することよりも、秩序の内へ組み込まれることにより漁業利益を得る路を選んだのである。しかし、江川役とは最寄りの御用請村の同意と旧慣を重視するという婉曲な言い回しがもつて、御用請村々の漁場の占有利用を保証していたとみることができよう。

七、要 約

納を赦免されている。これは、幕府の享保改革の一環としての、地域支配の強化、及び年貢増徴策を推進するためのものであったところができます。

① 拝島村は、御菜鮎上納御用役をつとめることによって、御用の期間中は自村地先漁場のみならず、熊川村の地先漁場を占有利用することが許されたが、享保七年四月に御用役が赦免されたことにより、この漁場利用慣行は否定され、拜島村の漁場占有利用は、自村地先漁場に限られた。御菜鮎上納御用役が赦免されるまで、漁場の利用は御用役の負担を原則とする秩序が支配していたといえよう。

② 無役村である熊川村は、御菜鮎上納御用の鮎漁が行われている期間、自村地先漁場であるに閑わらず禁漁となる。この漁業慣行のよどいどころとなっていた御菜鮎上納御用役が、享保七年四月に赦免されることにより、それまで支配していた漁業慣行、秩序の変革をはかり、直ちに自村地先漁場の占有利用を使使した。近世の玉川における漁場利用慣行、秩序は、享保七年四月に御菜鮎上納御用役が赦免されることでは、御菜鮎上納御用役が勤めることによって自村地先漁場のみならず、他村地先漁場をも占有利用することが許されるとさざるを得なかったのである。

③ 享保七年四月の御菜鮎上納御用役の赦免は、玉川の鮎上納だけに限られたものではなく、この時期、江戸内湾の御菜育、等も同様に上

④ 将軍家の玉川瀬田村御川狩に際し、鵜匠御用役を勤める村方は、先発漁村に多くみられる。それは、鵜漁が他の漁法と異なり、特殊な技術を必要とする漁法であり、古くから漁業に携わっていた村方に伝わったことによると思われる。御用鵜を差し出す村方は、鵜を飼育し、御用の命に応じられる体制を保つわけであるが、その反面、御用の名をかりて漁場を特権的に利用していた。

⑤ 将軍家瀬田村御川狩に際し、御用鵜匠を差し出す村方で、先発村である伊奈村は、従来、周辺の一ヶ村と漁場を入会利用してきたが、寛保元年に入会利用関係にある後発の漁村、上代継村、下世継村、牛沼村の三ヶ村が、漁場を押立村に鵜餌飼場として売り渡し、入会慣行を破棄をしたことから争論となつた。その結果、相互に相手の地先漁場へ一ヶ月の内、十五日に限り入会うことが出来るということで内済となつた。後発漁村の自村地先漁場占有化の動きは、段階的なものであるが進んでいたといえよう。

⑥ 宝暦七年には伊奈村と川上の高尾村、他四ヶ村との間に起こつた漁場争論は、宝暦期に秋川通りにも運上が課せられるようになつたことにより、漁師の少ない高尾村、他四ヶ村は運上永の足し合になるようになると自村地先の漁場の入会利用を差し止め売り渡したことが原因であった。結果は、従来通り入会による漁場利用を行うことで内済となつたが、鵜漁に関しては御用以外の鵜漁は他村の地先漁場

で行つてはならないこととなつた。鵜漁は先発漁村にみられる漁法であることから、御用以外の鵜漁は自村地先漁場に限るという規定は、この漁場争論が後発漁村の自村地先漁場占有化の動きを僅かではあるが前進させたと評価出来よう。

(7) 弘化四年より嘉永二年に至るまで、留原村と伊奈村、他六ヶ村が、三ヶ年に渡つて争つた漁場争論は、天保十二年に御菜鮎上納御用請村となつた後発の漁村である留原村が、江川役所の出役を懐柔し、自村地先漁場の占有化を計つて起こした争論であるが、先発漁村で鵜匠御用役もつとめる伊奈村は、江川役所に対抗するに鳥見役の権威をもちだして争論を有利に運び、従来通り入会による漁場利用関係を維持することを得た。

(8) 御菜鮎上納御用の漁期中、御用請村は、他村地先漁場を占有利用することが出来るが、無役の村は、その間、自村地先漁場であつても禁漁となつた。嘉永四年の戸倉村と小中野村との間に起つた漁場争論は、御菜鮎上納御用役を負担する小中野村と無役村である戸倉村とが、御用役とともに漁場利用慣行をめぐつて争論となつたものである。小中野村の漁師は、御用の漁と称して戸倉村の地先漁場内で私用の漁を行い、一方、戸倉村の漁師も禁漁であるにもかかわらず隠れて鮎漁を行い、双方が相手の不正を咎めて訴訟となつたのである。訴訟は、小中野村と戸倉村が、以前に取り決めた川境を再確認することで示談となつたが、その後、同年十月に戸倉村は御菜鮎上納御用請村となることを江川役所へ願い上げる。

(9) 享保七年以降勃発した幾つかの漁場争論を検証したが、この一連

の紛争は村落内及び村落間の漁業秩序・慣行を変革し、新たな漁場利用関係を展開させたと言えよう。つまり、玉川においては、近世中期以降、需要の拡大に伴い、漁業に従事する人々が増加するが、後発の漁業従事者及び村落は旧来の秩序・慣行を否定し、先発の漁業従事者及び村落との間に新たな漁場占有利用関係を確立することを目的として紛争を引き起こしたのである。

註 (1) 筆者「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」第一回関東近世史研究会大会（昭和六三年十月二三日、於、明治大学）。

(2) 農商務省「水産事項特別調査下巻II」明治二七年、明治文獻資料刊行会『明治前期産業発達史資料』別冊(四一)

II。

(3) 農商務省「水産事項特別調査下巻I」明治二七年、明治文獻資料刊行会『明治前期産業発達史資料』別冊(四一)

III。

(4) 『奥多摩町誌』歴史編。

(5) (12) (13) (14) 旧柴崎村、鈴木家所蔵文書、立川市歴史民俗資料館保管。

(6) 木村塾校訂『旧高旧領取調帳』関東編、近藤出版社。

本文中において各村の石高を示すのに全て本書を引用したので、以下、引用をいちいち明示することは省略する。

(7) 『大日本地誌大系新編武藏風土記稿』第六巻、雄山閣、

- 本文中において各村の村況を示すのに全て本書を引用したので、以下、引用をいちいち明示することは省略する。
- (8) 旧熊川村、石川元八家所蔵文書
 - (9) (18) 旧熊川村、石川弥八郎家所蔵文書、『多満自慢(石川酒造文書』第一巻、霞出版。
 - (10) 幕府は玉川の鮎に限らず江戸周辺の特定の農漁村に対し、様々な特産品の将軍家御膳所上納を命じている。江戸内湾の深川獅師町では寛永七年より御菜肴を上納している。
 - (11) 「深川獅師町立」『東京市史稿』港湾編、東京都。
 - (12) 『日野市史史料集』近世二、日野市役所。
 - (13) 旧熊川村、石川元八家所蔵文書。
 - (14) 大岡家文書刊行会編纂『大岡越前守忠相日記』上巻、三一書房。大友一雄氏(徳川林政史研究所)の教示による。
 - (15) (16) (17) 大岡家文書刊行会編纂『大岡越前守忠相日記』中巻、三一書房。
 - (18) 「御用留」静岡県垂山町、江川文庫所蔵文書。
 - (19) 天保八年に大御所様(徳川家斉)への上納分「五〇尾の増加が命じられ、定数は一三二五尾となる。拙稿「多摩川における上ヶ鮎について」『多摩郷土研究』四七号。
 - (20) 勘定奉行と勘定吟味役が推進役となつて東海・関東両地帯に広範囲に実施された。堀江俊次「享保期における勘定所の漁業権実態調査と漁業政策」『東国の社会と文化』。
 - (21) 『近世法制史料叢書』第二巻。
 - (22) (23) (32) (41) (43) 旧五日市村、森田家所蔵文書、五日市町郷土館保管。
 - (24) (25) (26) (29) (30) (33) (35) (36) (37) (38) (39) (42) 旧五日市村、萩原家所蔵文書、五日市町郷土館保管。
 - (27) 「享保五年御鷹用留帳」世田谷区教育委員会編『世田谷区史料叢書』第一巻。
 - (28) 旧伊奈村、石川尚史家所蔵文書。
 - (29) 日本学士院編『鵜飼技術史』『明治前日本漁業技術史』
 - (30) 旧乙津村、乙訓虎太郎家所蔵文書。

表一 鮎漁獲高最近五ヶ年比較

川 奈 神	京 東	県 府	
道 志 川	淺 秋 川	多 摩 川	河 川 湖 沼
酒 勾 川	川	川	川口及沿海
多 摩 川	川	川	其他上流
相 模 川	川	川	川口及沿海
道 志 川	川	川	其他上流
七、六〇〇	九、七四九、三〇〇	一〇、六四一、六一〇	明治二十四年
九、七〇〇	三、三〇〇	一〇〇、〇〇〇	明治二十三年
五、一四〇〇	四八八、九六〇	一六五、〇〇〇	明治二十一年
五、八五、〇〇〇	三、四七〇、〇〇〇	一、一六四、三五〇	明治二十一年
六、八九、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、二六七、〇〇〇	明治二十一年
七、二六、〇〇〇	五、六四〇、〇〇〇	九、〇〇〇	明治二十年
五、九六、〇〇〇	六一、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	
三、一四〇〇〇	三、五三〇、〇〇〇	一六七、〇〇〇	
五、八五、〇〇〇	三、四七〇、〇〇〇	一六三、八〇〇	
六、八九、〇〇〇	七五、〇〇〇	一六六、〇〇〇	
七、二六、〇〇〇	四、二四一、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	
五、九六、〇〇〇	六八、〇〇〇	一五、六九四、〇〇〇	
四、〇四五、〇〇〇	三、三七〇、〇〇〇	三、三七〇、〇〇〇	
六、八九、〇〇〇	三、四七〇、〇〇〇	三、〇四九、〇〇〇	
七、二六、〇〇〇	七一、〇〇〇	一五、七六一、〇〇〇	
五、九六、〇〇〇	三、六四、〇〇〇	三、六四、〇〇〇	

表2 漁場及採藻場

北多摩郡						荏原郡		都市
泊	調	多府	西谷立郷福築中宮大田押	羽	玉	調		町
江	布	摩中	府川地島地神沢神中島	田	川	布		村
宇喜大駒猪和上國下上布下上押車當上小是	中四谷			羽瀬下等下嶺				大
奈多	ケ布布小石石	染田	川ツ	野々沼				字
根見嶽井方泉給領田田分原原立返久屋分政	原谷保			田毛力部				戸
九八八	三八五一四六九五〇五六二四六〇八五七五五〇六三七八	三五		八二一八五一一				口
九八八	三〇八五一四六九五三五六二五八六〇三七三七四六八九三	九八		四一六二十五四四六六二				水產物
鯖	鮓鮓	同同同同同	鯖鮓鮓鮓鮓鮓	鯖鮓鮓鮓鮓鮓	同同同同	鯖		

西多摩郡								
東草	小水	古三	吉西	青	調福熊			
秋	河			多				
留花	内川	里田	野摩	梅	布生川			
雨野小二	留川河原境氷海白棚小川丹梅御沢二袖日下畠川羽日青河千駒上下友					録		
ノ	丹三	非井保影	向	ケ本長長				
間辺川宮	浦野内村川沢丸沢波井郎沢岳下尾木田村中崎村田梅辺瀬野淵淵田					田		
十	四二三八一二二四五四三四二五六五一三五四一二六三九五二三八九六四六二二八	三四	一	一		五		
十	四二三八一二二四五四三四二五六五一三五四一二六三九五二三八九六四六二二八	三四	一	一		五		

橋樹郡				西多摩郡				
稻	高	中	御川大師河	檜	小戸明	五	三	増
田	津	原	幸崎原	日		ツ		西秋留
音中登宿堀久二飯北宮小上上小南堀久新大師河	訪見	九平	河ノ根河	原宮倉治市	里		一	代代
ノ	河							
島戸原	地子原方内杉子間向原内崎宿原			乙	館小五	小留高三横伊網山引瀬上下牛油		
十	八二八六	〇二	二五五一八一五〇〇〇	中日和				
八二八六	一〇二	二五五一八一五〇〇〇		津	谷野市田原尾内沢奈代田田上	繼繼沼平		
同	鯖鮓鮓鮓鮓鮓	他		廿廿				
				〇四一二三七	四一二三二一四二二一一三			

乍恐以書付奉願上候

一、多摩郡三田領村々名主惣百姓共申上候當村々古來る鮎運上之義ハ

當領一同ニ而江戸町請負人御運上相勤丹波川通り鮎獵仕候處ニ元禄拾五年當領御代官様御両人様ニ被為仰付當村々ハ滝野重右衛門

様御支配所ニ相成余村ハ比企長左衛門様御支配所ニ相訳リ申候此節鮎御運上之訳請負人共如何様ニ申上候哉委細は不奉存候得共享保八卯年迄ハ小田原町境屋喜右衛門大和屋長右衛門境屋長兵衛四ツ谷和泉や甚兵衛御請負年々鮎獵仕候所ニ享保九年請負人無御座明き川

二相成候ニ付其節之御代官長谷川六兵衛様御運上永高割ニ被仰付候尤高年々無高下御定面之様ニ而勿論村々鮎獵仕候者無御座惣百姓弁納ニ相成困窮至極仕候鮎御運上御免件被成下シ置候様ニ御願申上候訳ケ左之通

一、享保八年迄町請ニ而御運上相勤大川転鮎獵仕候者川幅不殘大網ニ而張切水底ニ袋網ヲ敷水上より鵜遣大勢川一ツ倍に立井跡より網を引可け鮎獵仕候村方々も鵜遣火振底網并川ニ心得有之候者共ハ右大網之人數ニ被雇罷出貰錢取之候其外之百姓勝手ニ者成不申候同九辰年々右大網猶相止メ候ニ付鮎獵一切無御座候元来丹波川之義石川

水勢強く相成候故少人數ニ而ハ鮎獵不罷成候別而六月土用前々七夕迄鮎獵第一ニ仕候得共此間ニ夕立一兩度も有之候年盤網敷候儀不罷成無獵ニ而請負人御運上弁納仕候年も數度御座候ケ様ニ六ヶ敷川故村々小人數ニ而鮎獵不罷成候ニ付自然と無獵に相成罷有候尤若鮎

鮎鮎之節者釣り底網瀬切等仕候者も御座候而江戸表へ取出し候而も此節者直段下直ニ而駄賃錢程ニも壳不申候ニ付是も自然ト無獵ニ相成惣百姓之弁納ニ相成困窮至極ニ仕候

一、戌年大變之節水上者境村水下者友田村迄凡拾壹里余之場所ニ而日原山棚沢山小丹波山沢井山ニ侯尾山柚木山御獄山右七ヶ所并川通村々田畠屋敷悉ク川欠電抜ケ土砂并切ツ橋押出し川筋淵々不残押埋候故一面之細流連砂川ニ罷成今以澄切り不申候右之外川上水元迄川欠山崩等如何程可有御座候哉難斗奉存候依之鮎登り不申候勿論針雜魚様之鮎稀ニ相見ヘ申候得共戌年以来者決而無獵ニ御座候

一、先達而申上候戌年大變ニ付亥年ハ御免被成下置難有奉存候子丑兩年鮎獵無御座候ニ付御吟味之上此度増永可被仰付仰渡奉承知村々惣百姓重々難義困窮至極ニハ奉存候ヘ共是非仕会困蔭子丑兩年之義者巷ヶ年式割宛増永別長(帳)ニ書記差上申候通り御上納可仕候

右申上候通り御座候間御年賦明キ申候ハバ此上者御慈悲を以鮎御運上幾重ニ茂御免被為成下シ置候様ニ偏ニ奉願上候以上延享三年寅六月

伊奈半左衛門様

御役所

右之通此□差上申候増永被仰付候故如此ニ候

願人 寄合 村々

^史料2▽

覺

差上申一札之事

一、玉川子持鮎五寸以上之大鮎江戸表江壳賣出候由二付拙者共村々御尋二御座候當年之儀者四五年ニ無御座鮎小振ニ而四寸余与申魚一切相見不申候尤拙者共村々者江戸問屋等田原町大和田屋久兵衛四ツ谷伝馬町和泉屋甚兵衛鮎屋佐兵衛方へ年々差遣申ニ右問屋共方江御尋被遊候得者委細相知申御事ニ御座候為其一札差上申候所仍如件

成九月廿八日

伊奈半左衛門様
御役所

柴崎村	名主	平九郎
	組頭	八兵衛
	同	四郎左衛門
獵師代	同	善左衛門
	助太郎	
重右衛門	平三郎	

^史料3▽

乍恐書付を以御訴詔申上候

武州多摩郡挂島村

江川太郎左衛門御代官所

訴詔人

名主

組頭

理右衛門

平

兵衛

庄右衛門

小兵衛

藤四郎

平

兵衛

喜三郎

清左衛門

八右衛門

藤左衛門

平

兵衛

喜三郎

清左衛門

百姓 与惣兵衛

同 長十郎
長右衛門

同 弥次右衛門

田沢久左衛門様御知行所

相手名主 五右衛門
組頭 六兵衛

百姓源内

長塙伝七郎様御知行所

相手名主 茂左衛門
組頭 治郎兵衛

一、武州多麻郡拝嶋村名王百姓猶師共御訴詔申上候拝嶋村之儀玉川通

秋川通往古弓鮎狹仕來 御菜鮎奉指上候然上に去子年弓瀬田村ニ

而御川狩之鵜拾羽鵜遣人足共二被為仰付奉畏右鵜人足共指上ヶ御用

相勤申候其節何時成共御用被為仰付次第相勤可申候間證文指上度

々御川狩之節被為仰付候通鵜拾羽鵜遣人足共二指上御用相勤申候處

当四月中御菜鮎之義者御赦免被成下右之趣被為仰付候ニ付往古弓之御

菜御役相勤申候段猶師百姓共冥加叶難有儀ニ奉存候間先規之通御菜

鮎奉指上度旨御訴詔申上置候御事

一、拝島村之儀古弓村前ニ八ヶ所之西川仕先規の御用鮎奉指上候共

上河原清兵衛様御代官所之節急御用漁積之鮎被為仰付奉指上候拝

嶋村之義往古弓近村前江常々入込鮎狹仕來申候當村前江他村之者

一切入不申候八ヶ所之西川江ハ当村猶師共茂曾而以入不申大切ニ仕

置申候享保四年亥年川通大神村与粟須村と出入之節川通拾式ヶ村被

為御召出御詮義之上御裁許被為仰付双方江為取替證文被為仰付被下

置難有奉存右両所持仕候川通村々先規之通りニ仕重而御連上場ニ罷

成候共無役之村々ハ指構申間敷之旨其外新規之義仕間敷段被為仰

付之趣奉承知相守罷有候處ニ此度相手熊川村之者共新規ニ笠を立新

規猶師仕立拝嶋村之者共熊川村前へ一切為入会せ申間敷之旨我併申

其上私共村前西川へ強性ニ度々押込難義仕候間以夫度々相断候へ共

承引不仕候間為後證無是非網を取置申候先規被為仰付候往古弓之定

法御裁許之趣を相背我併仕候御事

右之通少茂偽不申上候熊川村之者共被為御召出御詮義之上重而我併不
仕先規之通御慈非以被為仰付被下候ハ、□難有可奉存候以上

享保七年寅六月

拝嶋村

庄右衛門

小兵衛

藤四郎

八平

理右衛門

平兵衛

次郎左衛門

喜三郎

藤左衛門

清右衛門

八右衛門

弥兵衛

御代官様

八史料 4

取替証文之事

一 武州多摩郡拝鳴村名主獵師共訴上候は、拝鳴村之儀、玉川并秋川通往古る鮎獵仕来御菜鮎差上候る其上去子年る瀬田村二而御川狩為御用、鵜拾羽、鵜遣人足共二差出申候、然処、当四月 御菜鮎 御赦免二付、前々之通 御菜鮎差上申度旨、御代官所江奉願候、当村前ニ八ヶ所之岡川仕、近村川筋江も常々入込鮎獵仕来候、右八ヶ所岡川江は、当村獵師さへ曾而入不申、為御用大切ニ岡置申候、去亥年川通り大神村と粟須村出入之節、取替証文を以 御裁許済、川通り村々先規之通仕、重而御運上場ニ罷成候共、無益之村々ハ差構申間敷旨、其外新規之義仕間敷段被 仰付候処、此度相手熊川村之者共、川之内ニ新規ニ笠立、拝鳴村之者共、熊川村前江一切為入申間敷旨我俟申、剥私共村前岡川江、度々熊川村之者共押込獵仕候ニ付、相断候得共承引不仕候間、為後証網取置キ申候、且又、高月村之者共申上候は、此度拝鳴・熊川郷境出入仕候ニ付、双方立会絵図被仰付候故、高月村も絵図相載セ申候、拝鳴村先年境論之御裁許状上候由申之、拝鳴村と同ニ御吟味之上、前々之通被 仰付被下候

様仕度旨申上候、熊川村ら答候は、拝鳴村と熊川之儀、郷境之儀ハ、同國瀧山古城跡ヲ見通シニ相極來候故、入会と申訳ハ曾而無御座候処、当五月朔日ニ熊川村ら鮎獵ニ罷出候得は、拝鳴村之者共押懸ケ、川道具奪取申候、前 御菜鮎差上并御用鵜差出候旨申立候得共、拝鳴村、御菜鮎、御免被成候、御用鵜之義は、拝鳴壱村ニも無御座候、川通村々江被 仰付、秋川・玉川之村々數多御座候得ハ、他村江押込岡川を仕、鮎獵仕候もの無御座候処、拝鳴村八ヶ所岡川江外之者入不申と申上候得共、拝鳴村渡世之獵斗仕候御菜御用鵜差上候時のことく、川通自由ニ仕候段申上候ニ付、双方御吟味之処、拝鳴村 御菜鮎当四月相止ミ候儀、熊川村之獵場と入込候所、熊川江防之、拝鳴村ら 御菜鮎差上候時之通、熊川村分之川江入り候様ニは為仕間敷候、船之獵熊川村江入り候故、相咎メ候義尤之事ニ候、御菜鮎不差出候上ハ、村限之川ニ而獵可仕事候間、御用鵜拾羽差出候義、村限之川ニ而獵仕候而も可相勸旨、拝鳴村之者共申上之、依之被仰渡候は、拝鳴村ら熊川村前之川江岡川致置候故、熊川村之者共獵致候処、拝鳴村大勢出会、網取置候旨申候、拝鳴之義、御菜鮎差上候節ハ、他村前江も入会候義も可有候、御菜鮎當四月相止候上ハ、向後村前限獵致、一切他村江不可入会候、瀬田村為御用差出候鵜并人足之義、村前限獵致候而も、向後も無滯可差出候、熊川村之者共も、村前限ニ獵致、拝鳴村之川筋江入会申間敷候、拝鳴村江取上候網、熊川江早速相返シ、相互ニ和融之上、重而争論仕間鋪旨被 仰渡候趣奉畏候、并高月村追訴、拝鳴村境之証文として指上候寛文四年之御裁許之趣と相違無御座候ニ付、弥前々之通可相心得候

旨被仰度、是亦奉畏、今般御裁許之趣、堅相守可申候、若相背候八
、何分之御料ニ茂可被仰付候、為後証一札差上申所、仍而如件

江川太郎左衛門御代官所

武州多摩郡拝嶋村

訴訟人
名主

享保七年寅八月十三日
同

太田万次良知行所

司

司馬文正公集

同上

同人集

同猶鈞

岡部庄九郎知行

同名并

同組頭

同百姓代

同獵師

江川太郎左衛門御代官所

同州同郡熊川村

相手名主

同組頭

百姓代
與惣兵衛
長十郎

乍恐以書付奉申上候
多摩郡是政村外六ヶ村惣代兼日野本郷名主隼太奉申上候、玉川上ヶ鮎之儀去巳年渴水不猶二付、納高千七拾五之内五百上納相済、殘五百七拾五之分相州道志川鮎を以納込二罷成、鮎代ハ御入用二相立候得共、諸色入用錢永四貰四百式拾文余相懸り、玉川不納之分江可懸入用二付玉川筋御用請村々迄取立上納可仕旨、中村八太夫様御役所々世話役共江被仰渡之趣申聞候得共、玉川筋諸色御入用に相立候振合も有之、特ニ去巳年之儀ハ誠ニ稀成旱魃難儀之年柄旁及難渋候ニ付、右入用出銀御免願、当御役所様より中村八太夫様へ御懸合被下置度先達而奉願上候処、厚御利解被仰聞候得共、実々迷惑難渋仕候事ゆへ、追而御免

田沢久左衛門	知行所	同	同	同	同	同	同
長塩市左衛門	知行所	同	同	名主	組頭	百姓代	同
百姓代	同	同	同	同	同	同	同
三左衛門	次郎兵衛門	次左衛門	源内	六兵衛	五右衛門	長右衛門	弥次右衛門
百姓代	組頭	名主	百姓代	組頭	名主	長右衛門	弥次右衛門

御評定所

八史料

乍恐以書付奉申上候

之願申立候ニ付夫々御懸合被下置候處、猶亦今般被 召出鮎彌組合五拾四ヶ村之内、四拾六ヶ村致納得、残八ヶ村不承知と申儀も如何に有之、前書出銀之儀村々江割合候得ハ 繼之儀にも可有之、尤せ話役共出府入用之儀ハ 相対之儀ニ付村方□ 方も可有之、勿論上ヶ鮎納入用之義ハ、篤と小前へ申聞上納相成候様可取計旨嚴敷御利解被為仰聞奉承知、猶亦八ヶ村一同評儀仕候得ども、先例無之新規之儀ニ候得ハ、仮令聊ニ候共割合出銀何共難儀至極奉存候ニ付、再応重干御利解も奉願難儀之次第ヶ条を以左ニ奉申上候、

一、玉川筋私共村々上納鮎之儀ハ、往古より御菜鮎と唱村方人足を以御台所迄相納、其後延宝六年高至四郎兵衛様御支配之節川運上被仰付、已來御菜鮎上納御免被 仰渡候處、前々上ヶ來候事故上納仕度旨相願、御聞済之上年々相納來り、宝曆十一巳年伊奈半左衛門様御支配之節鮎代被下置候并諸色御入用被下置候□ 銀相并不申候、
玉川筋上ヶ鮎千七拾五ヲ定リ候儀ハ、年古キ儀ニ而猶不猶ニ隨ひ四寸已上子持鮎撰立、捕生次第御出役御見分ヲ請世話役共江相渡、壹ヶ年分壹ヶ村三四疋百三拾疋位迄年々不同ニ納來り、納高凡五六分通後入用相立、残分世話役共方ニ而差略仕候義ニ付、如何相成候哉、村方ニハ差戻不申、鮎代之儀持送人足貲かニ代共壹ヶ年分上納鮎千七拾五江懸候入用錢凡十四貫余も御入用相立、出入足並せ世話役共方へ御下ヶ被下置候儀ハ 承知罷有候得共、其外諸色御入用高相弁不申候、

一、文化四卯年伊奈友之助様御手附川崎吉太郎様御出役之節、相州道志川不獮玉川附村々江引請納込、同七年伊奈助右衛門様御手附岩

瀬幸吉様御出役之節、相州道志川出水不獮御用上ヶ鮎御差支ニ付、右之分玉川ニ而上納可仕旨被 仰渡、玉川附村々ニ而納込、同八未年御同人様御手代福田善左衛門様御出役之節、道志川上ヶ鮎御差支ニ付玉川筋被仰付、是亦玉川附村々ニ而納込候得共、右納込之度々人足貲并かニ代・諸色代錢共道志川組合村々江割合、受取不申候義決而無御座候、

一、文化十一戌年小野田三郎右衛門様御手代川崎傳四郎様御出役之節、玉川旱水不獮に付、上ヶ鮎七百七拾五納相済、残三百不納之御用済相成、文政三辰年御同人様御手附奥野卯右衛門様御出役之節、上ヶ鮎四百納相済、残六百七拾五不納ニ而御聞済相成申候、
一、去巳年中村八太夫様御手代中沢八十郎様御出役之節、川下四ツ谷村・是政村・中川原村々捕生鮎百拾九、布田宿名主市左衛門・同惣兵衛方へ相渡候内、六拾壹御入用ニ相立残分相返シ不申候、川上青柳村・上谷保村・石田村・新井村組合日野本郷右五ヶ村々捕生鮎四拾五、せ話役柴崎村治郎兵衛方へ相渡、右鮎代錢今以相渡不申候、且水夫錢と唱年々壹ヶ村々錢五六百文位ツ、せ話役共方ニ付、當次第相渡、去巳年も同様出錢仕候、且上ヶ鮎代永年々せ話役ども方江受取置、右水夫錢と差引ニ相成候様取計申候、
前書ヶ条を以奉申上候、新規出銀難渋之次第被為聞召分式百文も御免被成下候様、何卒以 御慈悲其筋へ被 仰立被下置度奉願上候、己上、武州多摩郡
文政五年閏正月

是政村
拾六ヶ村惣代兼

日野本郷

名主 隼 太

名主
組頭

平岩右膳様
御役所

八史料 8 √

乍恐以書付御訴詔申上候

武州多摩郡田沢久左衛門知行所熊川村

其村々御菜鮎相納候員數五ヶ年以來ノ壹ヶ年分ツ、書訖テ來ル廿二日
迄ニ我等方迄罷越可被申候請取手形も差添持參可有之候、以上

三月十九日

江河太郎左衛門代

栗須皆右衛門

大神村 拝鳴村 柴崎村 日野本郷
同廿一日拜鳴村より受取日野本郷へ遣ス

鮎獵場證文被出入

同國同郡岩手藤左衛門様御代官所拜鳴村

訴詔人	名主	次左衛門
同	組頭	次郎兵衛
同	百姓代	三左衛門

八史料 7 √

乍恐口上書を以奉願上候

武州多摩郡柴崎村之儀古来より玉川御菜鮎御上納仕川狩仕来候處ニ此
度御菜鮎御赦免之旨被為 仰付奉畏候得共冥賀之事ニ御座候間何とそ
差上申様ニ奉願上候若又難叶御事ニ御座候ハ、御運上差上申度候川長
ケ之儀日野本郷と同所入会川半分つゝ川狩仕候間何分成共日野本郷并
ニ御運上差上申様ニ被為仰付可被下候以上

享保七年寅五月

武州多摩郡芝崎村

同國同郡岡部庄九郎様御知行所同村

相手名主 藤左衛門

御奉行様

同百姓代 三左衛門

同組頭 清右衛門
百姓代 八右衛門
獵師代 弥兵衛

▲史料9▼

一、乍恐熊川村名主百姓申上候去々寅ノ年同國拌嶋村之者共と村境川
獵場出入を仕双方御吟味之上同八月十三日二御評定所江被御召出鮎
獵村切之御證文被下置難有奉存候然處去卯ノ五月拌嶋村之者共御代
官若手藤左衛門様江此度御裁許之趣相照シ熊川村分之川御運上所ニ
奉願候ニ付川通拌嶋村江可相渡旨被仰付候依之拙者共御代官様へ罷
出御運上之儀者御積を以差上可申候間前度被仰付之程村切之鮎獵ニ
被仰付被下候様ニ數度御願申上候得共去年六月只今迄被仰付候熊川村
水呑百姓之儀者冬ハ筏を流シ夏間鮎獵を仕度世を送リ候處ニ今更身
命送リ可申様無御座候御慈悲ニ書面之者共被御召出御證文之通鮎
獵村切ニ仕運上相互ニ差上候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候
以上

享保九年辰閏四月

武州熊川村

訴詔人

名主 五右衛門

同

組頭 六兵衛

百姓代

源内

名主 次左衛門

同 同 同

組頭 次郎兵衛

▲史料10▼

乍恐以書付奉申上候

一、多摩郡高月村名主太兵衛・同新藏、熊川村名主弥八郎奉申上候、
玉川御用御鮎世話役起立御尋被遊候ニ付、則左ニ奉申上候、川崎
平右衛門様御代官所之節、延享二丑年、御手代内海平十郎殿御出被
成、御上様玉川子持鮎御好被為遊候間、上納仕候様被仰渡、私共

両村獵師共出情仕、御鮎御上ヶ始之節、太兵衛并ニ新藏親新藏、弥八郎親庄藏世話役被仰付、男鮎疵付等撰立、御太切ニ捺立上納仕、夫々年々彼岸前より御出役有之、子持鮎上納致、暮ニ至御鮎代籠諸色代共被下置、私共義も御褒美奉頂戴候、其後當御役所様御引渡リニ相成、神谷弥助殿御出役被成、前年之通被仰付候趣被仰渡、川通りしら張切等為取扱、私共両村ニ而御用御鮎上納仕候、神谷弥助殿引続御出役被成、追々願村有之、拾ケ村程ニ而相勤、高野又吉殿・桜井幸八殿御出役被成候迄、御壹人ニ而、其後原次左衛門殿御出役之砌、玉川通り大水ニ而鮎一向無御座、川下宿川原村・中之嶋村辺迄追々御加勢、御出役拾壹人ニ而所々御手分ヶ被遊、世話役共義も御附添申、種々相勵キ、漸少々捕生御上納仕候義有之、其後追々手広ニ相成、当時は玉川通沢井村石田村迄、枝川々共ニ拾三四里之間三拾ヶ村余ニ而捕溜、御上納仕候得共、若鮎之内は男鮎女鮎も分り兼候ニ付、生簀場御見廻り、私共附添上納ニ相成候正味相糺、并男鮎入交り候得は女鮎瘦候ニ付、取分ケ等仕、捕溜數御出役様へ申上、御伺之上、上ヶ始仕候間、農業其外稼等も相止メ掛リ居候事故、自然と及困窮難義至極ニは奉存候得共、御上様御用御鮎、私共手掛け捺立差上候義、冥加至極難有奉存、押而相勤候得共、連々不如意ニ罷成候ニ付、度々世話役御免御願仕候得共、御免無御座、宝曆九卯年迄、勤役中御扶持米被下置候處、御太切之御用之御義、殊新藏義は病死仕候ニ付、尚亦御免御願仕候得は、御証文を以被下置候御扶持之義は、容易ニ御免難被仰付、強而相願候へハ、御咎メ茂可被仰付旨、御掛リ原次左衛門殿

被仰聞、奉恐入御願相止メ、新藏梓新藏跡役相勤申候処、其後庄藏義も病死仕、伴弥八郎見習罷在候ニ付、其段奉申上、跡役相勤申候、且宝曆年中、五月より七月迄腹明キ鮎御用被仰付候義有之、前書三人ニ而手廻り不申、拝鳴村年寄源左衛門差加ヘ、四人ニ而相勤、源左衛門義も引続相勤候処、故障之義ニ而退役致、前々之通私共三人ニ而相勤申候、前書奉申上候通、往古上ヶ始之節は、私共兩村ニ而御用相済候処、当時は枝川々共ニ上下拾三四里之間ニ而、殊之外手広ニ当成、自然と不メリ罷成、御出役様并私共義も手届キ兼、往古より手重ク罷成候
右は、此度起立御尋ニ付奉申上候通、相違無御座候、乍然、年数等之義は、書留無御座候得は、曉与ハ難奉申上候、以上

多摩郡高月村

名主 太兵衛 ④
同 新藏 ④

天明二寅年九月

同郡熊川村

名主 弥八郎 ④

伊奈半左衛門様
御役所

溜數御出役様へ申上、御伺之上、上ヶ始仕候間、農業其外稼等も相止メ掛リ居候事故、自然と及困窮難義至極ニは奉存候得共、御上様御用御鮎、私共手掛け捺立差上候義、冥加至極難有奉存、押而相勤候得共、連々不如意ニ罷成候ニ付、度々世話役御免御願仕候得共、御免無御座、宝曆九卯年迄、勤役中御扶持米被下置候處、御太切之御用之御義、殊新藏義は病死仕候ニ付、尚亦御免御願仕候得は、御証文を以被下置候御扶持之義は、容易ニ御免難被仰付、強而相願候へハ、御咎メ茂可被仰付旨、御掛リ原次左衛門殿

史料 11

御新米并玉川道志川上納鮎起立之儀御尋ニ付申上候書付
私御代官所豆州□沢郡□□村る年々御新米差上候起立并武州玉

川相州道志川より差立候上鮎之起立相分候ハ、書面ニ認可差出若起立

之書物無之候ハ、申送リ等ニ而も宜候間取調可差出旨承知仕候

一、御新米之儀慶長年中より老ヶ年も無滯差上来候申伝ニ候得共何年より

何様之訳ニ而差上来候与申儀書物無之相知不申候

一、御新米作り田上田式反歩割付之面引方被仰付右之内三畝廿五步之

処江御新米仕付申候外者通例之通稻仕付申候但作徳米を以御新米

諸道具等之入用ニ仕候

御新米苗代之儀寒明日十日余ニ苗代仕夫より三十日余過植付申候

御新米田之儀北ニ森を請南日向請宜場所神明之神前御手洗水常に湯

涌出此湯ニ而作り来申候

一、御新米苗代仕付共一切□入不申候

一、御新米仕付耕作共神主水口久太夫与申者自身ニ仕来申候

一、御新米種下之儀糲老斗程仕候種糲雪之下与申稻草古來より作り来申

候外之稻草者一切作り不申候

一、御膳所御用玉川子持鮎之儀前々上納相始候處起立相知不申寛政五年

丑年相州津久井県道志川并武州玉川ニ而鮎数千四百五拾御定數相極

候處同九已年式百相增御定數千六百五拾ニ相成文化四卯年 西丸御

上リ相始リ五百相増都御定數式千百五拾ニ相成石之内一川ニ而千

七拾五宛上納仕罷在候段先支配より申送リ而已ニ而起立相分不申候

一、相州津久井県道志川上納鮎之儀享保年中秋原源八郎御代官所之節

より上納初リ候由村々申伝而已ニ而何ニ而も書物等無之尤享保何年より

与申儀も相知不申當時年々鮎數千七拾五宛差上来候得共村々申伝而已ニ而起立之儀先支配申送リニも無御座候

右之通り御座候御尋ニ付此段申上候以上

卯七月

江川太郎左衛門 印

御勘定所

史料 12 ▼

山野海川入會

一、魚獵入會場國境之無差別

一、入海者雨頬中央限之魚獵場たる例あり

一、村並之獵場ハ村境を沖江見通し獵場之境たり

一、磯獵ハ地付次第なり冲ハ入會

一、藻草ニ役錢無之魚獵場無差別地元次第刈之

但役錢も無之新規之魚獵藻草之障ニ成ハ禁之

一、魚獵場之障於成ハ藻草刈禁之

一、入海魚獵藻草とも雨頬之中央限之

一、海境之分（木）ハ海之磯と見通式本建例多し老本建ハ濱或ハ網印

境也

一、海石或は浦役永於無之ハ他村之獵場たりとも入會例多し

一、海石或は浦役永無之においてハ居村之前之海ニ而も他之獵場改魚獵禁之例多し

但海役永納之といへとも冲獵或ハ船繫役に而魚獵之浦役永にてハ無之類多し

一、小獵ハ近浦之任例冲獵ハ新規ニも免之例あり

一、運上船之改磯より凡冲江堺里程之間限改之

一、關東筋鰯繩諸獵之妨ニ成ルおるてハ禁之

但堺本針ニ而釣之事は免之

一、鮫獵ハ海中十四五町之内限之

一、川通御菜鮎或ハ運上納之おいてハ他村前居村前無差別鮎獵致之

但無役之村ハ村前限他村之前禁之

一、鮫獵ハ海中十四五町之内限之

▲史料13▽

急押立村

回状 川崎次郎左衛門

拝鳴村始メ

一、御用御川狩之儀ニ付去ル頃御召出シ別而御吟味被仰付依之村々御帳面之鵜心掛ケ可被銅置候
一、玉川通り満水之節別而餌飼難儀村々有之候ニ付其節御訴申上秋川通之内代繼上下牛沼右三ヶ村川代指出し対談之上かこひ餌飼場ニ致置候尤も其川筋ニ茂御帳面之鵜有之得共猥ニ猶致され間敷候以

西六月六日

御用御川狩御網大持

押立村セ話役

次郎左衛門

拝鳴村印 小河村印 雨間村印 牛沼村無印 代繼村印

引田村印 山田村印 伊奈村無印 五日市村無印
村々御名主衆中

追而申入候此廻状無帶御返し被成留リ村々牛沼村江御返し可被成候近々罷出候時分請取可申候以上

右廻状ニ付是迄伊奈村ニ而差留置直様大屋直之助御役所願出差上候右廻状兵左衛門方ニ本書有之

▲史料14▽

乍恐此段御吟味奉願上候

一、先達而拾堺ヶ村入会ニ御座候段申上候義ハ去ル午年先御代官上坂安左衛門様より秋川通り鮎獵御連上場無之義何ニ謂也有之候哉左も無之候ハ、御連上可被仰付旨御吟味御座候節別紙之通前々より入会拾七ヶ村名主共連判ニ而願書差上置候通鮎獵仕候ニ紛無御座候
一、此度押立村治郎左衛門与申もの方より代繼村上下川獵代金差出致相對候間右村江獵ニ川狩二入申間敷旨廻状相廻シ申候段難心得奉存候入会ニ而無御座候ハ、断ニもおよひ申間敷候代繼村名主も廻状相留メ可申候處ニ印形仕相廻候義入会に紛無御座候此段乍恐御吟味奉願上候

一、押立村次郎左衛門方より玉川満水之節御用鵜飼ニ難義有之間上下代繼村川獵買留メ仕候旨廻状相廻し申候得共拙者共村方ニも御用鵜三羽御座得者玉川満水之節者秋川も満水御用鵜飼難義仕候畢竟押立村江鮎川壳候義者御川獵役人を致相對入会村々相留メ申上と奉存候此上代繼村上下川獵壳候而も御咎無御座候ハ、私共村方御鵜三羽

伊奈半左衛門様より被為仰付御用之節指上可申御請證文差上置候得共

前々々入会何ヶ村ニ限御座候所川丈短ク相成候得者餌飼難義仕鮎師
共相続罷成不申候乍恐御用鵜御元奉願上候

代繼上下ニ而去々未年迄入会猶仕候ニ相障不申候得共去申年より相障
リ当年別而相滯我併ニ猶川壳候義難心得奉存候山川共ニ入会之場
所御訴も不仕売買仕候ハ、出入も多ク相成百姓困窮之元ニ相成可申
旨難儀至極ニ□候乍恐御吟味之上前々之通り入会被為仰付被下
候ハ、難有奉存候以上

寛保元年酉八月

武州多摩郡伊奈村

百姓之内

鮎獵師代

市郎左衛門

忠左衛門

伝左衛門

組頭

名主

兵左衛門

大屋直之助様

御役所

▲史料15▽

扱済口證文之事

一、武州多摩郡伊奈村与上下代繼村此度鮎獵之儀及出入候義者伊奈村
二而者上下代繼村川も前々々入会ニ而猶仕候旨代繼村上上下ニ而者入
会ニ無御座候之段相滯候ニ付伊奈村より御訴訟仕代繼村江御差紙相付

双方

御役所様ニ而対決之上御吟味被遊候処拙者共申下ケ取扱申候義八
前々々小官領無段ニ而諸事相互ニ御公用等申合相勤來組会村之義ニ

御座候ハ、縱令入会御座候共又者入会ニ無御座候共相談不申候ニ付
此所ハ双方より人江申請向後伊奈村より上下代繼村江堀ヶ月十五日
宛鮎漁ニ相越勿論代繼村上上下も伊奈村川江堀ヶ月十五日罷越昼夜
不限猶仕候様ニ異見仕双方得心之上出入相洛候上者向後此出入之
義ニ付双方より御願ケ間敷儀申出間敷候為後日取扱済口證文為取替申
処仍而如件

寛保元年酉八月

伊奈村訴訟人百姓代

市郎左衛門

同

市郎左衛門

同

市郎左衛門

同

市郎左衛門

同

市郎左衛門

同

忠右衛門

同

忠右衛門

同

忠右衛門

同

忠右衛門

上代繼村相手百姓代

三郎右衛門

忠右衛門

八右衛門

佐兵衛

藤右衛門

^史料 16 √

同 孫右衛門
組頭 金左衛門

次郎右衛門

太郎右衛門

源右衛門

七左衛門

忠左衛門

市郎右衛門

下代繼村相手百姓代

市左衛門

次右衛門

同 同 組頭 金六

新四郎

平五郎

同 同 組頭 伊右衛門

弥七郎

大黒屋六兵衛

綿屋三郎兵衛

江戸牛込天神町扱人

同 横町扱人
伊勢屋 市兵衛

御成御沙汰二付先年御成之節相勤候筋曰之鵜匠共左之村々得与相糺壹
ケ村ニ鵜數何程何人有之候段一村切ニ相糺尤も此書面村下江相認候共
別紙張付候共相分リ候様可致候尤先年御成之節罷出候筋曰之鵜匠計差
出其外新規之もの差出候義ハ不相成事ニ候此處間違無之様相糺候触早
々村々繼送り留村々來十五日新井村鵜匠世話役市兵衛方江此触差出可
申候

天明八申年八月十一日

日黒御用屋敷
御触書寫

村々

下川原村
四ツ谷村
石田村
新井村
芝崎村
栗須村
大神村
五百市村
引山村
羽山村
福生村
山田村
伊奈村

追而日限之義ハ四五日以前ニ可達候間達次第無差支様手都合可致
候以上

近々玉川筋江御側衆御用二付被罷越候節鵜匠御用二候間定而申達次第

天保十二丑年七月廿日

鵜匠世話役之ものる其村々鵜匠江可申達候間其節無差支罷出候様可致

多摩郡 新井村

候尤も此触状無滞早々順達致し留村々鵜匠世話役新井村市兵衛方江可

鵜匠世話役

相返候以上

名主 九郎兵衛 印

文化四卯年八月廿一日

御鷹野方出役

御鳥見手附

塩原庄助 印

一 鵜式羽

鵜先網壹反ツ、

日野宿 鵜匠 源吾
組頭 藤左衛門
網引魚師 初五郎
同 同

中河原村 鵜匠

組頭 網引魚師

文兵衛

松次郎

政次郎

勇次郎

金蔵

善右衛門

弥五郎

同

安五郎

同

同

同

同

以回狀得貴意候残暑之砌御座候得共弥御安静被成御勤役珍賀奉寿候然

ハ此度玉川筋右大将様 御成御沙汰二付鵜御用被仰付候間其御村々鵜

匠人江其役御申聞可被成候尚又来ル廿二日四ツ時限り同村役人并鵜匠
人壹村御老人ツ、御印形御持參可被成候此回狀御披見之上刻付ヲ以早
々順達留村々御返可被成候以上

一 同 断 一 同 断 一 同 断 一 同 断 一 同 断

同	五日市村	同	伊奈村	同	名主村	同	山田村	同	石田村	同	組頭村	同	四ツ谷村	同	名主村	同	柴崎村
断		同	同断	断		同	同断	断	同	同断	断	同	同断	断	同	同断	

五郎右衛門	利兵衛	次郎兵衛	五兵衛	浅藏	平五郎	伊三郎	増五郎	八五郎	斧右衛門	源左衛門	惣次郎	利兵衛	次郎兵衛	五郎	安兵衛	次郎兵衛	利兵衛
	之助																

奉差上旨被仰付承知奉畏候則取調候處書面之通相違無御座候然上八 右ハ玉川筋右大將様御成御沙汰二付鵜所持之もの并鵜數其外共取調可	もし	四百枚	下留網	人足	三拾人	網引	鵜匠	一もじ四百枚	一下留網拾反	但長五間	巾三尺	一	鵜四羽	鵜崎網壹反ツヽ			

同	同	同	同	手替	新井村	同	組頭										
同	同	同	同	網引漁師	鵜匠	同	同										
利	平	重	寅	留	常	市	萬	金	源								
平	太	三	三	常	市	五	吉	吉	兵								
助	夫	郎	八	吉	郎	吉	吉	藏	藏								

御用之節者何時成共御差支無之様御用為相勸可申候依之御請書奉差上
候以上

右大將様御成御場所御見分之節前日
是八当丑八月中玉川筋
御呼出翌日引拵申候

御呼出翌日引扱申候

多摩郡新井村 鵜匠世話役

九郎兵衛

合人數百或拾六人

御鳥見

柳沢善次郎様

急回状を以申達候来廿七日玉川筋石大将様御成被遊候二付兼て其御村々御請被成候鶴匠堺組綱引式人之外手替人足除相成候明廿六日五ツ時迄新井村江向ヶ罷出候様御申付可被成候此回状被見之上御村下江御印形被成刻付を以早々御順達留村迄其砌何被相返候以上

丑八月廿五日午上刻

多摩郡新井村

九郎兵衛印

五日市村

山田村
伊奈村

右村々御名主衆中

丑八月廿八日

右大將様 御成二付鵜匠并世話共御扶持米村訛帳
一 鵜匠九人 但網引世話役共老人三日二相立申候

日野領新井村

九郎兵衛

右ハ当丑八月廿七日玉川筋 右大将様御成二付御用相勤候鵜匠世話役
共鵜匠共御扶持米村限り小目録帳書面之通相違無御座候以上

瀬田ヶ谷領深沢村

触次有源次

下北沢村

同半三郎

猪方村

同見習銀藏

御鷹野

御役所

^史料17▽

取替申證文之事

一、此度高尾留原館合横沢右四ヶ村ゑ伊奈村江申遣候ハ当村々前川鮎漁之義當時村々獵師共少く御運上永井納致候間其村漁師差留御運上永上納足合ニ相成候様ニ致候間漁師共延引可致旨申断候處伊奈村返答仕候ハ伊奈村之義前後拾堀ヶ村江入会漁仕來リ勿論御運上永も御領主江差上其外御用鮎漁等も相勤来候得ハ御支配所御下知状を以入会被差留候ハ、格別内訳ニ而相留被申候而も入込漁可仕旨返答仕候ニ付無拠右四ヶ村より出訴仕候処江戸両宿并四ヶ谷和泉屋甚兵衛草花村名主七郎平四人之もの共申談候ハ右四ヶ村与伊奈村之義者隣村之義只今迄諸御用等之義ハ不及申村方取計等迄相互ニ二村役人共相談を以勤来候村方ニ而出訴ニも及可申程□□有之間敷處畢竟双方使之もの往返口上之間違等ニ而聊之義申募出入立候筋ニ被存候ニ付双方江異見差加江獵場之義相互ニ申合只今迄之通り入会來リ候

村境迄向後入会獵事可仕候且五日市村漁師之義も前々入会來リ候漁場限り入会候義申分ン無御座候尤御用之外小鶴先之義者相互ニ延引可仕候筈ニ双方得心之上右出入相済申候依之右一件ニ付相互ニ申分ン無御座和熟内済仕候尤入会來候村々江対し獵師共不法之義不仕獵場昼夜不限可致進退候為後日此證文両通ニ認メ連印を以双方江為取替重而連論無之様ニ相慎可申候以上

宝曆七丑年四月

高尾村

名主 庄右衛門

留原村

名主 伝次郎

館谷村

組頭 伝左衛門

横澤村

名主 源右衛門
組頭 万右衛門

右四ヶ村漁師惣代	名主 半六	組頭 庄右衛門	庄 藏
市左衛門	彦兵衛	伊右衛門	市左衛門
同 同	同	同	同

扱人 伊勢や久四郎

同 大塚屋源兵衛

同 和泉屋甚兵衛

草花村名主七郎平

伊奈村

名主

組頭中

漁師

右之通和談仕候上ハ扱人共異見仕路用金之内金式貰伊奈村より右四ヶ村
より助合差遣和熟仕候以上

丑四月

右扱人四人

連印

御本丸鮎漁御用被仰付候ハ、無遲々相勤可申旨被仰渡候上者旁以古
來より入会獵場差留可被申義ニ候ハ、御支配所より御下知状を以被仰
付候ハ、格別利不尽ニ内證ニ而ハ幾度被差留候而も入会相止不申候
与相答候左候ハ、御支配所江罷出御下知状請可申与相断申候ニ付
其段勝手次第可被致与相答申候何之申上候ハ右拾壹ヶ村之義鮎漁場
ニ不限株薪取場迄入会来リ申候處田安御領知ニ相渡候逆古來より入会
之砌被差留候得而ハ百姓相続相成不申難儀至極仕候間前々より是迄相
互二入会来御運上も御領主江差出候義ニ御座候間古來之格合不相
乱候様被為仰付被下置候様奉願上候以上

宝曆七年四月

武州多摩部

伊奈村名主

庄 兵 衛

鮎漁師惣代

市 郎 平

伊奈村半左衛門様
御役所

乍恐以書付奉申上候

一、田安御領知武州多摩郡伊奈村名主并鮎漁師共申上候秋川通鮎漁

場之義古來より川上五ヶ村川下六ヶ村江入会前々御本丸玉川鮎漁御用

鵜匠相勤申候去卯年田安御領知ニ相渡り候ニ付田安御上ケ鮎仕候

得共猶又御本丸御用去酉年も玉川通り瀬田ヶ谷領瀬田村 御成御用

相勤獵場入会ニ獵事仕来リ申候然ル処ニ川上五ヶ村之内高尾留原

横澤館谷右四ヶ村より此度獵場入会を差留鮎漁壳渡候間漁師共入会不

申候様ニと名主方江申断候ニ付相答候ハ前々入会之獵場相留被申候

八史料18▽

乍恐以書付奉申上候

相納取立方之義者家別ニ取立申候尤元來秋川之枝川ニ而近年別而
魚無□當時漁業仕候者無之候

武州多摩郡館谷村外七ヶ村惣代之者奉申上候私共村々鮎漁御運上取立
右之義御尋□□□□

御運上

一 永八拾五文

館谷村

是者秋川附二鮎漁仕候得共漁師者□リ候者無之村内一同農間稼ニ
候間寶曆六子年迄御運上差上家別ニ取立申候

同

一 永八十三文

小和田村

是者□□同断

一 永百七十六文

留原村

是者同川附二鮎漁仕宝曆二申年迄御運上相納取立方之義者惣百姓
農間稼ニ仕候義故家別ニ取立申候

同

一 永百七十七文三分

米津伊勢守領分

是者同川附二而鵜遣鮎漁仕宝曆度御運上差上取立方之義者御料よ
り私領高割ニ取立申候上鮎御用之節者手馴候漁師を見立夫役に申
付□□□□□□□

一 永百七十式文

當御代官所

中山大助知行

五日市村

是者秋川附二而鮎漁仕候得共年曆不相知旧來御運上差上惣百姓農
上鮎御用相勤メ宝曆九己卯年迄御運上相納惣百姓農間稼ニ候故家
別ニ取立申候

同

一 永九百九十式文

養沢村

是者同川附二而惣百姓農間之稼ニ仕候得共年曆不相知旧來御運上

天保十五辰年五月廿八日

御 料

私領

八ヶ村惣代

宝曆二年西四月

武州多摩郡戸倉村

年寄源太郎

江川太郎左衛門

御役所

名主 庄左衛門
組頭 太郎兵衛

組頭 次左衛門
同 同 弥兵衛

同 同 太郎兵衛

覚

右鮎漁御運上年曆御尋ニ付高月村々檜原村迄十九ヶ村為惣代兩間村權

左衛門伊奈村安二郎殿留原村源太郎殿三人式紙右始來書上ル其節淺田

六様御掛ニ而先書面取置ク近日御奉行所の御尋被□も有之節者亦候

式□此度ハ格別御慈悲候様□候村々之内ニも御運上上納而已ニ

而魚漁無之難渋之村も有之ハ此度其始末申達テ候上者御免ニも可相成

事ニ候者被仰渡候事

△史料21▽

乍恐以書付奉申上候

同郡乙津村

名主与市殿

組頭中

武州留原村一件相手方伊奈村組頭兵左衛門百姓代卯八奉申上候私共一
件御吟味中之處留原村伊奈村館谷村外三ヶ村之儀者網漁者是迄之通村
々入会鵜漁者村下者格別入会稼方之儀者追而御沙汰御座候迄者差扣

可申旨先般被仰渡御請書茂差上置候ニ付網漁者村々入会鵜漁者村下限
リ相稼罷在候ニ付当月五日館谷村權左衛門控權次郎儀自分村下ニおる
て鵜餌飼いたし候處留原村之者共西三人罷越一件中者村下たり共鵜漁

不相成旨申之差留難心得候得先其旣立帰り候處翌六日ニ至リ留原村年
番名主勘兵衛伴名前分百姓專藏兩人館谷村名主傳藏方江罷越前書權
次郎取計難心得ニ付始末

御役所様江御許可奉申上旨断有之昨夜飛脚を以申越就而者留原村より
證文仍如件

取替一札之事

△史料20▽

一、先規ら其村江鮎獵二入会采り候得共今度御運上川ニ相成リ候ニ付
乙津村与戸倉村分川中應之場所拾六町有之候ニ付両村立会之上向後
者乙津村之内落合村橋場上者乙津村分ニ相極橋場下ハ戸倉村分
ニ相極川中應之場所割合橋場大境ニ相定候上ハ戸倉村之者ハ橋場
下ニ而鮎獵致シ夫る上江ハ入会申間敷候乙津村之者ハ橋場上ニ
而鮎獵致夫る下江ハ入会申間敷候相定ニ御座候為永久同文互ニ取替

様之儀御訴可奉申上哉も難計安心不仕候間不取敢此段奉申上候何卒以御慈悲を右始末被為聞召訣一旦被仰渡之通一件中村下二おるて鵜漁相稼候儀を留原村之者共被是政障不仕候様被仰付度奉願上候以上

未六月八日

武州多摩郡

館谷村
伊奈村
百姓代 卯 八
組頭 兵左衛門

江川太郎左衛門様
御役所

史料22

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡留原村役人物代名主平八年寄源太郎奉申上候当村并引田代継高尾伊奈館谷山田網代横沢三内測上都合拾壹ヶ村者秋川縁二而農間川筋入会漁業稼罷在右之内当村其外代継引田山田伊奈五ヶ村者何レ茂御膳所上鮎御用請仕来右川筋者山川少流二而魚居付兼差掛御差支も難斗候間御用所八月朔日らしう抗打立漁業留捕生方仕候儀二而當村之儀者別而谷川同様纔之出水二而茂鮎押流し時々御差支罷成候而者奉恐入候間地先川場を見立先般御出役先江願上夏土用前後より留川いたし捕生方心掛御用無御差支相勤來リ候然ル處近年鵜漁人共村方留場江入込既二当七月四日五日兩夜館谷村元名主權左衛門梓權次郎伊奈村百姓

利兵衛其外面躰不見知もの大勢當村留場忍參盜漁いたし候ニ付当九月中留場御取締之儀御出役先江奉願上御糺中村々示談之上先前之振合を以魚漁稼いたし御用間近ク年々七月朔日より當村字中村河原東者高尾村境西者五日市村境川筋凡長サ五百六拾間余之内百六拾間程留川致し外村茂右二准し地先川筋を見立し抗打立候筈仍而者右留川之内明川ニ相成候迄ハ互ニ漁業致間敷旨職与取極議定連印いたし右御出役江奉差上置候義ニ有之然ル所當組合之内素る鮎種不足之村方ニ付同七月中鵜漁人共江相談納得之上来ル申る子迄五ヶ年之内鵜漁相休候筈取極置候處右御出役之砌五日村辺鵜漁人共者嚴敷御差留ニ相成候趣承及び然ル上者當組合逆も同様之儀故年季明混雜之基ニ付都而年季ニ不抱皆止致し候方可然与是又再評行届共段申立候ニ付当組鵜漁人共江者別段察當之御沙汰も無之就而者後年爭論無之ため鵜漁休年之儀相止前文差上候議定書同一紙ニ認メ連印可致筈前以請置候ニ付村々役人共立合之上右休年之議定破印致し遣候ニ付而者右權左衛門重立組合之内伊奈山田館谷網代横沢三内六ヶ村御料御私領村役人共を進兼而談置候義与相見江議定兩様共連印相拒何様掛合候而も調印不仕候義ニ而右者六ヶ村之内御用相勤候者伊奈山田式ヶ村ならて□無之殊ニ鵜漁人茂右村方ニ重有之剩權二郎儀者一旦除帳ニ相成候者ニ候處末タ帰住茂不相願近頃親權左衛門手許ニ差置候由旁以前書利兵衛一同專御用鵜之趣申触レ御用捕生場之無差別鵜漁仕候義ニ有之畢竟六ヶ村之儀者前文御用請村方茂少く殊ニ繩ニ鵜漁人之内過半右村有之右躰之次第二付御用御差支を茂不顧不法之稼方仕度存知ル休年之議定品能破印為致其上先般差上置候組合村方連印之儀定も有之処右を相破當節ニ

至リ留川之儀八月朔日迄者魚漁いたし鵜漁之儀も一同御願上仕候様子粗承り及び候義ニ而一体右漁之儀者網漁与違ひ水中忽取候而已ならす若鮎登り候時節茂自然退散し候義ニ付既ニ近年新規之漁業者勿論若鮎之内取尽候故鮎不足ニ罷成御用御差支ニ相成候而者不容易儀ニ付急度可心付旨

御奉行様方御連印之御触等茂有之殊更當村之儀者前願奉申上候通り外村々与違ひ右取極以前者土用前後より留來り候程之義ニ而必至与差支当惑難渋仕候間無是非此段奉願上候間何卒以御慈悲を右清兵衛權左衛門權二郎利兵衛一同被召出外村々を進メ無謂故障不仕先般差上置候議定相守鵜漁之儀茂是又対談之通り被仰付被成下置度奉願上候以上

弘化四末年十一月廿八日

武州多摩郡留原村
役人惣代
名主平八
年寄源太郎
江川太郎左衛門様
御役所

^史料23▼

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡留原村役人共々同郡伊奈村外堺ヶ村江相掛リ訴上申上候者当村并引田村測上村代継村高尾村伊奈村館谷村山田村網代村横沢村三内村都合堺ヶ村者秋川縁ニ而農間川筋入会漁業稼籠在候右之内当村

其外代継引田山田伊奈五日市村者何れも御膳所上鮎御用請仕来右川筋者山川少流ニ而魚居附兼差掛リ御差支も難計候間御用前八月朔日より杭打立漁業差留捕生方仕候儀ニ付當村之儀ハ別而谷川同様纏之出水ニ而茂鮎押流し其時々御差支ニ罷成候而者奉恐入候間地先川場を見立先般御出役先江願上夏土用前後より留川致捕生方心掛け御用無御差支勤來候然ル處近年鵜漁人共村方留場江入込既ニ当七月四日五日両夜舗谷村元名主權左衛門惣代權次郎伊奈村百姓利兵衛其外大勢面弊不見知もの共村當留場江忍參り盜漁致候ニ付當八月中留川御取締之儀御出役先江願上御糺中村々示談之上先前之振合ヲ以魚漁いたし御用間近年々七月朔日より當村下字中村川原東ハ高尾村境西者五日市村境川筋凡長五百六十拾間余之場所者留川いたし外村方茂右ニ准地先川場を見立しら杭打立候苦依而ハ右場所之内明川ニ相成候迄ハ互ニ漁業致間敷旨曉与取極議定連印いたし右御出役様江奉差上置候儀ニ有之然ルニ當組合之儀素より鮎不足之村方ニ付同七月中鵜漁人共相談納得之上來ル申る子迄五ヶ年之間鵜漁相休候苦取極置候處右御出役之砌五日市村刃者鵜漁人共嚴敷御差留ニ相成候様及承然ル上者當組合逆も同様之儀故年季明キ之後混雜之基ニ付都而年季ニ不抱皆止ニ致方可然旨是又再説行届其段申立候ニ付当組合鵜漁人共江者別段御察當之御沙汰も無之就而者後年争論無之ため鵜漁休年之儀相止前文差上候議定書一同一紙ニ認メ連印可致等前以談置候ニ付村々役人共立會之上右休年之議定破印いたし遣し候ニ付而者直様一紙調印可仕之処伊奈村組頭清兵衛并右權左衛門重立組合之内伊奈館谷山田網代横沢三内六ヶ村者御料御私領村役人共申進兼而談示置候儀与相見議定兩様共建印相拒何様掛合候共調印不

仕候儀二付右者六ヶ村之内御用相勤候者伊奈山田式ヶ村なつてハ者無(ママ)

之殊ニ鵜漁人茂右村方之内ニ重ニ有之刺権次郎儀者一旦除帳ニ相成候
ものニ候處未タ帰住も不相願近年親權左衛門手許ニ差置候由旁以前書
利兵衛一同專御用鵜之趣申觸レ御用捕生場之無差別鵜漁仕候儀ニ有之
畢竟六ヶ村之儀者前文御用請村も少く纔之鵜漁人之内過半右村ニ有之
右躰之次第二付御用御差支を茂不顧不法之稼方仕度存念る休年議定品
能破印為致其上先般差上候組合村方連印之儀定茂有之處右を破印いた
し当節ニ至而留川之儀八月朔日迄者魚漁致し鵜漁儀も一同御願立仕
候様子租及承候儀ニ而一躰右漁之儀ハ網漁与違ひ水中悉取尽し候而已
ならず若鮎登り候時節ニも自然追散候義ニ付既ニ近年新規之漁業者勿
論若鮎之内捕尽し候故鮎不足ニ罷成御用御差支相成候而者不容易義ニ
付急度可心得旨

御奉行所様方御連印之御觸も有之殊ニ当村之儀者前顯奉申上通り外村
々与連ひ右取極メ已前者土用前後より留來候程之儀ニ付必至与差支当惑

難渋仕旨其外品々訴上且相手方ニ而者留原村申立候通り最寄拾壹ヶ村
入会ニ而鵜漁其外相談之上取計來御用上鮎之儀者例年秋彼岸より鮎為
捕生之村々地先川場を見立秋川壱瀬壱瀬江しら杭打立御用大切ニ相勤
來候處留原村役人先入会村々江相談も不致夏土用より鮎留場杭村下川
中江相立候ニ付鵜匠其外漁師共右場所見届來リ難渋之由申出候間去未
ノ七月中拾壹ヶ村役人共相談之上先例相破川留致候段難心得旨留原村
江及掛合候處鵜匠之儀見合吳候て仕来通組合村々江同意可致旨申之二
付

御成先鵜相除其余鵜匠之儀休年可致苦相談決着いたし然ル上者留原村

二おぬても旧来仕来通可致旨申之ニ付鵜匠五ヶ年休年之積リ取極右拾
壹ヶ村役人連印之議定書為取替置候處留原村役人共又候入会村々江相
談も不仕西者五日市村東者高尾村境凡長五百六拾間余之場所留川ニ相
響候様書飭川下村々も同様留川可致杯自然入会を崩し壹ヶ村限りニ相
成候様御出役先江願書差上置候段外村々ニ而者曾而不存寄御出役様と
上鮎御用濟御沙汰ニ付村々罷出候處右願書江連印可致旨被
仰付候間調印差上帰村之上村方江申聞候處是迄旧来仕来ニ而も平年上
鮎差支相成候儀無之處留原村依願鵜漁御差留殊ニ鮎留場壹ヶ月余茂早
く相成候而者漁師共者勿論極窮之小前相続方ニ抱候もの有之趣申之村
役人共江相歎候間無是非鮎漁之儀仕来通被仰付度入会拾壹ヶ村之内
最寄六ヶ村申合歎願仕候迄ニ而為取替儀定相破候儀者無之全留原村ニ
而相破候義ニ有之既ニ宝曆三酉年九月中瀬田ケ谷領

御成之節先年御用相勤候鵜匠人共御取調ニ付私共村方御用鵜三羽旧來
相勤來り候間御用次第鵜匠人差添御場所江可差出趣御請證文奉差上其
後引続今以御用相勤殊ニ其時々鵜匠壹人ニ付御扶持米壹斗五升路用
錢五百文ツ、被下置右ニ付先年より入会村々ニ而鵜漁江差障及出入候
節も鵜漁網漁共差留ニ相成候儀決而無御座一躰留原村之もの共義者天
保十二丑年以来上鮎御用請村相成候逆從来漁業ハ勿論御用先ニ而度々
相勤來候鵜匠之儀是者先年之出入 御戴許状并扱済口等多分有之候も
一圓不相弁上鮎之 御威光を以御用二事寄入会之漁業場を見崩し勝手
併ニ可致存念る事を巧ミ尚又館谷村伊奈村左之名前之もの共相手取無
跡形も義等品々申立双方申争御吟味中扱人立入等与組合之上鵜漁之儀
先前より入会來候儀者勿論瀬田ケ谷 御成之節鵜漁人共罷出候段も夫々

證拠物所持罷有候上者相違無之候得共御用鵜与唱へ候儀御鳥見方ら御

嘉永二酉年閏四月

差免与申二者無之旨當

御役所様より御掛合之上事柄相分り候ニ付而者は是迄平常御用鵜与唱へ來候段者心得違与相手方相弁向後右躰御用鵜杯与唱へ候儀差止候義ハ申迄もなく宝曆年中定数之外鵜數相殖又ハ他村江相預ケ候儀等不仕都而穩便正路ニ相稼御用鵜之妨ニ不相成様可仕筈且又

御用鵜ニ付留川之儀一躰近年鵜払底ニ相成□直ニ寄御差支之程も難計

既二天保九戌年中之御振合を以川筋上々村々江御觸流し之儀鵜世話役之者より御願立いたし候程之仕儀然ル處外漁與違ひ鵜漁者免角痛鵜出來易旁畢竟者御用大切ニ差心得候故を以今般訴答申立ニ不抱留原場所以來者鵜漁ニ限り秋彼岸三十日前より差止尤しら杭其余之漁事者は是迄仕来之通可取計段既与取極メ然ル上者前書館谷村權左衛門并伴權次郎伊奈村利兵衛義留原村御用留川場所与者兼而乍弁居夜中立入鵜漁いたし候由者双方申争迄之儀ニ付扱人貢請乍然權一郎義天保十三寅年正月中身持不培ニ付勘当帳外し願之通被仰付之身分候處行跡相改既与心底見届候上追而帰住可奉願心得ニ候近權左衛門手許ニ差置猥ニ外出等為致候故終ニ權次郎を供ニ鵜漁いたし候趣を以留原村より被相手取候次第二至リ候段心得等閑故之儀右始末權左衛門權次郎ハ別而村役人一同奉恐入候間訴訟江も厚頼入得心仕訴答扱人連印別紙を以御慈悲奉願御有免之蒙御沙汰を候上別段帰住奉願上度前条之通夫々事柄相分リ示談行届内熟仕候上者右一件ニ付重而御願節毛頭無御座此奉請御吟味候而者一同奉恐入候間御吟味是迄ニ而御下切被成下置度奉願上候以上

武州多摩郡

留原村

小前村役人惣代

名主願人 源 太 郎

年寄 同 平 八

組頭 相手 清 兵 衛

元名主 権 左 衛 門

同人伴 権 次 郎

伊奈村

百姓 相手 兵 左 衛 門

百姓代 同 孫 兵 衛

右四人煩ニ付代兼

右伊奈村

組頭 相手 兵 左 衛 門

同 同 孫 兵 衛

百姓代 同 宇 八

瀬戸岡村

名主 扱人 為 助

押嶋村

同 同 蔡 五 右 衛 門

柴崎村

同 平 九 郎

江川太郎左衛門様

御役所

△史料24▽

乍恐以書付奉申上候

武州多摩郡伊奈村組頭清兵衛煩二付代名主孫兵衛百姓利兵衛館谷村元
名主權左衛門并同人忤權次郎奉申上候今般同郡留原村役人共立玉川鮎
漁之儀品々申立候ニ付始末御尋御座候

此段私共村々之儀者留原村申立候通り最寄拾壹ヶ村入会ニ而鮎漁其外
都而相談之上取計來リ御用上鮎之儀者例年上鮎為捕生之村々地先を川
場を見立秋川一瀬一渕しら杭打立御用大切ニ相勤來リ候然ル處留原村
役人共入会村々江相談茂不致夏土用鮎漁留原村下川中江相立鵜匠
其外漁師共難渋之由去未ノ七月中申出候間拾壹ヶ村役人共寄合及相
談候處留原村之もの共組合村々江相談茂不遂一己ニ而先例相破り川留
いたし候者難心得旨申之候ニ付留原村江及掛合候處鵜匠之儀見合候ハ
、仕来之通り組合村々同意可致旨申之二付 御成御用鵜相除其餘鵜匠
之儀可致休年苦相談決致し然ル上者留原村ニおるても旧来仕来之
通可致旨申之二付鵜匠五ヶ年休年之積リ取極メ右拾壹ヶ村役人連印為
書替議定仕罷在候處當留原村役人共入会村々江同様相談茂不仕西者五
日市村境東者高尾村境凡長サ五百六拾間余之場所留川ニ相響候様品能
書飭り川下村々茂同様留川可致杯自然入会を崩壊ケ村限ニ相成候様被
御出役様江願書差上置候處其後外村々ニ而右之趣曾而不存罷在候處御

出役様上鮎御用生簍拂之御沙汰ニ付村々一同罷出候處留原村も鮎留
川之儀願出候ニ付連印致し可差上旨被 仰村候間調印いたし奉差上
御村早々村方江右之趣申聞候處是迄旧来仕来之通りニ而茂平年上鮎御
用御差支ニ相成候義茂無御座候處留原村依頼鵜漁御差留殊ニ鮎留場壠
ケ月早く相成候而者難渋仕漁師共者勿論窮民之農間稼川狩之儀者纔
之月日之内ニ御座候處拾壹ヶ月早く相成候而者難渋仕百姓共之内ニも相
続方ニ抱リ候者も有之趣申之私共江取縋リ相歎候間無是非先般鮎漁之
儀旧来仕来之通被仰付度歎願申上候迄ニ而為取替議定之儀者全ク留原
村ニ而相破り候儀ニ御座候既ニ宝曆三酉年九月中瀬田ヶ谷領 御成
之節先年御用相勤候鵜匠人共御取調ニ付同年五月中私共村方御用鵜三
羽先年より相勤來リ候間御用之節者何時成共無相違鵜三羽并鵜匠人
差添御場所江可差上趣御請證文奉差上共後引続今以 御用相勤殊ニ
其時々鵜匠人壹人ニ付御扶持米壹斗五升路用錢五百文宛被下置罷在候
右ニ付先年も入会村々鵜漁江拒障申掛候時々出入仕候得共鵜漁網漁共
ニ御差留ニ相成候義決而無御座候一駄留原村之儀者去ル天保十二丑年
以來上鮎御用請ニ而從來之漁業者勿論御用鵜之儀茂不相弁上鮎御用御
威光を以入会之漁業を差留自分共者御用ニ殊寄勝手尽之漁業可致存意
ル事を工ミ御出役先江差出候書面拾壹ヶ村地先キ限ニ而留場相体江相響
候様品能書顯し候儀ニ御座候左候得者御用鵜餌飼等ニ茂差支殊ニ從來
之入会場所を相崩往々出入立候儀可有之難渋至極ニ候間旧来相勤來
リ候通御用上鮎者勿論鵜漁網漁共無差支渡世ニ相成候様被 仰付被下
置度奉願上候

右御尋ニ付相違不申上候以上

弘化五申年一月六日

武州多摩郡伊奈村

組頭清兵衛煩二付

名主孫兵衛

百姓利兵衛

宇八

館谷村

元名主權左衛門

同人伴權次郎

差添人百姓代

政五郎

江川太郎左衛門様

御役所

乍忍以書付奉歎願候

江川太郎左衛門御代官所武州多摩郡最寄六ヶ村役人惣代伊奈村名主孫兵衛組頭兵左衛門百姓代卯八奉申上候私共村々之義者玉川之枝川二而秋川と唱へ候川附村々御料私領拾壹ヶ村入会二而鵜漁網漁渡廿致し來り往古より御本丸上鮎御用相勤毎年秋彼岸より川通壹ヶ村地先下瀬下渕々鮎留川仕大切ニ番附置鮎捕生仕候尤も右拾壹ヶ村之内上鮎御用請村ハ伊奈山田引田代繼留原都合五ヶ村二而相勤残リ六ヶ村ハ上鮎御用無之候尤も右御用請村之内留原村之義者去ル丑年より昨年迄七ヶ年御用相勤候村方御座候右二付私共村方二旧来仕来之書付等も有之候不相弁

嘉永元申年六月

留原村壹ヶ村之勝手を以上鮎御用御差支二付鵜漁ハ御差留ニ被成下鮎留川之義ハ七月朔日より仕度段願上候処御聞濟ニ相成去ル九月中上鮎御用済しら拂御沙汰ニ付拝嶋村御出役先江罷出候処拾壹ヶ村江被仰渡之趣鵜漁ハ御用ニ不相立候間相止可申鮎留川之義ハ七月朔日より可致段嚴敷被仰付難心得奉存候間一ト先帰村願仕候得共一句御聞濟無之今日調印不致候村方ハ其筋江可差出旨被仰付無是非出勤村役人計リ不參村ハ代兼ニ而宜敷趣ニ付書面調印仕帰村之上早速村々役人相談仕候処是迄旧来仕来通ニ而も平年御用御差支無之候処留川壹ヶ月早く相成候而ハ鵜漁師共ハ勿論窮民共一同農間稼ニ差支一同相歎罷在候間無是非最寄六ヶ村相談之上鮎漁入会之義都而仕来仕度段惣代右歎願仕候処右留原村役人共承之右六ヶ村江一応之懸合も無之館谷村元名主權左衛門伴權次郎伊奈村百姓利兵衛其外大勢鮎留場江鵜を以盜漁いたし候杯無跡形義品々申立館谷村權左衛門同伴權次郎伊奈村組頭清兵衛百姓利兵衛四人を相手取御差紙頂戴被相附候ニ付御差日罷出候処始末書相認可差出旨被仰付候間早々始末書并村方證拠物拾通相添差上候処追而御沙汰之旨被仰渡其後御吟味御調等只今迄一ト度も無之当節隣村役人江被仰付扱人立入候廉々を以御差出ニ相成候趣何共難心得奉存候一体私共六ヶ村之儀者從来旧来之通被仰付度歎願申上候迄ニ而外ニ新規御願ケ間敷義等決而不仕候日

御代官様より近日御差出ニ相成候訴答書物并私共證拠物等御見合御賢察被成下何卒格別之以 御慈悲を先規仕来リ通漁業向拾壹ヶ村入会一同

是迄之通被仰村被下置度奉願上候以上

乍恐以書付右一件廉々ケ条書を以奉申上候

一 玉川御成先 御用之儀者古來より相勤既ニ宝曆二酉年中御成之節伊

奈半左衛門様より先年御用相勤候鵜匠人御尋ニ付先年相勤候鵜匠三人

御用鵜三羽何時成共無差支可差出候請證文差し申候通只今以御用

鵜相勤罷在其時々鵜匠壱人二付御扶持米壹斗五升外二路用錢五百文

ツヽ被下置候右二付御用鵜相止候義者難心得奉存候

一 留原村より館谷村權次郎義除帳人と書上候義ハ御支配御役所ニ而相

分申候

一 留原村ニ而去末七月四日五日両夜留川ニ而盜漁いたし候趣書上候

得共昨年迄者毎年八月朔日彼岸より留川ニ御座候處昨年九月中七月朔

日ニ可致旨調印被仰付義ニ御座候間此段乍恐御賢察奉願上候

一 川通村々不残秋彼岸より留川致來候處今度留原村依頼私共組合内計

リ七月朔日ニ相成候義難心得奉存候

一 五日市村之義者留原村川上之地統ニ而私共入会組合ニ而無之候處

留原村計八隣村入会ニ付石村々之義も鵜漁御差止留川七月朔日ニ被

仰付候ニ付右五日市村者壱ヶ村ニ而受書差上申候仍之五日市村小中

野村小和田村三ヶ村ニ而仕来通仕度段御代官所江歎願申上置候

一 川上ミ九ヶ村者山稼ニ付筏川下ケ荷主共留川之儀彼岸より御用済

迄之内ハ心遣ひニ而手間數余分ニ相懸リ一体難波ニ御座候處七月朔

日より留川ニ相成候而ハ別而難波ニ付右九ヶ村筏荷主共一同連印を

以御代官所江仕來通留川ニ相成候様歎願申上置候

一 私共村々義者都而古來之格合仕來を以村内無事ニ取締仕居候處此

度旧來之證拠物等御取瀆ニ相成候而者村々一同萬事不取締相成往々

難波相高甚以難儀至極ニ奉存候間此段偏ニ御賢察之段奉願上候

嘉永元申年六月

江川太郎左衛門御代官所

武州多摩郡伊奈村

名主 孫兵衛

組頭 兵左衛門

百姓代 卯八

上

△史料25△

差出申一札之事

一 五日市村伊奈村山田村右三ヶ村鵜匠之儀者古來より玉川筋瀬田ヶ

谷領

御成之節者御場先御用相勤來り候處去秋中上鮎御用 御出役様より上

鮎 御用御差支ニ付留川平常川共御差留相成リ以来鵜漁相止候様被

仰渡候ニ付右瀬田ヶ谷領御留川獵師世話役并鵜匠世話役左之四人之者

方江右三ヶ村より申出候處古米在來り候鵜匠相止メ鵜漁手馴候者

無之候而者

御成御用御差支之儀者眼前之儀与奉恐入候間其筋江一応願吳候段被

申聞候ニ付右三ヶ村江相懸候儀ニ付此上御呼出ニ相成候上者諸雜用

之儀者右三ヶ村より無相違差出可申候仍之為後證議定一札差出申所如

件

弘化五年正月廿五日

五日村市外二ヶ村 惣代兼

御糺二付始末書を以奉申上候

五日村市村獵師代 長右衛門

一 御用鵜三羽

伊奈村

鵜匠世話役 新井村 九郎兵衛殿

一 同 三羽

五日市村

網漁世話役 久地村 伊左衛門殿

一 同 武羽

山田村

網漁世話役 瀬田村 清介殿

乍忍以書付奉申上候

玉川筋川上村々鮎御上納之節江川太郎左衛門様御手代野田三郎助様
御出役之上五日市村鵜匠漁師御差留被 仰付然ル處右村者先年玉川筋

御成之筋御用相勤候村々有之候間當春私共右村鵜匠先々之通相立
候様御願立仕候間右村者私宅より里數五里程有之場所獵師共申出候間相

違茂有之間敷与存御願立仕候處其後及承り候所鵜鳥養方与申御用上鮎
捕生場所江入込乱妨之仕業仕右二付川御取締御出役様江申出御糺之上

鵜鳥御差留被 仰付鵜匠獵師共井村役人奥印ニ而御出役様江御請書

嘉永元申年三月 江川太郎左衛門御代官所
武州多摩郡伊奈村
申上候右願之通御聞済被成下置候ハ難有仕合奉存候以上
弘化五申年三月十八日

仰付被下置度奉願上候以上

御慈悲を是迄仕来り通り御用鵜漁被

計聊相達仕間敷仍之正月中差上候願書御下ヶ被成下置候様ニ御願奉
申上候右願之通御聞済被成下置候ハ難有仕合奉存候以上

新井村

山田村

名主孫兵衛

鵜匠世話役 九郎兵衛

五日市村

年寄伝次郎

御掛リ
御鳥見様

中山主馬知行所

同州同郡五日市村

年寄源藏

右村々

獵師代兼長右衛門

右之者共奉申上候通相違無御座候間右願之趣御聞済被成下置度奉願上

候以上

玉川筋漁師世話役

久地村伊左衛門

諏訪河原村六左衛門

瀬田村清助

同同同

駒場御用屋敷
御鳥見様

山田伊奈田村
五日市村
御留川内
七話役
山田村始

駒場御用屋敷御鳥見様其御村々相糺儀有之候二付來ル廿五日可罷出
旨被仰付候間左之村々御役人中方銘々印形御持參無御不參御出勤可
被成候左之三ヶ村之内為惣代獵師三人御出可被成候右之趣被仰付候二
付申上候以上

玉川筋獵師セ話役

久地村伊左衛門

同諏訪河原村

秋川筋山田村

同伊奈村

同五日市村

同五日市村

右村々

御役人中

玉川留川内

御用書付獵師セ話役

五日市村始

申四月十八日卯上刻

玉川筋御留川内
獵師セ話役

伊左衛門代兼
六左衛門

六左衛門

同清介

同久地村

同秋川筋

瀬田村清介印

△史料27△

秋川筋

瀬田村清介印

乍恐以書付奉申上候

五日市村
山田村
伊奈村
右村々
御役人中

追啓刻限無遲滯御出勤可被成候且飛脚賃錢タクノ文御渡し可被成候以上

同申下刻受取

△史料26△

(堅帳)

戌弘化五年	嘉永二酉年十月 <small>カニ</small> 此帳之末二記
申正月	御用留
非番	平主
柴崎村	平九郎

嘉永四年九月廿七日

五日市村

小中野村

秋川通留原村カニ伊奈村江相掛り候漁業一件御役所カニ御鳥見様江御掛合
御座候處此節御趣意有之御見込通御用鵜二付不相立趣二而世話役共江
取扱被仰付内済為致候やう御沙汰カニ時分柄乍御苦勞御出カニ御立
可被下候前後略

五月八日

上鮎御用御掛り
細野久藏様

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡戸倉村外村々役人奉申上候今般 御膳所御用二付御出役被為在候處右御用先江戸倉村役人共以書付申上候者川筋御用請無之村々者例年之通り上鮎御用中魚漁御差留之趣御廻状を以被仰渡承知奉畏宜敷取締リ罷在候處当月十八日同村地内ニおるて小中野村百姓平八漁業いたし居候ニ付何故当村江無断魚漁致候哉相尋候処御用鮎捕生ニて無之自己之壳魚漁ニ候旨申之ニ付無謂自伝之漁事不相成候間此段同村役人江始末可申談間夫迄可差扣べく様申聞処張置候網取外し其場江拾置逃去リ猶又同所統字釜瀬与申処ニ而同村百姓佐左衛門漁業いたし居候ニ付前同様相尋候処當上鮎御用中者川上村々ニおるて自他村之無差別可成丈ヶ漁事出情鮎捕生可仕者兼而御議定之旨申聞候得共事実右御

趣意之儀ニ候ハ、差押候義二者決而無御座候得共全同人自己勝手之漁事ニ可有之哉与奉存左候而者自然不取締之基且者右等之幣押移り候而者往々難儀至極仕候間右両人共御取調被成下度段其外品々奉願上候処ニ

小中野村役人平八佐左衛門當御用先江戸被召出逐一嚴重御糺御座候処平八外老人共自僱ニ他村江龍越魚漁仕候儀者無御座素々示談之上両村漁入会來リ候ニ付御用鮎可捕生ため漁業仕候間其外逸々答上双方申事ニ

御座候處戸倉村之義者私領之義ニ付御手切御取調難被成ニ付江戸御役所江此段被仰立右御地頭所江御掛合御立会御吟味之上品ニル其御筋江御差出可被遊趣を以双方始末書被仰付候ニ付一同驚入隣村役人共々暫時御猶豫奉願上得与承リ糺候処両村入会漁業之儀ニ付而者往古宝

暦三酉四月中曉与為取替證書有之候處歷年追々双方共等閑ニ罷成候

儀ニ而戸倉村与小中野村相川中央場所五町有之候ニ付両村立会之上向後者五日市村玉林寺持小中野村地内之烟与長左衛門畠境之処川境ニ相極メ川式丁半程割合石境ら川上者戸倉村漁場夫ら川下者小中野村漁場ニ而双方共右境外江者決而入会間敷筈小中野村名主善兵衛戸倉村名主庄左衛門勤役中議定有之候段相分今更一同發明仕候ニ付前取極之通向後聊不相背漁事致候苦不談仕其餘今般魚漁中争之儀も彼是行違え廉ら右様之次第ニも至リ候儀ニ而具々事柄相分候上者双方申分無御座然ル上者此上嚴重御吟味請候而者何とも奉入恐候ニ付何卒格別之御慈悲を以右始末書御有免御取調是迄ニ而御下ヶ被下置候様一同奉願上候然ル上者以來両村陸敷重而右等御願ケ間敷義仕間敷候間右願之通り御聞済被成下度偏ニ奉願上候以上

嘉永四年九月

本多対馬守知行所

武州多摩郡戸倉村

役人惣代 組頭 周 助

同 九兵衛

名主 郡 平

当御支配所

同州同郡小中野村

役人惣代 組頭 郡 平

名主代 組頭 勘次郎

百姓代 佐左衛門

同御支配所

同州同郡五日市村

名主 取扱人 利兵衛

ル子年御用始迄ニ得与熟談之上奉願度候間當年之儀者一ト先願止罷成
候様被御申立被下候様願上候以上

嘉永四亥年十月

同御支配所
同州同郡伊奈村

組頭同 孫兵衛

上鮎御用御掛

細野久藏様

前書之通私共一同立会示談仕候間何卒御慈悲之御沙汰奉願上候以上

上鮎世話役

柴崎村

名主 平九郎代兼

坪島村

名主 甚五右衛門

福生村

名主 十兵衛

^史料29^

以書付申上候

武州多摩郡戸倉村 小中野村

御膳所上ヶ鮎御用

請相勤申度段貴殿方を以御掛り御出役様江願書奉差上候處右者御出役

先御取扱之品無之取寄村々故障無之候ハ、世話役奥書相添地頭添翰之

上江川太郎左衛門様御役所江可願出旨被仰渡置右御役所江御問合有

之候處前同様先例之通可願出旨御沙汰之趣猶又被仰渡承知奉畏候然ル

上者最早当年御用も相済且川下最寄村々掛合も未夕行届不申仍而者來

上ヶ鮎御掛

細野久藏様

本多対馬守様御知行所

武州多摩郡戸倉村 小中野村

勘次郎

名主 戸倉村

今吉

組頭周助

米津越中守御領分

同州同郡乙津村

仙藏代

名主 仙藏代

百姓

庄次郎

市左衛門

重兵衛代兼

世話役中

前書之通申出候二付一ト先願止相成候様被仰付度此段繼添を以奉申上

上ヶ鮎世話役

福生村

平九郎

重兵衛代兼

柴崎村

平九郎

重兵衛代兼

坪島村

甚五右衛門

重兵衛代兼

多摩川・秋川合流地域の若者仲間

多仁照廣

はじめに

森田文書中に次のような史料（整理番号1824）がある。

差出申一札之事

一 当秋諸作豊年ニ付、若者日待仁和賀相催候處、村御役中御差留二付異見差加候處、近村ら達而所望ニ付、無余儀中老之方願出候處、川瀬惡敷川除金ニ而も差出シ其上相催候様御利解入候、然ル處、代金差支、此上川除人足等無質ニ而若者共成丈出精致し相勤メ、村御役中江御苦勞相懸ケ申間敷候、為後日若者惣代中老連印一札差出申候處、仍而如件

文久元年酉十月

中老惣代

三次郎

林 権助

若者惣代

祐 益

平 七

儀 八

この文久元年（一八六一）十月「差出申一札之事」によれば、若者が豊年を理由に休日にして「仁和賀」つまり俄狂言（地芝居）を催そ

うとしたところ、村役人に差し止められた。しかし、近村よりの所望もあり、「中老」から村役人へ願い出た。そのため村役人は川瀬も荒れているので、その普請の費用を「若者」が出すことを条件に地芝居の開催を認めた。けれども、地芝居で赤字でも出たのであろうか。若者は約束の川除普請代金が支払えず、代金支払いの代わりに若者の労力奉仕によって必ず川除普請を遂行することを村役人に確約したのである。

多摩川・秋川が合流する小川村の「若者」が、川除普請に労力を提供していることが、右の文書によって明らかである。

多摩川・秋川合流地域での若者仲間の歴史学研究については、先行する研究はなく、また史料も少く、その解明はなかなか困難であるが、日本の近世の村社会で最も活動的な社会集団であり、祭礼執行団体・戦士団体・婚姻媒体団体であり、その活動と運営を通じて、ムラ社会の教育機能を果した若者仲間について、当該地域の事例研究を報告したい。

一、多摩川・秋川合流地域の若者仲間の活動

小川の森田文書には、前出「差出申一札之事」の他には若者仲間の活動を知る史料は残念ながらない。多摩川を隔てた熊川村（現・福生市熊川）の石川弥八郎家の日記には、若者仲間にについての記述が見え

[表1] 石川弥八郎家日記若者仲間関係記事一覧

①天明 4年 7月18日	小川見セ若イもの
② 4年 8月 5日	若イもの共福引致候（入徒然）…前々日セぼし
③ 4年 8月 8日	若者共終夜遊、夜明ケに帰る（ひがん中日）
④ 4年 8月15日	小川ニ而若者人形廻シ致候
⑤ 4年 8月21日	若者共寄り集リ居奢
⑥ 5年正月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・止宿遊女、途中ニ而惡ものニ出遭難儀不致様致候得と申聞セ候得は、川を渡り向之方へ參候由、若イもの共申聞ケ候 ・今夕、若者集会、弥五郎、伝兵衛、富八、竹五郎、長兵衛、平蔵、久兵衛、和助、幸七
⑦文政 5年 2月16日	小川も若者（小川儀左衛門聲、婚礼）
⑧ 9年 4月 2日	彼是若者喜助 申ニ付（前日水祭賀芝居）
⑨ 9年 6月 7日	若者共天王様御祭り之義、俄狂言いたし度旨ニ而被參候得共、聞済兼候間、直右衛門一同相答へ候也（作左衛門問合せ）
⑩ 9年 6月14日	若者共催シ義ニ付、又々福勘并ニ坂一、作左衛門参る、俄一件張出シ少々為致吳候様達而被申候ニ付、直右衛門殿与示談之上、任其意ニ候也
⑪ 9年 6月16日	宗左衛門、吉左衛門与参る、是は、北牛浜若者共より故障いたし候義内談として参る 北、牛浜若者共も差障り候故、祭礼手始いたし候而已に而相仕舞候 右、祭り之義に付、八ヶ村若者共并ニ組合村々名主衆砂川等口入ニ而、弥明日も興行いたし候筈に而、夜明ケニ取定メ候也
⑫ 9年 6月17日	炮并ニ鮭…買入、右之内を定五郎与若者共方へ分ケ遣シ
⑬ 9年 6月19日	若者共へ花与して南一片遣シ候也
⑭ 9年 6月21日	若者共も芝居中万事礼心ならん酒肴升持參、惣代清八、内出宗助也
⑮ 10年 2月19日	見セ番頭之若者共、何歎申分有之遣ニ而昨夜大勢參り候由（小川）
⑯ 10年 3月17日	福生も若者式人参る、芝居之義、江戸江伺候相済ミ、来ル廿四日廿五日、湯花いたし候様被仰渡候旨ニ而、若者惣代并に村役人口上兼候而參り候也 (3月26日差止メ) (3月28日、柏木林之助離村翌日、1日だけ芝居)
⑰ 10年 5月 5日	若者共上るり語り上ヶ
⑱ 10年 7月19日	福生村も若者三人参り申聞候は、何歎若者共不埒之所業度々いたし候故、村役人中も出訴被致候
⑲ 12年 4月 6日	今日茂御改革之義ニ付拝鳴ニ罷在候、夜ニ入候而鳥渡与帰宅いたし候也、下役并ニ若者共ハ今日切帰村為致候
⑳ 12年 7月28日	福生若者之義、同村へ可談与存候處
㉑ 13年正月19日	拝島若者共一件礼（正月15日、拝島角屋下女へ右村者共不法之取斗候ニ付、太郎兵衛方も出訴いたし度旨）
㉒ 13年閏3月28日	拝島若者方も礼
㉓天保 2年 4月 6日	昨日いたし候大神楽を、今日若者買候而いたす
㉔ 2年 4月 8日	春祭入用割いたす…翌日若者又々大朱ニ而買候ニ付
㉕ 3年 2月 4日	久藏義、内出江罷越口論いたし、同所若者共ニなわ掲ニ被致候
㉖ 3年 2月11日	久藏一件見舞与して若者并ニ親類与して酒代一片四郎右衛門、寅次郎持參いたし候也
㉗ 5年 3月 6日	内出若者共、斎次郎娘をなぶり候由
㉘ 6年 3月 8日	川崎も一件取定メ与して左市、彦兵衛被參候得共、若者方に少々縫有之に付、(内出源助娘まつ、川崎伝兵衛恵常吉誘引 3月4日)
㉙ 6年10月12日	若者催し之義に付、口入人共等閑之取斗いたし候故、察当
㉚ 8年正月 2日	例之通語初めいたし候、浅五郎妻呼候故、若者へ広メ与して右入用方へ同人も巻朱也、此合候

出典 多仁照廣『多満自慢石川酒造文書』一～三卷より作成

る。石川弥八郎家の日記の内、慶応四年以前の日記は、天明四・五年（一七八四・五）、文政元年から天保九年（一八一八～一八三七）の名主の公私日記が残されている。（拙編著『多満自慢石川酒造文書』に所収）これから若者仲間関係の記事を集めたのが「表1」である。三十件ある石川弥八郎家日記に見える若者仲間関係として掲げた記事の内、①・⑦・⑯は、小川村森田儀左衛門家の奉公人についての記事である。個人の経営に雇用される「若イもの」も、ムラの若者仲間の統制の下にあるが、森田家の若者がどうであったかを知る史料はない。

④・⑯・⑰・⑳・㉑・㉒は、他村若者に関する記事である。④は小川村、⑯・⑰・⑳は福生村、㉑・㉒は坪嶋村の若者仲間についてで、④と⑯は人形芝居と地芝居、⑰・㉒は村役人と若者仲間の対立、㉑と㉒は性への関与をめぐる問題であった。

残りの二十一事項は熊川村の「若者共」に関する事項だが、その内の五つは事件と取締に関するもので、十六が行事などに関係する。この行事との関係を示したのが「表2」である。但し、②・⑤・⑥は、前後の事情から関連を推定した。

三月の水祭、四月の春祭（熊川神社）、五月端午の節句、六月天王祭は、⑧、㉓、㉔、㉕、⑨～⑭にあるように淨瑠璃、太鼓樂や芝居といつた芸能とかかわる。

一月の謡始は、熊川村という藩政村の内部にある村組で「庭場」と呼ばれる地域社会の惣寄合である。熊川村の庭場は、南・内出・北（鍋々谷戸）、牛浜（御料所新田）の四つがある。南と牛浜は御料所

分で、名主は南の石川弥八郎家の世襲で牛浜には年寄があつただけである。内出は田沢氏、北は長塩氏という旗本領で、それぞれ名主がいて、この支配関係は寛永の地方直し以来、明治維新まで続いた。³⁰⁾では、庭場（南庭場）の詔始で、新妻を迎えた者から若者へ披露の祝儀金が支払われている。また、⑪では「北・牛浜若者共」、㉗では「内出若者共」とあり、それぞれの庭場ごとに若者仲間があつたことが考えられる。しかし、⑥では「若者集会」には九人の若者の名が見える。南と牛浜を合わせた家数は、天明五年に最も近い年代で家数を知ることのできる寛政元年の史料で、名主・年寄を加えて六十名の連印がある。また、牛浜分だけの家数は、寛政五年の史料で、年寄を加えて三十名の連名がある。したがって、南には三十軒の家数があったわけで、若者九名という集会人数は南だけの若者としても少く、九名の意味は判然としない。この集会と行事との関係についてもよくわからぬが、強いて判断すれば、小正月・宿下りの記事が前後の日記にあるので、これとの関係であろうか。むしろ、この⑥の記事で興味があるのは、逃亡してきた遊女の逃避行を助けて玉川の対岸に渡すことを、名主が若者へ命じていることにある。名主と若者仲間とが村の運営と深く関係した間柄であったことを示しているといえよう。

八月に見える②・③は、③は彼岸の中日で、若者の夜遊び（夜、明け方までそこかし）と遊び廻わる行事）が行われていた。②は、同じ日の記事に「入徒然」とあることから考えて、彼岸の休日なり、若者の福引が行われたものであろう。⑤は何の寄合か不明であるが、前日の二十日に将軍家への鮎上納の初上ヶがあつたので、これに関係する

[表2] 熊川村の年中行事と若者仲間との関連

月	日	行 事	若者関係〔表1〕番号	月	日	行 事	若者関係〔表1〕番号
1	1 2 4 5 6 7 10 11 14 15 20	元旦、恵方参り 謡初、事始め 寺年始 初日待 荒神祭 七種祝 七五の年始 藏開き 藏まゆ干し 小正月、宿下り 恵比須講、手習いはじめ	⑩ ⑥?		7 13 15 16	七夕 迎火 盆棚片付け 中元祝儀	
2	(初午) 2 8 13	出代わり 稻荷祭 事納め 蚕日待			8 15	(210日) 風祭り (彼岸) 月見	②? ⑤?
3	2 3 6 22	餅つき 節句祝儀 様名講代参 水祭(様名講御日待) 御嶽講代参	⑧		9 13 19 28	月見 重陽節句 御日待	
4		川狩日待 すす払い 水神祭 (春祭)	⑬・⑭		10 20	(12) 恵比須構	⑯
5	5 6	節句祝儀 妻恋稻荷蚕祭り	⑯		11 19	麦まき祝 三峰講 御日待	
6	15	天王祭 田植え祝 土用虫干し	⑨～⑭		12 24 27 28 30	川びたり(?) 事始め(?) 米つき祝 かましみ すす払い 餅つき 晦市 大晦日	

年中行事は、北村澄江「文政年間における熊川村の生活」(『石川酒造文書』第2巻所収)によった。
但()は筆者加筆。

ものか。

十月の②は、「若者催し」とあることから、何か芸能に關すること

かもしだれないが、前後の記事からも、それが何であるかは不明であ

る。從來の行事にないものが行われた可能性も否定できない。

右のように、「表2」で示された熊川村の若者仲間は、庭場を結合の最小領域とし、水祭・春祭（熊川神社）、天王祭（天王社、明治以降八雲神社）の祭礼、端午節句に催しを行い、小正月、彼岸等の休日等のハレの行事と關係した。また、若者仲間は、謡初の広めや名主の命によつて村の仕事を行つてゐるよう、村共同体の運営や行政執行とも深く関つてゐたのである。

さて、「表1」の残り五つの記事の内、⑤、⑥は、南の久藏と内出若者共との口論についてであり、⑦は、内出若者共が村の娘を剽つた事件、⑧は、内出の娘を川崎村の若者が誘引したため若者仲間に縛れが起きた事件であった。他庭場や他村若者仲間との喧嘩口論や女性をめぐるトラブルであった。若者は、その共同体の性の管理者でもあり、女性をめぐっての他共同体の若者との喧嘩は多発した。ただし、同じ共同体内の問題は、共同体内の家關係の変化や問題を示す場合も考えられる。

⑨は、これまでの庭場・村・近隣村々での問題ではなく、幕府の文政取締改革による若者仲間取締の記事である。これは次に少し詳しく述べる。

二、若者仲間の規制

〔表1〕⑩に、文政取締改革による若者仲間取締の記事があつた。

その⑩、つまり石川弥八郎家日記の文政十二年四月六日の条には、次のような記事が書かれていた。

四月六日己巳 天氣

一 今日茂御改革之義ニ付拝島ニ罷在候、夜に入候而鳥渡与帰宅いたし候也、下役并ニ若者共ハ今日切帰村為致候而、七日よりハ三給三人罷出候也

前日の五日に拝島宿に集められた拝島宿組合の村々の村役人と若者仲間は、勘定奉行石川主水正忠房の手によると考えられる改革仕法の意味解説を八州廻りから教諭された。この教諭は、文政十年の改革仕法の解説として翌年四月に作成されたが、改革仕法の条文にも追加があった。その追加部分は、十年の改革教諭に若者仲間の禁止箇所だけが貼り紙された「組合村々取締其外議定連印書付」（石川酒造文書整理番号No.21-50）からみても、何が追加の主眼であったかは明白である。この若者仲間禁止を徹底させるために、請証文を村方から差し出させている。

差上申御請証文之事

在々村々之内、若者仲間与唱大勢組合、神事祭礼等之節、人寄ヶ間敷義催、金銀耕作之暇を費、其外惡事而已企、中ニは村役人申付背候者有之不届之義、一躰若者仲間与申号義、甚以不宜候、其為徒

公儀五人組を被立置候事ニ有之、不束之身行有之候ハ、五人組ニ

而諫言差加、右を用ひ不申候ハ、村役人ニ而猶嚴敷申聞、右を茂不用候ハ、支配御代官私領は領主地頭役所又は自分共廻り先江可申出候、依之若者仲間与号候事、以来は急度相止メ、神事祭礼等茂村役人百姓代相談之上取極、若者ハ不及申ニ其外大勢組合都而不宜義相談為致間敷旨、從 御奉行所御沙汰ニ付、小前末々迄不洩様申付、村役人共方へ請印取置可申、若是迄之通等閑ニ致置、後日ニ相知候ハ、村役人迄何様之義ニ茂可被 仰付旨被 仰渡、一同承知奉畏候、依之組合村々連印御請証文差上申処、如件

組合村々給々

三判連印

文政十二丑年四月

関東向御取締御出役

山田茂左衛門様御手附

吉田佐五郎殿

山本大膳様御手代

河野啓助殿

同

太田平助殿

小池三助殿

(石川酒造文書No.21-49)

文政十一子年六月

(石川酒造文書No.9-126)

石川酒造文書中には、文政十一年六月の日付があるもう一通の若者仲間禁止の請書がある。

右の史料は、福生村の請書の写しであり、熊川村のものではない。

差上申一札之事

村方ニおいて若者と唱仲間を立置、右仲間内之もの心底ニ不応儀有之節は、私ニ突合相省、右より出入および候儀間々有之、素々仲間を立置候段ハ無謂事ニ而不埒之儀、殊ニ右躰之儀ハ決而致間敷段、

今般関東筋為取締致出役候御代官手付手代等々村々江為申渡置候儀ニも有之、旁以来右躰之儀決而不為致、もし不埒之ものも有之候ハ

、五人組々諫言差加、夫ニ而も不相用ものハ、村役人江も申聞、右村役人とも再応承糺、右躰不埒無之様急度可申付候、既ニ五人組帳之内ニも大小之百姓五人組を究置、不依何事ニ五人組之内ニ而御法度相背候儀ハ不及申、惡事いたし候もの有之候ハ、其組 早速

可申出、もし隠置脇る申出候ハ、其ものニハ品ニ寄御褒美被下、五人組之もの名主ともニ曲事可申付、并若五人組ニはつれ候もの有之候ハ、(主の誤り)名付組頭曲事可申付と有之候間、向後右躰之儀も出入ケ間敷義有之節は、村役人并突合相省候もの共ハ勿論、五人組共厳重

御科可申付事
右之通被仰付候間、得其意、小前之もの共江得と申聞請印取置、心得違之もの無之様常々心付、違背之もの有之候ハ、早々可訴出旨被仰渡承知奉畏候、仍御受印形差上申処、如件

武州多摩郡福生村

名主

十兵衛

この文政十一年の若者仲間禁止令は、『牧民金鑑』上巻にある子四月廿七日の申渡書付と同じものである。また、前記の文政十二年に熊川村が差し出した請書は、改革教諭の追加部分と同じである。

従来、この二つの若者仲間禁止令についての検討は、この改革教諭と若者仲間禁令を唯一検討している筆者にとつても未解決であり、いまだ判然としない。しかし、十一年と十二年の若者仲間禁止令の請書が、同一の村から出されている例はいまだ見ていない。恐らくは、八州廻り手代・手附の廻村教諭の日時的な限界と、廻村での経験が、若者仲間の八分と村出入との問題から若者仲間を禁止するところから、神事祭礼の催しに絡んで村役人と若者仲間の対立という、〔表一〕の行動から見ても最も頻発している事態を理由に、若者仲間を漬すことの内容により強い取締側の姿勢が加わったものである。しかし、この点についてはなお後考を俟ちたい。

小川村の場合、文政十一年の御触書はなく、熊川村と同じく文政十二年に、若者仲間漬の請書がある。小川村は宝永二年以後、水谷氏と青木氏の旗本領であった。文化二年に御料・私領の区別なく取り締まることを目的に、関八州取締出役（通称、八州廻り）が創置されたことを受けて、小川村では水谷・青木両分の惣百姓が村内取締について連印をしている。この箇条の中に、

一 若者共は不及申、第一親を大切にいたし、村方附合等私ニいたし、争論等出来不致候様、他村江対し候ては勿論之事、身之廻り等迄分限相應ニ致、家業出情可致候、第一親不幸并他之人之意見等も不相用我意ニのり候もの、組合他組ニ不限異見差加、相用

不申候ハ、可申立、品ニより、御地頭所様江可被仰達旨、此義ハ御触も有之前々御請印致候得共、常々被仰聞致承知候
という箇条があり、若者仲間に對する規制が、既に行われていた。

また、天保十一年八月には、関東取締出役より再御改革が申し渡され、小前百姓連印の請書がある。その際に、本旨に加えて出役から申し渡された口達がある。

今般御取締御出役様ら御口達⁽³⁾

一 無宿無頬長脇指お帶悪党共、村内ニ立不入様心付、万一不法申立入候ハ、召捕御訴可申上事

一 村役人ハ勿論、小前之内博奕携候ものハ名前可申上、且大酒を致喧嘩口論等好、又ハ祝儀妨仲直り与名付酒給候類、且村々ニ而若もの仲間或ハ若もの頭与名付候儀、急度相止可申候事

一 村方百姓之内、惡心お以何事不寄村方騒立候もの、村役人共親類縁者杯与遠慮致候より為致增長、村方も混雜迷惑致居族も有之趣、右ハ自分共へ蜜々可申立事

一 諸職人共申合手間代を上候相談いたし候由相聞、以之外之儀ニ付、手間代を引下ケ儀ハ格別、引上不相成候間、若何事ニ不寄右様之儀有之候ハ、早々可申出旨被仰聞候間、村々申合等決致間候事

一 近來村方ニ寄若者共火事場挑灯与名付、渝之挑灯補理置、神事祭礼并神社仏閣參詣或ハ祝儀等之節一同ニ燈歩行候故、喧嘩ニおよひ候儀も有之、以之外之儀に付、前ケ条之通、若者仲間或ハ若者頭杯与申儀、決而相止可申事

右之外、文政十亥年被仰渡候御箇条逸々御詠聞被遊承知奉畏候、急度相守可申候、依之惣而姓連印一札差出申処、如件

天保十一子年八月

由右衛門印

(以下七十八名連印 略之)

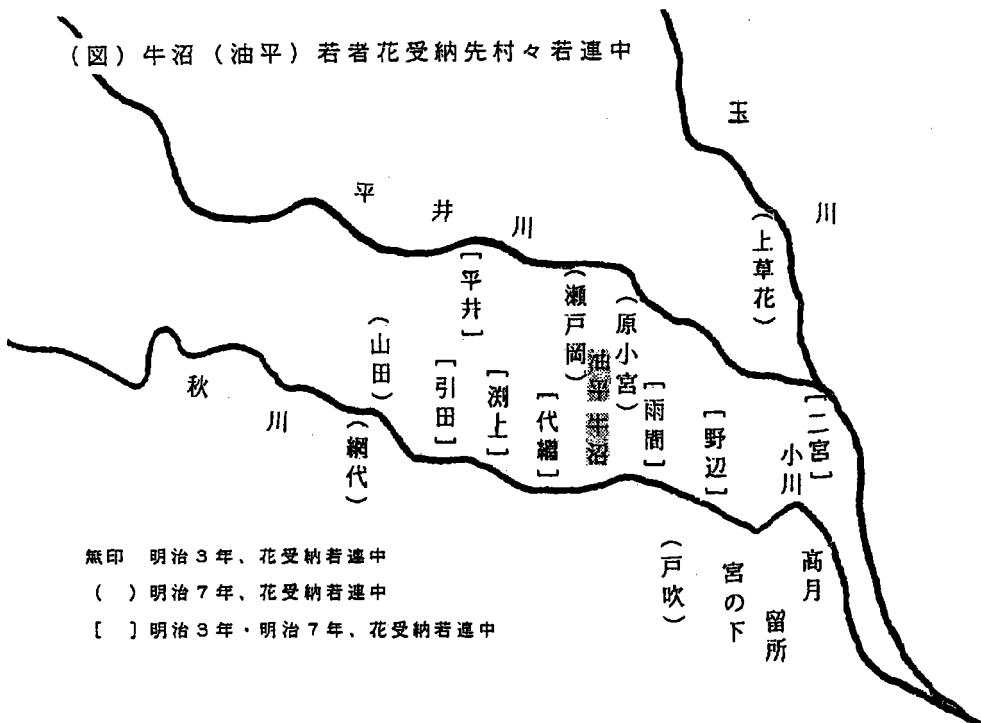
右の口達五ヶ条の内、二ヶ条が若者仲間の禁止であり、殊に若者仲間が火事場挑灯を揃えていることの指摘は、八州取締関係史料では他で見たことがない。

このように熊川村でも小川村でも、関東取締出役創置以来、若者仲間に於ては厳しく規制、さらに禁止された。幕府や領主からの厳しい若者仲間禁庄に拘らず、熊川村や小川村では、この法令は遵守されなかつた。それは、次に述べるように、若者仲間が村の運営にとって無くてはならない存在であったからである。

三、牛沼の若者仲間

熊川の八雲神社（旧、天王社）の祭礼に毎年立てられる轍には、「若番中」の文字があり、若番中が轍を奉納したことを表している。この「若番中」という文字は、この地域の若者仲間がどのような組織で、村の運営にどのように関わっていたかを解くキーワードと考えられる。しかし、この問題に一定の解答を得ることは、熊川と小川には

(図) 牛沼（油平）若者花受納先村々若連中



無印 明治3年、花受納若連中

() 明治7年、花受納若連中

[] 明治3年・明治7年、花受納若連中

史料が乏しく困難である。むしろ、小川から秋川を少し遡った牛沼に

史料が残っているので、牛沼を中心にこの問題を考えて行きたい。

牛沼は、明治六年の戸籍表によると、戸数三十七戸（内、士族一・僧一）であった。この牛沼村の八王子千人同心であった坂本（謙郎）家に、嘉永七年正月「若者性名帳」（No.29）、万延二年正月「若者性名帳」（No.31）、明治四年正月「若者當番扣」（No.39）がある。

この内、嘉永七年と万延二年の文書には、連名の前に、

右性名之銘々議定致候上は、隣村日待祭礼等江参り候共、惡口并二
壻人帰り致間敷候、仲間待合帰り可申候
と、頭書されている。

明治三年十一月「花受納」（No.37）、および明治七年四月「自芝居并諸入費控」（No.44）によれば、（図）の如く、主に秋川流域の村々の若者仲間と交流があったことがわかる。また、これらの史料には隣村の油平村若者仲間が見えないが、これは牛沼村が戸数の少い小村であったため、祭礼の際は油平村と共に催すためであり、明治七年四月「自芝居花并諸入費控」は、「両村若者連中」の作成になる。

したがって、牛沼で若者性名帳が作成された事情には、交流圏の村との争いが起り易い祭礼の際の行動を規範する目的があつたが、それは若者仲間のつき合いのある他村から牛沼へ来る場合も同じことが言える。

たとえば、牛沼若者仲間と花の受納関係にある二ノ宮村でも、文政九年に若者仲間の議定がある。

仮儀定之事

一 若者取締儀定去ル申年拾月十日惣連印取定已後、重立若者ヲ除、年行事五ヶ組ニ而拾人順番ニ相廻し候處、人少ニ而世話及兼候ニ付、今般大小若者一統相談之上、重立候者之内重役に不相成様へや住之者斗、小若者同様年行事相勤候筈、然ル上は、異来年々正月一二日、一同立会、取締書先例文言ニ順シ相認、連名之儀は、先小若者連名次々文書ヲ加江、年行事連名ヲ終ニ又文言ヲ加ヘ、重立候者連名、右之通ニ而連□^(印カ)尤酉戌年右致連印候ニ付、其節之行事被相勤候義口來訳リ兼候間、右兩年共三通、年々之儀、西之内ニ而無益ニ付、半紙ニ而茂相認メ、一同連印取揃可申筈、依之（月脱カ）正迄間茂無事故、昨今行事ニ而為念仮儀定連印、如件

文政九戌年六月廿七日

西年行事

惣代

新左衛門

助 □ 郎

先書之通り、当六月相定仮儀定相認、当行事方江相廻シ申候

右の仮儀定によれば、二ノ宮村では「去申年」つまり文政七年に「若者取締」が議定されているとある。その議定以後、「重立若者」、を除いて十人一組に五ヶ組に分けて「年行事」を勤めてきたが、人数が少くなつたので、「大小若者」相談の上、「重立」の者の内、役が重ならぬ様に、所帯を持っていない「へや住」（部屋住の意）の者だけが、「小若者」同様に年行事を勤めることを定め、小若者、年行事、重立の順で連印することを仮儀定することが、この文書の大意である。

〔表3〕 嘉永7年(寅) 1854

安政2年 3年 4年 5年 6年 万延元 文久元年

〔表4-1〕 万延2年(酉)

文久2年 3年 元治元年 慶応元年 2年 3年 明治元年

当年番不記載の者	戌 62	亥 63	子 64	丑 65	寅 66	卯 67	辰 68
				大 和			
庄 次 郎							
			為右衛門				
			茂 重 郎				
惣 吉							
							福 治 郎
長 次 郎							
	八 百 平						
			為 三 郎				
利 三 郎							
	留 吉						
							兵 次 郎
太 郎 次							
		弥 重 □					
			伊 三 □				
			藤 左 衛 門 (次郎八)				
菊 五 郎							
	元 右 衛 門						
			嘉 □				
	由 太 郎						
					作 次 郎		
文 吾 郎							
							彦 八
					瀧 藏		
							藤 五 郎
					房 藏		
					喜 代 藏		
							竹 次 郎
源 □							
							政 助
倉 吉							
紋 八							
			作 右 衛 門				
			磯 五 良				
					金 兵 衛		
		綱 藏					
					吉 右 衛 門		
	3	5	5	5	6	3	利 □ 4

明治 2年 3年

表 4-1-2

〔表5〕 明治4年（未）

4年 5年 6年 7年 8年 9年 10年

取締の強化によって、若者仲間を廢絶するのではなく、それぞれの村で、内部統制を強化することで、若者仲間の取締が図られている様子を知ることができよう。

さて、この二ノ宮村の文政九年の仮議定の文書から考察すると、二ノ宮村の若者仲間は、大若者と小若者の階層があった。大若者は重立と重なり、年行事は小若者が勤めた。また、重立には部屋住つまり所帯を継承していない若者と、所帯主＝判頭の若者とがあり、恐らくはある年齢以下の者が小若者となっていたと考えられる。

牛沼村の「若者姓名帳」を次に検討してみよう。〔表3〕〔表4〕〔表5〕は、それぞれの年の年行事を示したものである。これらの表で示されたように、この三冊の文書によれば、安政二年から明治十年までの二十三年間の年行事役が判明する。年に三人から六人の年行事がいるが、四人で勤める例がほとんどであった。年行事を連続して勤めているものはおらず、文字通り一年限りの年番であった。また、表中に複数回年行事を勤めているものが二十二人いる。その中で、三回勤めている者が七名いる。年行事を勤める年の間隔は平均六、六年であるが、一年から十二年間隔まで区々である。

現在、牛沼地区では、神明社の祭礼執行のために、年番制度があるが、これは家並十軒でその年の祭礼執行を勤める。今日、若者年行事役は失われており、家並による年番といつ頃交替したか、また、その年番の廻し方の異同については、史料がない。

次に、年行事の印はないが、若者姓名帳の万延二年に「おたけ」、明治四年には「お竹」という女性名が記されている。静岡県御殿場市

永塚の若者仲間の事例で検討したように、女性が若者仲間に加入する場合は、その家に、若者に加入すべき適当な男子がいない場合に起る。⁽⁶⁾いわば若者仲間加入についての例外ではあるが、この例外の存在は、牛沼の若者仲間が、家一軒から最低一人は若者仲間に加入しなければならなかったことを示している。家から若者を出すことを共同体への義務とされていたことは、いわば、村人足として若者を出す役義、すなわち「若者役」と考えられていた。

若者姓名帳に書かれた者の年齢などは、宗門人別帳等の比較できる史料がなく、若者仲間の構成を充分に解明することが出来ない。しかし、安政四年（一八五七）に年行事を勤めた「太郎次」は、文久元年（一八六一）の文書に名主の肩書がある。明治九年（一八七六）の年行事「（坂本）芳太郎」は、明治四年（一八七一）にやはり名主を勤めている。年行事の前後に名主を勤める場合があつたわけで、名主クラスの者も含む組織であつたことがわかる。牛沼村は、弘化三年の文書に年番名主となっていることから、名主等の村役人となつたものは、その年は年行事とはならなかつたものと考えられる。前掲二ノ宮静原家文書の若者の仮議定にあつた「重立」の若者の意味を、判頭層からさらに村役人層へ絞って考える材料となるのかもしれない。牛浜村は、前記のように明治六年で三十七戸の小村であった。そのため、「庭場」はないが、いわば一村一庭場の村と理解される。祭礼芝居は隣村の油平村と一緒にに行っている。また、明治七年七月に牛沼村と油平村は協同で出金して「床場」すなわち髪結場の制作を行っている。この床

人で負担し、その出納は、中村金太郎、同久次郎、坂本太郎、同源市郎の「若者当番」⁽⁷⁾が行つた。

熊川の八雲神社祭礼に飭られる職の「若番中」は、若者当番の年行事を勤める仲間一同の意と解せられ、若者当番は、若者の大事な勤めであった。

おわりに

冒頭に掲げた小川村の中老、若者惣代から村役人へ差出した一札にある「中老惣代」、「若者惣代」の人物について、明治十年戸籍より生年と家督相続年を書き加えると次のようになる。

中老惣代

生年

家督相続年

三次郎

堀部

享和元年（一八〇一）☆天保四年（一八三三）

権次郎

鈴木

文政元年（一八一八）弘化元年（一八四四）

林助

橋本

文政九年（一八二六）嘉永四年（一八五一）

若者惣代

祐益（神田）

？

祐儀

八（森田）

文政十一年（一八二八）嘉永四年（一八五一）

平七

（森田）

天保元年（一八三〇）嘉永三年（一八五〇）

右の内、三次郎は、天保四年に村内から養子入籍した。また、祐益について明治十年戸籍で不明なのは、祐益が明治維新の際に千人同心として駿府に赴き、息子（平野徳頭）が小川村に戻ってきた時には亡くなっていたためである。

祐益の年齢は不明であるが、文久元年（一八六一）では、若者惣代

の儀八は三十三歳、平七は三十一歳。中老惣代の三次郎は六十歳、権次郎四十三歳、林助三十五歳であった。四十二歳の大厄で中老と若者の年齢区分が引ければ理解はし易いが、林助は厄年前であり、中老と若者の区分についてはなお検討を要する。

また、居屋敷は、三次郎・平七が東、権次郎・祐益が西、林助・儀八が久保の庭場に位置する。小川村の三つの庭場にそれぞれ若者と中老の惣代があつたことは、小川村でも庭場が若者仲間の最小の結合領域であったことを示している。（北村澄江論文 図一参照）

熊川村の内出地区にある庭場で北村澄江共同使用する食器類を収蔵する膳椀倉に、「若者貯附金利息取立扣」がある。これには「明治一十三年二月初午（熊川村内出庭場中）」とあり、庭場の若者仲間が資金の貸付を行つてゐる。⁽⁸⁾

多摩川・秋川の合流地域の熊川・小川・二ノ宮・牛沼の各地区の史料を基に、この地域の若者仲間について検討してきたが、その特色についてまとめれば、次のようになる。

一 藩政村の内部にある村組である「庭場」に若者仲間が成立して村毎にまとまつていた。

一 村内の家々は、軒毎に若者を出さねばならず、男子のいない場合には女性も若者とする「若者役」であった。

一 加入、脱退の年齢は明確ではないが、年齢により大・小の組があり、若者の上には中老という年齢の高い区分があつたらしい。

一 若者仲間はハレの行事に限り、その年の祭礼執行や会計にあたる年行事、年番という役割を勤めた。

一 文化二年に閑東取締出役が設けられた以降、若者仲間に対する規制が強まつたが、この政策によって若者仲間は潰されず、村では村役人の管制下で内部統制の強化が行われた。

一 若者仲間を潰せないのは、若者仲間が名主や千人同心家という

村の上層まで含んだ最も活力のある者達で構成され、水害から村を守るなど村共同体の運営に欠かせない存在であったからであつた。

本稿では、江戸後期の多摩川、秋川合流地域の若者仲間を検討してきたが、地域の特色を明確にするには、更に多くの事例を検討しなければならない。今後はもう少し広い地域での事例との比較研究が必要である。

(記) (1) 多仁照廣編『多満自慢石川酒造文書』第一巻

(2) 多仁照廣「地芝居と若者仲間」(『地方史研究』一三)

（号）

(3) 天保十一年八月「閑東御取締御出役様再御改革被仰渡

写小前請印帳」 森田家文書 No.2095

(4) 明治六年「神奈川県管轄第五拾九区村々戸籍表」

二ノ宮静原家文書 No.734

(5) 文政九年六月「仮儀定之帳事」 静原家文書 No.507

(6) 多仁照廣「若者仲間の歴史」一二九頁

(7) 明治七年七月「床場家根替諸掛控」 坂本謙郎家文書

No.47

(8) 福生市教育委員会「福生市の民俗ームラのくじしー」

多摩川流域史研究会々員名簿

(敬省略・五十音順)

安藤陽子

牛米努

北村澄江

小松修

井昭男

木芳行

鈴木仁一

多田正和

田淵清実

多田満

田崎和

米田満

田中清

田中実

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*